

復刻増補

江田船山古墳



熊本県玉名郡菊水町

江 田 船 山 古 墳

ごあいさつ

菊水町の誇りである江田船山古墳は、玉名郡菊水町大字江田の清原台地にある前方後円墳であります。明治6年1月、池田佐十氏の手によって発掘され、その出土品は全国的にも稀にみる貴重な副葬品で、現在、東京国立博物館に所蔵されています。しかも、一括して国宝に指定されているため現物に接することも出来ず、町民をはじめ古代史や考古学に関心の深い方々からは是非とも地元に返還していただきたいとの希望がありますが、せめて出土品の写真を集めた資料集を出版してほしいとの要望がよせられていました。

今年は昭和46年に始めました「古墳祭」が10周年を迎える記念すべき年であります。この記念行事の一つとして「シンポジウム江田船山古墳」を計画し、「江田船山古墳」を出版することにいたしました。幸に東京国立博物館の積極的な御協力を得て江田船山古墳出土品の大部分の写真を収録することができました。

更に江田船山古墳に関する論文や報告書をまとめ、江田船山古墳を浮き彫りにすることが出来るようなものにしたいとの願いをこめて、これまでに刊行されている論文や報告書を収録しました。江田船山古墳を取り扱った論文が余りにも多すぎ、すべての論文を制約された紙面にまとめるることはとても困難であるため、それらの中でも特に資料として重要で復刻の要望の高いものだけを転載させていただきました。これらの論文や報告書を発表された先生方の中には、既に故人となられたお方もありますが、全部の先生方が快く転載を御承諾いただきましたことを深く感謝いたします。

この資料集の編集にあたり各方面の方々の御協力に対し、あらためて敬意を表し、この資料集が多くのみなさんに利用していただくことをお願いいたします。

昭和55年 8月1日

玉名郡菊水町長 坂 本 豊

目 次

ごあいさつ

| | |
|---------------|----------------|
| 出土遺物写真 | ①～㉙ |
| 1 江田船山古墳と出土遺物 | 乙益 重隆 1 |
| 2 菊池川流域の古墳文化 | 松本 健郎 9 |
| 3 調査の経過と研究小史 | 松本 健郎 17 |
| 4 清原古墳群周辺調査概要 | 玉名郡菊水町教育委員会 23 |
| 5 古代史のなかの船山古墳 | 直木孝次郎 37 |
| 6 船山古墳出土鏡について | 白木原和美 41 |

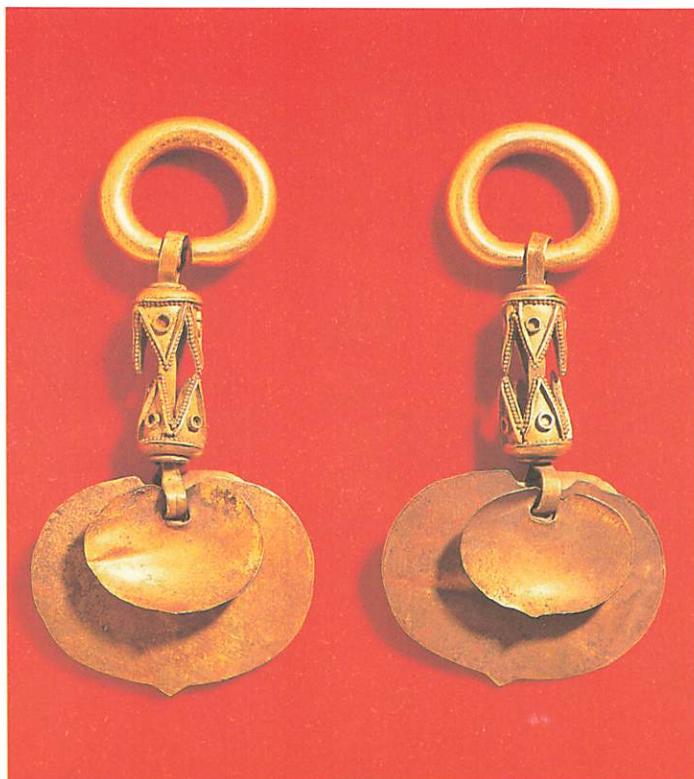
資料編

| | |
|----------------------|-------------|
| 1 船山古墳に関する県庁文書 | 原口 長之 校訂 51 |
| 2 江田村の古墳 | 古谷 清 55 |
| 3 「史蹟名勝天然記念物調査報告第一冊」 | |
| 玉名郡江田村船山古墳調査報告 | 梅原 末治 61 |
| 4 江田発掘大刀及び隅田八幡神社 | |
| 鏡の製作年代について | 福山 敏男 111 |
| 5 船山古墳とその遺宝 | 三木 文雄 117 |
| 6 船山古墳と銀象嵌大刀 | 亀井 正道 127 |
| 熊本県江田船山古墳 | 桑原 審彰 145 |



冠帽の金具：金銅製

総 高 13.6センチ
下底の長さ 15.1センチ



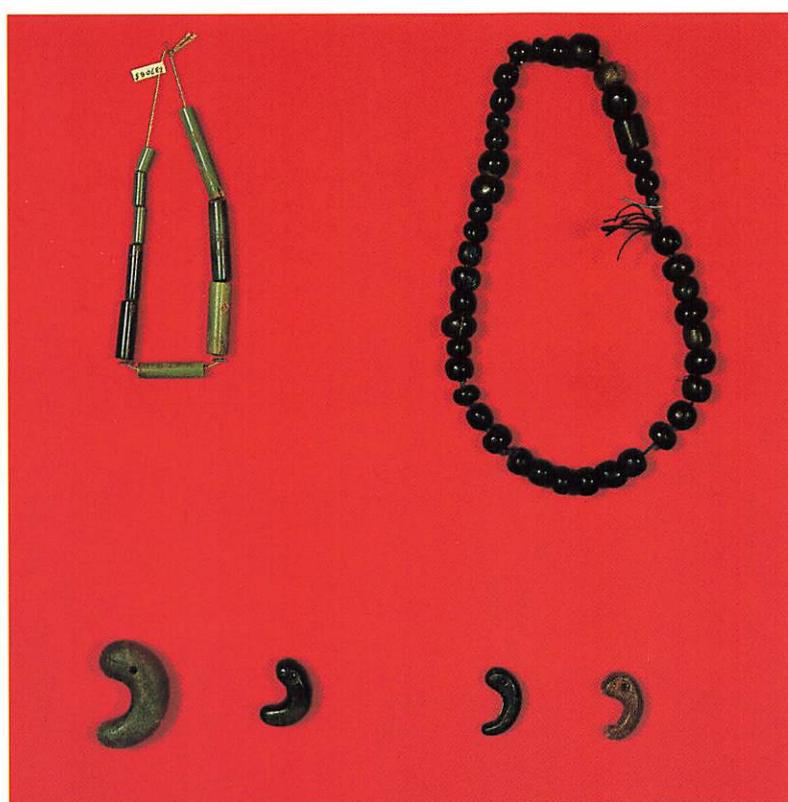
金製耳飾
同形のもの一対
長さ 6.6センチ
ハート形の金の薄板の両側に同じ
小形の板がついている



金製耳飾：同形のもの一対
長さ 14.2センチ



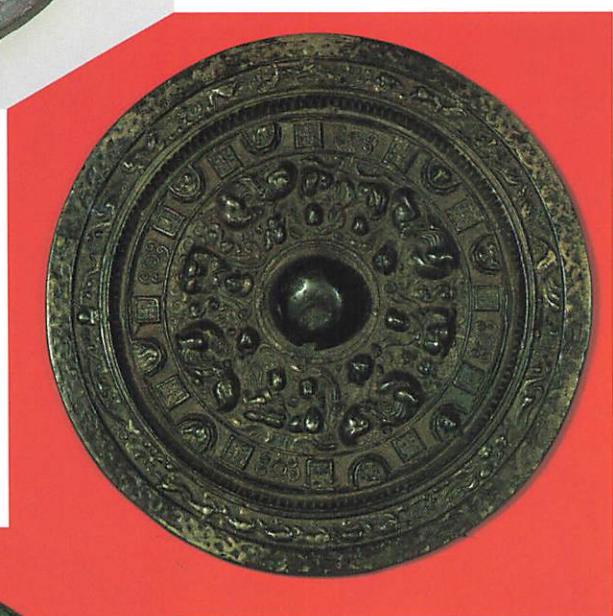
沓：金銅製
長さ29.7センチ
幅 9.1センチ



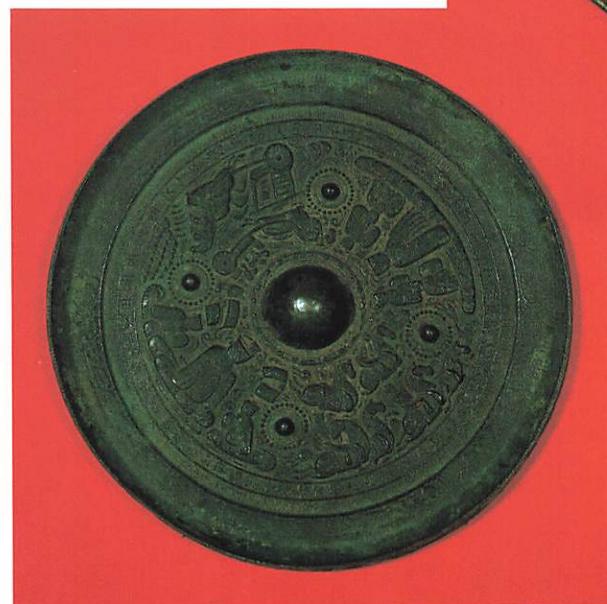
玉類：右上ガラス小玉
左上碧玉の管玉
下は硬玉の勾玉



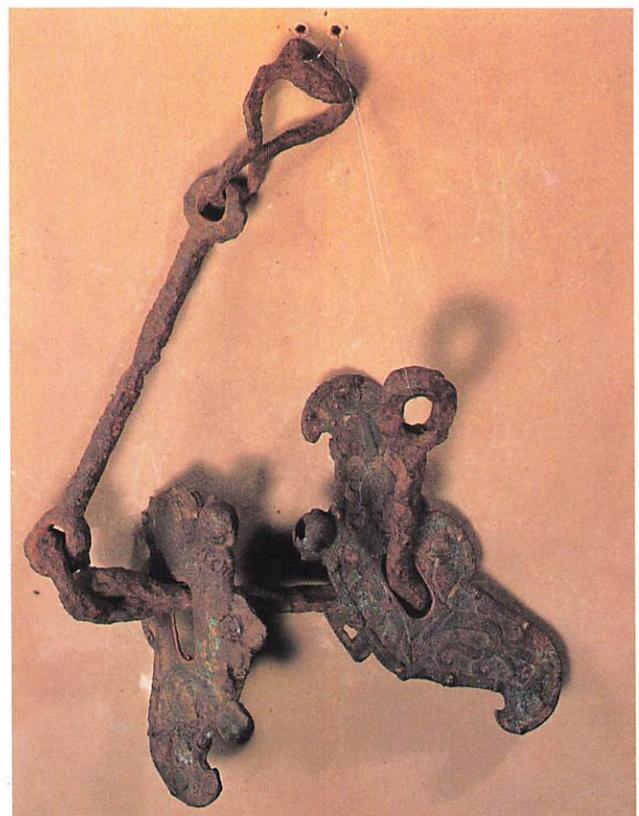
獸帶鏡：中国鏡 面径17.6センチ
縁高0.75センチ



画文帶神獸鏡：中国鏡 面径20センチ
縁高0.6センチ



神人車馬画像鏡：中国鏡 面径22.4センチ
縁高0.9センチ



くつわ
響鏡板：鏡板は周囲に小鈴をつけ、
表面に板金、変形竜文を
薄肉彫にする

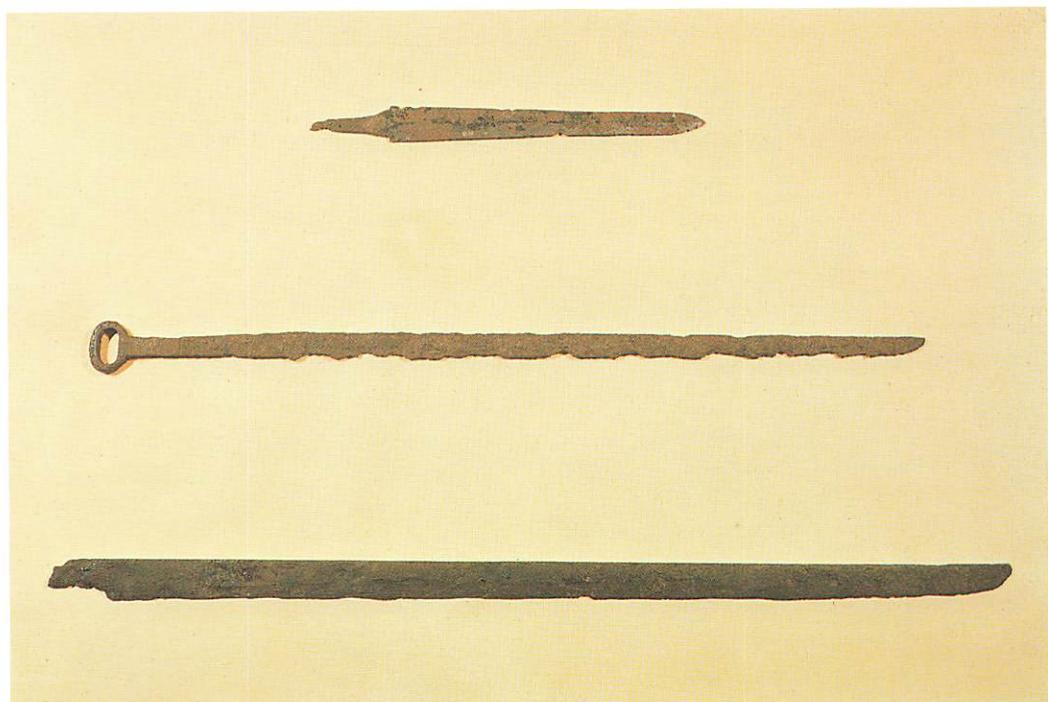


あぶみ
鏡



環鈴：銅製

円環の三方に石入大形の鈴をつける
長さ 7.6センチ



直刀と剣：上は剣、長さ41.2センチ
中は環頭の大刀、長さ82.7センチ
下は銀象嵌在銘、身の長さ85.1センチ

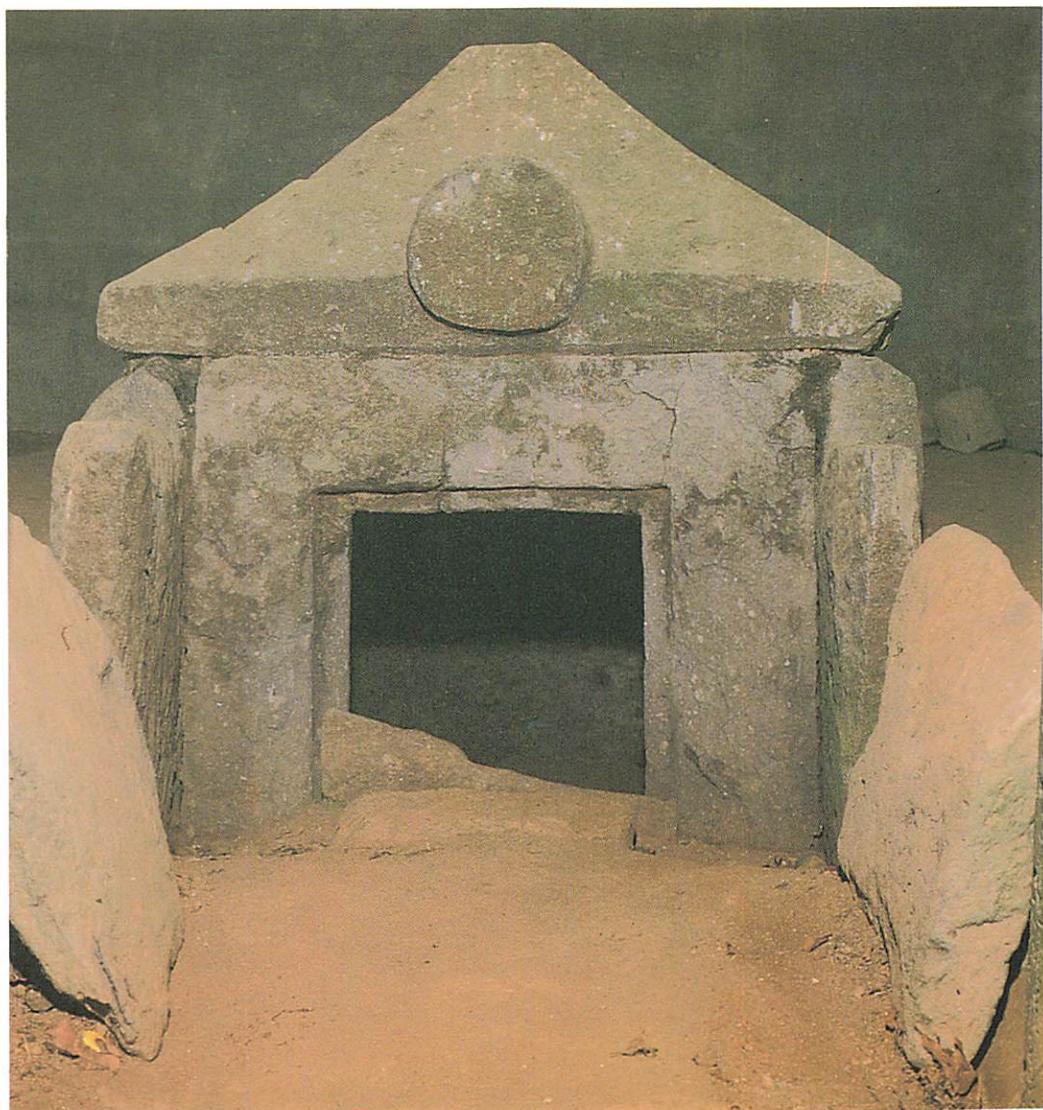


壺：須恵器

蓋の口縁部外径12.4センチ、高さ3.4センチ
身の口縁部外径11.2センチ、高さ3.2センチ



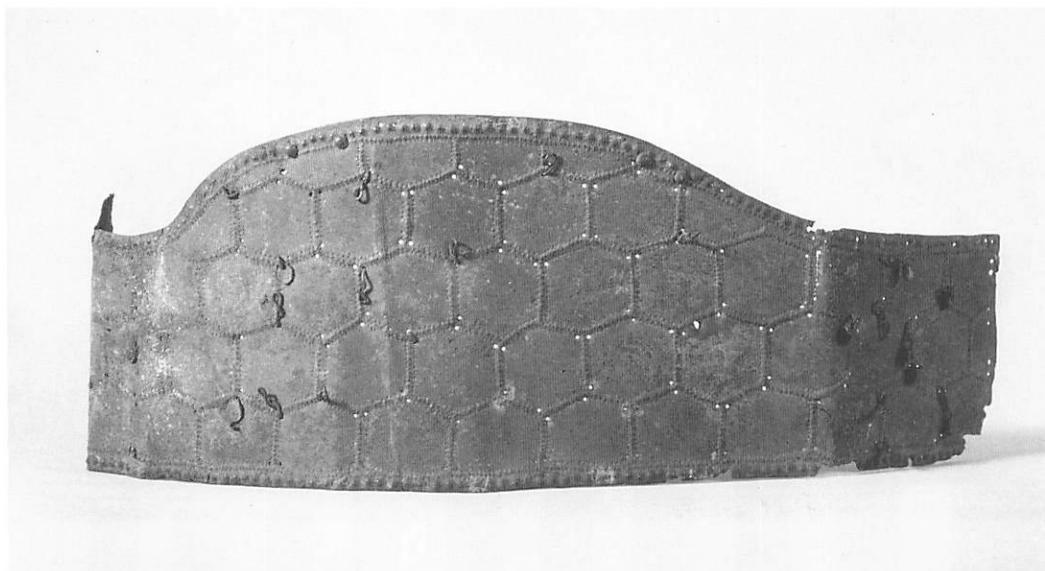
朝顔型円筒埴輪 高さ77.5センチ



横口式家形石棺



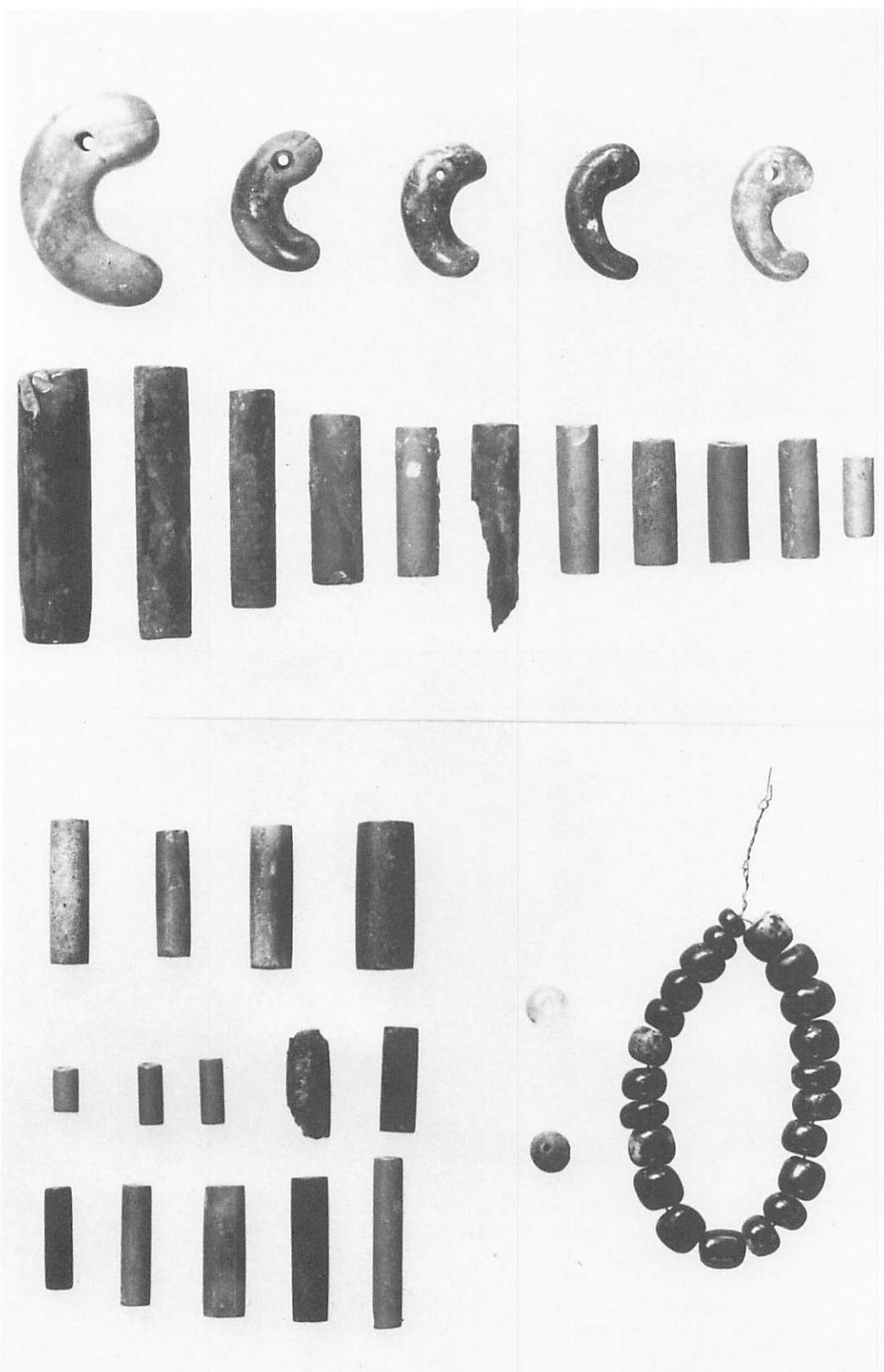
船山古墳全景



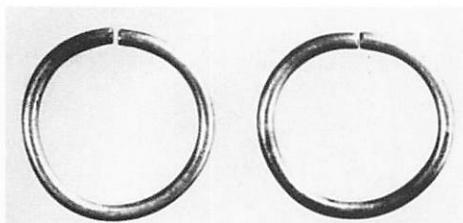
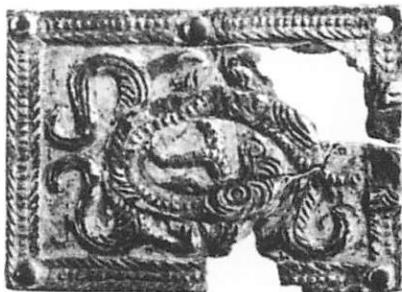
冠金具残欠：金銅製
高さ10.6センチ
横34.2センチ



冠金具残欠：金銅製・帶状部の幅3.3センチ、長さ28.5センチ
澤渦形の高さ8.7センチ

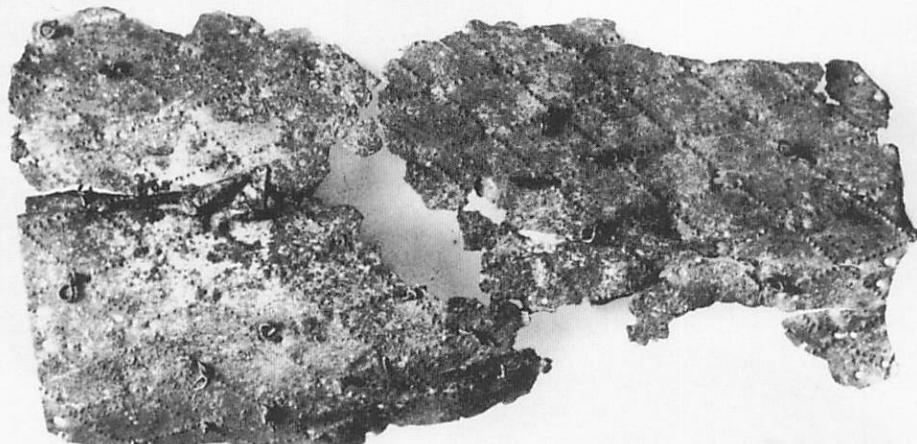


玉類：上・硬玉の勾玉
中・碧玉の管玉
下左・管玉
下右・ガラス小玉

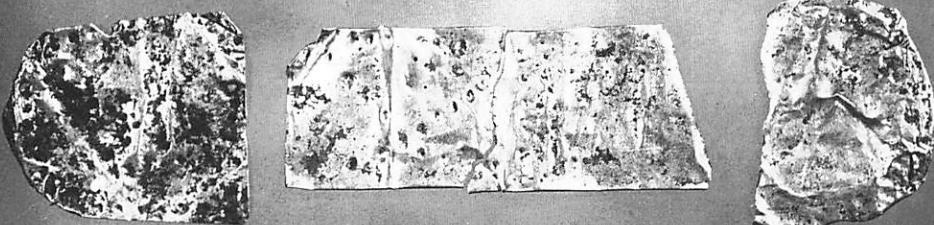


金環：径2.6センチ

帶金具



金銅製金具残欠



金製飾金具残欠



画文帶神獸鏡中国鏡
面径20.6センチ
半円形帶の方形格内に「吾作明竟」
など4字句をつらねた銘がある



四獸鏡：仿製鏡・面径8.7センチ

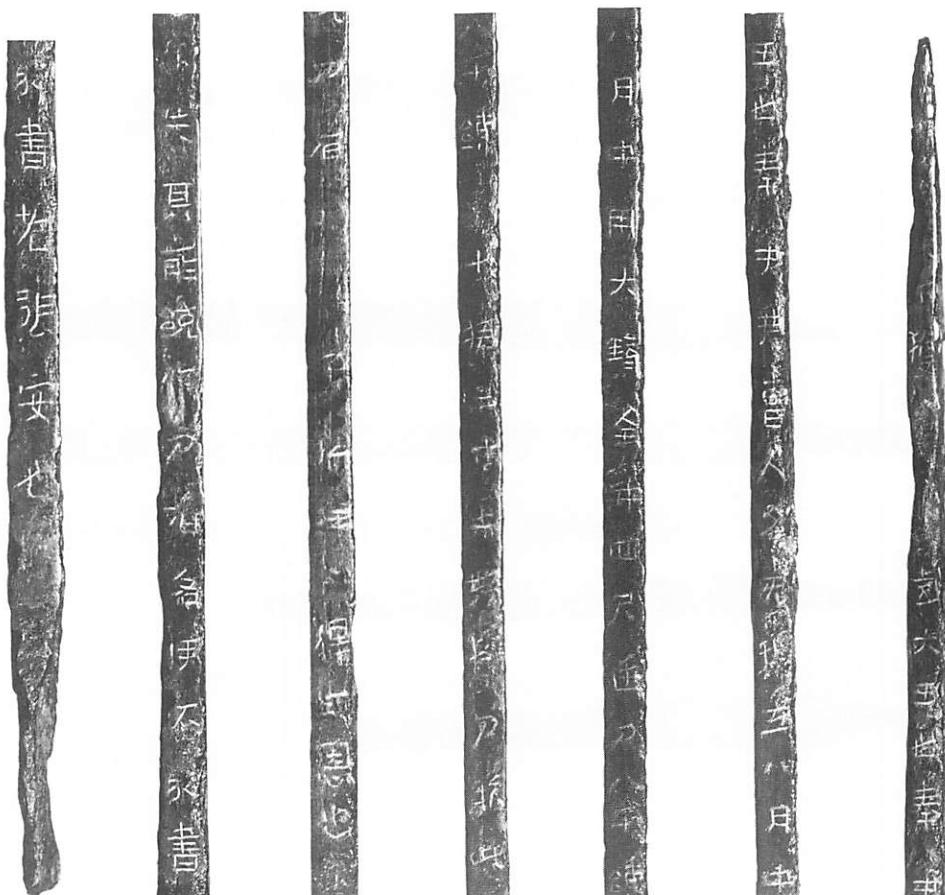


画文帶環状乳神獸鏡：中国鏡・面径14.8センチ
緑高約0.3センチ

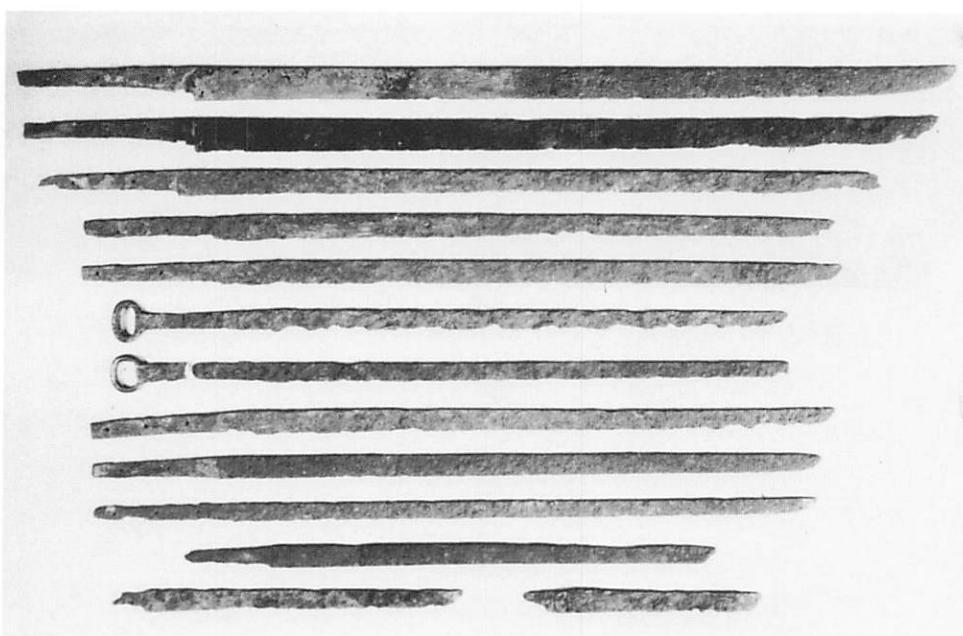


花文と馬：文字在銘の刀身の刃部の関よりにある花形座と馬の銀象嵌。^{まち}

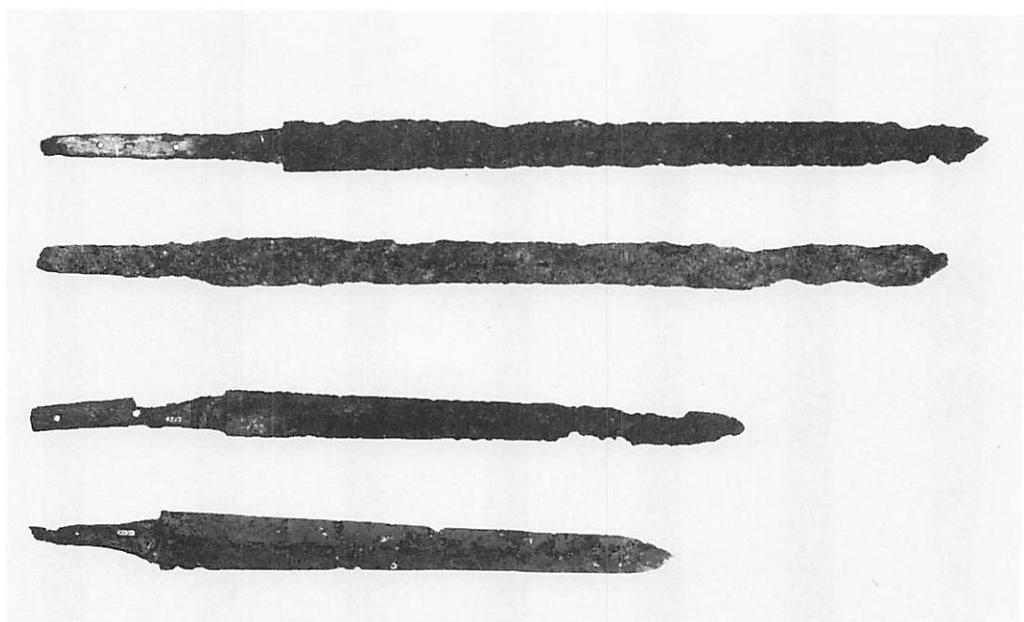
大刀は身の長さ85センチ、刀背の幅0.84センチ



銀象嵌大刀銘文（現存の長さ90.7センチ）



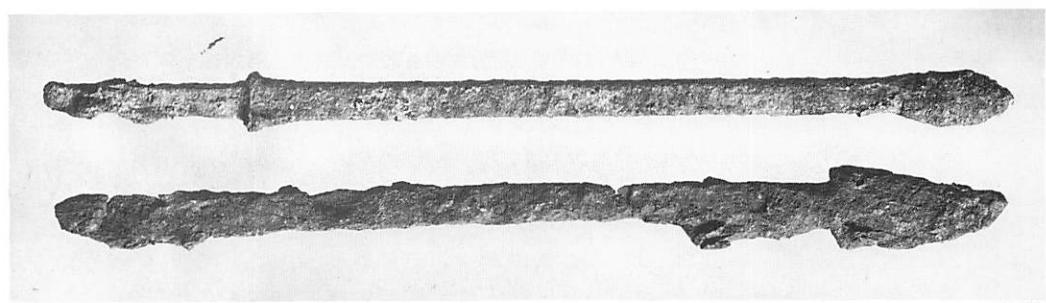
直刀



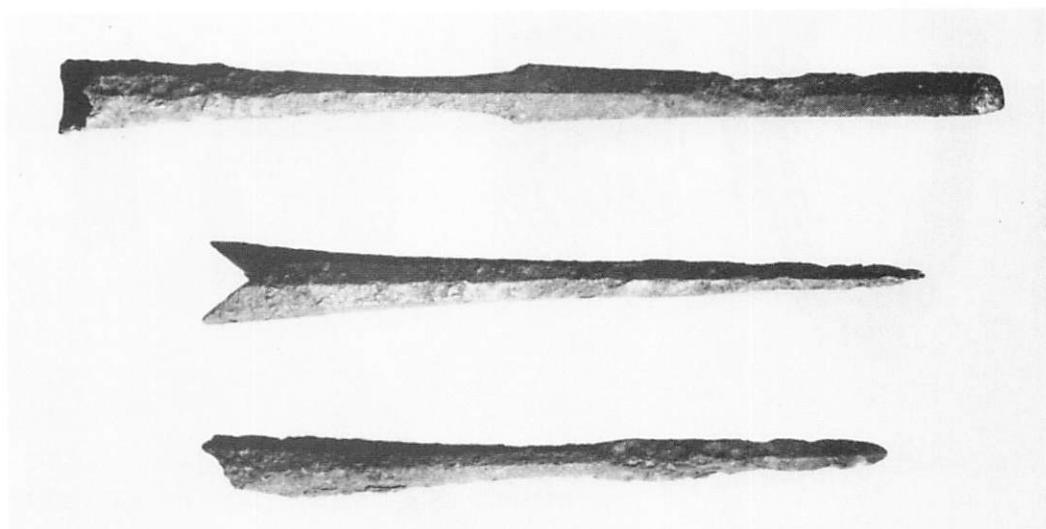
铁剑



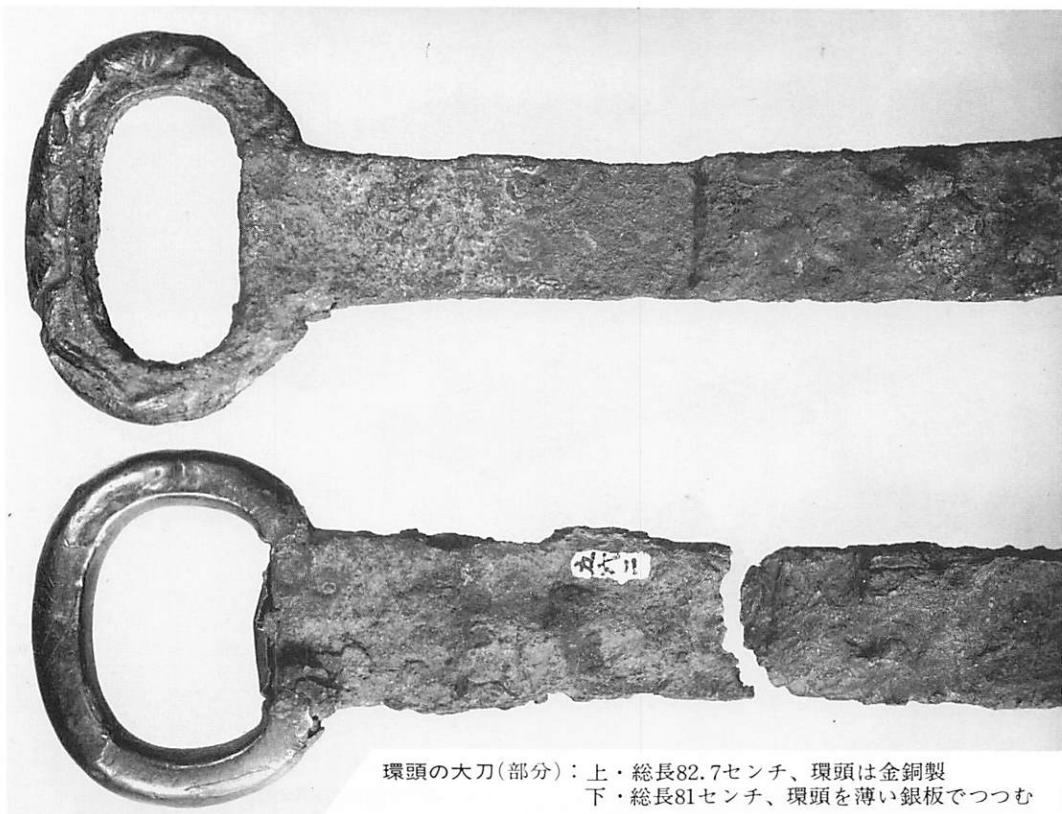
銹着した鉄鎌の茎など



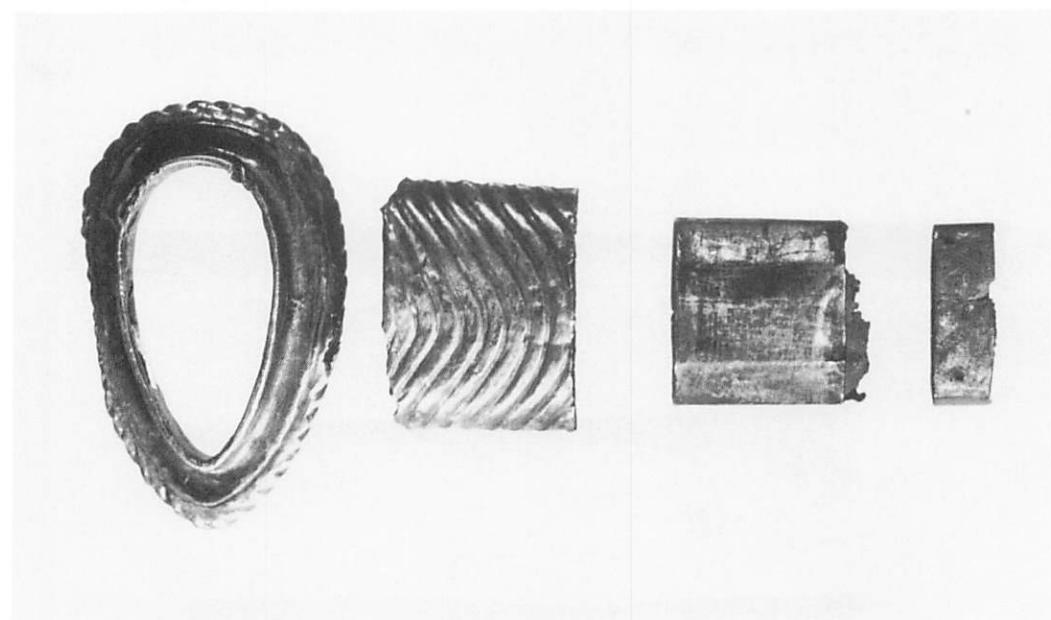
鉄鎌



槍身：上・広鋒、中・狭鋒、下・中間型



環頭の大刀(部分)：上・総長82.7センチ、環頭は金銅製
下・総長81センチ、環頭を薄い銀板でつつむ



刀装具残欠：左から喰出鐔・はばき・鞘口・胴じめ金具
はみだしつば さやぐち



衝角形の兜 ^{かぶと}
鉄製、長径約25.5センチ、数個の鉄板を
鋲留にしてつくる ^{しころ}
鎧を失なっている



あかべよろい
頸鎧残欠



短甲(前胴の表)



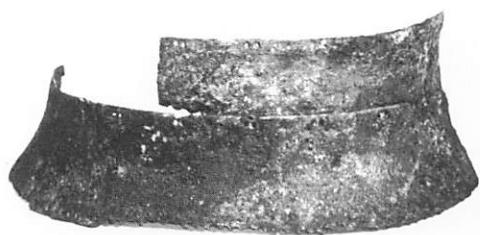
短甲(前胴の裏)



短甲(後胴の表)：鉄製、長さ約46.9センチ
よこはぎいたびょうどめ
横矧板鉢留



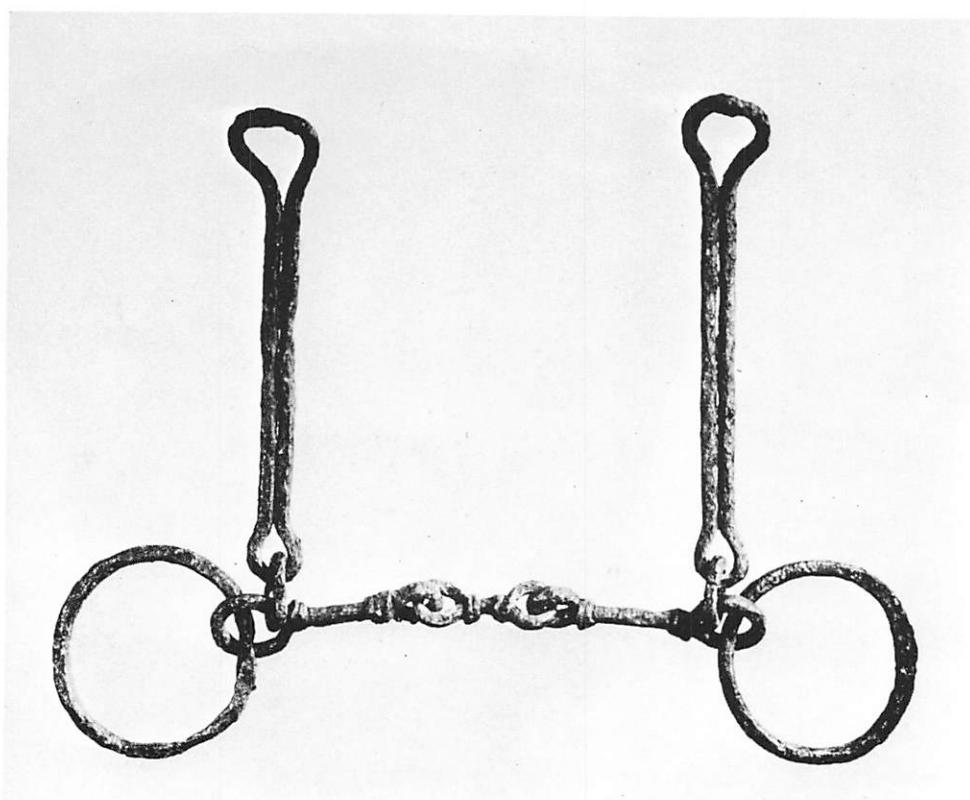
短甲(後胴の裏)：鉄製、長さ約46.9センチ
横矧板鉢留



短甲残欠



提瓶残欠



江田船山古墳と出土遺物

国学院大学教授 乙 益 重 隆

位置と環境 江田船山古墳は熊本県玉名郡菊水町大字江田字石場、大久保原のうち、清原にある前方後円墳で、周辺にある塚坊主の前方後円墳や、虚空蔵の円墳（前方後円墳の疑いをもたれている）などとともに、昭和26年6月9日国の史跡に指定された。現地は江田川が本流の菊池川に合流する付近の、南に横たわる広大な台地上にあたり、古い地割をたどると他にも数基の古墳があつたらしい。船山古墳の西北方約80mにはもと短甲をつけた石人一体があり、昭和41年には周辺の集石から石製の腰掛と、小形の家形石棺残欠、石棺の組掛け突起片、埴輪の刀などが発見された。これらの遺物は近くの収蔵庫におさめられている。

また、船山古墳の北方約300mには大久保さんの墓と称する小円墳がある。限昭志・杉村彰一氏の調査によると内部には舟形石棺一個が発見され、人骨数体分が合葬されていたという。さらに江田川の谷をへだてた対岸の大字江田字中小路には、巨大な切石積の3室からなる江田穴観音の横穴式石室墳があり、国の史跡に指定されている。その他にも菊水町公民館の近くには若宮の前方後円墳があり、家形石棺が発見されている。とくに船山古墳の東北方約1km鷲原のイッチャヨ墓では、寛政6年（1794）4月、須恵器の藏骨器とともに墓誌銅板が出土した。現物は失われ今では記念碑だけを存するが、肥後国志によると、その銘文は次のようなものであった。

〔大〕
「開日七道西海道太宰府 玉名郡人権擬少領小初位下日置部公 又治地高野山」

おそらく墓誌の年代は藏骨器の破片からみて奈良時代後期と考えられ、この一帯にいた土豪は日置氏であったことがうかがわれる。

発見のいきさつ およそわが国の古墳で規模の小さな割合に、船山古墳ほど貴重な遺物を沢山出土した例は珍らしい。この古墳が発掘されたのは明治6年（1873）1月4日のことであった。いいつたえによると石場地区の農業池田佐十（佐十郎ともいう）は、正月元日の初夢に神の姿があらわれ、自分の所有地である船山の頂を掘れというお告げがあったという。一説ではその時白狐があらわれたともいう。当時のいきさつを熊本県立図書館に所蔵する「官省一途」（明治5年）=別項資料編 51ページ掲載= という公文書綴によってたどると「白川県玉名郡内田郷江田村平民池田佐十受持之山開畠地中埋藏物之儀ニ付伺書」という記録がある。その内容は次のようにみえている。

「右者当県玉名郡内田郷江田村、平民池田佐十与申者、一月一日午前二時比与覺、夢中同

村之内下ヶ名清原与申処ニ受持居候、元山開畑ヲ掘穿候得者、宝器出頭之心地ニ而夢覺メ、一途ニ右之氣移リイタシ、同四日前条之畑ヲ掘穿、石室戸米ニ掘當候ニ付、石戸ヲ引放シ、室中ヲ窺候処、右之宝器存在候付、器物持帰リ、當県庁へ差出候中」

この届出書類でもわかる通り、伝承と事実記録はほぼまちがいなく一致している。その時の出土品目録はここにちの現物と若干異なるが、それは遺物に対する解釈のちがいや、かぞえちがいが含まれている。そしてすでにその頃から、のちの文化財保護法第五十九条や、遺失物法第十三条にあてはまりそうな問題が生じたとみえ

「右者、新律得遺失物条、若官私地内ニ於テ埋蔵ノ物ヲ掘得ルハ、並ニ官ニ送リ、地主ト中分セシム、ト云ニ依リ、一半ハ地主ニ給シ可申哉ノ処、金銀ト違ヒ、異常之器物ニ而、清律ニテハ古器鐘鼎等ノ民間ニアル可キ物ニアラサレバ、其物器、官ニ入レ候由、相見候、天冠等異常之品々ニ付、其儘埋蔵イタシ置可申哉、奉伺候也。」

とみえている。そして数回にわたる熊本県庁と博覧会事務局との間に文書の往復があり、結局「代価総計金80円」で博覧会事務局、すなわち後の帝室博物館に引とられることになった。

当時この問題に関係した文書にみえる人物の名は、白川県権参事嘉悦氏房と、白川県参事山田武甫であった。うち嘉悦氏房は明治6年1月この職に就任し、翌7年には緑川製糸所の社長となり、同10年には広取賛という学校をひらき、教育界に大きな足跡を残した人である。とくに同12年には紅茶不知火会社を創設し、実業界にも大きな業績を残している。山田武甫は明治4年廃藩置県当時熊本県参事となり、そのまま県名変更とともに白川県参事をつとめ、同7年には敦賀県令となり、主として官界に活躍した人であった。

研究の歴史 江田船山古墳とその出土遺物のことが、具体的に文献にあらわれるのは明治後半以後のことであった。すなわち若林勝邦は『考古学会雑誌』第3編第1号に「銀象嵌を施せる鉄刀及び鏃に就て」を発表し、ついで『国華』第155号（明治36年）に「我邦古代の直刀に施せる装飾及び彫刻」と題する論文を寄せ、その中で船山古墳出土の大刀に銀象嵌の馬の絵があることをとりあげている。また古谷清は『東洋時報』第147号（同44年）誌上に「江田の古墳と女王卑弥呼」を発表。さらにその翌年には「江田村の古墳」を『考古学雑誌』第2卷第1号に発表し、現地の踏査記録とともに、この古墳が邪馬台国の女王卑弥呼の墓である可能性を論述した。しかし今にして考えると、古墳の編年的位置が決まっていなかった当時にあっては、このような突飛な学説があらわれても大きな反論はなかった。

大正時代に入るや同五年喜田貞吉博士による踏査が行われ、この古墳の石棺が家形を呈することが指摘された。ついで同6年1月には浜田耕作・梅原末治博士らによる現地の調査が行われた。おそらくその時であろう、梅原博士によると船山古墳の近くから武装石人を発見したのは内藤湖南・今西龍博士であった。その時の成果は梅原博士の執筆された「江田村船山古墳」熊本県史蹟調査報告第1回（大正9年）と「玉名郡江田船山古墳調査報告」熊本県史蹟名勝天

然記念物調査報告第1冊（大正11年）=別項資料編61ページ掲載=にくわしい。ここに船山古墳の現状と遺物の実態は、はじめて全国的に紹介され、多くの注目をあつめるにいたった。

その後梅原博士は昭和17年と同23年に再度現地を調査し、墳形の測量とともに近くの塚坊主古墳の発掘調査を行われた。

一方福山敏男博士は考古学雑誌第24巻第1号（昭和9年1月）に「江田発掘大刀及び隅田八幡神社鏡の製作年代について——日本最古の金石文——」=別項資料編111ページ掲載=を発表し、この古墳出土大刀の柄に銀で象嵌された銘文の解釈から、わが国の考古学や、古代史上に重大な問題を提起された。

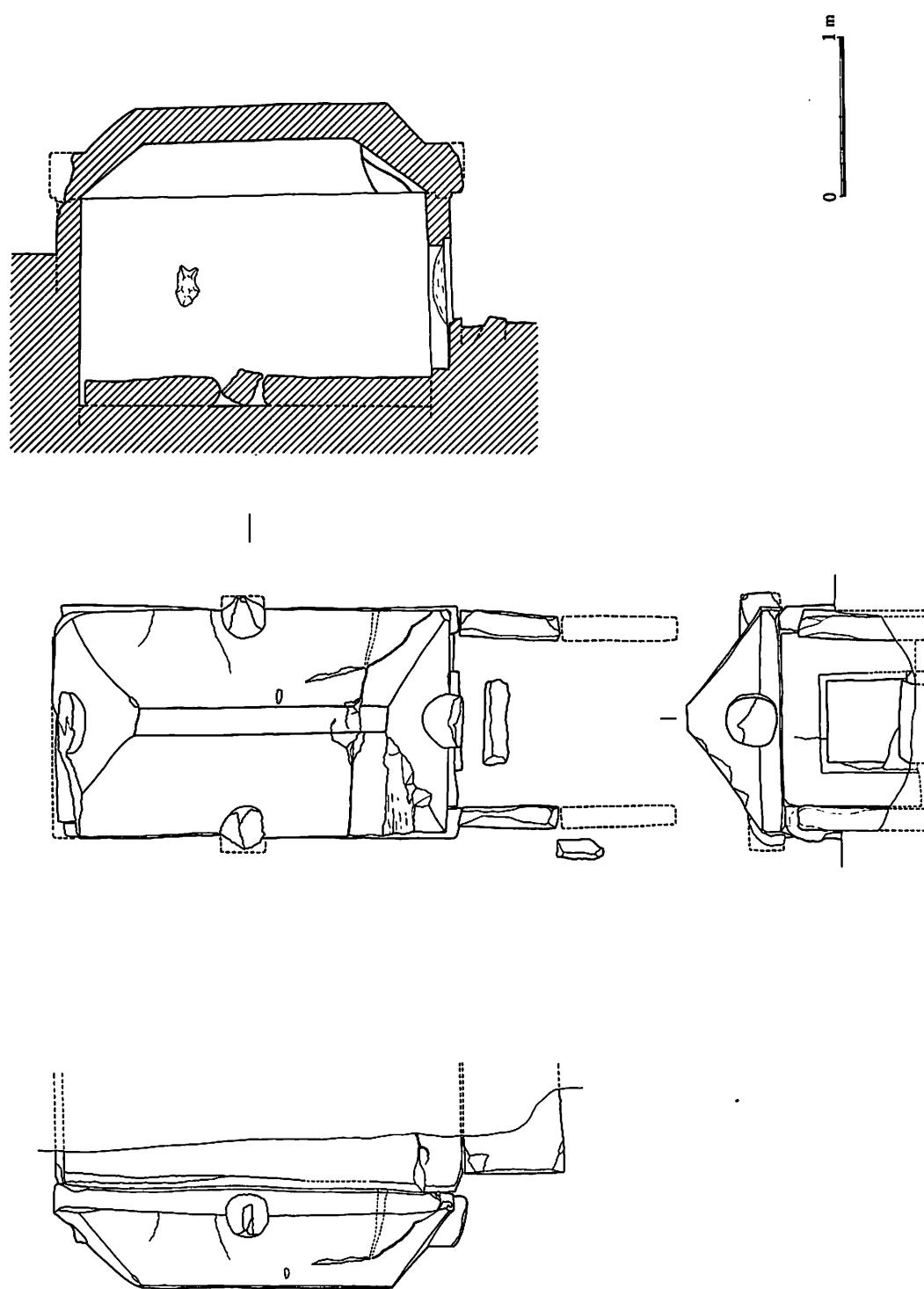
さらに昭和40年には東京国立博物館に所蔵する、江田船山古墳出土遺物が国宝に指定された。これを機に三木文雄博士はMUSEUM（昭和40年7月）に「船山古墳とその遺宝」を発表し、出土遺物について広範にわたる比較検討を加えられた。

以上のほかにも船山古墳およびその出土遺物については多くの研究者による論文があり、その主なものは別項文献目録（22頁参照）の通りである。

古墳の現状 船山古墳は清原台地のほぼ中央に位置する前方後円墳で、現存全長46㍍（復原全長61㍍）、後円部直径26㍍、高さ7.9㍍、前方部幅23㍍、高さ約6㍍を有する。主軸はほぼ北東—南西にむかう。封土はいちじるしく原形を損じているが、本来3段に築いたらしく、前方部には丹彩した割石が混って出土する。おそらくそれは後世の補築であろう。後円部のほぼ中央に妻入りの入口を設けた家形石棺（図1参照）を埋設し、その入口は主軸方向から南西にそれ、クビレ部方向にむかう。家形石棺は阿蘇熔岩材の切石を磨いて仕上げた組合式で、棺蓋は寄棟につくる。今ではまわりの土を排除して、上部に雨覆屋根をかけている。石棺内部は全面に丹を塗り、内部奥行2.2㍍、同幅1.1㍍、天井までの高さ1.45㍍を有する。棺の妻側に幅1.5㍍の枠どりをした。高さ81㌢、幅55㌢の入口を彫り抜き、もとはこの部分を扉石で塞いでいた。棺蓋は左右に浅く反りを有し、前後と左右に各一個ずつ縄掛突起を丸く彫り出す。もとは入口の前方北側に長さ約60㌢の切石を2個、南側に1個立てならべて壁をつくり、奥行約1.5㍍、幅約1.1㍍の通路を構成していた。このような構造の埋葬施設には、横穴式石室にたいする意識が強く反映し、棺内には最初から追加合葬することを予定していたことがわかる。

江田船山古墳のように家形石棺の妻入り方向に入口を設けた例は、主として筑後・肥前・肥後の国境地帯に集中的にみられる特殊な葬法である。中でも福岡県久留米市石槻山古墳や、熊本県城南町石ノ室古墳の石棺は船山古墳のはあいと同様である。またこのような石棺を容積いっぱいの横穴式石室の内部に安置した例は、福岡県広川町一条石人山古墳や、久留米市浦山古墳、佐賀市西隈古墳などにもとめられ、これらはいずれも幾何学図形文様を彫刻した装飾古墳である。

古墳出土遺物 江田船山古墳より出土した遺物は現在総数92点にのぼる。その内容は多岐に



第1図 江田船山古墳の横口式家形石棺実測図（菊水町教委調査）

わたり、数量の多い点でも被葬者たちの実力のほどがうかがわれる。現存遺物の代表的なものをあげると次のとおりである。

銅鏡 6 面、勾玉 7 個、管玉 14 個、玻璃玉 90 余個、衝角付兜 1 個、横矧板皮綴式短甲一領、
横矧板鉄留式短甲一領、皮綴式頸鎧一領、大刀 14 口、劍 7 口、刀袋金具一括、槍身 4 口、
鉄鎌一括、金銅製冠帽 1 個、金銅製冠 3 個分、帶金具一括、金銅製沓 1 足、轡 2 組、鐙 2
組、金製垂飾付耳飾 2 対、金環 1 対、須恵器坏（蓋付）1 組、同提瓶 1 個

なかでも銅鏡 6 面の内わけは神人車馬画像鏡 1 面をはじめ、画文帶神獸鏡 2 種類 2 面、環状乳付画文帶神獸鏡 1 面、獸文縁獸帶鏡 1 面などすぐれた中国鏡のほかに、国産の変形四獸鏡 1 面があった。うち神人車馬画像鏡にはつぎのような銘文がある。

（規）
公□氏作鏡四夷 多賀國家人民息 胡虜殄滅天下復 風雨時節五穀孰 長保ニ親得天力
伝告後世樂無亜 乘雲馳參駕四馬 遵從羣神 宜孫子

このような様式と銘文のある鏡は後漢時代につくられたもので、同類の鏡が京都府下や福岡県下から出土している。また画文帶神獸鏡のひとつには次の銘文がある。

（規）
吾作明竟 幽凍三商 配像万強 統德序道 敬奉賢良 周刻無□ 白牙拳樂 衆□主陽
聖德光明 富貴安樂 子孫番昌 學者高連 士至公卿 其師命長

この鏡も中国の六朝時代の所産で、類品がわが国の古墳から時おり出土している。とくに環状乳付画文帶神獸鏡は鋳上りがわるく、銘文も明らかでないが、同じ鋳型でつくられた鏡が他にも数面知られている。すなわちその一面は福岡県嘉穂郡穂波町枝国山ノ神古墳から出土し、熊本県内では宇土郡不知火町長崎国越古墳の家形石棺内より出土している。さらに宮崎県下では児湯郡高鍋町持田第20号古墳から 1 面と、香川県綾歌郡綾南町羽床小野蛇塚古墳に出土例があり、とくに最近熊本県阿蘇郡一ノ宮町手野迎平古墳から発見された 1 面も同型鏡の可能性があり、いずれも九州内に集中している点は注目される。

また船山古墳出土の獸文縁獸帶鏡についても同型ではないが、類品が福岡県宗像郡大島村沖ノ島第21号祭祀遺跡から 2 面出土している。そして沖ノ島と同型鏡は熊本県国越古墳と、宮崎県持田第1号計塚より 1 面と、同県児湯郡新富町新田原山ノ坊古墳から 2 面、伝韓國出土鏡 1 例がある。さらに遊離して愛知県春日井市勝川町 6 丁目 1 番地笠原古墳から 1 面出土し、他にも面径を異にするが韓國の武寧王陵出土の 1 面も類品の 1 つにあげられる。この種の鏡も環状乳付画文帶神獸とともに、主として九州に集中して分布し、それら古墳間の背後関係には、何か曰くありげに思われる。

また 2 組の武具のなかには横矧板皮綴式の短甲と頸鎧、ならびに横矧板鉄留式短甲がある。おそらくこれらは多少の伝世期間を考慮しても、皮綴式から鉄留式への転換をおもわせるものがあり、総計 23 口にのぼる大量の武器とともに、被葬者たちの武力的背景がしのばれる。さらに船山古墳出土遺物中めざましいのは 3 種類の耳飾であろう。うち第 1 の耳飾 1 対は金の輪に銀の輪をはさみ、さらにその輪から 3 条の金鎖を垂下し、金の環珞をついている。先端には木

の実形 1 個と心葉形の金具 2 個をつけ、うち 1 個には色ガラスの玉を象嵌している。第 2 の耳飾は直径 1.7 厘米の金環の下に 筒形の根締めをつなぎ、その下には心葉形を呈した大小 3 枚の金板を重ねて垂下している。根締めには連珠で縁どりし、環文を抱いた三角文を上下に対向せしめ、もとはその間の空隙になにかをはさんでいたらしい。他の 1 対は細い金の棒を円形にまげてこしらえた単純なもので、いずれも類例が朝鮮三国時代における、伽倻文化の内容にもとめられる。

また、金銅製沓には全面に亀甲連續文を押型であらわし、その間には金線で歩搖とガラス玉をとじつけている。底裏には競技用スパイクのように 4 本の針があり、おそらく歩行時の滑り止めの役をなすのであろう。もちろん実用に供するものではなく、儀礼用のもので、これも伽倻地方からの輸入品であろう。冠はいずれも金銅製で 3 個からなる。うち 1 個は冠帽で、竜と火炎状文を透彫にし、背後に蛇行状を呈した棒の尖端に、半球形の飾金具をつけている。おそらくこの冠帽は菱形連續の押型文様と歩搖をついた鉢巻状の冠と組合わさるのであろう。他の 2 個は天冠で、うち 1 個は鉢巻の地文に菱形連續文を押型であらわし、歩搖をちりばめ、前面には三葉文の立花を作り付けにあらわす。もう 1 つの天冠は鉢巻の幅びろく、正面から側面にかけて大きく山形にうねり、地文に亀甲形の連續文をあらわし歩搖を配している。おそらくこの天冠は地文と歩搖の共通性から、金銅製沓と組合せて用いたのであろう。これらの冠帽や天冠も当時、伽倻地方から輸入したものとみえ、彼我の間における密接な交渉があったことを示している。

銀象嵌銘大刀 船山古墳の名をとくに高からしめたのは、14 口にのぼる大刀のうち、銀象嵌銘文のある大刀が検出されたことによるものである。この大刀は刃渡 85 厘米を有し、^{ながさ} 茎を失っているが、刀身の鍔に近く 12 花弁の菊花文と、馬の姿が銀で象嵌されている。馬は立髪を切りそろえ、胴体に羽根のような文様がある。このような羽根の生えた馬は天馬（ペガサス）をあらわしたものといわれている。いうまでもなく天馬のおこりは古代アッシリヤ文明の思想にもとめられ、ギリシャはもちろん中国では漢代以後の説話や、装飾意匠などにみることができる。しかも茨城県三昧塚古墳出土の金銅製冠には、羽根こそないが船山古墳出土大刀に象嵌されたのと同様な馬を 6 頭配している。

それよりもこの大刀をいっそう有名ならしめたのは、^{かね} 棟の部分に小さく一行に銀で象嵌した 75 文字の銘文であろう。この銘文についてはすでに明治の頃から知られ、若林勝邦・古谷清の論考にもみえる。その後高橋健白・後藤守一博士も読解につとめ、いくつかの文字を復原されたが、文面から大意が読みとれる程度にすぎなかった。その後福山敏男博士は銀象嵌銘をたんねんに一字ずつ検討し、次のような読解を試みられた。

治天下猿□□□歯大王世、奉□典曹人名先□且、八月中、用大鎧釜并四尺透刀、八十練
(事か) (利か)
(?) (?)
六十指三寸上好相刀、服此刀者、長寿子孫注ミ得三恩也、不失其所統、作刀者名伊太□、
書者張安也

すでに文字はさびくされてみえないものや、銀線が剝離して欠字になった部分があり、本来の文を復原することは容易ではない。福山博士は冒頭の部分を「天の下治めす**狼**之宮瑞齒の大**王**之世」となし、この人物を『日本書紀』にみえる「**多**遼比瑞齒別天皇」、『古事記』にいう「**蝮**之水齒別の命」すなわち第18代反正天皇に比定された。この天皇は『宋書』倭國伝にみえる「倭王^珍」に比定されるところから、その時の使者が宋に派遣された元嘉15年（438）を基準に、大刀の成立年代を5世紀前半の終り頃とみなされた。これによって大刀銘文を解釈すると「瑞齒大王の時、**矢**口^豆なる者が、8月中頃、大なべかまと4尺ばかりの大刀を数十回鍛練し、上等の刀をこしらえさせた。この刀をおびる者は子孫代々その恩恵をこうむるであろう。刀を作った者の名は伊太加、書いた者は張安である」という意味にとられている。これこそ日本における最古の金石文というわけで、高等学校の教科書などにもしばしば引用されるところである。

たまたま昭和53年9月、埼玉県行田市埼玉古墳群のうち、稻荷山古墳（前方後円墳）の後円部礫床から出土した鉄劍に、115字の金象嵌銘があることがわかった。しかも劍の成立年代が「辛亥年七月中記」とあり、さらに銘文にみえる「**狼**加多支齒**大王**」が雄略天皇に擬せられるところから、船山古墳出土の大刀銀象嵌銘文の読み方にも再検討がせまられるようになった。すでにのべたように福山博士以来、冒頭から4字目は左側の「**矢**」だけが残り、これを**狼**と解されてきた。そして8字目を齒と読み「治天下**狼**之宮瑞齒**大王**」と解されてきたが、あるいは「治天下**狼**加多支齒**大王**」とも読める可能性が指摘されるようになった。もしそうだとすると反正天皇と雄略天皇では、同じ5世紀代でもまるで人物も年代も異なることになる。

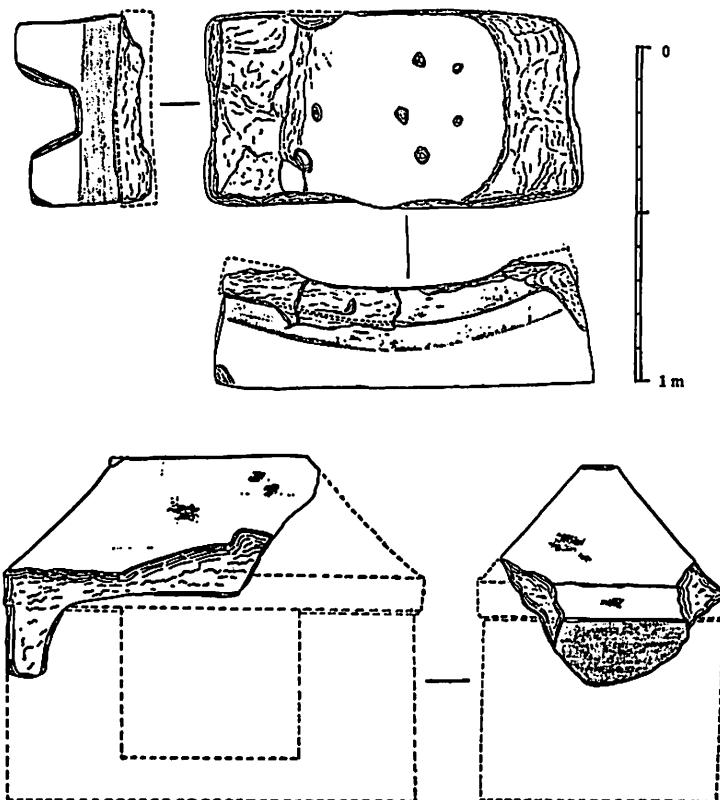
今後にむけての課題 その他にも稻荷山古墳出土鉄劍の銘文から、従来欠字や難字の多い船山古墳の大刀銘文を推読しようとする試みがなされている。しかし、船山古墳の大刀は出土後1世紀をへており、たとえレントゲン写真で観察しても、部分的な文字の復原はともかく、完全復原は不可能に近い。このような時に新しい観点がもたらされたことは何よりも幸であった。

その他にも重要な遺物が沢山あり、帶金具や刀装具・馬具の中には、朝鮮三国時代における伽倻文化の所産そのものといえるものがほとんどを占めている。とくに須恵器の蓋付壺のごときは、およそ我が国でつくられた古式の須恵器とは器形を異にし、むしろ韓国の全羅南道潭陽郡鳳山面齋月里の古墳から出土した「有蓋盒」に最も近い。（崔夢龍「潭陽齋月里百濟古墳とその出土遺物」文化財第10号、1976年）さらに船山古墳出土の提瓶も国産品とは考え難い。おそらくこれも渡来品であろう。

このように船山古墳の出土遺物はわずかに国産の獸帶鏡や玉類をのぞくと、ほとんどが中国大陆の後漢代以後の所産や、朝鮮三国時代のとくに伽倻地方の所産によって占められていることは注目される。しかるにこうした個々の遺物の再吟味や、総合的な研究になるといまだに不明な点が多く、今後の研究にまつところ多大なものがある。

なお、江田船山古墳の被葬者については、一般に単独の「王者」1名を葬ったかのように考

えられているが、前にも述べた通り石棺が横口式の構造につくられていることや、副葬品の在り方からみて、少なくとも2-3人の人物を追加合葬したことが考えられる。おそらくこのばかり私は、金製耳飾や冠の個体数から考えて、3人の人物が追葬されたものと考えている。



第2図 清原出土の石製腰掛（上）と小形石棺（下）

菊池川流域の古墳文化

熊本県文化課技師 松 本 健 郎

菊池川 菊池川は、阿蘇外輪山の一角の、大分県との県境にある尾ノ岳（標高1,041m）の南麓に源を発し、いくつかの支川（主要なものに迫間川、内田川、合志川、岩野川、江田川、繁根木川がある）を集めて有明海に注ぐ。全長約61km、流域面積約996平方kmで、白川、緑川、球磨川と並び熊本の四大河川に数えられる。

上流部では菊池渓谷に代表される景勝をなし、中流部では広大な菊鹿平野を形成している。菊鹿平野は、現在の行政区画でいう菊池郡・市、鹿本郡、山鹿市にまたがり、県下有数の沃野である。

菊鹿平野は広大な阿蘇凝灰岩台地を削って形成された湖盆の跡で、約76平方kmの面積がある。両翼には熔岩台地の一部が残り、主に畑作地となっている。平野と台地の境にはいたるところに熔岩（凝灰岩）の岩壁が露呈している。

山鹿と菊水との境付近では、低平な山塊・台地の間を曲流する狭隘部となっており、やがて江田川との合流点から海岸に向けて広大な玉名平野（三角洲）が展開する。菊池川は白川と同じく多量の土砂を運搬し、海岸は遠浅となっている。この利は近世以降着目され、海岸部には干拓地が多い。

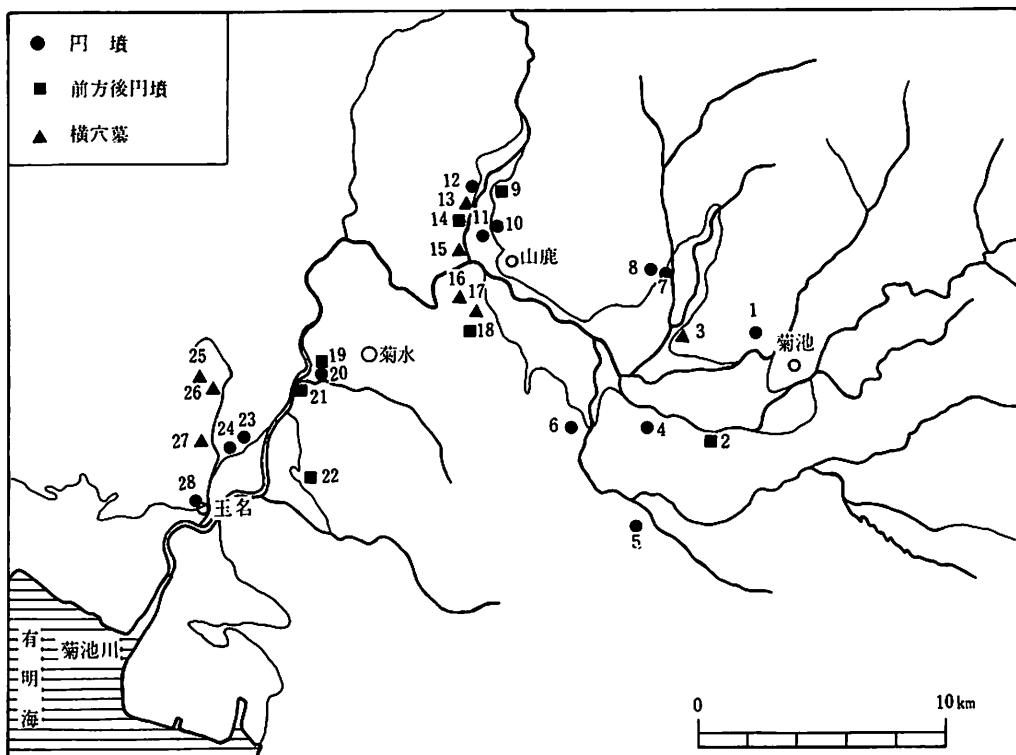
菊池川流域の北側には筑肥山地が東西に横たわり、福岡、大分との県境を成し、東側は阿蘇外輪山の西裾部に接している。南側は菊池・植木の両台地に画され、西側は有明海に面している。全体的に東西に細長いが、菊水の狭隘部を境に、菊鹿平野を中心とした地域と玉名平野を中心とした地域に区分される。この地理的な区分は、現在の政治・経済、文化面でも適応し、古代文化圏の区分とも一致する。両平野は現在も有力な穀倉地帯として知られており、同時に古代遺跡の豊庫としても注目を集めている。

古墳の分布と江田船山古墳 菊池川流域の歴史は旧石器時代にさかのばる。その後、連綿として文化が継続・発展し、重要かつ大規模な遺跡が残されている。その中にあって、菊池川流域の古代文化を特色づけているのは古墳時代である。

菊池川流域の古墳の分布をみると、さきに区分した菊鹿平野、玉名平野、およびその周辺の丘陵・台地に集中しており、菊鹿平野より上流の山間部にはきわめて少ない（図1参照）。

江田船山古墳の立地をみると、玉名平野の頂点部の台地（清原台地）に位置しており、台地

図1 菊地川流域の主要古墳



| 古墳名 | 所在地 | 種別 | 特記事項 |
|-------------|-----------|-------|----------------|
| 1 裂波尾高塚古墳 | 菊池市裂波尾 | 円墳 | 横穴式石室、装飾古墳 |
| 2 フタツカサン | 木柑子 | 前方後円墳 | 横穴式石室、石人 |
| 3 潬戸口横穴群 | 菊池郡七城町漬戸口 | 横穴墓 | 249基以上 |
| 4 長明寺坂古墳 | 林原 | 円墳 | 横穴式石室 |
| 5 ヌレ観音古墳 | 西合志町合生 | " | 直径約35m |
| 6 滋恩寺経塚古墳 | 鹿本郡植木町 米塚 | " | 直径約43m、船形石棺 |
| 7 御靈塚古墳 | 鹿本町 津袋 | " | 横穴式石室、装飾古墳 |
| 8 津袋大塚古墳 | " " | " | 直径約42m、車輪石出土 |
| 9 竜王山古墳 | 山鹿市杉 | 前方後円墳 | 豊穴式石室 |
| 10 介慶ガ穴古墳 | 熊入 | 円墳 | 横穴式石室、装飾古墳 |
| 11 白塚古墳 | 石 | " | " " 石人 |
| 12 馬塚古墳 | 城 | " | " " |
| 13 付城横穴群 | " " | 横穴墓 | 75基以上、装飾古墳 |
| 14 チブサン古墳 | " " | 前方後円墳 | 横穴式石室、装飾古墳、石人 |
| 15 鍋田横穴群 | 鍋田 | 横穴墓 | 54基、装飾 |
| 16 長岩横穴群 | 長岩 | " | 118基、" |
| 17 桜の上横穴群 | 鹿本郡鹿央町 春間 | " | 11基、" |
| 18 岩原双子塚古墳 | 岩原 | 前方後円墳 | 全長102m、他円墳数基あり |
| 19 若宮古墳 | 玉名郡菊水町 江田 | " | 残存長約30m、船形石棺 |
| 20 江田穴観音古墳 | " " | 円墳 | 巨石墳、石室長約9m |
| 21 清原古墳群 | " " | " | 江田船山古墳他 |
| 22 山下古墳 | 玉名市 山部田 | 前方後円墳 | 全長約59m、船形石棺、壺棺 |
| 23 永安寺東・西古墳 | 玉名 | 円墳 | 横穴式石室、装飾古墳 |
| 24 大坊古墳 | 大坊 | " | " " |
| 25 石貫穴観音横穴群 | 石貫 | 横穴墓 | 5基、装飾 |
| 26 ナギノ横穴群 | " " | " | 43基、" |
| 27 原横穴群 | 富尾 | " | 13基、" |
| 28 繁根木古墳 | 繁根木 | 円墳 | 横穴式石室、家形石棺 |

の西端に立つと玉名平野の上流部を眼下に収めることができる。この立地は、江田船山古墳の性格を考えるうえで重要な指標となろう。

主要古墳概観（菊鹿平野） この地域の古式古墳には竜王山古墳がある。禪宗の古刈・日輪寺の裏山山頂に発見された古墳で、内部主体は全長4.66㍍の竪穴式石室である。墳丘の大半は削平されているが、周辺の地形等から前方後円墳であったと推測される。竜王山古墳の東南約400㍍の地点にひょうたん平古墳がある。全長約40㍍の前方後円墳で、内部主体は竪穴式石室と考えられる。ひょうたん平古墳は未調査。竜王山古墳からは刀子片のみの出土であるが、古墳の立地や石室構造から4世紀後半～5世紀前半の年代が考えられる。

竜王山古墳とほぼ同じ時期、あるいはわずかに後出すると考えられるものに津袋大塚古墳がある。内田川右岸の丘陵先端に位置し、直径約42㍍、高さ約5㍍、周溝を巡らす円墳である。墳頂に2基の石棺（船形・家形）が納められ、勾玉・管玉・鉄剣残欠とともに車輪石の破片が出土している。

典型的な中期古墳に岩原古墳群がある。菊池川左岸の台地上に位置し、主墳の双子塚は墳長約102㍍の雄大な前方後円墳である。前方部が大きく発達し、周溝を巡らし、周辺には数基の円墳が点在する。双子塚をはじめ、ほとんどの古墳が未調査であるが、採集されている円筒埴輪等から、江田船山古墳よりわずかに先行するものと考えられる。

後期になると装飾古墳や横穴墓が栄え、この地域の特色は一層發揮される。装飾古墳としては袈裟尾高塚古墳、御靈塚古墳、弁慶ガ穴古墳、チブサン古墳、馬塚古墳、臼塚古墳、鍋田横穴群、城横穴群、付城横穴群、長岩横穴群、岩原横穴群、桜の上横穴群等が著名である。

横穴墓は、平野と台地の境に発達した凝灰岩の岩壁に掘り込まれている。一般的には横穴式石室の後に発達するといわれているが、付城横穴群の1基から第I型式の須恵器を出土しており、その初源は5世紀後半に遡る可能性がある。菊鹿平野周辺部の横穴墓の総数は800基以上にもお



チブサン古墳（山鹿市）



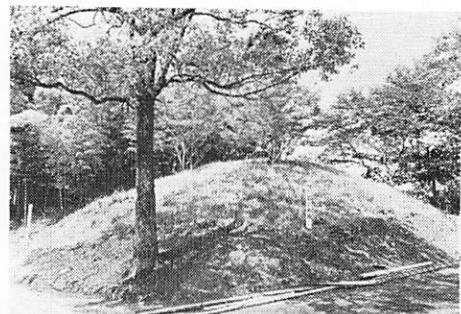
鍋田横穴群第27号墳の外壁々画（山鹿市）。

よぶ。一群で最大のものは瀬戸口横穴群で、249基が確認され、埋没しているものを含めると300基に達するものと考えられる。

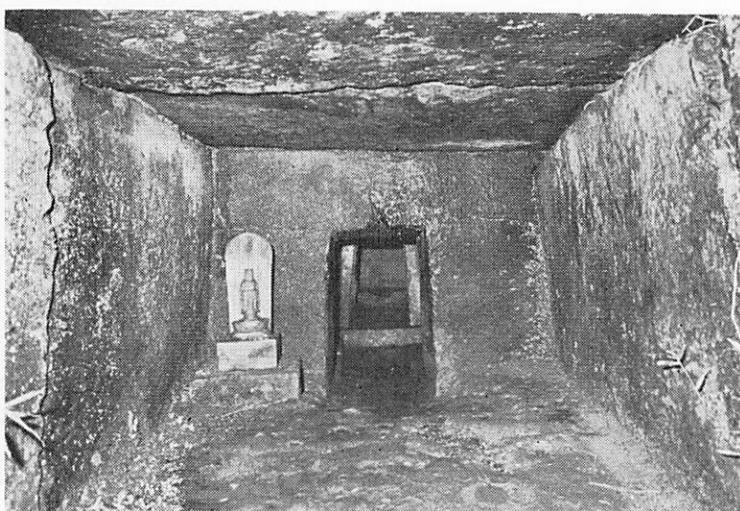
主要古墳概観
(玉名平野) 玉名平野周辺の古

墳文化も、大局的には菊鹿平野と同様な展開を示す。

前期古墳としては山下古墳がある。玉名平野を見下す丘陵上に位置する全長約59mの前方後円墳で、前方部に船形石棺1基、後円部に船形石棺1基と壺棺2基が検出されている。壺棺として使用されていた土師器等からみて、4世紀後半の年代が考えられる。江田船山古墳との位置関係でみると、両者とも玉名平野の頂点部に近い菊池川左岸に位置する。同地域の古墳のうち、江田船山古墳に先行する古墳としては最も



若宮古墳（菊水町）の外観、江田穴観音古墳と隣接し、埋葬主体は船形石棺である。



江田穴観音古墳石室
(菊水町) 美道・前室・後室からなり、全部で5区の晃床がある。

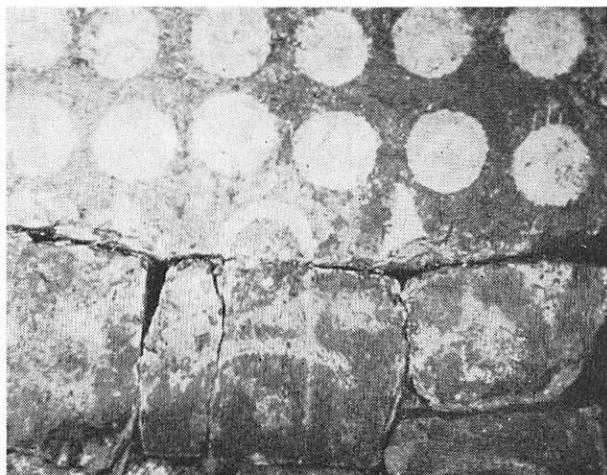
注目すべきものである。

山下古墳から約1世紀おくれて江田船山古墳が登場する。江田船山古墳の位置する清原台地は、標高約30㍍前後の洪積台地で、東西約500㍍、南北約700㍍の範囲に8基の古墳が確認されている。台地周縁の崖面には横穴墓があり、これを総称して清原古墳群と呼ばれている。

清原台地の北東方、江田川を隔てた諏訪原台地の南端に若宮古墳

と江田穴観音古墳がある。若宮古墳は残存長約30㍍の前方後円墳で、江田船山古墳より古いと考えられる。江田穴観音古墳は整美な切石を用いた巨石墳で、石室は複室構造である。横穴式石室としては最終末のもので、7世紀代に下降すると考えられる。すなわち、諏訪原台地の南端には江田船山古墳に前後する古墳が残されている。

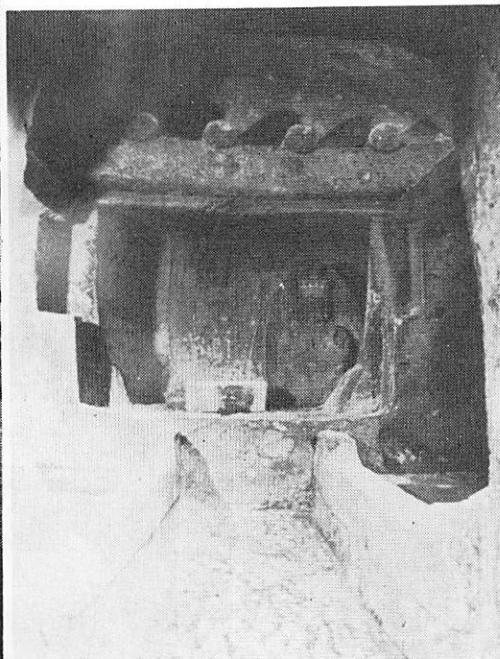
玉名平野の菊池川右岸地区には、前期の古墳は確認されていない。中期から後期になると古墳数も多く、その特色として船形石棺・装飾古墳・横穴墓をあげることができる。



永安寺東古墳壁画（玉名市）すぐそばに永安寺西古墳がありこれも装飾古墳。



大坊古墳石室（玉名市）石屋形奥壁に装飾がある。



石貴穴観音横穴（玉名市）奥壁に千手観音の彫刻がある。

装飾古墳として著名な大坊古墳、永安寺東・西古墳は玉名平野北西縁の丘陵に位置し、同一丘陵に宮の後古墳、経塚古墳、馬出古墳、小路古墳等多くの古墳が立地している。

玉名市で菊池川に合流する繁根木川の右岸には多くの横穴墓が残され、原・ナギノ・石貫穴觀音横穴には装飾がみられる。石貫穴觀音横穴の2号横穴は豪壮な造りの横穴墓で、奥の屍床の天井部には屋根瓦を模した軒をつけ、奥壁には千手觀音像が刻まれている。この仏像については後世の追刻説もあり、地方への仏教普及の問題と絡めて検討すべき問題である。

古墳文化の特質 菊池川流域の古墳文化を総括すると、いくつかの特質を指摘することができる。

その第一は前期古墳の問題である。竜王山古墳・ひょうたん平古墳・山下古墳等、いくつかの前期古墳（前期様式古墳）がみられるが、県内の宇土半島基部等と比べるとやや稀薄な内容である。

しかし、中～後期になるとその様相は一変し、船形石棺・装飾古墳・石人石馬・横穴墓の盛行に象徴される内容豊かな古墳が多くみられる。

菊池川流域に船形石棺が多く分布することは古くから注目されているが、その数は約30遺跡35基を数える。体系的な研究はなされておらず、その発生や形態変化等、実像の解明は今後の課題として残されている。

装飾古墳は県内全域で122基が知られており、現在でも年間1～2基づつ増加している。これは全国の装飾古墳数の約4割を占め、その半数近くが菊池川流域の山鹿～玉名周辺に集中している。したがって、この地域は全国一の装飾古墳の密集地域と言っても過言ではない。これらの装飾古墳は6世紀代を中心とし、一部その前後に含まれるものがある。装飾の技法からみ



フタツカサン石人（菊池市）
指が6本ある石人である。



白塚石人（山鹿市）現在、県立美術館に展示中。



清原石人（菊水町）一部に赤い彩色が認められる。

ると、横穴式石室に顔料を用いたものと横穴墓の外壁に彫刻したものが多い。

石人石馬は筑後（福岡県）の岩戸山古墳が著名である。岩戸山古墳は、大和朝廷に叛した筑紫国造磐井の墓として知られる。石人石馬の分布をみると、九州外の鳥取県の1例を除いて、福岡・大分・熊本に集中して発見されている。熊本においては9カ所から発見されているが、半数の4カ所が菊池川流域に所在する。石人石馬をもつ古墳と岩戸山古墳の関係を考えると、江田船山古墳の北東約70㍍から石人・石製品が発見されていることは興味深い。

菊池川流域の横穴墓の初源は5世紀後半と考えられる。そして6世紀前半にはかなりの数が営まれたとみられる。したがって、かなりの期間、高塚古墳と並行して横穴墓が造られている。さらに、菊池川流域には後期群集墳がみられず、横穴墓がそれに代っているかのようである。横穴墓に装飾の施されたものも少なくなく、質・量ともに他地域を圧している。菊池川流域の横穴墓総数は1,000基をこえるが、調査・報告例は数少なく、研究は深化されていない。

肥後（熊本）の石人・石馬



長刀一号横穴（菊水町）清原台地に隣接して
数多くの横穴群が存在する。

| 古墳名 | 所在地 | 墳形 | 内部主体 | 石人・石製品 (数量) | その他の |
|----------|------------|--------|---------|------------------------|------------------|
| 1 三宮古墳 | 荒尾市下井手 | 前方後円墳 | 横穴式石室? | 武装石人(1) | 装飾古墳 |
| 2 フタツカサン | 菊池市木柑子 | 〃 | 横穴式石室 | 石人(1) | |
| 3 チブサン古墳 | 山鹿市城西福寺 | 〃 | 〃 | 〃 | 装飾古墳、石人は東京国立博物館蔵 |
| 4 田塚古墳 | 〃 石 | 円墳 | 〃 | 武装石人(1) | 装飾古墳 |
| 5 (清原) | 玉名郡菊水町江田 | — | — | 武装石人(1)、家形石製品(1)、腰掛(1) | |
| 6 富ノ尾古墳群 | 熊本市池田町富尾 | 前方後円墳? | — | 石人(1) | |
| 7 石之室古墳 | 下益城郡城南町塚原 | 円墳 | 横口式家形石棺 | 蓋の柄? | 装飾古墳 |
| 8 姫ノ城古墳 | 八代郡竜北町大野北川 | 前方後円墳 | — | 簪(3)、蓋(2) | |
| 9 天堤古墳 | 〃 〃 〃 天堤 | 〃 | — | 蓋(1) | |

菊池川流域の古代文化 後期古墳時代に隆盛をきわめた菊池川流域は、その背景となった勢力の性格については不明な点が多い。

奈良時代になると、菊池川下流域は日置氏の本拠地であったことが知られる。日置部は、日神信仰をかりて天皇の権威を高らしめるために設定された部民で、一般には欽明朝（6世紀初頭）に設置されたという。菊池川流域の場合、その設置の時期や江田船山古墳との関連等については今一つ判然としない点もある。日置氏の勢力は玉名を中心とし（古代の郷名に日置郷がある）、菊池川中流域の山鹿付近までおよんでいたと考えられ、江田付近もその勢力下であった。

清原台地に隣接する鶯原台地から日置氏の墓誌が発見されている。発見は寛政6年（1794）と古く、墓誌そのものは所在不明となっているが、『請村墓誌説』という記録によってその概要を知ることができる。二枚出土した銅版の一枚に、

開白七道西海道大宰广

玉名郡人權擬少領小初位下日置都公

又治地高野山

という銘文があったという。この墓誌の年代は、藏骨器の破片や伴出したという萬年通宝から、奈良時代後半と考えられる。

その他、菊池川流域には鞠智城をはじめ、古代寺院跡、官衛跡が点在し、小代山は須恵器窯跡、製鉄遺跡の群集地として知られている。



塙坊主古墳（菊水町）の外観、現在は見る事が出来ないが、石屋形内壁に装飾があるとされている。

調査の経過と研究小史

熊本県文化課技師 松 本 健 郎

〔明治〕 江田船山古墳の発掘は古く明治6（1873）年1月のことである。当時は考古学などは発達する以前のことと、所伝によれば夢枕に立った神のお告げによって、江田村石場の池田佐十らによって発掘が行われたという。

この発掘によって後円部の横口式石棺が開口され、夥しい数の副葬品が掘り出されている。古色燐然たる出土遺物はまたたく間に近隣の評判となり、夜を徹して見物人が訪れたという。

そのいきさつは白川県の知るところとなり、同年2月25日付けで白川県から司法卿・司法大輔宛にその処置についての伺の文書が出されている。これに対して、出土品は大蔵省に差出すようにとの指示があったらしい。出土品差出しの期日は明らかではないが、同年5月にはすでに国に提出されており、5月18日付けで博覧会事務局に正式に受け入れられている。その代価として80円が支払われている。

明治時代の発掘にしては出土品の毀損は少なく、出土状態が良好であったことが推察される。加えて、その後の敏速かつ適切な処置によって散逸を免れたことは、その後の江田船山古墳の調査研究に大きな恩恵を与えた。

発掘から博覧会事務局に出土品が収蔵される間の事情については、白川県の行政文書（資料編51ページ）が熊本県立図書館に保管されている。これに対応する国側の文書は、亀井正道氏が手を尽くされたが発見されていない。これらの経緯については文献15・33・34に詳しい。

その後、出土品の一部が若林勝邦氏によって取りあげられ（文献1・2）、江田船山古墳出土の銀象嵌大刀に66字が認められると指摘されているが、解説等へは進んでいない。

江田船山古墳および出土遺物が正式に学界に紹介されたのは明治40年代である。

帝室博物館に収蔵されている出土品に注目した古谷清氏は、明治43年「江田の古墳と女王卑弥呼」（文献3）を発表した。この中では古墳の概要と出土遺物を解説し、大刀銘の解読を行っている。大刀銘については69字の存在を指摘し、明らかに解読し得るものとして29字を掲げている。

王奉月中用全四尺達刀三十上刀作此刀者長子所統刀書者張安也

結論として、江田船山古墳を「魏志倭人伝」に登場する女王卑弥呼の一族若しくはその重臣の墳墓であろうと推定している。

同44年夏、古谷氏は江田船山古墳を現地踏査し、再び「江田村の古墳」（文献4）を発表された。内容は文献3と重複している点も多いが、帝室博物館蔵の出土品の他に、地元に所蔵されていた出土品の存在を指摘している。古谷氏が実見した池田家所蔵の出土品は、ガラス玉50余個、鉄鎗1口、鍍金具（帶金具）3個で、鍍金具2個は学習院大学および帝室博物館のために譲り受けたという。ガラス玉48個と鉄鎗1口は現在菊水町によって回収され、船山古墳近くの菊水町歴史民俗資料館に保管・展示されている。



船山古墳出土鉄鎗（旧池田家所蔵）

〔大正〕 大正6年、浜田耕作・梅原末治両氏らは、熊本県下の装飾古墳調査の途中に江田船山古墳をも実査し、それを契機として梅原氏による調査研究へと発展していった。その成果は先ず文献5として発表され、その集大成ともいべき「玉名郡江田船山古墳調査報告」（文献7、資料編61ページ）が大正11年に発刊されている。同報告は、現地調査の結果を中心とした（上）、出土遺物の考察を中心とした（下）より成り、付編として「玉名郡江田村中小路穴觀音古墳」が収められている。銀象嵌大刀の銘文については、古谷氏の釈文と後藤守一氏の釈文を参考にして、56字の解説が発表されている。現在も論争の中心になっている大王名については、百濟の「汾西王」（298～304年在位）であろうと判断されている。

この報告は、江田船山古墳に関する基本資料の第一に挙げられ、その後の研究に大きな影響を与えたと同時に、現在でも研究者必読の書となっている。梅原氏は昭和19年・23年にも江田船山古墳および塚坊主古墳の調査を実施しているが、その成果については公表されていない。文献20にわずかに概要が記述されており、埋葬法について注目すべき見解が述べられている。この調査時に得られた出土遺物は東京国立博物館に寄贈されており、その概要については龟井正道氏の報文（文献34、資料編127ページ）がある。

〔昭和〕 昭和の初期、江田船山古墳出土の銀象嵌大刀が研磨され、銘文の解説について好資料となった。この大刀の象嵌銘については発見当初から認められており、すでに古谷・梅原両氏の釈文が発表されていた。

福山敏男氏は、研磨後の鮮明な写真や後藤守一氏の協力を受けて銀象嵌大刀を精査し、「江田発掘大刀及び隅田八幡神社鏡の製作年代について」（文献11、資料編111ページ）を発表された。その後、一部に改訂を加えたものが文献19・26に収められている。

この福山説については、二・三の問題点は指摘されたものの、最近まではほぼ定説として不動

の位置を保っていた。字数は75文字と数え、釈文は次のとおりである（最新の文献26による）。

治因下復□□□歯大王世、奉□典曹人名先□工、八月中、用大錦金井四尺^(事カ)達刀、八十練六^(利カ)
十^(?)据三寸上好扣刀、服此刀者長寿、子孫注^(彼カ)得三恩也、不失其所統、作刀者名伊太□、書
者張安也

冒頭の「復□□□歯大王」は「瑞歎別王」、すなわち反正天皇であるとし、大刀の製作年代は5世紀前半の末頃と結論された。

この所説は、江田船山古墳の年代論にも大きな影響を与えた。すなわち、江田船山古墳の年代を5世紀後半とする拠りどころとなり、磐井の墳墓に比定される岩戸山古墳と並んで、実年代の明らかな古墳として九州の古墳研究の指標ともなった。

出土品一括は昭和39年度に重要文化財に、翌40年に国宝に指定された。国宝指定を機に発表されたのが文献15・16である。

三木文雄氏（文献16、資料編117ページ）は出土遺物・古墳を分析し、古墳の被葬者は畿内の主権者と密接な関係を有し、かつまた進取的な外交にたけていたと推定している。さらに古墳の築造年代について論及し、石人山古墳と岩戸山古墳の中間に位置づけられるもので、その実年代は5世紀後半と推定された。この推論にも、さきの福山説が引用されている。

福山説によってほぼ定説化した大刀銘文について、昭和42年金錫亨氏により反論が出されている（文献18）。その要旨は、冒頭の大王は「瑞歎別大王＝反正天皇」ではなく、百濟の「蓋歎王（468～475年在位）」に擬せられ、この大刀は百濟王から江田船山古墳の被葬者に下賜されたものというものである。

明治40年代、高橋健自氏も「蓋歎王」説であったらしいことが文献7に引用されているが、高橋氏自身では発表されていないようである。

文献23・24は江田船山古墳の追葬問題について言及してあり、注目すべきものである。さらに乙益重隆氏は最近の著作（文献33）の中で、耳飾の数等から3人の埋葬を想定しておられる。この追葬の問題は、江田船山古墳の年代の問題と深く関わるものである。

昭和46年、韓国公州で武寧王陵が発見され、同陵出土の耳飾や獸帶鏡が江田船山古墳出土のものに類似するということが判明した。李進熙氏はその事実に着目し、江田船山古墳の年代は6世紀初頭に降るもので、大刀銘の大王は「蓋歎王」にあたるとされている（文献21）。

昭和50～51年、菊水町教育委員会による清原台地遺跡確認調査が実施された（文献28）。この成果については別項で詳述されるが、江田船山古墳をはじめ塚坊主古墳・虚空藏塚古墳について、新たなしかも重要な知見が提供されている。

昭和51年、穴沢咲光・馬目順一氏（文献27）は、江田船山古墳出土の装身具・馬具・甲冑・大刀・鏡・土器を国内や朝鮮半島の古墳出土遺物と比較検討し、江田船山古墳の年代と被葬者について言及している。とくにその年代については、5世紀後半～6世紀前半に比定し、この年代幅は5世紀末～6世紀初頭に収斂することも不可能ではないとしている。

李進熙、穴沢・馬目氏らの年代観は、従来一般的に5世紀後半とされていたものを、やや下降させて考えようとするものである。現在、この年代観はかなり有力視されているといえよう。

昭和53年、いやが上にも江田船山古墳が問題視されることとなった。埼玉県行田市稻荷山古墳出土の鉄劍に115文字の金象嵌銘文が発見されたのである。文中に「猿加多支齒大王」が見え、それは雄略天皇に擬せられる。しかも、治天下、大王、奉事、典曹人、八月中、八十練等、両者に共通する用語があることが指摘された。

ここに至って、福山説以来「瑞齒別大王=反正天皇」とされてきた江田船山古墳出土大刀銘文も、「猿加多支齒大王」と判読できるのではないかとの問題が提起された、これに対しては賛否両論があり、これに関する出版物も少なくない。

このような中で、亀井正道氏らによって江田船山古墳出土銀象嵌大刀が再調査され、その成果が文献34(資料編127ページ)として公表された。それによると、問題の第4字目は「猿」より「猿」とする可能性が強く、「猿加多支齒」と読むことには否定的な見解が示されている。しか第8字目は「齒」の公算が強く、「齒」の異体字とするには無理があるとも述べている。その他、一字一字について解説が加えている。

□ 国下猿□□□^(歯カ)齒大王世奉事典曹人名无^(豆カ)列工八月中用大鑄釜并四尺^(豆カ)透手八十練□十据三寸上好□刀服此刀者長□子孫注々得三恩也不失其所統作刀者名伊太□書者張安也

これによって問題は解決された訳ではない。むしろ、全体をどのように解釈するかという問題が生じてきた。亀井氏も述べられているとおり、この調査成果をもとに改めて各分野の専門家の検討が必要とされよう。

この他、遺物について個別に論及したものや、文中に引用されているものを含めると実に多数の文献に登場してくる。すべてを示すべきところであるが、その一部を文献目録として掲げた。目録に掲げなかったものにも注目すべきものがある。選択は筆者の責にあるもので、その非礼をお詫び申しあげる。

〔江田船山古墳の課題と展望〕 以上概説したように、江田船山古墳は発見から107年、研究の対象とされるようになってからでも約75年を経過している。この間、多くの人々によって各方面から研究が推し進められ、明らかにされた点も少なくない。しかし、一方では解決すべき課題も多く残されている。これらの課題については、さきの研究史を整理する中でつかむことができよう。

従来、出土遺物に比べ論議の対象とされることの少なかった墳丘や周溝については、昭和50年度に実施された清原台地遺跡確認調査によって重要な基礎資料(文献28)が提示されている。現在の船山古墳の平面形は、全長約46mの長方形を呈しているが、これは後世の削平による変形の結果であって、上記の調査によって墳丘平面形や周溝が確認された意義は大きい。

後円部に埋設されている横口式家形石棺についても最近再実測が実施された。このような家形石棺の小口に横口を設けた石棺は、佐賀・福岡・熊本に限ってみられ、概ね石人石馬の

分布圏とも一致している。少し詳しくみると、佐賀・福岡においては石室内に納められているのに対して、熊本の場合は墳丘に直接埋設され、横口の前面の両側に板石を立て、羨道を思わせる点に特色がある。

横口式家形石棺の構造は追葬を前提としたものと考えられ、このことは船山古墳の年代を考える上で重要なポイントとなる。

銀象嵌大刀をはじめとする個々の遺物に関する検討は、これまで最も多くの人に取り上げられたことであるが、これも解明され尽くしたという訳ではない。個々の遺物に関する検討と同時に、どの遺物とどの遺物が組合わさるのかということも考えなければならない。江田船山古墳の出土遺物全体をみると確かに質量ともに優れているが、乙益重隆氏が提示されたように（文献33）、仮りに3回の埋葬を想定すると各回に副葬された遺物の量はかなり少なくなってくる。しかし、全体としてこれだけの遺物を集積できた被葬者達は充分評価されねばならない。

明治6年の発掘資料においては、人骨については全く不明であったが、昭和19年の梅原末治氏の調査資料に人歯が1点含まれていることが亀井正道氏（文献34）によって報告されている。この歯は性別不明、年齢は30歳以上の成年とされている。亀井氏によると、おそらく古墳の被葬者とみて大過ないということである。

現在、最大の関心事は銀象嵌大刀の銘文であろう。とくに、稻荷山古墳出土鉄劍銘との関連で種々論議されている。

福山敏男氏の釈読（文献11・19・26）はほぼ定説化していたが、にわかに最検討の気運が高まっている。さらに、亀井正道氏による銀象嵌大刀の調査結果（文献34）も公表され、この論議はますます熱気を帯びてくるであろう。

古墳や出土遺物に関する研究が深化されると、古墳の年代や被葬者の性格はより明らかとなってくる。

江田船山古墳の年代は、大勢としてみると5世紀後半～6世紀前半に含まれることはほぼ確定的である。その中で、どこまで実年代を収約し得るかが大きな課題として残されている。その場合、追葬の回数とその時間幅が問題となることは前にも述べた。さらには、清原古墳群や菊池川流域の古墳との対比も欠かすことができない要素である。

清原古墳群は、江田船山古墳をはじめ塚坊主古墳・虚空蔵塚古墳（いずれも前方後円墳）、大久保さんの墓・京塚（船形石棺）、清水原古墳（家形石棺）、姫塚（墳形・内部主体不明）等の古墳や台地縁辺の横穴群から構成される。個々の古墳については徐々に基礎資料が整備されつつあるので、相互の関係は次第に明らかにされつつある。

やや冗長にすぎたが、江田船山古墳をめぐる問題点を列記した。これらの解決は、個人の力や短期間に成し得るものではない。何をおいても基礎資料の蓄積に努め、多方面からの検討が必要であろう。

江田船山古墳関係文献抄録

| 著者 | 論題 | 書名 | 発行年 | 備考 |
|--------------|--------------------------|----------------------|-------|----|
| 1 若林 勝邦 | 銀象嵌を施せる鉄刀及び鍔について | 考古学会雑誌 第3篇1号 | 明治32年 | |
| 2 " | 我邦古代ノ直刀ニ施セル装飾及ヒ彫刻 | 国華 155号 | 明治36年 | |
| 3 古谷 清 | 江田の古墳と女王卑弥呼 | 東洋時報 147号 | 明治43年 | |
| 4 " | 江田村の古墳 | 考古学雑誌 第2卷5号 | 明治45年 | |
| 5 梅原 末治 | 江田村船山古墳 | 熊本県史蹟調査報告 第1回 | 大正7年 | |
| 6 中山平次郎 | 芝崎の口始元年鏡と江田の六神四獸鏡 | 考古学雑誌 第9卷10号 | 大正8年 | |
| 7 梅原 末治 | 玉名郡江田船山古墳調査報告 | 熊本県史蹟名勝天然記念物調査報告 第1冊 | 大正11年 | |
| 8 高橋 健自 | 日本上代の象嵌 | 工芸 第1卷1号 | 大正13年 | |
| 9 " | 上代遺物より見たる大陸文化の輸入 | 考古学雑誌 第14卷15号 | " | |
| 10 坂本 真鉢 | 環鉢に就て | " 第23卷10号 | 昭和8年 | |
| 11 福山 敏男 | 江田発掘大刀及び隅田八幡神社鏡の製作年代について | " 第24卷1号 | 昭和9年 | |
| 12 樋本 社人 | 古墳時代の金石文 | 日本考古学講座 第1卷 | 昭和30年 | |
| 13 菊水町教育委員会 | | 菊水町の史蹟 | 昭和36年 | |
| 14 花岡 興輝 | 船山古墳の古文献 | 石人 第5卷7号 | 昭和39年 | |
| 15 乙益 重隆 | 船山古墳出土遺物の国宝指定によせて | 日本談義 174号 | 昭和40年 | |
| 16 三木 文雄 | 船山古墳とその遺宝 | ミューゼアム 172号 | " | |
| 17 梅原 末治 | 金銅透彫竜紋帶金具に就いて | 考古学雑誌 第50卷4号 | " | |
| 18 金 錫亨 | 日本船山古墳出土の大刀銘文について | 朝鮮學術通報 第4卷2号 | 昭和42年 | |
| 19 福山 敏雄 | 江田船山古墳発掘大刀と隅田八幡神社蔵鏡の銘文 | 日本建築史研究 | 昭和43年 | |
| 20 梅原 末治 | | 考古学六十年 | 昭和48年 | |
| 21 李 進熙 | | 好太王碑の謎 | " | |
| 22 金 錫亨 | | 古代朝日関係史 | " | |
| 23 乙益 重隆 | 江田船山古墳 | 日本古代遺跡便覧 | " | |
| 24 小野山 節 | 帶金具から冠へ | 古代史発掘 第6卷 | 昭和50年 | |
| 25 川口 勝康 | 江田船山古墳大刀銘 | 書の日本史 第1卷 | " | |
| 26 福山 敏男 | 金石文 | 日本文化の探求・文字 | " | |
| 27 穴沢秋光・馬目順一 | 船山古墳出土品の年代と系統 | 日本のなかの朝鮮文化 32号 | 昭和51年 | |
| 28 西田道世・佐藤伸二 | | 船山(菊水町文化財調査報告第1集) | " | |
| 29 川口 勝康 | 瑞刃刀と大王号の成立 | 古代史論叢 上巻 | 昭和53年 | |
| 30 松本 健郎 | 江田船山古墳の再検討 | 中央公論歴史と人物 89号 | 昭和54年 | |
| 31 中村 浩 | 初期須恵器の系譜—江田船山古墳出土須恵器の再検討 | 大谷女子大学紀要 第14号1輯 | " | |
| 32 藤間 生大 | 「倭の五王」時代の肥後 | 新・熊本の歴史 第2巻 | " | |
| 33 乙益 重隆 | 江田船山古墳と銀象嵌大刀 | 歴史公論 第5卷5号 | " | |
| 34 亀井 正道 | 船山古墳と銀象嵌大刀 | ミューゼアム 340号 | " | |

(松本健郎・池田道也編)

清原古墳群周辺調査概要

玉名郡菊水町教育委員会

江田船山古墳は、熊本県玉名郡菊水町大字江田（字、大久保原、清原、清水原）の清原台地に位置する（1図参照）。

江田船山古墳周辺調査は、昭和50年度に清原台地遺跡確認調査の一環として実施されたもので、船山古墳に直接関連した調査は、昭和19年1月に梅原末治博士による石棺調査が行われて以来のことである。



第1図 定（日置）志野平野周辺の古墳

(1) 船山古墳周隣調査

現状は墳長46㍍、墳幅26㍍で、その平面形は長方形を呈している（2図参照）。従来より前方後円墳とされてはいたものの、本来のプロポーションについては全く不明であった。調査後、次のように古墳各部の計測値が改められた。

墳長61㍍、後円部直径40㍍、前方部長21㍍、くびれ部幅27.5㍍、前方部前辺40㍍強、前方部左右辺長27.5㍍、周隣幅・後円部後隣9㍍弱、周隣外堤計測の全長80㍍弱。

出土遺物は朝顔円筒埴輪（3図参照）、円筒埴輪（4図参照）、器種不明の形象埴輪が出土している。円筒埴輪の形態は、口縁部あまり広がらず古形式を保っている。焼成、刷毛目等に大差はなく、工人集団・窯地に複数性は感じられない。

(2) 周辺の古墳周隣調査

清原台地には、船山古墳のほか①塚坊主古墳②虚空蔵塚古墳が存在する（5図参照）。

① 塚坊主古墳（6図参照）

現況は全長31.5㍍、幅14㍍の三角形状をなす。諸見解は前方後円墳であり、調査後変更もない。但し計測値は下記の通り改められた。

墳長47㍍、後円部直径38.5㍍、前方部長8.5㍍、くびれ部幅は不明（19㍍弱？）、前方部前辺は不明（25㍍強？）、周隣幅4㍍弱、外堤上の全長は54㍍。本墳に限り墳丘計測値は墳裾である。

出土遺物には須恵器（7図参照）、円筒埴輪（8図参照）、朝顔形円筒埴輪、形象埴輪（9図参照）がある。

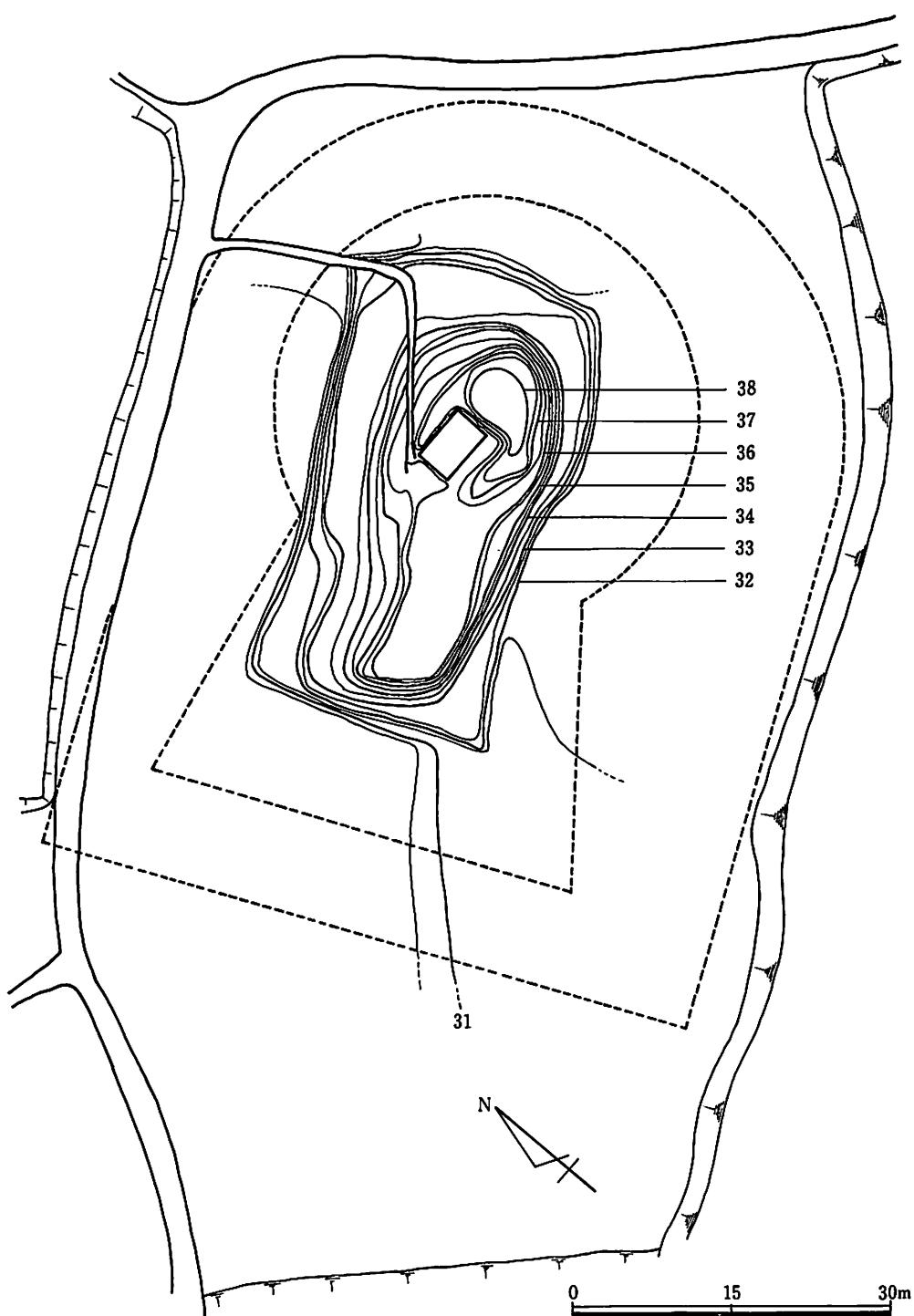
須恵器は、Ⅰ期後半からⅡ期の特徴を示している。

埴輪は、焼成上①赤褐色（8図-1）②黄褐色（8図-2）③黄白色（8図-3～4）の三種に分かれ①→③の順の堅固さである。輪積の痕跡は③→①の順で強く、タガ貼付にも①～③毎に相違が見られる。②・③についてはタガ貼付以前に器面を削平し、凹線を作っていることが特徴である。人物埴輪が2個体分出土している。腕は空洞があるものとないものがあり、焼成は前者が①に後者が③に近似している。その他器種不明の形象埴輪があるが、これら形象埴輪の出土地点は右隣に限定され、菊池川に対面する隣である。この出土状況は須恵器片の出土地点と重なり、古墳の正面観と墳丘上の施設を考える上で興味深い。

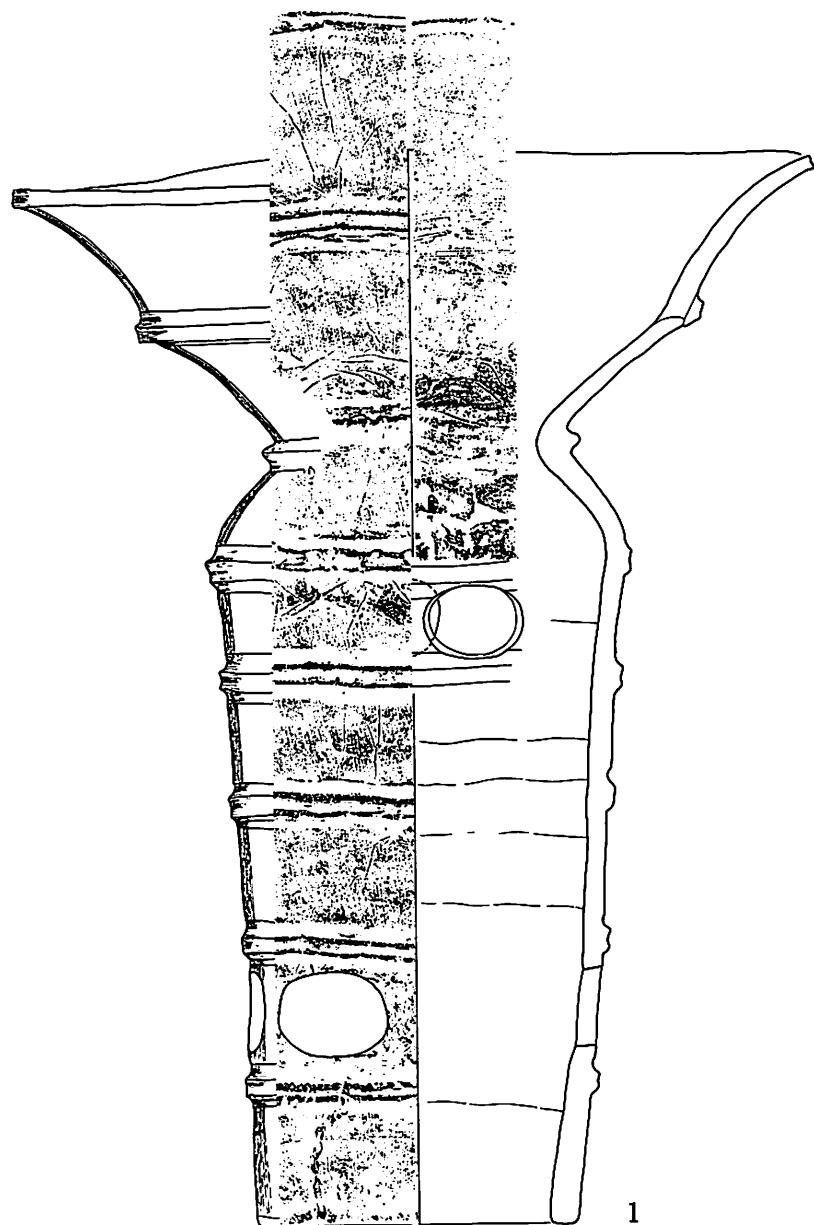
② 虚空蔵塚古墳（10図参照）

現状は東西26.5㍍、南北22.5㍍の楕円及至方形をなす。調査する前の県内学界の見解は、円墳又は方墳であった。しかし調査したところ、前方後円墳あるいは陸橋の高度に発達した円墳とされ、計測値も次のとおり改められた。（なお、計測値は前方後円墳として解釈した場合の数値である。）

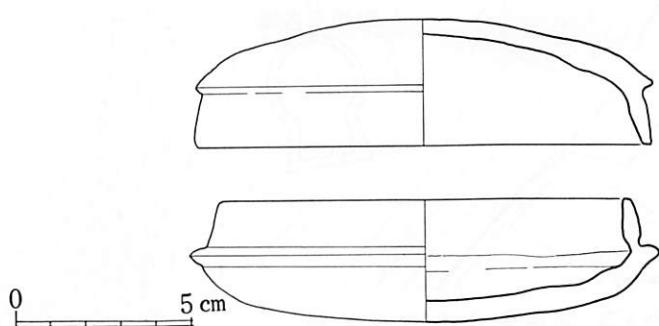
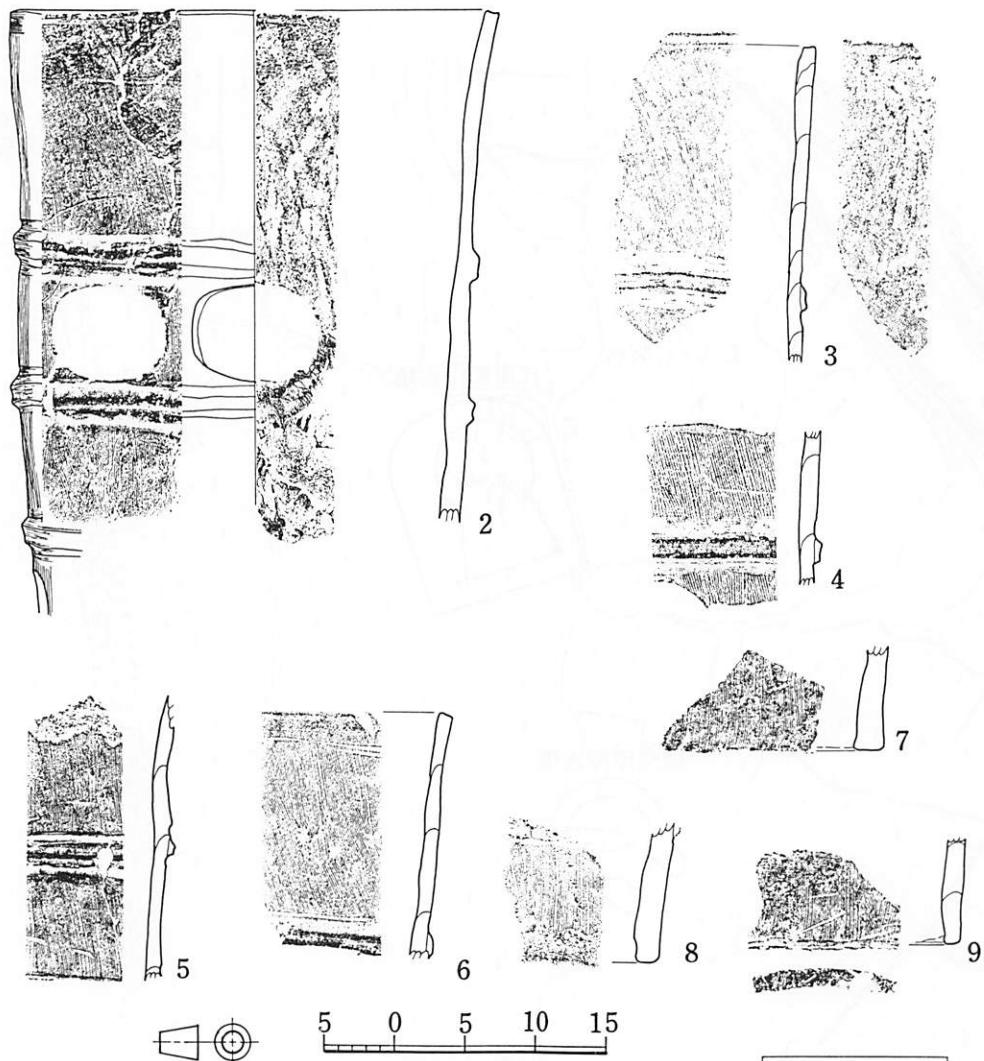
墳長53㍍（？）、後円部直径33㍍、前方部長20㍍（？）、くびれ部幅18㍍前後、前方部前辺・左



第2図 江田船山古墳平面図



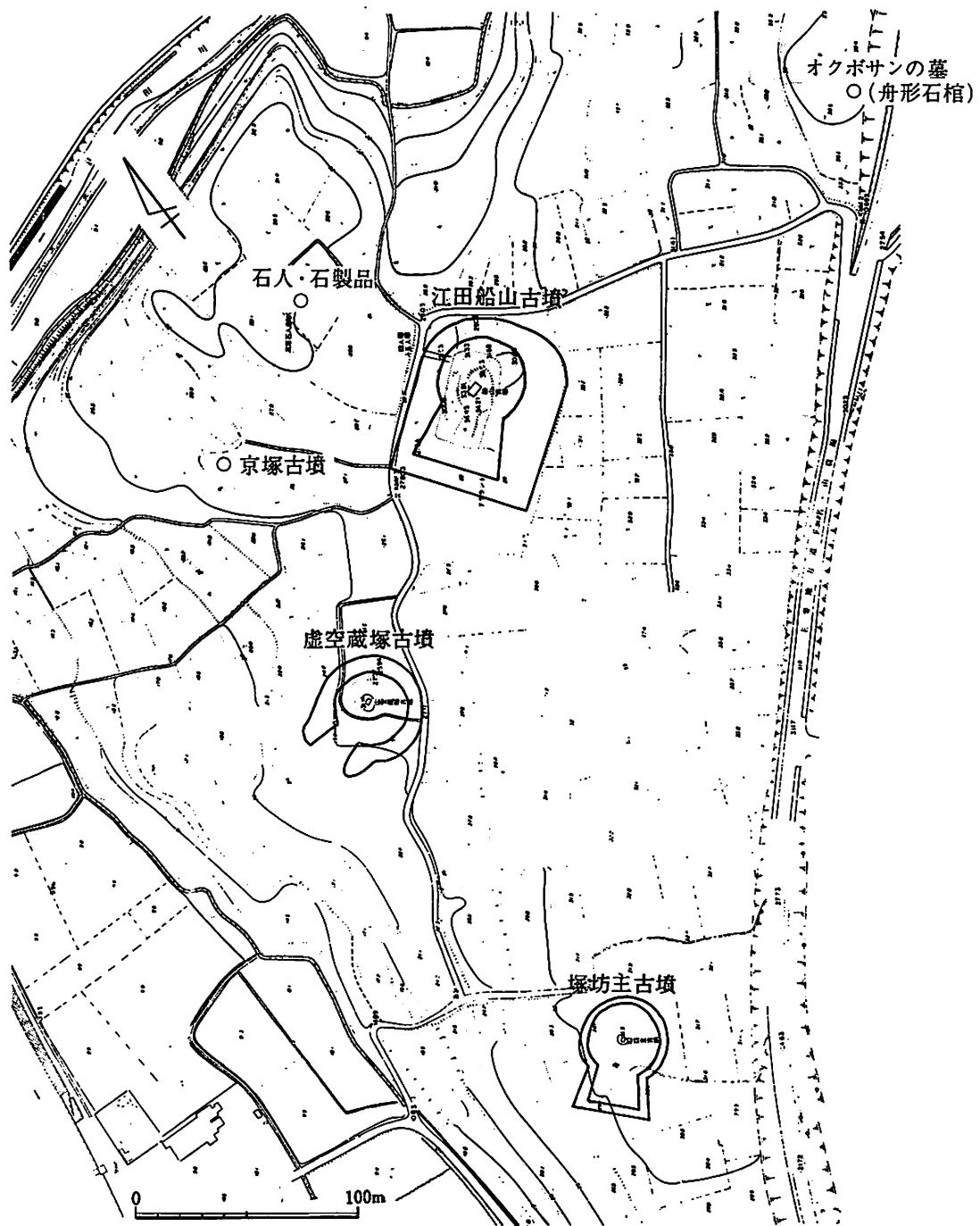
第3図 江田船山古墳出土朝顔形円筒埴輪



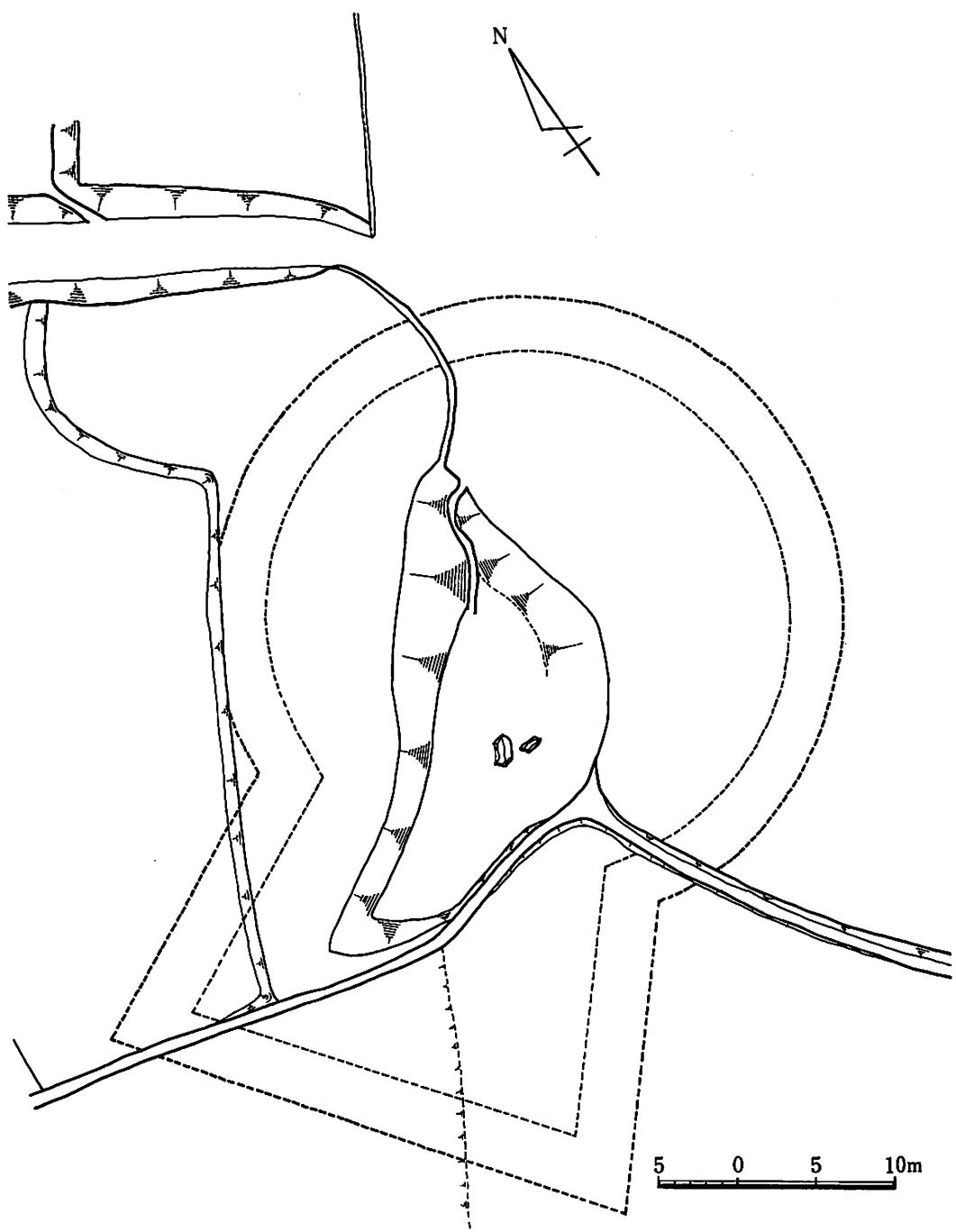
| | |
|------|-----|
| 白川縣 | 肥後國 |
| 玉名郡 | 内田 |
| 池田佐内 | 肥後 |
| 一所十所 | 田 |
| 得古 | 地 |
| □ | 江 |
| □ | 土 |
| □ | 中 |
| 三十五 | 田 |
| 点 | ノ村 |

(東京国立博物館藏)
山本清氏実測
船山古墳出土品

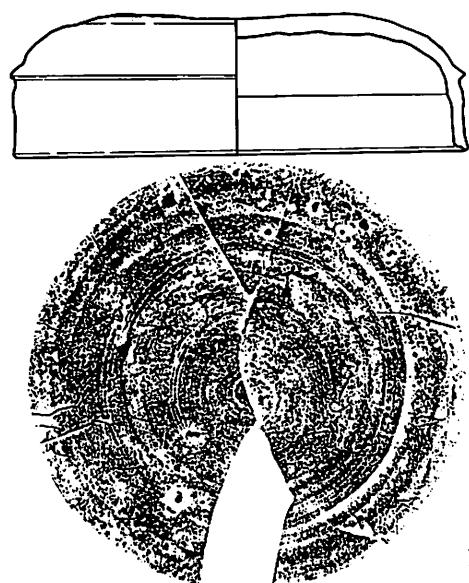
第4図 江田船山古墳出土円筒埴輪、他



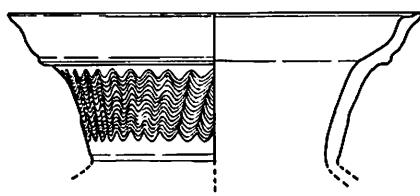
第5図 清原台地古墳位置図



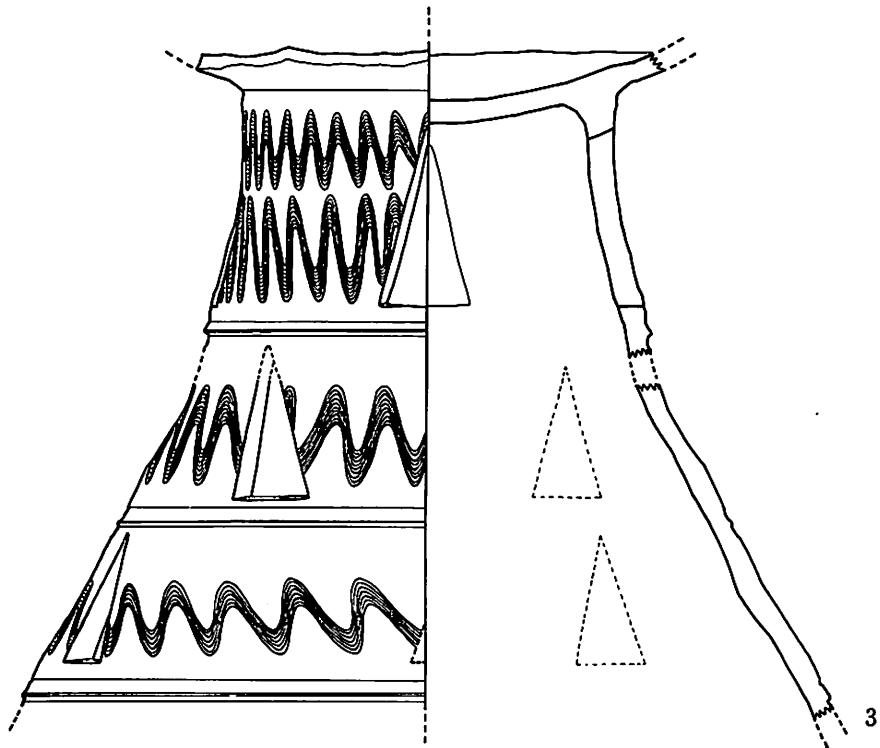
第6図 塚坊主古墳平面図



1



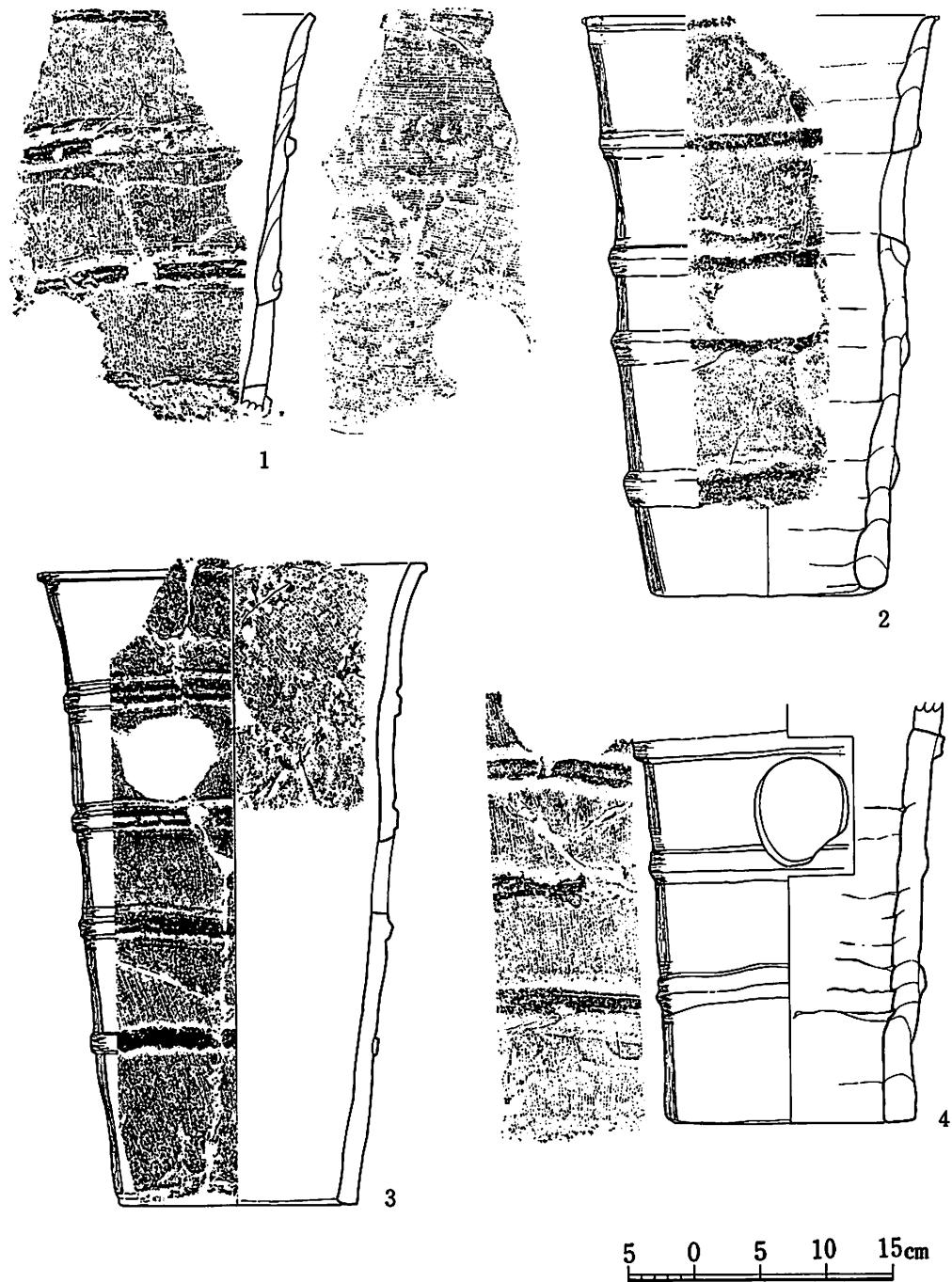
2



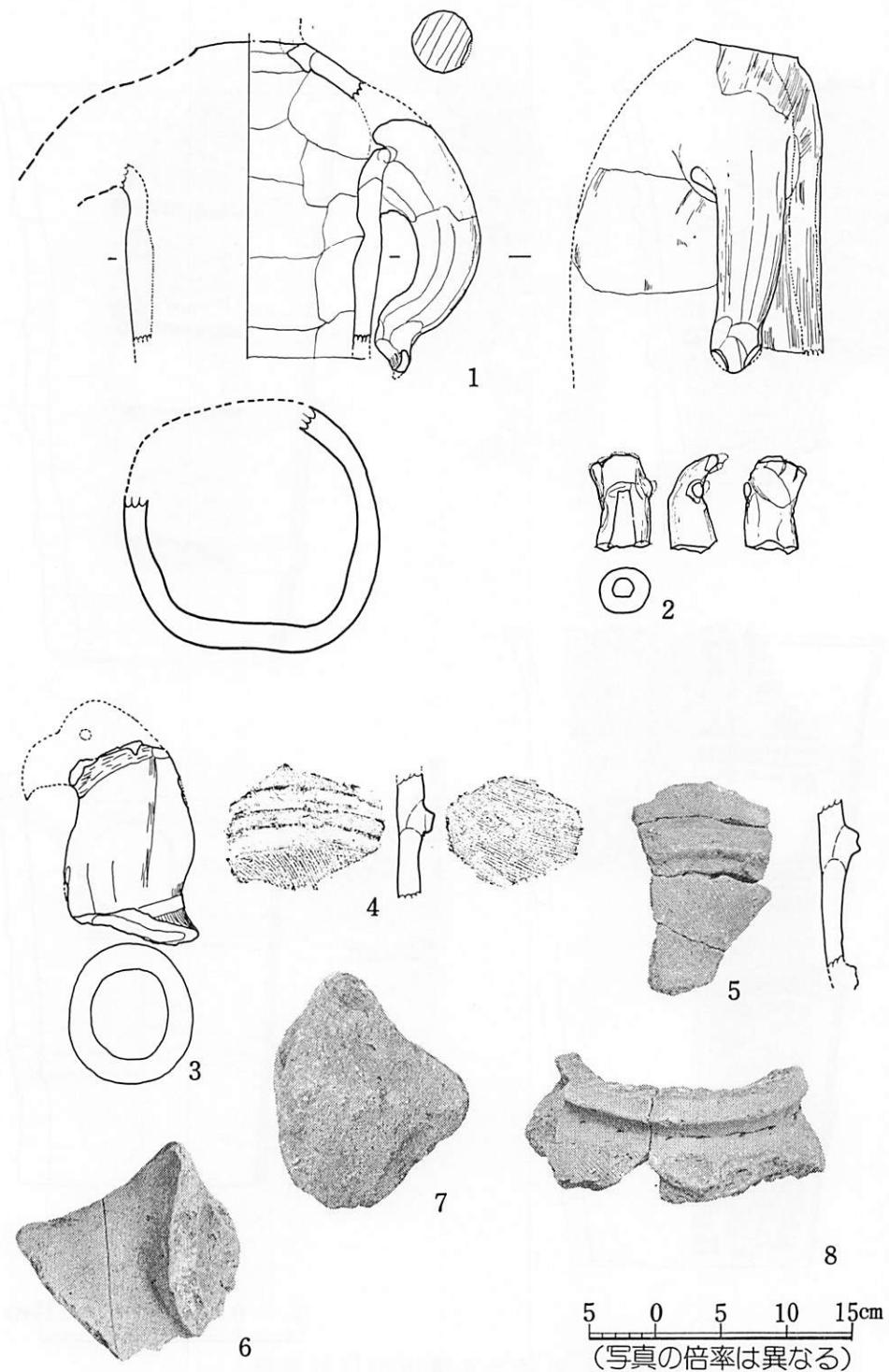
3

0 5 10cm

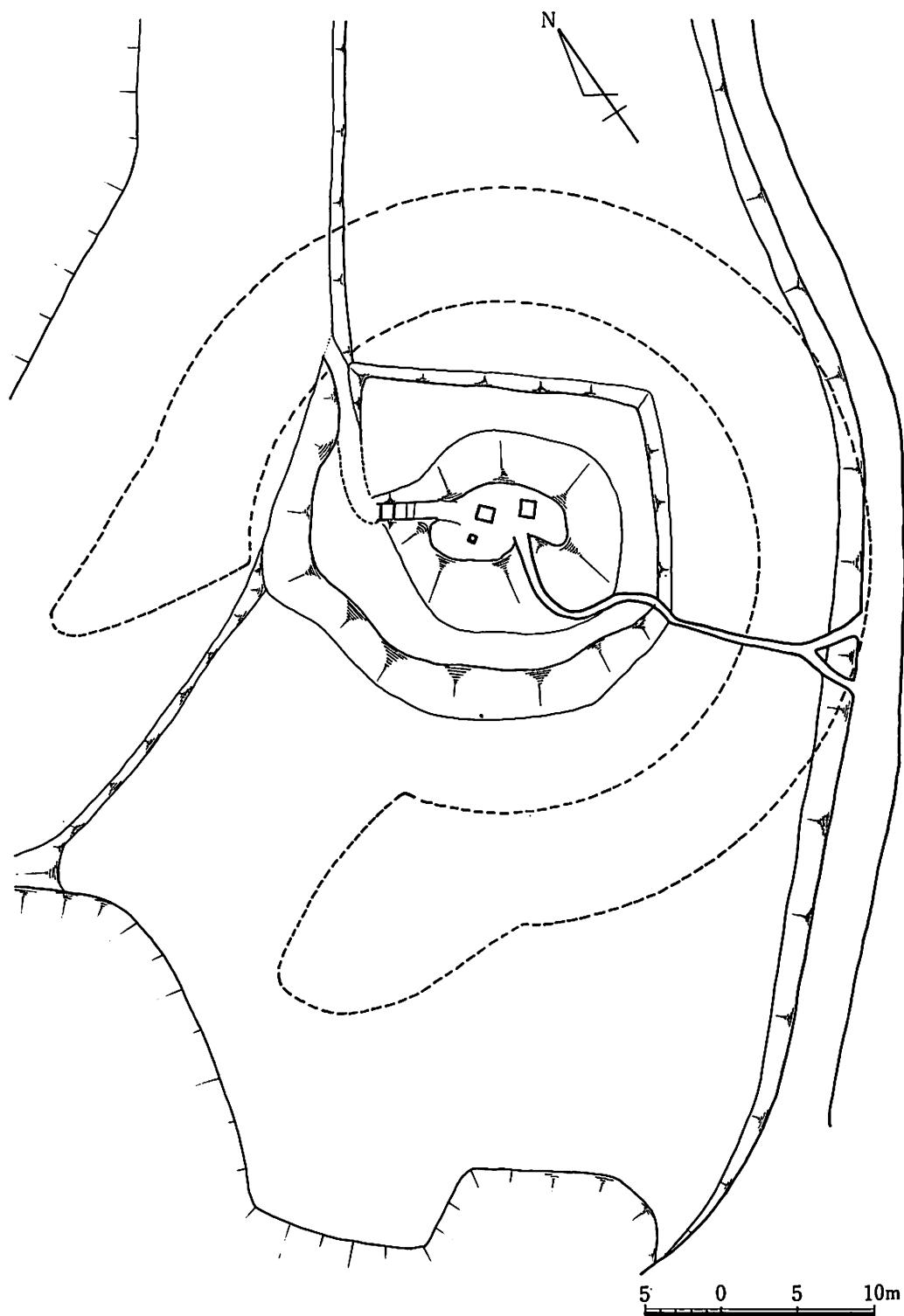
第7図 塚坊主古墳出土須恵器



第8図 塚坊主古墳出土円筒埴輪



第9図 塚坊主古墳出土形象埴輪<8は朝顔円筒埴輪>



第10図 虚空蔵塚古墳平面図

右辺長ともに不明、周墳幅・後円部全体墳7.5m弱、前墳不明（あるいは地形整形に留め前墳の掘削はなかったか）、周墳外堤上の全長60m強、遺物には須恵器（11図）、埴輪（11図）がある。

須恵器はⅢ期の特徴を示している。埴輪はその製作法に若干特殊性がみられる。船山・塚坊主両古墳の埴輪は輪積成形であるが、本墳の埴輪は一段目が高さ10cm幅8cm強の粘土板を貼り合せて成形している。（より上部は輪積らしい。）刷毛目も横描きのものが、縦描きの後から行われている。

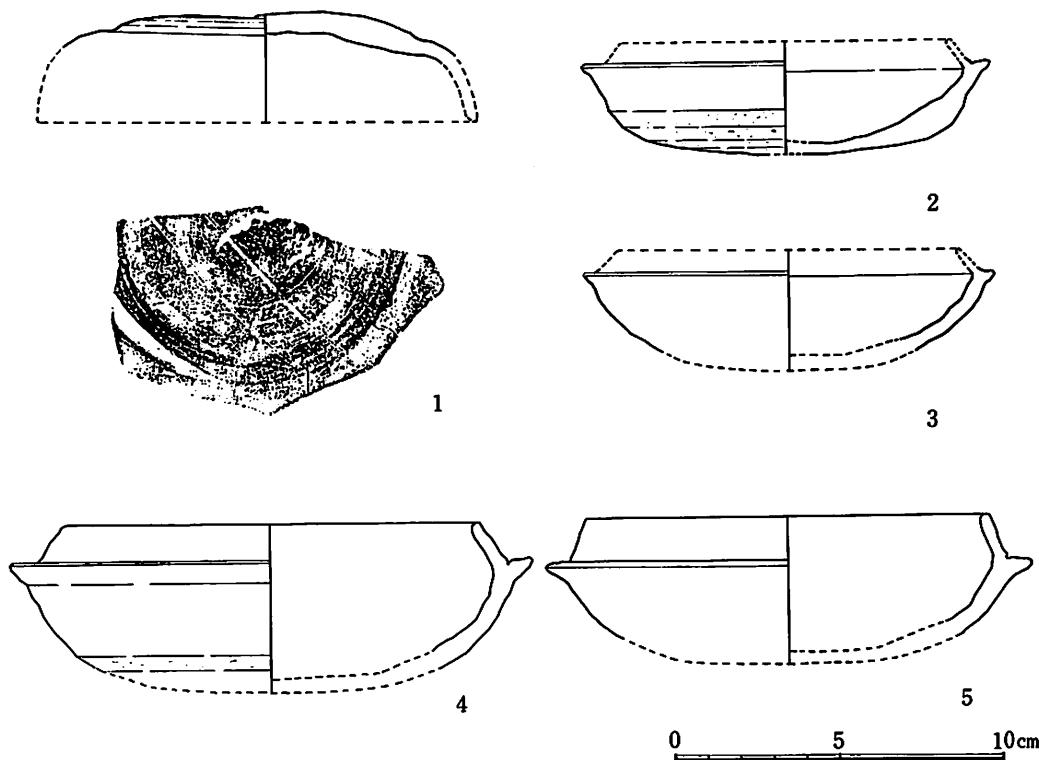
（3）古墳伝承地の調査

石棺が出土したり、伝承的に塚があったとされている地は①京塚②首塚③オクボサンの墓の三ヶ所である。

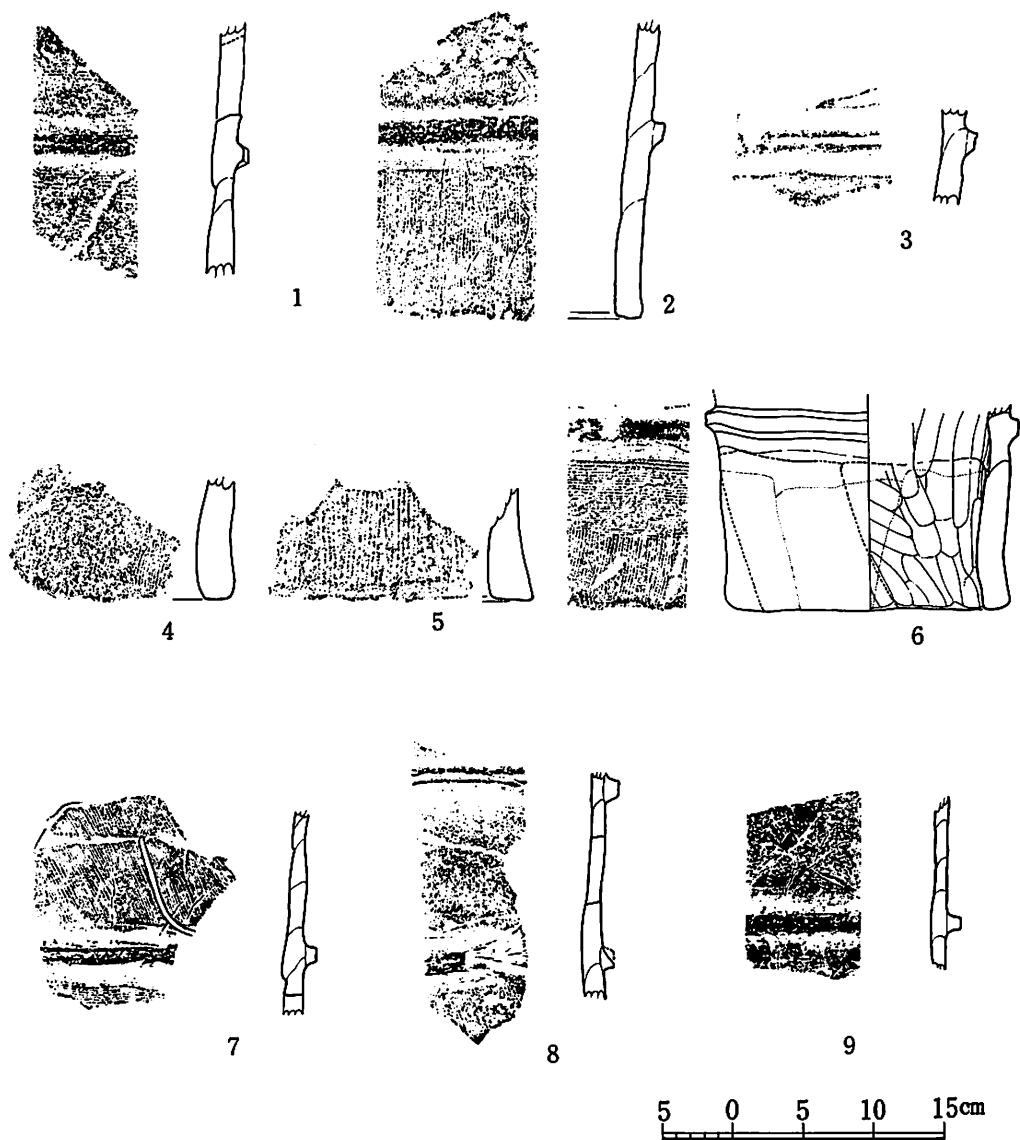
① 京塚

既知三古墳から出土した埴輪とは全く異質の埴輪（11図参照）が出土し、古墳の周墳らしき遺構も検出され、壊滅古墳の存在がほぼ確実視された。

埴輪の焼成は本台地中の最高級品で土管状の口縁部と底部の差がなく、タガは高く調整は入念である。



第11図 虚空蔵塚古墳出土須恵器



第12図 虚空藏塚古墳出土円筒埴輪(1～6)、京塚古墳出土円筒埴輪(7～9)

④ 首塚

調査結果は、近世初頭の性格不明の凹地であった。

⑤ オクボサンの墓

現在県道になっている所から 舟形石棺が出土している。周辺から 時期不明の溝が検出された。このことは古墳存在の疑わせるに足る。

4. まとめ

既知三古墳の規模と墳形を比較すると、以下の特徴を見出すことができる。まず、後円部直径と前方部前辺の長さが略々 1 : 1 である。船山古墳墳丘部と塚坊主古墳の外堤部までを含んだ墳形とが略々一致する。墳丘築造時の規制を考慮するに足る。

須恵器の検討による各古墳の時期順は、船山古墳→塚坊主古墳→虚空蔵塚古墳であるが、埴輪の検討によるそれは、虚空蔵塚古墳→船山古墳→塚坊主古墳で、さらに虚空蔵塚古墳よりも京塚古墳の埴輪が古いと思われる。須恵器と埴輪の間に見られる古墳の時期順の相違については、検討した各遺物のすべてが周辺内から出土したものばかりであるという点を考慮し、今後、再検討を要する問題である。

〈註〉

本稿は、既に「菊水町教育委員会文化財調査報告書・第Ⅰ集『船山』（執筆者は西田道世氏及び須恵器の考察については佐藤伸二氏）」として刊行されていたものを、古墳期の部分、特に船山古墳の調査結果を中心に要約したものである。

尚、要約の作業にあたっては、西田氏及び松本健郎氏の助言をうけ池田道也が担当した。

古代史のなかの船山古墳

大阪市立大学文学部教授 直木 孝次郎

(1)

菊水町江田に存する船山古墳は全長50㍍に足りぬ小型の前方後円墳だが、日本古代史に関してわたしたちに投げかける問題はきわめて大きい。いまそのいちいちについて述べる余裕はないが、私だけでなく一般にもっとも注目されるのは、つぎの2つの点であろう。

その1つは、墳丘に埋葬された横口式家形石棺内から、鏡6面をはじめとして冠帽、沓、耳飾、玉類、馬具、武器、甲冑など豊富な遺物が発見されたことである。ことに竜文をすかし彫りした金銅製冠帽、長さ10㌢をこえる金製耳飾、佗甲文の飾りのある金銅製沓などいずれも朝鮮からの舶載品と思われるが、これだけ豪華なものが一括して出土したのは、ほかにほとんど例がない。

もう1つはいうまでもなく「治天下」にはじまる約75字の銀象嵌の銘をもつ大刀の出土である。銘文の内容にはあとでふれるが、刀身には銘のほかに天馬の形の銀象嵌がほどこされ、やはり大陸文化の影響のこい品であることを思わせる。

そこでまず問題となるのは、このような高い水準の副葬品をもつ古墳の作られた年代と、古墳の主の政治的地位——とくにヤマト政権との関係である。古墳の年代については、1978年9月に発見された埼玉県稻荷山古墳出土の鉄劍銘によって大きな手がかりが与えられたことは周知の通りである。今まで「治天下獲□□歎大王」と読むのが有力であった銘文の冒頭の部分が、稻荷山鉄劍銘との対比から「治天下獲□□歎大王」と読みうることが明らかになり、ワカタケル大王すなわち雄略天皇をさすと考えられるようになった。この解釈にはまだ異論もあるが、私は雄略とする説を正しいと考えている。この見解に従って銘文を読むと、つぎのようになる。

治天下獲□□歎大王世、奉^(伊)典曹人名^(利)无利豆。八月中、用^(伊)大鎧釜并^(利)四尺廷刀^(利)、
八十練^(伊) 六十^(利)三寸^(利)上好^(利)。服^(伊)此刀^(利)者^(利)長寿^(利)子孫^(利)得^(利)三恩^(利)也。不^(利)失^(利)其所^(利)
統^(利)。作^(利)力^(利)者名^(利)伊太^(利)、書者^(利)張安也。

獲□□歎大王（雄略）の世に、大王に事えていた典曹人の无利豆が、8月に60^(利)3寸のよい刀を作った、というのだから、この大刀が作られたのは5世紀後半の雄略朝で、大刀の最初の所有者は无利豆である。しかし船山古墳が雄略朝に造られ、古墳の主が无利豆であるとはい

えない。なぜなら銘文中に「子孫注々（つぎつぎの意か）三恩を得る」とあり、大刀が无利亘の子孫に伝えられ、子孫の代になって古墳が築造されたかもしれないからである。古墳の築造年代について銘文からいえることは、雄略朝がその上限であるということである。

そこで船山古墳の主である豪族と雄略の政権との関係を論することはできないが、大刀の最初の所有者である无利亘の政治的地位については、銘文の内容からある程度推定することができる。さしあたり指摘できるのは第1に、銘文のはじめに「治天下獲□□□齒大王世」といつているので、雄略の政権に従属していたこと、第2に「奉□典曹人」とあるので、典曹人という職を以て雄略に仕えていたこと、第3に「子孫（中略）不レ失=其所=統」といつているので、雄略に従属しながらも独自の支配領域を有する小君主であること、以上である。地方に根拠をもつ豪族の首長が、典曹人という一種の官職をえて、ヤマト政権に仕えるという関係を想定することができる。

(2)

无利亘のこうした地位は、稻荷山鉄劍の持ち主であった乎獲居のそれに類似すると思われる。銘文によれば乎獲居は、先祖以来、

「世々杖刀人の首として事え奉りて、今に至り、獲加多支齒大王の寺（朝廷）、斯鬼の宮に在る時、吾天下を左治す」

という。乎獲居がこの銘のある鉄劍の出土した墓の主とは断定できないが、埼玉地方の有力豪族とする説が有力であり、それに従うならば、やはり地方に根拠をもつ豪族の首長が、杖刀人首という職を授けられて、ヤマト政権に従属していたと考えられる。その政治的立場は、船山古墳大刀銘の无利亘によく似ている。

无利亘と乎獲居がともに仕えていたワカタケル大王（雄略）は、中国の史書『宋書』倭国伝にみえる倭王武に当るとするのが通説であり、武王が宋の皇帝に送った国書に

「東のかた毛人を征すること五十五国、西のかた衆夷を服すること六十六国」

とあるのは有名である。これには誇張があるだろうが、右にみたように武藏北部の豪族の乎獲居と、肥後北部の豪族の无利亘とが、ともに職を帶びて雄略に仕えていたとすれば、武王の国書にいうところは必ずしもから威張りの言ではない、ということになろう。

そのうえ注目されるのは、両者の職名がともに「人」の称を帶びていることである。かつて私は、6世紀代を中心に、倉人・宍人・洒人・文人（史）など人の称をもつ下級官的な実務担当者が廣汎に出現し、ヤマト朝廷の各種の庶務を処理したことを論じた。（「人制の研究」『日本古代国家の構造』所収）。そしてこのような体制を「人制」と称し、律令官僚制の前身をなすものとしたが、その人制のさらに先駆形態が、この杖刀人であり、典曹人ではあるまいか。新羅の6世紀の石碑にも、書人・作上人・将作人などの官職名がみられるが、ヤマト政権はは

やくも5世紀後半に幼稚ながらも官職制の採用していたと考えられる。

その制には朝鮮の影響があるだろうが、典曹人の「曹」に着目すると、中国南朝の制をとりいれたように思われる。なぜなら雄略の通交した南朝の宋の歴史書『宋書』によると、宋には戸曹・倉曹・法曹・田曹・水曹などの役所があり、『通典』によれば、宋代に20曹、その前の東晋には15曹があったという。また岡本健一氏は、時代がやや古いが、三国時代（3世紀）の蜀に典曹都尉という職のあったことを指摘された（毎日新聞社編『古事記の証明』）。

そのうえ面白いのは、典曹都尉は蜀の国の財源として重要な塩の製造と専売をつかさどる塩府という役所の次官にあたることである。つまり経済官僚である。もしもわが典曹人がその流れをくむ官職であるならば、ヤマト政権には塩の専売はないが、財政に関する官人ということになろう。稻荷山鉄劍銘の杖刀人はいうまでもなく武人であり武官である。東国出身の豪族である乎獲居が武官として大王の身辺護衛にあたり、西国出身の豪族である无利亘が文官としてヤマト政権の財政に関与したとすれば、はなはだ興味ある現象ではあるまいか。稻荷山古墳は全長115㍍のかなりの規模の前方後円墳であるが、問題の鉄劍を出した主体部は素朴な礫床（礫椁ともいう）の構造であったのに対し、船山古墳は全長47㍍の小古墳ながら、前述したように横口式家形石棺の主体部にはきわめて豊富豪華な副葬品を蔵していた。このことも、各地から朝廷に出仕する豪族が、それぞれ異なった任務を分担、管掌して、政府を構成していたことを思わせる。

(3)

このように述べてくると、読者は雄略天皇の時代の日本には、大和を中心とし、東は関東中部、西は九州中部におよぶ統一国家が成立していたと考えられるかもしれない。しかしそうではあるまい。西日本では、吉備・出雲・筑後などの地域は、ヤマト政権の勢力下にはいってはいたであろうが、なお半独立の地位を保ち、時にはヤマト政権に対立し反抗する力をもっていたと思われる。西日本が統一されるのは、ヤマト政権が雄略没後（おそらく5世紀末期）の吉備の反乱、6世紀はじめの筑後の磐井の反抗に打ち勝ち、そして6世紀代に出雲勢力を圧倒、併合したことである。

東日本でも、雄略朝に伊勢で朝日郎の反乱がおこった伝えがあるし、日本武尊が駿河または相模で国造の火攻めに悩まされたという伝承は、この地域の服属が難航したことを思わせる。6世紀になっても、その前半に武藏の国造家が内紛をおこし、一方の^{あさひのいらつこ}使主はヤマト政権をたよったのに対し、対立する^{あさひ}小杵は上野の豪族・上毛野君に援けを求めたという。おそらく上毛野氏はヤマト政権にはまだ服属しておらず、武藏国造家もいちおうヤマト政権に従いながらも、上毛野氏の勢力の圏内にあるという半独立の立場をとっていたのであろう。この武藏国造家の代々の墓が、稻荷山古墳をふくむ埼玉古墳群の主体であるという説が有力なことは、今まで

もあるまい。

私は船山古墳に葬られる豪族も、武藏国造に似た立場にあったのではないかと考える。そう思う根拠の1つは、本稿のはじめに述べたように、この古墳が朝鮮渡来とされる華麗な副葬品を多量に出土したことである。そういう金色粲然たる装身具（冠帽、耳飾、沓等）は百濟からも出土するが（例えば武寧王陵）、とくに新羅の古墳にいちじるしい。考古学者の検討をまつ必要があるが、船山古墳の豪族（无利亘およびその子孫）はヤマト政権に従いながらも、同時に朝鮮南部の両国とくに新羅と密接な関係にあったと想像される。端的にいうと、ヤマト政権と新羅または百濟に両属していたのであるまい。

そう考えるもう一つの理由は、繼体天皇21年（527）に反乱をおこしたと日本書紀に伝えられる筑紫国造磐井が、新羅と結んでいたともいわれることである。日本書紀には、磐井は新羅の「貨賂（まいない）」を得て反乱したと記しているが、もともと磐井はヤマト政権と新羅の両勢力の間にあって、独自の立場を保っていたのであろう。船山古墳の豪族も同じような勢力関係にあったと思うのである。

両属というと、語感はからなずしもよくないが、当時まだ国家統一が完成していない日本と朝鮮を主とする東アジアの国際関係のなかにあって、大和からも、慶州（新羅首都）、扶余（百濟首都）からもほぼ等距離にある肥後の豪族のとりうる政治路線としては、これがもっとも現実的で聰明な方策であろう。いいかたを変えれば、无利亘とその子孫は、ヤマト政権と新羅・百濟の政権をうまく操って、自己の勢力を固めていたのである。

大刀銘の末尾に、「作刀者の名は伊太加、書者は張安也」とある。伊太加は日本人、張安は朝鮮人の名であろう。无利亘の政治的立場は、ここにも現われていると思われる。以上が古代史上の船山古墳についての所見の大要である。

（終）

船山古墳の出土鏡について

熊本大学教授 白木原和美

(1)

熊本県菊水町江田船山古墳の出土鏡は次の6面である。

- 神人車馬画像鏡……………(カラー口絵参照)
環状乳神獸鏡……………(画文帶環状乳神獸鏡)……………(白黒口絵参照)
画文帶対置式神獸鏡……………(画文帶神獸鏡)……………(カラー口絵参照)
画文帶同向式神獸鏡……………(画文帶神獸鏡)……………(白黒口絵参照)
半肉彫獸帶鏡……………(獸帶鏡)……………(カラー口絵参照)
四獸鏡……………(白黒口絵参照)

① 神人車馬画像鏡

画像鏡には幾つかの型があるが、船山の画像鏡は一番複雑な文様構成をとるグループに属し、その中でも特に複雑克明な図象を持つことで有名である。

内区は乳で4区に分けられ、東王父と西王母がそれぞれ4人の侍仙を伴って鉢を挟んで対置され、他の向い合った2区に6頭の馬と騎人、2頭立ての無蓋の車馬と3頭立ての蓋のある車馬が駆け違っている。

画像の外側に銘帯がある。

公戚氏作鏡四夷 多賀國家人民息
胡虜殄滅天下復 風雨時節五穀孰
長保二親得天力 傳告後世樂無咸
乘雲驅馳參懃四馬 遵從羣神宜孫子

初期には第1句の冒頭をどう読むか、また幾つの文字を配しているかで論議があった。樋口氏は「公戚氏」と読んでおられる。また第6句の最後は「亟」(梅原・三木)、第8句の第1字を「導」(梅原)、「道」(後藤)と読むこともある。字体はややぎこちない。また外区の獸形の追い廻し文は著しく便化して唐草風に表現されている。

② 環状乳神獸鏡

大きめの鉢をめぐって4頭の怪獣が厚めの肉彫りで鋳出され、その胴部に各1の神像が配されている。つまり四神四獸の構成である。神像の中の1対は東王父と西王母である。各怪獣とも鉢をくわえ、頭を左に——通例は右であるが——置いている。その肩と腰の関節のあたりが大きな環で表現され、計8箇の環状乳をなしている。その外に半円と方格各12箇を並べ、方格には銘があるようだが読めない。外区は獸形追い廻し文・菱雲文である。図文はダイナミックであるが全体にわたってやや鈍く、外区に文様のぼけたところがある。

③ 画文帯対置式神獸鏡

やや大きめの鉢を挟んで東王父と西王母が居り、それぞれ左右に鉢をくわえた怪獣を従えている。この怪獣と怪獣の間に別の神仙が2人づつ対に配置されている。つまり、東王父の神獸群と西王母の神獸群が対置され、その境界を充填する形で4神仙が刻まれている。乳はない。外区の獸形の追い廻し文は雄渾であり、半円方形帶の半円形には禽獸文が配され、方形には四字銘を刻んである。ただし、「高官」「大」などの字が僅かに判読できるだけである。

④ 画文帯同向式神獸鏡

内区に4つの乳があり、乳を巻くような姿態で各1頭の怪獣が配されている。これによって分けられた4区画の中に神仙の像が、放射状ではなく、同一方向に置かれている。左右位の像は前後に獸首を従えているし、その冠制もこれが東王父と西王母であることを示している。上下位のうち上の像は膝に琴を置いて斜め下の左右に脇侍の者を従えているので、伯牙である。方格に各4字の銘がある。梅原先生の解説は次のようにある。

吾作明竟 幽凍三商 配像萬彊 競從序道
敬奉賢良 周刻典祀 白身長樂 衆事主陽
堅同光明 富貴安樂 子孫番昌 賢者高顯
士至公卿 與師命長

判読は困難であり、三木文雄氏は第4句第1字を「統」の可能性があるとし、第6句を「周克無□」、第7句を「白牙拳樂」、8句第2字を「□」、9句1・2を「聖德」、12の1を「学」、4を「連」、14の1を「其」とされている。

⑤ 半肉彫獸帶鏡

主文は7個の四葉座乳の間に配された7つの禽獸形。玄武らしきもの、朱雀らしきもの各1、白虎様のもの3、青龍風のもの2が、左方向の追い廻しに配置されている。いずれも体軀だけは薄い半肉彫りであるが、4肢及び充填文は細線式の彫法である。鉢に接して9乳があり、その間に「宜子孫」の銘と草文風の文様が配置されている。外区は唐草文風に崩れた、いわゆる菱雲文がめぐらされている。

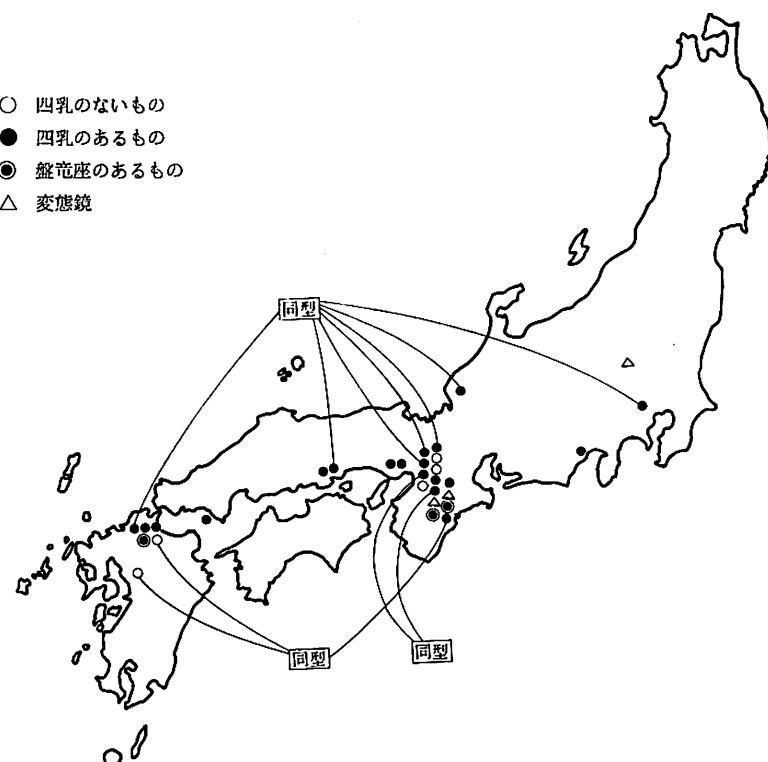
⑥ 四獸鏡

6面中唯一の仿製鏡である。粗製であり、鋤は歪み、文様は著しく鈍い。4乳間に獸形であることがかろうとして判る図象4を配してある。外区には3帯の鋸歯文とその外に更に素縁があり、外区だけが径の半ば近くを占めている。(注意、梅原先生は他の鏡——方格規矩鏡——を取り違えて報告してある。)

(2)

A 画像鏡は梅原末治先生が紹興からの出土として約60面を紹介されたことで有名である。戦後のものでは「浙江出土銅鏡選集」にも10数面が採録されている。考古・文物等の定期刊行物をめくってみても浙江・江蘇に多い。つまり、全体として江の下流に集中している。続いて稠密なのが日本で、出土地の推定できるもので約30面、その次には楽浪関係が目立ち、9面が知られている。

日本での分布は近畿に集中的で、次いで九州北部、両者をつなぐ内海沿岸、伊勢湾周辺地帯を飛び越して静岡・東京・群馬に各1面が知られている。

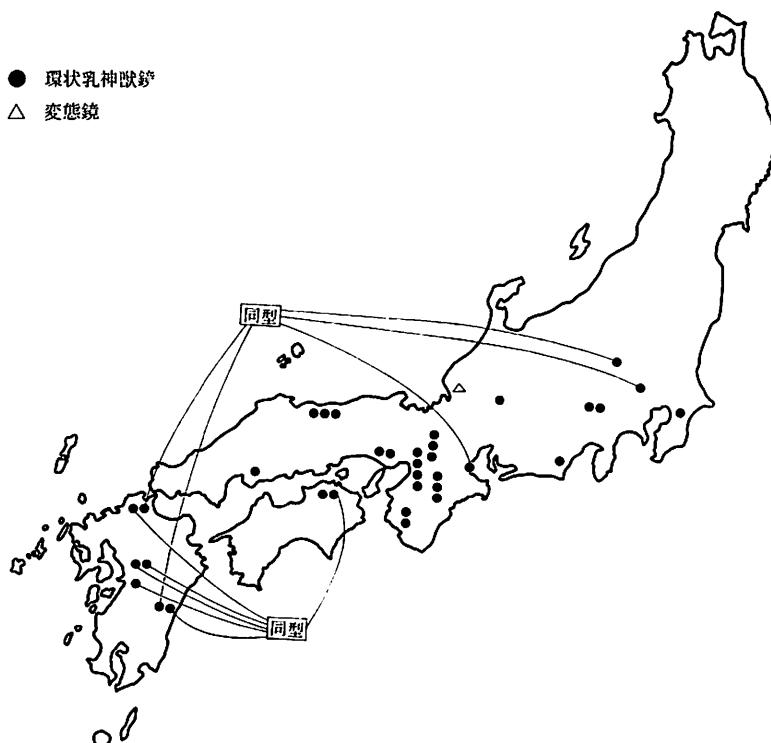


図A. 画 象 鏡 分 布 図

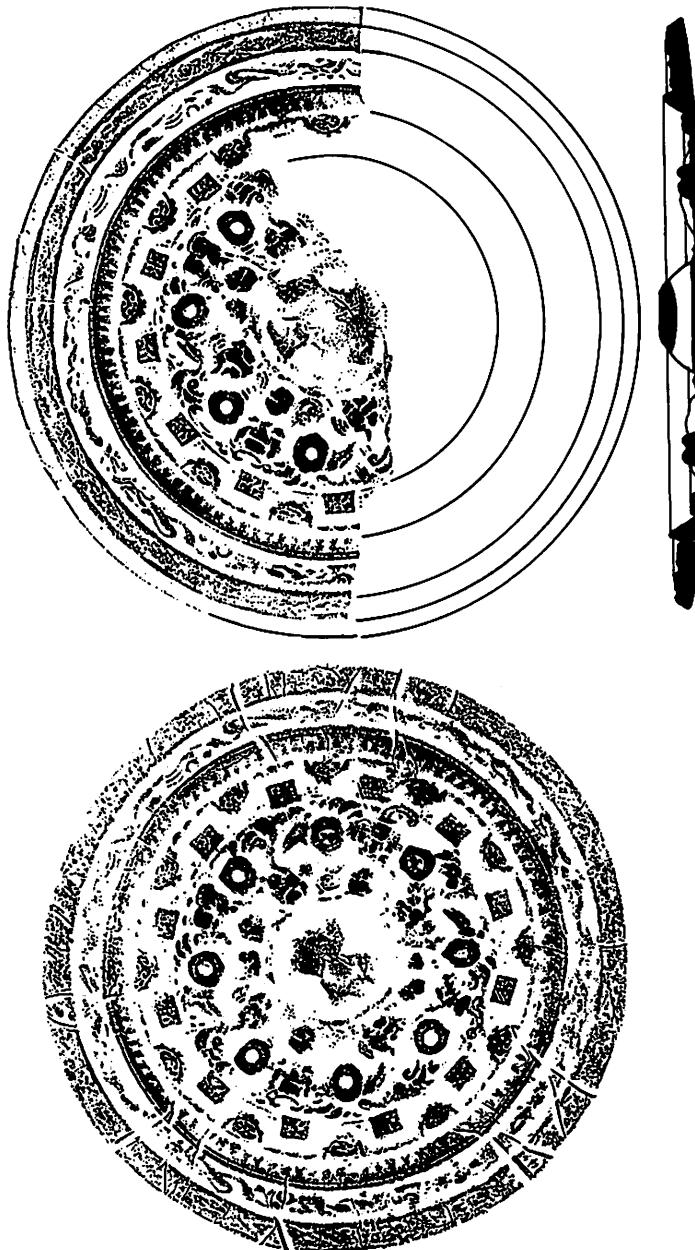
日本出土の画像鏡には同範乃至同型の鏡が多く、3群が知られている。ひとつは京都市と奈良市で発見されている2面である。いまひとつは奈良・京都・大阪を中心福岡の番塚古墳、福井の西塚古墳、東京の龟塚古墳に及んでいるもので、出土地の判明するもので7面、それ以外を含めると11面に達する。他のひとつは船山古墳鏡、京都府のトヅカ古墳鏡、藤井有隣館藏の伝福岡県京都郡出土鏡の3面である。トヅカ古墳からは画像鏡2面が出土しているが、他の1面は右の7面の同型グループに属している。なお、樋口隆康氏は船山グループのトヅカ鏡・藤井鏡について、欠損部まで一致するが厚手で金質が劣り、踏み返し鏡であるかも知れぬ、としておられる。

B 環状乳神獸鏡は揚子江の下流域から比較的多く発見されてはいるが、画像鏡ほどのかたよりはなく、むしろ全大陸に散ったような觀があり、広西やベトナムにもあるのが目をひく。朝鮮からは少なく、楽浪關係品に2面が知られている。しかしあが國には例が多く40面近くが知られている。その分布は近畿と九州と関東に濃く、全体として画像鏡のそれに似ているが、関東、中九州、山陰などに拡散しているのが目立つ。

船山鏡には從来5面の同型鏡が知られていた。すぐ南の宇土郡不知火町の国越古墳・宮崎県高鍋町の持田古墳群の20号墳・福岡県嘉穂郡の山ノ神古墳・香川県綾歌郡の蛇塚古墳の出土鏡



図B. 環状乳神獸鏡分布図



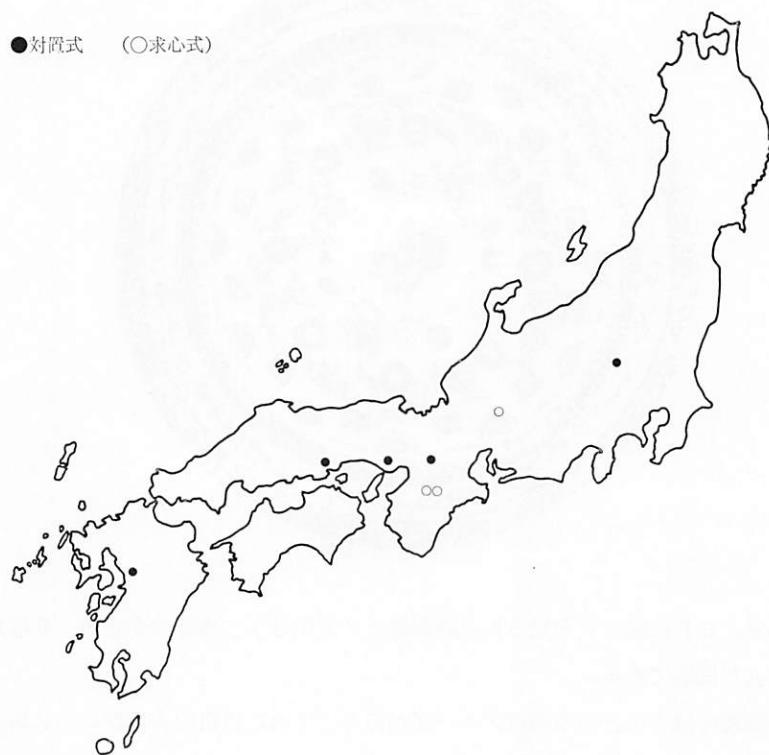
左. 國越古墳出土 右. 迎平6号古墳出土
(島津義昭氏提供)

がそれである。これに新しく発見された阿蘇郡一ノ宮町迎平古墳群の小古墳（6号）出土鏡を加えて計6面が同形である。

環状乳神獸鏡には今ひとつ同型グループがある。宮崎県新田原古墳群の山ノ坊古墳鏡・藤井有隣館蔵の伝福岡県京都郡出土鏡・三重県志摩郡大王町出土鏡・千葉県夷隅郡大多喜町出土鏡・埼玉県埼玉古墳群の稻荷山古墳鏡が、研究者の間で多少の異論があるようだが、一群をなすと見なされる。前に挙げたグループが西日本に偏っているのに、このグループは九州と関東



阿蘇郡一ノ宮町迎平古墳群第6号墳（昭和50年当時）



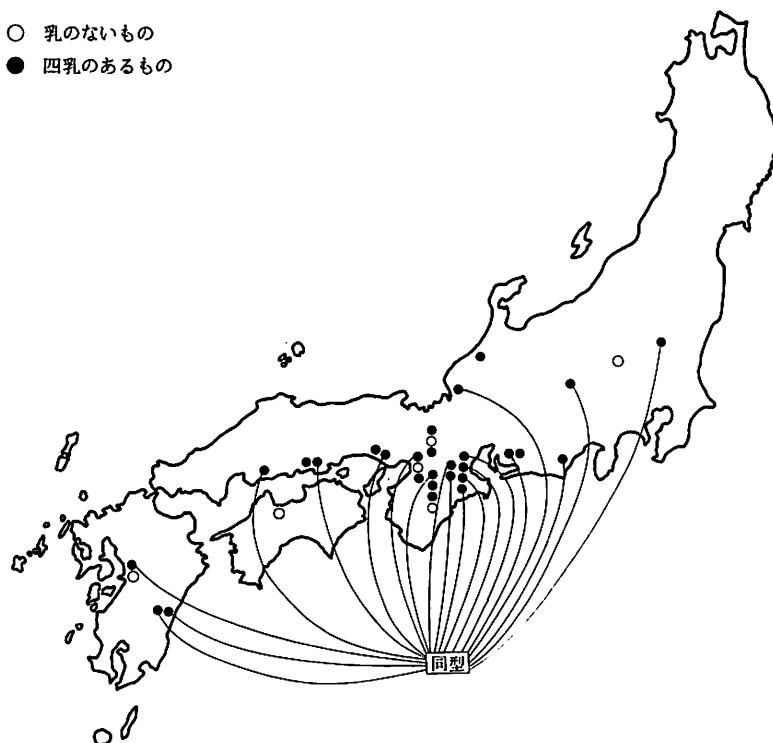
図C. 対置式神獣鏡分布図

にまたがっている。

しかしこの2つのグループは宮崎と北九州のそれぞれ2つの鏡を1つづつ分け持っているわけで、合わせて1群と見なすこともできる。すると全体像としては同形鏡が九州と関東に多く、特に九州に集中的であり、しかも九州の鏡は全て同形鏡を持っていることが際立って見える。この際、相手方の関東グループの中に船山出土の大刀銘と関連する銘を持つ鉄剣を出した埼玉の稻荷山古墳が含まれることが意味を持つよう見える。

C 対置式神獣鏡は紀年銘を持つものが大変多い。70面以上ある。そのうち呉の年号を持つものが約50面。これだけでこの鏡式の盛行する時代と地域を察するに充分であるが、ちなみに考古、文物等の戦後の調査記録をめくってみても発見地は全て揚子江流域以南であり、西は四川、南はベトナムに広がっているが、黄河流域については例がなく、朝鮮半島からも報告を聞かない。このことは充分注意さるべきである。我が国にも出土地の明確なものは数面にしかすぎないが、以上の状況を考え合わせると、この数面の持つ意味はなかなか重い。しかもこの僅かな数が京都・兵庫・岡山と、そして九州の船山・福井・群馬に散って、画象鏡・環状乳神獣鏡の分布をそのまま粗にした様相を示すことも見逃せない。

D 同向式神獣鏡の分布もかなり特異である。わが国では出土地の知れるもので30数例を数



図D. 同向式神獣鏡分布図

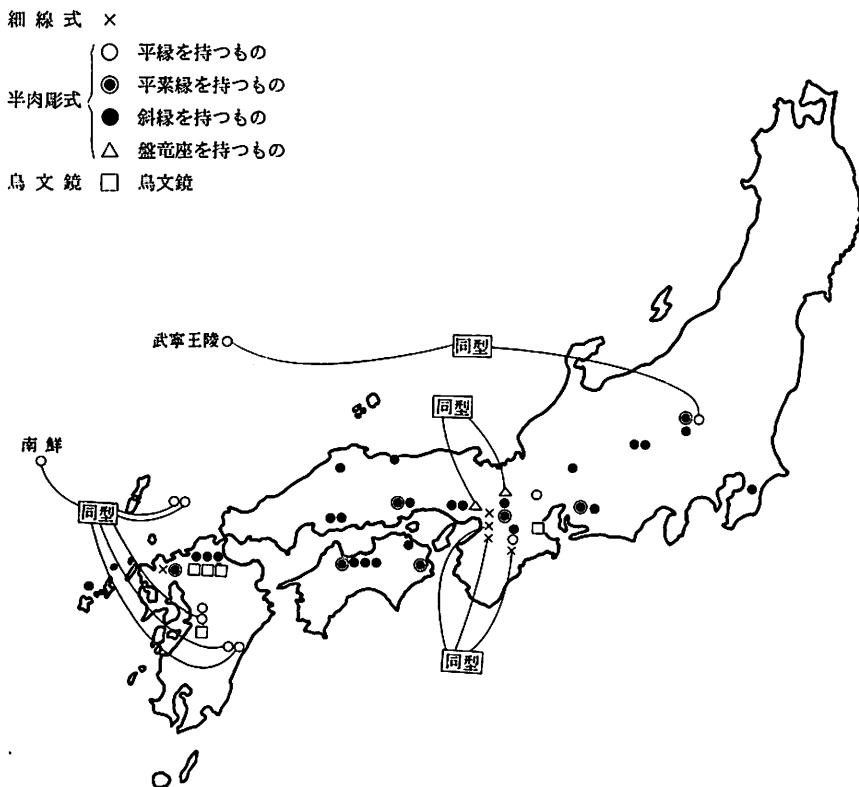
え、しかもなかなかの優品揃いであるのに、中国からの出土例は極めて乏しく、戦後の報告では僅かに安徽省の1例があるだけである。朝鮮からは楽浪関係品として2例が知られている。

この鏡式は四乳を持つものと持たないものに分けることができる。肥後では2面が知られているが、1面は船山鏡で前者に当り、他の1面は院塚の鏡で後者に当る。院塚の同式は数は少いが、熊本・愛媛・大阪・奈良・京都・群馬に各1面があって、前段の対置式の分布に似ている。

船山鏡と同形の四乳を持つ式のものはそれより数が多く、近畿を中心に九州～関東に及ぶが、三重県の2古墳から同型鏡ばかりの5面が集中して発見されているのが目をひく。

四乳を持つ同列式神獸鏡は同型鏡の多いことで有名であるが、出土地の判明するもので17面、つまり発見数の半ば以上が同型鏡である。出土地の不詳なものを加えると21面に達する。

E 半肉彫式の獸帶鏡は黄河・揚子江の両流域で略同数が出土しているが、いずれも数面ずつであり、遠く綏遠から発見されたりもしているが、確定した分布の姿を推すには数がやや不足している。むしろ朝鮮半島で10面近く検出されていることや、中国に数倍する数がわが国から発見されていることの方が目立っている。朝鮮半島出土鏡の中の2面は楽浪グループをはずれ、1面が南鮮の不詳地から、他の1面が武寧王陵から発見されている。



図E. 獣帶鏡分布図

獸帶鏡のうち、細線式の獸帶鏡は時代の古さからみてもこれまでの諸鏡と中国での分布の異なるのは当然で、河南・陝西に発見例が多い。わが国では佐賀県の一例を除いて大阪・奈良に限られて、しかもその中の3面が同型鏡である。樂浪関係品にも数例が知られている。武寧王陵からも1面が出土しているがこれは踏み返し鏡であるので、この際は、以上に述べた同墳出土の半肉彫式と同列に考えて置く方が事態の解釈に無理を生じない。

半肉彫式獸帶鏡のわが国での出土状態はおおまかに言えば関東以南にまんべんなく分布している感じで、他の鏡式に較べると近畿で粗になったかわりに九州でやや密度を増している。五島で1面、沖ノ島で2面が発見されていることなども武寧王陵との関係で気にかかる。

半肉彫式の同型鏡には3群がある。京都府と兵庫県の2面、群馬の觀音山古墳と武寧王陵の2面、熊本県不知火町国越古墳・宮崎の持田古墳群計塚古墳・宮崎県児湯郡山ノ坊古墳・沖ノ島第21号遺跡（2面）・小倉コレクションの伝南鮮出土鏡の6面、の3つである。船山古墳出土鏡は国越＝計塚グループの鏡と同一工房の同一人の作と断定したくなるほどよく似ている。まとめて1群とすれば、それは九州に集中しており、しかも朝鮮半島と強く結びついていることになる。

(3)

以上、船山古墳出土鏡をあらためて紹介し、それに関連する諸鏡式のありようを通観したが、次のような点が浮び上ってくる。

① 船山古墳が直接の、つまり第一義的な関係を結び合っているのは九州の諸古墳、特に近接した位置にある阿蘇や日向のそれである。このことは当然すぎることに見えもするが、九州内の各地域がそれぞれに孤立した状態で九州以外のどこかのひとつの系列に連なっており、そのため時代としてのひとつの齊一性が生じているのではない、と云う点で案外な意義を含んでいる。

② 船山古墳は関東の諸古墳、特に群馬・埼玉のそれと強く関連している。このことは、稲荷山古墳の鉄劍に銘が発見されて以来新聞紙上で討論が交されたが、両者の相関々系は鏡についてもかなり明確である。船山にある鏡式は——対置式の神獸鏡のように数の少ないものでも——関東にある。鏡式を更にせばめて鏡としては極限の形である同型鏡を探りあげてみるともっとはっきりする。そして、この関連性は必ずしも近畿を三角形の頂点とするものではなさそうである。半肉彫神獸鏡の同型は、むしろ朝鮮を介在させて九州・関東にあり、環状乳神獸鏡は近畿を跨いでいる。画像鏡・同向式神獸鏡については踏み返し鏡の意義をあらためて問い合わせ直す必要がある。

③ 船山古墳は朝鮮半島、特に百濟と強く結びついている。また、直接の関係であるかどうかは不明であるが、中原ではなくて揚子江流域と関連するところがある。つまり①で述べた九

州のまとまりの中でも、特に船山古墳と国越古墳は環状乳神獸鏡を通じて結び合っており、国越古墳は日向の諸古墳と共に南朝鮮に連なっている。また船山古墳に類縁の深い諸鏡式は多く揚子江岸に分布している。

④ そこで、画像鏡と同向式神獸鏡の同型鏡の異常な多さがあらためて気にかかる。

先にみたように、船山古墳の諸鏡を通して見る限り、九州の諸古墳が他の中心地によって特に系列づけられているように見えない。この時代の鏡の分布には、鏡その他の宝器によって系列化を指向した一時代前の力とは異なる力が作用している。その力は樋口氏が毎日新聞（78. 12. 12）で示唆された一種の交易関係の背後にひかえている力であろう。この頃の古墳の内包物の全国的な変容は古墳時代初期の呪的支配組織では包み込むことのできない社会全体の成長があったことを強く裏づけている。この情勢に対応する社会の大わくの組みかえの中から、わくの要を握る国家の権力とその機構が姿を現わすことになる。

⑤ さて少し逸脱したが、呪的支配のわくを破った交易があったとすれば、その舞台が東シナ海の西北の縁をめぐるものであったことは鏡の分布の指す通りであって、そのために最も有利な地位にあるのは言うまでもなく九州、特に北・西九州の諸勢力であり、船山古墳の被葬者たちはその中でも際立った役割を果した首長たちであった可能性が強い。この際、全九州の動向と云う点で、従来やや等閑視されていた肥後と日向の関係をあらためて問い合わせ直す必要があるだろう。

画像鏡と同向式神獸鏡の異常に多数の同型鏡を精査する方法があれば与えられたテーマを今少し深めることができ、鏡を通じて見た船山古墳の姿とその役割をやや具体的にスケッチできると思うが今その便宜を持ちあわせていない。

資料参照その他全面的に樋口隆康氏の「古鏡」に拠らせていただいた。教えられるところが甚だ多かった。一ノ宮町迎平古墳鏡については島津義昭氏の懇切な御教示をいただいた。鏡式の分布図は島越のり子・古莊千栄子・米倉秀紀の諸君に取り急いで作成して貰った。御礼を申しあげたい。なお、参考文献はその主なものが本書に再録されているので列記を省略する。

資料編

お こ と わ り

- 1 原文を尊重しましたが、組版を横組に統一しました。このため図版の位置が若干変わりました。
- 1 旧仮名使い、計量単位もそのままとしました。ただし数値は横組としたため算用数字としました。
- 1 国名、地名もその当時の名を使用しました。

船山古墳に関する県庁文書

原口長之校訂

この文書は明治6年、船山古墳が発掘された時、出土品の取扱いについて県と中央官庁の間に取りかわされたもので、各文書のはじめに記載された〔 〕内の県政資料によるものである。

(第1)

〔県立図書館所蔵・「官省一途四」「全五」〕

白川県玉名郡内田郷江田村平民池田佐十受持之山開畑地中埋藏物之儀ニ付伺書

1. 天冠ト相見候崩品数々

1. マカタマ五ツ

1. 剣大小七本

1. 太刀大小十二本

内一本宗ニ凡七十字斗ノ小文字アリ

1. 脇差二本

1. 鎔四筋

1. 兜鉢一ツ

1. 鏡ノ胴二ツ

1. 鏡大小六ツ

1. 脚一足

1. 繩二掛

1. 鐙一掛

1. 三ツ鈴ノ輪一ツ

1. 壺三ツ

1. 矢ノ根

1. 箱金具数々

1. 銀ノ剣金具十二

右者、当県玉名郡内田郷江田村平民池田佐十与申者、一月一日午前二時比与覚、夢中同村之内下ヶ名清原与申処ニ受持居候元山開畠を掘穿候得者、宝器出頭之心地ニ而夢覚メ、一途ニ右之氣移りいたし、同四日前条之畠を掘穿、石室戸前ニ掘当候ニ付、石戸を引放シ、室内を窺候処、右之宝器存在候付、器物持帰り、当県庁へ差出候、右者、新律得遺失物条、若官私地内ニ於テ埋蔵ノ物ヲ掘得ルハ、並（直）ニ官ニ送リ、地主ト中分セシム、ト云ニ依リ、一半ハ地主ニ給シ可申哉ノ処、金銀等ト違ひ、異常之器物ニ而、清律ニテハ古器鐘鼎等ノ民間ニアル可キ物ニアラサレバ、其物器、官ニ入レ候由、相見申候、天冠等異常之品々ニ付、司法省へ差出可申哉、又者尊貴之古墳歟難測候ニ付、其儘埋蔵いたし置可申哉、奉伺候也、

明治六年二月廿五日

白川県権参事 嘉 悅 氏 房
白川県参事 山 田 武 甫

司法卿江藤新平殿

司法大輔福岡孝弟殿

（朱書）

右指令

書面物品之儀ハ、大蔵省江可差出候事 団

本県仕出済

（第2）

記

当県下玉名郡江田村埋蔵物之儀ニ付、大蔵省江相窺候処、別帯（紙）之通指令有之、則差出申候、尤掘出主江代料渡候儀、願立之趣ヲ以、可然御指揮被下度候也、

明治6年5月

白川県参事 山 田 武 甫

博覧会事務局

御中

註 ここに言う別紙とは（第1）の朱書を指す。

（第3）

記

当県下玉名郡江田村埋蔵物之儀、最前大蔵省指令共相添、品々差出置候通ニテ、掘出主江代料渡之儀、如何可被仰付哉、当人江ハ速ニ何レ卒及差団不申而者、兼テ御頒降ニ相成居候埋蔵物

新律条ニ照シ、甚タ失体之 訳ニモ立至リ候間、何卒至急御指揮有之度奉伺候也

明治 6 年 5 月

白川県参事 山田 武甫

博覧会事務局

御中

(第4)

記

当県下「玉名郡内田郷江田村農池田佐十掘出候埋蔵物之儀ニ付而、最前大蔵省江奉窺候処、代
価取調ノ書附を添、同省事務總裁ヨリ御指令之通ニ付、佐十江及其達候処、代価總計金80円拝
受仕度旨申立候、此段相達候也

明治 6 年 6 月 29 日

白川県権参事 嘉悦氏房

博覧会事務局

御中

(第5)

〔県立図書館所蔵・官省達及察局使府県來往翰 全 自明治 5 年至 6 年〕

貴県管下玉名郡江田村池田佐十掘出候埋蔵物代価并運賃共渡方云々御申越之趣承知致シ候、明
29日御渡可申間午前第10時請求證書持參御出頭有之度、此段御回答オヨビ候也

明治 6 年 9 月 28 日

博覧会事務局

白川県

御中

(句読点は筆者施之。)

江田村の古墳

古谷清

江田村は、肥後國玉名郡に屬し、福岡方面よりこゝに至らんとせば、植木の手前なる高瀬驛よりするを最も便なりとす。而して、高瀬よりこゝに至るには、町の後方菊池川に添うて北上すること約2里にして本村役場所在地に達するを得べし。余輩のこれより記述せんと欲する古墳は江田村大字江田字石塙大久保原ノ内清原なる池田角太郎氏の私有地内に存するものにして、俗稱船山と呼べる前方後圓の大塚なり。面積約3反後圓は3段にして、最高12間許石棺は第2の地點にあり、東南に向て口を有し、三面土を被ふを以て、全體の外形を知る能はざるも、口孔より見たる内部の大きさ、縦9尺乃至1丈幅4尺許、高さは優に5尺はあるべし。口は一枚石を以て閉鎖し、其の周囲を漆喰の如き物質を以て密著しありしと云ふ。口の大きさ3尺許、類を多く見ざる大石棺なりと云ふべし。而して、塚の3面は遠距離を山岳にて囲み、前面菊池川に添うて下降するところ、一面の平野をなして、高瀬方面に至る。眺望佳絶要害堅固の地なり。塚の後方は、廣き平丘にして、屋敷趾など呼べる地名を存し、數個の古墳の存するあり。所謂陪塚など稱せらるゝものなるべきか。墳上に立て四圍の地形を接するに、古代民族の聚落するに好適の地勢たる、湧然として胸中を來往す。然かも其の墳の雄大なる、其の發掘品の珍奇絶品なるを見ては、此の古墳は、古代此地方に於て比類稀なる豪族の墳墓なることは、何人も否定すること能はざるべし。

抑も、此の古墳の發掘せられたるは、去る明治6年の事にして、正さに40年にも近からんとす。而して、其の發掘せられたりし物品は、幸にして今大部分博物館の有に屬し、今尙同館に於て陳列考古の研究資料に供せられつゝあり。其の主なるものゝ名目數量、當時の記録に見えたるところ次の如し。

| | | | | | | | |
|----|----|---|---|---|----|---|---|
| 劍 | 7 | 振 | 金 | 小 | 刀 | 8 | 個 |
| 太刀 | 14 | 振 | 曲 | 玉 | 5 | 個 | |
| 鉢 | 3 | 振 | 首 | 玉 | 2 | 掛 | |
| 鎌 | 11 | 本 | 管 | 玉 | 11 | 個 | |
| 刀子 | 2 | 口 | 吹 | 玉 | 52 | 個 | |
| 鏡 | 6 | 面 | 甲 | | 5 | 片 | |
| 耳輪 | 2 | 個 | 冑 | | 1 | 個 | |
| 指輪 | 2 | 個 | 冠 | 破 | 11 | 個 | |

| | | | | | |
|------|----|---|-----|---|---|
| 太刀金具 | 10 | 個 | 土器 | 1 | 個 |
| 鈴 | 1 | 個 | 土壺 | 1 | 個 |
| 轡 | 2 | 個 | 金銅履 | 1 | 足 |
| 鑑 | 1 | 具 | 同破片 | 1 | 片 |
| 鐵 | 1 | 塊 | | | |

以上は、舊記に見えたる名称にして、其の名目、現代用ゐるところとは相違あり、穩當なるものとは云ふ可からず。然れども、大體は是によりて其の如何なるものなるかを想像し得られざるには非らざるべし。余輩是等の發掘品に就ては、昨年12月發行東洋時報第147號誌上に、『江田の古墳と女王卑彌呼』の標題の下に、一篇の愚存と共に、圖を挿入して詳細に解説し置きたり。故に詳細は、同誌に譲り、よりてこゝには其の内の主要なるもの數點と、今回吾人が調査の際見聞せる數種に就て、紹介するところあらむ。

今博物館に傳存せる、此の古墳發掘品中の主なるもの數種としては、先づ、

(1) 純金製耳飾 2組 は、舊記に、耳輪2個と記せるものにして、一つは心臓形のやゝ一面屈曲せる是れを更らに、純金製の鎖を以て、徑約2分計りの金環に連結せしめしもの、及同じく徑約2分計りの金環に、銀製の環を添へ、是より3条の鎖を連ね、内2條の分には、其の末端に純金製心臓形の裝飾を又他の1條には、棗形にて其の上部及下端に青色の玻璃玉を嵌入せるものを附せり。

(2) 鍍金金具 は、舊記に冠の破損品と記せるものにして、精巧なる透し彫刻あるもの、或は龜甲模様に瑠璃を附せしもの等あり。冠か否かは速断すること能はざるも、恐らく一種の、頭部の裝飾品なるは疑ひなかるべし。

(3) 背 は、舊記金銅履とあるものにして、銅製鍍金、長さ約1尺2寸、全體點線を以て龜甲形を現し、龜甲の交叉點に當りて、小さき瑠璃を附せるは、(2)の鍍金金具中の或るものに似たり。

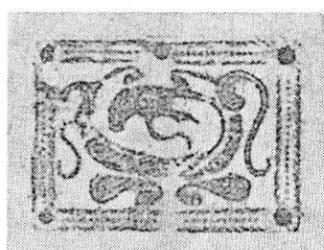
(4) 刀身 は、舊記には14振とあり。就中最も面白きもの3、内2振は狹劍と稱せらるゝ、柄頭に環を有するものなり。其の内、1は銀板を以て環を包裝し、1は模様を刻して、之れに象嵌を施せり又他の1振は、普通の刀身なれども、刀背に文字を、刃面に馬及菊座の如き模様を、銀にて象嵌せるあり。未だ他に類例を見ざる天下一品と稱するものならん。余輩の考ふるところによれば、此の身刃こそ、此の古墳發掘品中の第1のものならんと思はるゝなり。余輩の知れる範囲に於ては、此の刀身は、故若林勝邦氏によりて、國華並考古學會雑誌に紹介せられたることあり。又福原岱郎氏は、九州史談會報第2號誌上に於て、『西域美術輸入年代の實蹟』の標題の下に論じて、

亞志利亞の特風と称すべき獸身にして、有翼人首の怪獸あり。然るに、此意匠の中、獸身に翼を附することは、何時か印度人に採用せられて、有翼なる1種の馬獅子等を作出し、其支那に入るに及んでは、此國固有の怪獸とも称すべき、麒麟龍などの形状と結合して、又1種の支那的怪獸を生じて、我邦に入るに至れり。怪獸図の、我邦に現存せる最古のものは、雄略天皇頃に方て、朝鮮を経て輸入せるものあり。第16

図(図略す)は肥後國玉名郡江田村の古墳より出でたる古刀の面に刻せるものにして、其銘文に拋りて、時代と出所との大略を知るを得べく、以て西域風輸入の前駆となすを得べき。今之れを、第17図(図略す)亞志利亞の羽翼獸に比するに、共に菊花の華章を有せるが如き、恐らくは両者の間に、一縷の関係を繋げるものあるが如し。更に眼を転じて、仁徳御陵に玻璃坏を出し、出雲国造が祝玉の製法を伝ふる等の事実に思ひ至れば、吾人は時代の境界を畫するに、惑はざるを得ざるなり。

と云はれたるも、氏は銘文を如何に読み、如何に解してかく論斷せられたるか、稿を繼ぎて、玉名の羽翼馬に後ること140~50年、推古の朝に至れば、怪獸國の実蹟頗る多し、例へば聖徳太子の所用と伝ふる水瓶の馬、四天王錦旗の馬、玉虫厨子壱面画中にある獅子など、何れも翼を附したり。云々、など云へるところを見ば、象嵌せる馬の圖によりて、模様上是れを考定せるものゝ如し。余輩又此の刀身に就て、多少の愚存なきにしも非らず。次條に於て紹介するところあらむ。

以上は、現に博物館に存せる江田村發掘品中の主要なるものゝ二、三なり。此他鏡の如き、轡の鏡板の如き、共に見るべきものなりと云ふべし。余輩昨年、江田村古墳につき、東洋時報に執筆せる際は、舊記に見えたる博物館所傳の諸品は、江田發掘の全部ならんと考へたり。勿論土器の如き、其他二、三品の發掘數量につき餘り少なきに就ては、多少の疑點なきにしも非らざりしも、其他の總べての物品の整備せるにつき、深く疑を存せざりしが、本夏西遊此の古墳調査の際、計らずも博物館所傳の諸器は、其の全部に非らざるを知るに至りては、豈一驚を喫せざる可けむや。發掘せられてより正さに40年に垂へむとす。當時の發掘者たる池田佐十郎氏は勿論、其他立會たる人々も殆ど物故して、當時の状況を詳らかにすること能はざりしも、當時に於て紅顔の少年たりし、今の江田村役場の収入役を勤めらるゝ某氏、竝に池田家の家人の記憶するところとに徴するに、其の發掘品の數量は非常に多く、中にも金棒金塊と稱する頗る珍品にして、頗る學術上参考に價すべきものゝありしが如くに言ひ傳へらる。然かもその珍品は、今散佚して傳はらず、余輩が同家を訪問せし際、紀念として傳へ居るものなりとて



出せしものは、瑠璃玉50餘りと、長7寸7分の鐵製鎗身1本、及鍍金金具參個とに過ぎざりき。よりて、金具は學習院並博物館の爲に各1個を請ふて割愛を受けたり。即ち圖に示すものは、其の金具にして、革帶などの金具にやと思はるゝなり。縱7分5厘横1寸1分5厘、薄き銅板に模様を押出し、鍍金をなしたるものなり。模様全體の手法としては、博物館所傳

轡鏡板のそれと似たるところ甚だ多し。恐らく日本の製作品には非らざるべし。

江田村の古墳とは、以上錄するが如き古墳なり。其の塚は雄大、其發掘品は非常に珍品に富み、其の所在地は要害堅固、ああかく三拍子整ひたる此の古墳はそも何人の墳墓なるべきか。

余輩嘗て、此の古墳を以て、魏志倭人傳に見えたる、倭女王卑彌呼の墳墓と考へたり。而して余輩がこゝに想像を走らすに就ては、又多少の理由なきに非らざりき。

抑も、魏志倭人傳に見えたる、倭女王卑彌呼に就ては、古來神功皇后に擬し奉る説と、九州

(1) 石上の神寶は果して星野博士の述べらるゝ如く、其の象嵌銘文の年號を認めらるべきもの、泰初の文字に相違なく、魏時代のものたること明らかならんには、江田發掘の刀身の象嵌文字の手法、甚だ似たるところより推定して、又同時代の製品と認定すべき理由に供せられざるか。

(2) 江田發掘刀身象嵌銘文中、全□4尺達刀の文字あり。全字の下文字明らかなれども若し全長の意たらんには、此刀現存曲尺にして3尺、但し中込缺損せるを以て缺損を2寸と想像せば正に3尺2寸の刀身とすべし。而して中込の缺損を2寸と想像せしに就ては、次の理由によるものなり。

凡古墳中より發掘せらるべき刀身の、先づ完全なるものに就て是れを檢するに、中込の5寸若しくは、それ以上に出づるものは、刃部の今の曲尺にして、3尺2~3寸以上に出でざるは稀なり。余輩江田村發掘の象嵌刀以外の刀身につき、中込を檢せしに、刃長3尺以下のものにありては、4寸若しくは4寸強の比例を得たるを以て、象嵌刀の中込の缺失せる部分を、約2

寸と想像したり。而して、此の想像にして誤りなしとせば、此の刀身の刃長は、2尺8寸にして、中込は4寸と云ふべきなり。識者の所説に従へば、魏時代の1尺とは、今の曲尺の7寸1分強なりと云ふ。即ち此の説に従て、此の刀を測るに、4尺の刀なる銘文解し得て妙なり。去りながら、魏尺の1尺が、今の曲尺の7寸1分強なる説も、未だ全く正確なるものとは云ふべからず。且つ刀なるものゝ、寸法は、通例日本に於ては刀長即鉈より鐔元迄を計算するを法則とせり。然かも此の計法たる、近代に初まりしものにてはなく其の起原や久し。彼の有名なる、天平勝寶八歳の東大寺獻物帳を按するに、『金銀鉢莊唐太1口刃長2尺6寸4分』と云へり。これによれば、我奈良朝時代には、明らかに近代の法の如く、鉈より鐔元迄を測定せしこと、『刃長』の文面によりて明らかなり。されば、支那に於ても、刀を計るに又かゝる方法によりしか、若し然かりしならむには、江田の象嵌刀の如きも、其の銘文の全□4尺とは、又かかる意味なるべし。果して然ならば、魏尺の1尺は、今の7寸と認めざる可からず、しかすれば、47の2尺8寸となりて、明瞭に解することを得べし。

以上2個の理由は、少なくとも、此の刀の魏時代の候補者たるの資格となるべし。若し、此の理由を許し、此の刀身をして、魏時代のものとせば、此の江田の古墳は、その時代の墳墓と認定して差支なからんか。江田の古墳にして、魏時代のものとし、女王卑彌呼の都城たりし、邪馬臺國が、肥後國內殊に熊本に近き地點なりとせば、此の古墳は、少なくとも、女王若しくは其の關係者の墳墓とするに不可なるべし。若し然りとせんには、此の刀の銘文中、作此刀者□長□子とある、又書者張安也とある張氏とは想像によりては、何れにも解することを得べけれども、或は女王國に使せる魏使張某などゝ關係あるべきものには非らざるか因云、今回閻野博士一行が、貴州沙利院附近に於て發掘し、持ち帰られたる墓碑には、『使君帶方太守張撫夷埠』又『漁陽張使君埠』とあり。此の墓は、漁陽即今之支那直隸省蔚州出身の、帶方の太守張使君に關係あるものにて、此の墓は後漢末より、三国時代頃約1700年前のものと云はれたる。張氏なども又共に考ふべきもの更らに魏志倭人傳を按するに、

景初2年6月倭女王…朝獻…詔書報倭姪曰。…今以縫地交龍錦五匹縫綴地粟罽十張、薄絳五十匹、紺青五十四答汝所獻貢直。又特賜汝紺地勾文綿三匹、紺斑華罽五張、白絳五十四、錢八両、五尺刀二口、銅鏡百枚、真珠鉛丹各五十斤。云々

と見えたり。魏帝より、女王に賜りたる物品中、銅鏡100枚に對し錢8両も少なきも刀は纏かに2口なり。思ふに此の2口の刀たる當時非常に貴重品なりしなるべし。よりて按するに若しも如上の假定を許せば、此の2口の刀中の1口は或は前記象嵌銘文入の刀にして、他の1口と稱するは、猶劍中の象嵌を施せるそれならんと考ふ。而して、余輩以上の假定説を基礎として江田村發掘の古墳は、魏時代のものにして、其の位置と云ひ、其の發掘品と云ひ、是等は恐らく魏志倭人傳に見えたる、女王若しくは其の一族或は重臣の墳墓に非らざるなきか。と假定論斷を下すに至れり。

以上は、余輩昨年12月、東洋時報に掲載せる江田の古墳と女王卑彌呼に關する愚存の梗概なり。其の當否は別として、余輩は當時かゝる愚存を抱きたり。されば、暇を得たらんには、現場の實査を欲して止まざりき。然るに幸にして、本夏西遊實査を遂ぐることを得たり。實査の

結果は、余輩此地に關し、多大の利益を得たり。例へば此地の形勢が、よく古代の民族聚落に適したこと、その王朝時代に營りては、こゝは本郡中の主要なる地點とせられ、驛傳の備へなどもありしに徴しても、交通不便なる時代にありては、かゝる地點が、よく民族の居住に適したことと推測し、又、其の墳墓の構造の雄大なるは、倭人傳に、『大作レ家。徑百餘步』云々とあるを想像し、又其の墳墓は、余輩の見るところによれば、石棺のみありて、石槨なきが如し、勿論全部を發掘せざれば、疑ふところなきに非らざれども、發掘せられある一部分より想像し、然か斷じ得らるべし。然らば、倭人傳に、『有レ棺無レ槨』との文意にも契合すべく、斯くの如く此の墳墓に就て余輩の想像するところと多少契合し、其の論據を固からしむるを得たりしも、發掘後正さに40年にも垂んとせしかば、詳細なる事實を聞き又是れを徴すること能はず。且つ此行日時に乏しく發掘を試むことも叶はず、且つ余輩が以て非常に有益なる資料と認むべき金塊金棒など云ひ傳ふるものは、唯纏かに臚げなる傳説のみに過ぎずして、爲に初期の想像の當否を決定すること能はざりしは余輩の最も遺憾とするところなり。されば此の古墳に對する余輩の考按につきては、再査の後に於て發表すべし。尙終りに臨み、本古墳調査に際し、益永江田村々長並に收入役の兩氏より多大の便宜を與へられたるをこゝに感謝す。

前稿鹿部と須玖の稿中、須玖發掘に係る二條家藏銅劍中『但し下部に三孔を有するも、稍後世惡戯を加へたるやの疑ひあり』と記せしに、其後銅駝坊陳列館主任より、右は鑄工合の狀態より察し必しも發掘後の惡戯に非らざる由を告げられたればこゝに附記す。

(おことわり 第一図=船山古墳全景と第二図=石棺入り口写真は略しました)

(考古学雑誌 第2卷 第5号=明治45年=掲載)

玉名郡江田村船山古墳調査報告 (上)

梅 原 末 治

玉名郡江田村の領内、大字江田の南方臺地上に數基の古墳あり。其の一を船山と呼び明治6年之れを穿ちて石棺を發掘し、棺内より種々の貴重なる副葬品を獲たるを以て學界に普く知らるゝ所のものなり。其の發掘品は幸にして大部分東京帝室博物館の有に歸し、爾來上代遺物を論ずる者の一様に参考する所となり、之が總括的記載を試みたるもの少なからず。中に就いて古谷清氏の如きは東洋時報第147號誌上に一度遺物の説明をなし、更に古墳を實査して後再び考古學雜誌第2卷5號に所説を發表せらるるあり、畧ば遺跡の概要を盡せるが如き感あるも、而も吾人を以て之を見れば記して未だ詳ならざるの憾を遺せるもの2、3にしてとゞまらざるなり。余嘗て東京帝室博物館に就いて其の發掘品を調査して頗る興味を覺ゆ、又た大正6年1月濱田教授に隨從して九州地方調査の際、矢野熊本縣屬の東道の下に古墳を實見する機會を得て、之に關して聊か考究する所ありたり。即ちこゝに是等の調査より得たる古墳の形狀、石室の構造、遺物の様式を記し、其の本邦墳墓制より見たる構造の特徴を指摘して、營造の年代に及ばんとす。

1. 古墳の位置 さて此の古墳の所在地は江田村大字江田字石場大久保原ノ内清原にして、地は江田村落の南々西數町の高臺なり。地勢東方山を負ひ、西方近く月ヶ瀬村の山塊に對し、北は江田の小平地を俯瞰して遠く鹿本郡の山群に向ひ、独り南方のみ開けて遙に高瀬の平野を望むべく、肥後北部の水をあつめたる菊池川は北より來つて此の臺地の北より西を繞りて流れ、恰も高瀬方面より川の上流山鹿の平野に入る咽喉を扼せるかの感あり、正に形勝の地域に當たれり。古墳は此の臺地上稍北に扁せる池田角太郎氏の私有地内に存し、菊池川の流れに近く、亦た江田村を望むよき位置に營まれたり。（図版第1参照）

2. 封土の外形と石人 塚は畧ば西面に築ける前方後圓式の墳なり。今松樹其他の雜木繁茂し、（図版第2参照）且つ封土の周圍削られて、其の原形を正確に復原する能はざるが、大体の形狀は之を知るを得べく、特に偉大なりと稱すべきものにはあらざるなり。圖版第3は其の平面及側面圖にして封土の3段に築けるものなるを認むべし。大さは現存基底の聰長約140尺、前方部の幅78尺、後圓部の徑90尺内外あり、第1段は高さ約7尺にして、此の部四周を削られたる結果不規則なる形を取れるに反し其の段上稍南に扁して築ける第2段以上は殆んど原形に近き外形をなせるが如く、前方部は第2段の築成を以て終りて、中央クビレ部に至る間上部殆んど同一平面を保ち、高さ基底より約20尺あり。後圓部にありては第2段の上に更に高6尺余

の1段の封土を加へ、大体に於て形の整へる圓を呈したり。墳墓の主体をなす石室及び棺は此の後圓部の西側、第2段の上部より第3段に亘る層間にあり。古墳の主軸に畳ば平行して其の中央に、西向の横口式の組合せ石棺を置き、棺の前面兩側には石並びを作りて通路を形成せり。石棺の頂部は現在後圓封土の表面下約5尺にあり、以て畳ば其の層位を知るべし。

封土表面に於ける葺石の有無は今之を明確にすべからざるも、埴輪圓筒は破片の存するありて、營造當初圍繞せられたるを認めらる。たゞ其の様式の如何なりしやに至りては全く尋ねべからざるなり。埴輪と關連して注意すべきは石人なり。今塚の北西方の台地上に、石の祠堂を作りて祭祀せる石人1軀あり。（圖版第4參照）現存せるは胸部のみなるが上に、各所に缺損あるを以て其の形を明にすべからざるを惜むも、脚部は初より之を缺けるが如く、或は武装せるものを簡単に表はせるにはあらざるかとも考へらる。比較的大形にして、胸のみの高さ1尺6寸5分、肩の部分の長さ之に同じく、幅8寸あり。上部中央に徑7寸の首の部分を存す。石材は阿蘇溶岩にして、全体に朱を塗抹したる痕を見る。

此の石人は其の位置より見て、もと船山古墳の上に立てたるものなるべきこと推測に難からず。然るに久しく一部地方人士の外其の存在を知るものなく忘れられたるが、大正5年1月内藤博士、今西學士の調査に際して、始めて之を實見しその石人なるを知つて學界に紹介さるゝ事となり、本古墳の性質を考ふる上に一新資料を加へられたり。此の點に就ては更に後項に於て述ぶる所あるべし。

3. 内部の構造 本墳内部構造の主軸たる石棺は、其の位置上述の如く又阿蘇溶岩を用ひて作れる比較的大形のものなり。圖版第5は其の平面及び斷面圖にして、略ば其の構造を見るべく、内部の下半は埋もれて底石の有無と正確なる高さを知るべからざるが、大体4枚の切石を組み合せて東西に長き位置に、内法長約7尺3寸、幅約3尺6寸の小室を作り、覆ふに普通の家屋形の石棺の蓋を以てせるなり。（此の石棺蓋の形式は大正5年喜田博士調査の際明にせられしものなり）而して此の組合せに就いて、各石の接觸面に切面を作りて接合に便にし、又其の用材が平板石なるより倒壊を防ぐ必要上、各石材を稍斜に置き天井部に至るに従ひ長さ巾を漸次減少して、大なる蓋石をそれに安んじてこれに備ふる等頗る意を用ひたるを認むべし。

此の石棺に於て特に興味あるはその側石の一なる西側（即ち正面）の中央に幅1尺9寸、高約2尺9寸の方形の孔を穿ちて戸口となせることなり。是れは棺をば室を畳して直接土中に埋めたるを以て上部より遺骸を葬る能はざるより生じたることなるべきも構造上特記すべく、此の戸口の外面が更に其の周囲に1段の堀り込みを作りて、石栓を置くに便にせる設備を取ることは江田中小路の奥壁の主室に於けると頗る相似たるものなり。

蓋の外側の細部は大部分埋もれたるを以て明瞭を缺くも、正面には圖版第4に見るが如く徑約1尺、長さ4寸内外の繩掛け突起1個を有し、上述戸口と対比して一見妻入の家屋を思ひ浮ばしむ。

次に此の石棺の前方には長2尺内外の平板石を3尺6寸餘の間隔を置きて並び立てたり。今

北側に2石を存し、其の長さ4尺3寸餘、南側は1石にて2尺1寸餘なり。蓋し通路（隧道）の意味なるべきが、天井石の存在せしや否やは明ならず。なほ此の部と棺の内部に各1枚の平石あり、一は、縦の部分一端1尺8寸、他端は1尺2寸より缺損せるが、横2尺 厚さ2寸7分にて原形なり、恐らく通路の側石の一なるべく、他は縦2尺9寸に近く、横2尺余、厚5寸あり、大き戸口の外側のそれと一致して、石栓なる事知らる。而して此の石及び棺の内面は朱に染みて遺骸を埋葬するに際し朱詰になしたる名残を留むるなり。

4. 発見の遺物 此の棺内に如何なる位置に遺骸が埋葬せられ、又た副葬品が存したるか。これが究明は研究上頗る重要な事項なるも、本墳の發掘に遇ひたるは明治6年のことに屬して、爾來多くの年月を経過し、當事者の今日生存するものなく全然尋ねるに由なきを憾まざるを得ず。たゞ幸にも遺物の大部分は上述の如く東京帝室博物館の有に歸して同館に陳列せられ、就いて其の様式を見らるゝなり。古谷清君に從へば當時の記録にある品目数量次の如し。

| | | | | | |
|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
| 劍 | 7振 | 鏡 | 6面 | 太刀 | 14振 |
| 耳 飾 | 2個 | 鉢 | 3振 | 指 輪 | 2個 |
| 鎌 | 11本 | 金 小 刀 | 8個 | 刀 子 | 2口 |
| 曲 玉 | 5個 | 首 玉 | 2掛 | 管 玉 | 11個 |
| 吹 玉 | 52個 | 甲 | 5片 | 胄 | 1個 |
| 冠 破 | 11個 | 太刀金具 | 10個 | 鈴 | 1個 |
| 轡 | 2個 | 鏡 | 1具 | 鎌 | 1塊 |
| 土 器 | 1個 | 土 壺 | 1個 | 同 破 片 | 1片 |
| 金 銅 履 | 1足 | | | | |

此の外、同氏の調査に依るに發掘品中に金棒、金塊等ありし由地方土人の傳ふるも今散佚して傳はらず別に土地所有者たる池田氏が古谷氏調査の際瑠璃玉50餘個、長7寸7分の鐵製槍身1本及び金銅製革金具參個を藏したりしと云ふ。是等の遺品を現今行はるゝ名稱に從ひ列舉するに

| | | | | | |
|-----------|------|----------|-----|-------|-----|
| 1. 銅 鏡 | 6 面 | 1. 勾玉 | 7 個 | 1. 管玉 | 14個 |
| 1. 玻璃玉 | 90餘個 | 1. 兜 | 1個 | 1. 鎧 | 2領 |
| 1. 頸鎧(殘缺) | 1 個 | 1. 直刀身 | 14口 | 1. 劍身 | 7口 |
| 1. 刀裝具 | 若 干 | 1. 槍身 | 4個 | 1. 鎌鐵 | 1括 |
| 1. 帶金具 | 3 個 | 1. 冠其他金具 | 1括 | 1. 胎 | 1對 |
| 1. 斋瓮 | 2 個 | 1. 轡 | 2種 | 1. 鏡 | 1對 |
| 1. 環鈴 | 1 個 | | | | |

の如く、其の種類の多様にして、裝飾品に優秀なるものゝ多きは殆んど他に類例を見ざるなり。以下項を別ちて其の主要なる遺物の性質に就て記すべし。

5. 鏡鑑 6面あり。鏡背の圖様より之を分ちて、神人畫象鏡、獸帶鏡、方格八乳鏡各一

面、神獸鏡 3 面となす。何れも幸に完存せり。

(1) 神人畫象鏡、徑 7 寸 4 分、緣高 3 分餘あり。鏡面には稍反りを有し此の部に布片の附着せるあり、全体白綠色を呈す。鏡背の文様は圖版第 6 に示すが如く、徑 1 寸 3 分、高さ 7 分弱の大形の鈕を繞りて内區あり。4 個の珠紋帶を有する圓座乳にて區分せられたる間に神人車馬の像を配す。手法漢代に盛行せる畫象石に類し製作頗る見るべし。内區の次に銘帶ありて左の長文の銘を有せり。

口氏作鏡四夷、多賀國家人民息、胡虜殄滅天下復、風雨時節五穀孰、長保二親得天力、傳告後世樂無亾、乘雲驅馳、參駕四馬、導從羣神、宜孫子公

氏の上の 1 字明ならず。内藤博士は孫子の次の 1 字「公」と續けて公孫氏ならんかと云はれたるが、各字の配列、字割よりすれば、公の字は上の句に續くべく、次の字は孫とは讀むべからざる也。外區は幅比較的狭くして、こゝに連結せる扁平なる環狀唐草紋を表はせり。磨滅して明瞭を缺く。これと全然同一の鏡が山城國愛宕郡鞍馬村経塚よりも發見せられたり。

(2) 繪模様神獸鏡 其の 1、徑 6 寸 6 分、緣の高 2 分あり。面に 1 分のソリを有す。全体に美麗なる光澤あり。鏡背の文様は所謂神獸を主とせるものにて、比較的大なる鈕（徑 1 寸 1 分、高 5 分余）を繞りて内區に 6 神像と 4 個の獸形を四方より見るべく配置し、内に乳紋を見ず。次に半圓方形帶あり。内區の神像の直下に當る部分には 1 種の渦文を置きて先づこれを 4 等分なし、各部に方形格と半圓形を 2 個宛現はせり。此の方形格中には各 4 字句の銘あれど不鮮明にして多く讀むべからず、僅に高官、侯王、大吉等の文字を認め得るのみ。半圓形内には各種の動物の圖あり。兩翼を張れる鳥、象の側面を表はせるもの、獅子の首と思はるゝ圖形、鳥首の側面各 1 對を表はす。外區は 1 段高くして前者との界の斜面に櫛齒紋あり。此の部は表はすに飛翔せる異禽と疾驅せる怪獸並に六飛龍の輿を引ける 1 種の繪模様を以てし精妙なり。而して縁は連雲紋にて終れり。全体に涉りて表現の手法に些の窮屈の所なく、鏡鑑中稀に見る優品なり。（圖版第 7 參照）

(3) 全上 其の 2、徑約 6 寸 8 分あり。圖版第 8 に示す如く大体の構圖は(2)の神獸鏡に似たるも圖様著しく細密となり、且つ内區には 4 乳あり、神獸は一方より見るべく配置されたり。即ち此の内區にありては上下左右に神像あり、半ば乳を繞りて獸形を置く。半圓方形帶に於ける方形格内の 4 字句の銘は次の如し。

吾作明竟 幽凍三商 配像萬彌 競從序道 敬奉賢良 周刻典祀 百身長樂
衆事主陽 堅同光明 富貴安樂 子孫番昌 賢者高顯 士至公卿 與師命長

此の種の鏡は本邦各地の墳墓より比較的數多く出土するものにして、吾人の知れる範囲にても、山城國葛野郡松尾村大字下山田、伊勢國多氣郡岩内村神前塚、遠江國小笠郡會我村大字岡津、下野國河内郡雀宮大字雀宮、傳日向國南那珂郡飫肥吾平山古墳發見のもの等あるを知れり。

(4) 全上 其の 3、徑 4 寸 9 分、緣高 1 分余、鏡面に多少のソリあり。背面朱に染み且つ圖

様磨滅ありて明ならざるが、是れ亦た大体は(2)の神獸鏡に似たり。（圖版第9参照）たゞ内區に於ける四方より見るべく配置せる神獸の内、脇侍の下部と獸形の羽翼の1部が變じて8個の環狀乳をなせるを異なりと云ふべく、又半圓方形帶の半圓部には1種の渦紋を表はせるを見る。方形部の銘文は不鮮明なり。

(5) 獣帶鏡 面徑5寸8分、縁高2分5厘あり。鏡背は中央徑1寸2分、高5分の鈕を繞りて9個の乳の間に、草文に配して宜子孫の銘あり、次に櫛齒紋帶、中央に有節珠孤紋連結圈を挿める2重の素紋帶存して内區となる。此の内區は幅比較的狭くして、7個の四葉座乳の間に龍虎、朱雀、玄武等の薄肉凸起の獸形を配す。外區は1段高くして、唐草鳥獸紋あり。圖形稍葡萄鏡の外區に似たるを見る。（圖版第9参照）

仁徳天皇陵より嘗て發見せりと傳ふる鏡に是れと形式の似たるものあり、又發見地の明確を缺くも住友男爵家の藏鏡中に、近畿出土と認むべき同形式の1鏡存せり。

(6) 方格八乳鏡 前の5面の大形精品なるに反して此の鏡は從約2寸8分、縁高1分に満たざる小鏡なり。背面の文様、鈕を繞りて比較的大なる方形格あり、内に乳紋を配し、外部にはT字形の圖形を置き内區の一部をなし、其の部分には外に8個の圓座乳と、曲線の異形の文様を表はす。外區に當る部分は粗なる鋸齒紋と複線波紋の2帶より成り1段高し。

今以上の諸鏡を通觀するに(1)より(5)に至る鏡は明に支那の舶載品なると知らるゝも、(6)は其の圖様手法より考へ、彼の様式を模して邦人の鑄たるものなるべきこと殆んど疑ふべからず。其の支那鏡の製作の時代は本古墳の營造の年次を示す上に貴重なる材料となるべし。是等は後段更に詳説する所あらん。



玉名郡江田村船山古墳調査報告（下）

梅 原 末 治

吾人は前編に於いて此の古墳の外形、内部の構造を説き進んで遺物の解説の一部に及べり。ここに稿をつぎ其他の遺物を録して、古墳の性質に及び、該報告を全からしめんとす。

6. 玉類 勾玉、管玉、小玉の3者あり。今ま一々に就いて其の特質を見るに
勾玉 出土の遺品の今東京帝室博物館に藏するもの7個あり。質料よりこれを區別すれば硬玉製4個、玻璃製2個、蠟石製1個なり。中に就いて硬玉製は圖版第10(1)のI—IVに示す如く、其の3個は頭部に3條若しくば4條の切り缺きある所謂丁字頭に屬す。IとIIIとは共に長さ7

分内外にて型整ひ、綠色の透明体にて此の種玉類の優品の一なり。IVは表面風化して稍白色を帶び、又肉太なり。長8分に近し丁字頭なること前2者に同じ。IIは形稍歪み石質I IIIに及ばず、頭部の穿孔また巧みならず。玻璃製勾玉の1は長さ7分ありて比較的肉細く、他の1は大きさ略ぼ相等しきも頭部大にして形美ならず、共に藍色を呈し不透明なり（圖版第10ノ2）。蠟石製の1個は前數者に比して形大に且つ著しく肉太なり。長1寸1分を超ゆ。頭部には3條の刻線あり、穿孔比較的小なり。

管玉は現存のもの14個なり。圖版第11に一括して之を示せり。何れも碧玉（出雲石）製にして、大小一様ならず。最も大なる一は長1寸1分、徑3分なるに對し、最小のものは長さ僅に3分、徑1分2厘に過ぎず。此の細き管の中央に巧みに穿孔せる當代人の技術驚く可し。

玻璃玉 東京帝室博物館に藏するもの、圖版第11の(2)に示す一連にて總數42個あり。此外江田村池田氏の所藏品中に50餘個あること既述の如し。前者に就いて見るに大きさ一定せず。大なるは徑3分を超へ小なるは1分餘なり。何れも紺青色を呈する半透明の玻璃にして、美しき色彩をなす。（内2個表面分解して稍々不透明）同質の勾玉の存すると併せて注意を取る。

以上挙げたる玉類に於いて、研究上興味あるは勾玉に硬玉製のあると、同じく惹璃の存することとなり硬玉は我が國に産せず、從つて是等の原石は他より將來せられしと明にして、其の原產地の支那新疆省の干闊附近なるべきことは既に學者の注意せるところなり。當時如何なる徑路に依り我が國に傳へられしかば上代日支の文化關係の研究上重要な問題なる可し。尙硬玉に就いて附記す可きは邦人の所謂硬玉は、これを嚴密に區別すれば2種の別あることなり。硬玉 (Jadeite) と軟玉 (nePhrite) の兩者是れにして、化學成分、硬度比重等を異にする。如上の4例が其の何れに當るやは實驗を経ざるを以て不明なるも、吾人の知見より類推する時は恐らく Jadeite に屬するものと見るべきが如し。

次に玻璃は埃及にては其の存在古く王朝以前にありしが如く、希臘羅馬にて盛行せるものにして、其の西域を經て支那に傳はれるは既に漢代にあり、もと火齋球なる名を以て知らる。されど其の製法の支那人に知られたるは西暦5世紀なりとは Hirth (Hirth; Chinesischen Studien. Bd I) をはじめ Bushell (Bushell; Chinese art). Laufer (Laufer: Jade) 等泰西學者の説く所畧ば一致し、我が學者のこれを信ずる者少なからず。果して然らば更にそれを傳へるべき我が國製の同質の勾玉を有する本古墳の年代は早くも同代を遡る可らずして、時代推定の一標準たり得るが如きも、此の學説は猶疑を容るゝの餘地あり。如上支那人の玻璃の製法を知れるの年代に關する見解は『魏書』の西域傳載する記事に據れるも、實物に徵するに支那金石學者の認めて3代の遺品となす鉢に玻璃製の遺品の存するあり。京都大學の羽田助教授また文献上より早く玻璃の前漢に行はれたる徵証を得られたりと聞く從つて未だ俄かに據る可らず。此の事猶後段論及する所ある可し。

7. 耳飾 3種あり、何れも純金製にして其の一には精巧なる鎖及び裝飾金具の附屬するを以て學界に傳稱せらるゝところのものなり。形狀圖版第13に示す如く、同形のもの1對あり、

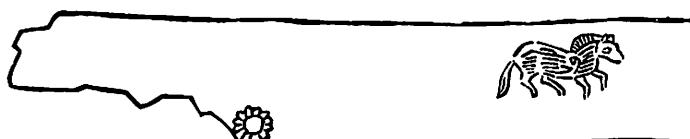
外に同種の殘缺存す。長さ共に4寸7分、徑7分内外の細き圓形環に徑5分の銀環を挿み此の環に3條の鎖を垂下して、鎖の4ヶ所に瓔珞形の飾を附けたる鈴形小金具を附し、其の2條には末端に心臓形の裝飾を、又他の1條には棗形にして、其の上部と下部に玻璃玉を附せる金製具を添ふ。製作の巧妙なる他に殆んど類を見ざる珍品なり。

耳飾の二は圖版第14の(2)に示す1對にして、長2寸2分あり。徑6分内外の環狀をなす太き金環に心臓形の金の薄板の兩側に、稍彎曲せる同じ小形の板を添へたる金具を垂下せるもの、また本邦出土耳飾中の著しき遺品なり。三は圖版第14の(1)に示す所謂金環にして、1對あり、圓形にして徑8分5厘あり。細く純金製にして内部充實せり。如上三種の耳飾中3の金環は我が各地の古墳出土品に類多き遺品なるも、その純金製にして、内部充實し且つ細手の圓形なるは稍異例にして、此の點は寧ろ近時著しく資料の増加せる朝鮮慶尙道地方の古の任那の遺跡より出土する環と類似するものあり。前二者の耳飾中第二の遺品に類似せるものとしては我が邦各地の古墳出土品に(1)伊勢國鈴鹿郡國府村大字保子里、(2)肥前國東松浦郡玉島村大字谷口古墳、(3)筑前國糸島郡怡土村大字大門、(4)上總國君津郡清川村大字祇園(此の二者銀製)及び(5)近江國高島郡水尾村大字鴨字宿鴨稻荷山古墳出土品等の諸例あり。(何れも東京帝室博物館藏)また朝鮮南部に於ける新羅任那等の古墳よりも近時頻りに其の發見を傳ふ。中に就いて大正7年9月下旬濱田教授に從つて著者の發掘調査せる朝鮮慶尙北道星州郡星山洞第1號古墳出土品の如きは最も酷似せる一と云ふ可く、我が豊後國大分郡龜川村鬼ノ窟古墳出土品と共に同一系統の遺品と稱して可なるものなり。第一に挙げし耳飾は既に述べたる如く未だ同様の遺品の存在を聞かず、されど其垂下せる鎖の先の心臓形の飾と同一の金具は若狭國遠敷郡瓜生村西塚、大和國磯城郡川西村大字唐院島根山古墳等に於いて發見せられ、又同じ金具を附せる簡単なる大形耳飾は朝鮮慶尙南道昌寧郡昌寧面校洞の古墳に於いて出土せり、(原品朝鮮總督府藏)これ等は此の遺品の性質を考へ、引いて本古墳營造の年次を推察する上に注目すべき事實なりとす。

8. 甲冑類 兜1個、鎧2領分及び頸鎧殘缺1個分あり。何れも鐵製なり。其の兜は圖版第15に示す如く、鉢は所謂衝角形にして、長徑8寸4分あり、數個の大なる鐵板を鉢留として作れるもの、輪は鉢より分離して今ま10片を存す。其の原形は不明なり。此の種兜の類品には日向國西諸縣郡眞幸村(東京帝室博物館藏)山城國久世郡久津川村大字平川車塚(同上及玉井久次郎氏藏)及び丹波國多紀郡雲部村車塚(京都帝國大學藏)等發見のものあり。されど本古墳出土の遺品は其等に比して製作簡古なり。鎧2領の内1領は略ぼ形を存するも、他は破損して今背面の部分を殘すのみ。圖版第16の1は其の前者、同圖版の2は其の後者なり高さ共に1尺5寸5分あり大なる鐵板を横に矧ぎ鉢留とせる所謂短甲の式なり。其の頸鎧は圖版第30の(右)に示すものにして、今ま半ば殘缺せり。此の種の鎧は兜と同じく本邦出土の遺品中實例の比較的多きものにして、此の地に近き玉名郡高瀬町附近の繁根木の古墳出土品を始め、日向國眞幸村、備後國雙三郡吉舍村大字大塚山、山城國久世郡久津川村車塚、丹波國多紀郡雲部村車塚等

の發見品みな同型式なり。されど此の1の如く原型を存するは稀なりと云ふ可し。

9. 力劍類 直刀身14口、劍身7口及び裝飾の金具若干あり。刀劍身は何れも缺損部少なく、略ば原形を存し、殊に其の直刀身の一には峰に文字を銀象嵌せるものあり、早く學者の注意を惹き、故若林勝邦氏は雑誌「國華」、「考古學會雑誌」等にこれを紹介し、更に古谷君の研究を加ふるありて、斯界に周知せらるゝ貴重品なり。先づ此の刀身よりして、順次個々の特徴を擧げむ。



第1図 江田古墳発見刀身象嵌図（拠高橋健自氏）

(1) 銀象嵌の直刀身。

(圖版第17の口) 1口、
今ま莖の部分殆んど缺損
せり。關より鋒先まで即
ち身の長さ2尺8寸1分、

刃渡り鋸元にて1寸3分背峰約2分8厘、莖の現存長さ1寸8分ある普通に見る直刀の式なるも、一見先づ興趣を惹くは關に近き鋸本の孔の周圍に1種の花紋形を、また背の部分に近く馬の形を銀象嵌せる事にして、其の形狀第1圖に示す如く、(此の圖は高橋健自氏著「鏡と劍と玉」第132頁載するものに據れり) 表現の技術頗る見る可く、故若林勝邦氏の如きこれを以て本邦上代工藝美術の優秀を示すものとして特記せるは宜なり。されど此の象嵌に比して研究上一段の興味あるは、其の刀背に嵌せる文字なりとす。此の文字は刀身の永く地中に埋没せし爲その酸化と嵌の剥落、磨滅を來し解讀頗る困難なるものあり。故若林氏は單に其字數の66なるを擧げしのみにて(同氏著「銀象嵌を施せる鐵刀及び鍔に就て」[考古學會雑誌第3編第1號所載] 參照) 釋讀を他日に期せしが、古谷清君實物に就いて、或は顯微鏡に依り、或は類推を以て、これが嵌線を求めて、『東洋時報』第147號誌上に其の結果を公にせり。氏の示せるもの第2圖にして69字の文字を數へたるも、中明に解讀し得るものは次の29字なりと云へり。即ち

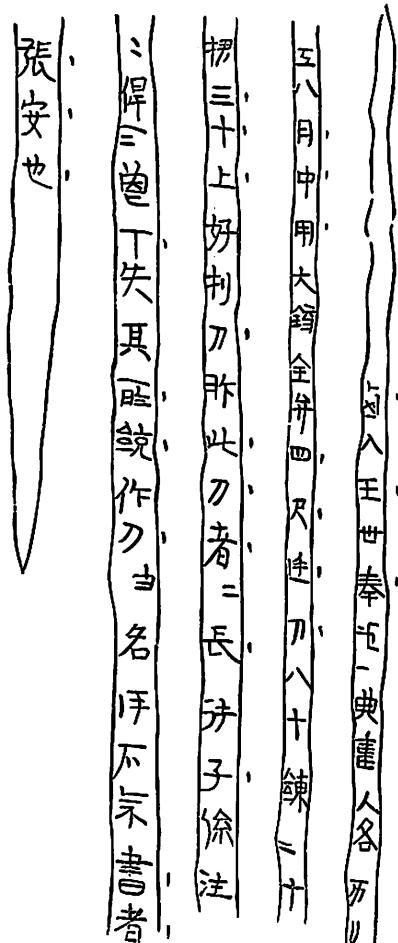
□□王□奉□□□□□□□□□□□□□□月中用□□全□四尺遙刀□□□□□□三十上□□刀作此
刀者□長□子□□□□□□□丁□□所統□刀□□□□□書者張安也

なり。余今ま實物を親しく檢するの便を得ず。従つて其の果して當れりや否、及びそれ以上に猶解し得べきものゝ存するや如何を確むる能はざるを憾むも、幸に吾人の請を容れて東京帝室博物館技手後藤守一君の特に實物に就いて詳密なる調査を遂げたる結果の報告を寄せられたるあり。これに依れば其の嵌線の區劃は前者と稍異なりて第3圖に示す如く、少しく明瞭の度を加へたり。同氏が高橋健自氏と共に釈讀せられしものに、更に鄙見に依つて12字を加ふるに於いては、文字の略ば讀み得べきものの次の約56字あり。

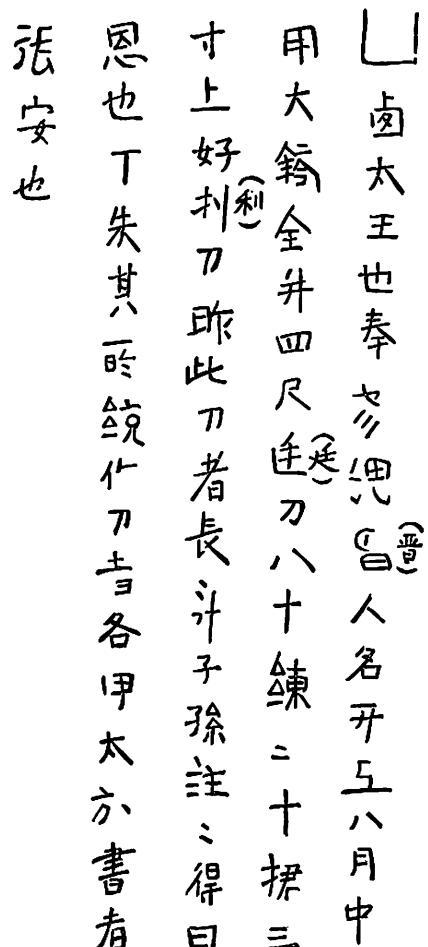
□□太王世奉□□晋人名□工八月中用大鐵金并四刀廷刀八十練□十□三寸上好利刀作此刀
者長壽子孫□□得曰恩也丁朱其所統作刀者各伊太□書者張安也

これとても銘文の意味を解し得る程度には達せざるも、試みに釋し得たる字句に基き推測を加ふれば蓋し某太王の世、晋人某なるもの8月中大鐵金を用ひて4尺の刀80口かと外或種の刀

を作れる事を録し此の刀を作れる者の長壽と子孫の繁榮を稱せる吉祥句を連ね、更に作刀者と銘文の書者の名を挙げたるものゝ如く、就中此の尺の長4尺なると銘の書者の張安なる人なりし2個の事實のみは明に認めらるるなり。



第2図 江田古墳発見刀身銀象嵌銘（拠古谷清氏）



第3図 江田古墳発見刀身銀象嵌銘（拠後藤守一氏）

此の刀に就いては古谷清君既に早く其の支那人の手に成りしものなるを云ひ、これに賛するもの多きが如きも、濱田教授は其の銘文を一見して、書体の支那人の手に成りしとせば異様なるを感ずとの注意を與へられたり。更に聞く所に據れば、高橋健自氏またこの見地よりして、銘文の初に見ゆる太王の上の2字を蓋卤王に當て、これを朝鮮のものに非ざるかと疑ひ、又その人名の支那人と異なるものありとして、日本人の作と認めんとするに傾かれつゝありと云ふ。注目す可き見解にして、余またその銘文の紀伊隅田八幡宮所藏の本邦製作の鏡に文脉の似通へるものあるを思ふ。されども張安の如きは支那人に多き名なるが上、その文脉の如きも全文明暸を缺くこと稍々大なる此の遺品に於いて、俄かに他との類似を速断すべからず。今ま暫く支那にて作られたりとの從來の説を探るべし。さて今これと類似の遺品を求むるに彼土にあ

りては早く秦始皇の虎符を始め戈、帶鉤等に金銀象嵌にて銘を印せるもの少なからず。刀劍に於いては阮元の「積古齋鑑鼎彝器款識」載するところの後漢桓帝の元嘉2年5月丙午日の銘文を現はせるものあり。されどこれを我が國古墳出土品に求むる時は、その刀の裝飾の1部分に象嵌せる類は往々存し、若林、古谷兩氏の擧げたるものに、武藏國比企郡久米田村發見の直刀の刃部の鐔元に銀象嵌を以て一種の花模様を施せるが如き、越中國西礪波郡西五位村大字馬場發掘の鐵製頭推及び鐔に現はせる渦巻形の象嵌、信濃國北佐久郡五郎兵衛新田及び同國趣訪郡字下の原小字600發掘に係る珠寶鐔の如きあり。其以外に於いても東京帝國大學人類學教室に藏する武藏國北埼玉郡埼玉村將軍塚發見の大刀裝具に於ける銀象嵌の著しき遺品を數へ得可し。たゞ、其の文字を刻せるものに至りては殆んど其の例を聞かず。大和石上神宮の神寶として傳ふる七枝の刀の金象嵌の銘あるを唯一の例となすのみ。此の七枝の刀に就いては既に早く明治25年12月發行の史學雜誌上に故星野恒博士の考證あり、銘文より魏の文帝の泰初4年のものと定められたり。されど吾人の實物を拜して調査する所に依るに銘文は「泰始四年六月十一日丙午正陽造百練□七支刀云々」と讀み得て長曆に推すに西晉の泰始の遺品なること疑を容るゝ餘地なし。本古墳の遺品と對比するに頗る近似せるものなるは何人も首肯するところ、而も彼に明に支那の絕對年代の示すものあるは研究上特に重要視す可く、相互の比較研究は其の傳來を考ふる上に、又これを藏する本古墳の性質の推定上與ふる大なるものなり。既に古谷清君は此の點を力説して本古墳を以て魏志の所謂卑彌呼の墓に比定せり。其の當否に至りては本報告後論の條に批判を加へ、別に鄙見を開陳することゝせむ。

(2) 環刀身 刀身の第二に擧ぐ可きは所謂狛劍2口なり。圖版第17に載するものにして、其の1口は環頭より鋒先まで缺くる所なく、總長2尺7寸3分刃亘り1寸7分あり。環頭の部分は金銅製にて、もと彫刻ありしが如きも今表面酸化剝落の爲明瞭を缺く。古谷氏は其の高低ある面間に渦巻形の象嵌模様の僅に殘存せるを認め得と云へり。二は鋒先の部分少しく缺損ありて現存長さ2尺6寸7分刃亘り1寸6分なり。此の刀に於ては環の全部を薄き銀板を以て包めり。

所謂狛劍は其の名にコマを負へる如く、朝鮮半島より我が國に將來せしものにして、其の起源の支那にあるべきは早く高橋健自氏の説けるところ、(同氏著「鏡と劍と玉」第172頁参照)我が國古墳出土の鳳環中、其の手法の明に支那6朝代の遺品と見るべきものゝ多き、又彼の文献に其の例証の存せるにて確めらる。近時朝鮮半島の考古學的調査の進歩と共に、同地の遺跡より同式刀の發見を傳ふるあり、一例を擧げむか、關野博士は早く明治43年に大同江面石岩洞の古墳より狛劍1口を發見せるあり。また大正7年濱田博士一行の南鮮任那の故地の一なる星州郡星山洞第1號古墳に於いて、得たる大小2口の環刀身の如きは、その共に環頭を包むに銀板を以てすること本古墳發見の1口に見ると全く手法を一にせり。相對照するに於いて其の性質の考察に資する所あらむ。

(3) 自餘の刀身 以上3口の特殊の型式の外東京帝室博物館に藏する刀身なほ11口あり。是

等は圖版第18に示す如く大小一様ならざるも、其の直刀なる點は一致せり。中には稍内側に彎曲せるものをも見る（此の如きの例は古墳出土の刀身中稀に存することあり。山城久世郡久津川村平川車塚出土の直刀の如きはこれなり）形の完きのは圖の(イ)と(ア)にして、(イ)は身長3尺4分刃渡り鍔元にて1寸6分、峯幅同所にて2分3厘あり莖は長7寸2分にてここに3ヶ所の目釘孔を存し、關の部分の切込み、鍔本の孔等何れも完全なるは稀に見るところなり。小形と思はる1口は圖版第19のホにして缺損あるも、現存長さ9寸5分なり。但し刃渡りは廣し。此の以外の9口に就いては後藤氏の特に測定せられたるものを次に列記す可し。

- (1) 圖版第18の(ロ) 身長2尺4寸9分、莖長5寸3分、莖に葛縄（但し質不明）の迹存せり。
- (2) 全 (イ) 身長2尺3寸5分、莖長6寸5分、同じく莖に葛縄の迹あり。刀身は稍内側に曲れり。
- (3) 全 (ア) 身長2尺8寸1分、莖長5寸7分、莖に木柄の迹あり。
- (4) 全 (ア) 身長2尺5寸1分、莖長5寸6分、
- (5) 全 (ト) 身長1尺8寸、莖長3寸3分、身莖共に木片附着す。
- (6) 全 (チ) 身長2尺3寸3分、莖長5寸6分、
- (7) 全 (リ) 身長2尺4寸2分、莖長5寸、
- (8) 全 (ヌ) 身長2尺9寸5分、莖長7寸、鍔本に孔あり。
- (9) 全 (ハ) 身長1尺3寸、小形なり。莖殘缺して今存する長さ僅に1寸1分あるのみ。

(4) 剣身 6口あり。何れも割合によく保存されて、ほゞ型式を見る可く、大き種々あり。中に就いて圖版第17の(イ)に示すは最も大にて身の長2尺4寸1分、幅鍔本にて1寸4分莖長5寸あり。圖版第18の(ア)これにつき、身の長1尺5寸5分あり。莖は欠損して全長明ならず。今存する部分の長3寸5分なり。此の外の4口は圖版第19に示せるものにして、其の各の大きさを例記すれば次の如し。

- (イ) 身長 1尺08分、莖長2寸8分、
- (ロ) 同 1尺06分、同 3寸9分、
- (ハ) 同 1尺4寸5分、莖長5寸、
- (ヌ) 同 1尺2寸7分、同 4寸7分、

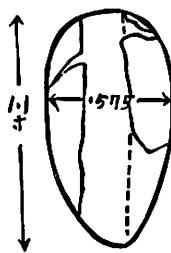
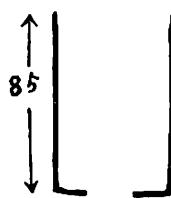
中に就いて(ヌ)最も完存し、目釘孔2個の位置明に、縁及び鍔の附せる部分の幅の如き、また柄の木片の如き何れもよく認めらる。

(5) 大刀裝具 古谷君は約1振分の金具なりと云へり。或は然るかと思はるも確ならず。上述刀身の何れに屬せるものなるやは今全く不明なり。鐔、鍔、鞘口其他あり、圖版第20に示せるものにして、何れも實大に現はせり。

今ま後藤氏の調査に従ひて、その細部の様式を見るに圖の(イ)は喰出鐔なり。鐵地銀被せにして長徑2寸2分、短徑1寸2分あり（稍押しつぶされたるを以て原形とは多少異なるものあら



第4図 噙出鐔断面



第5図 鍔

む)。普通に見る噙出鐔に比して一方に突出せる部分のあるは特色にして、或は鍔の用に供せしものか(第4図の断面図参照)此の部にニケ處の孔あるは恐らく莖を引き締むる爲のものかと解せらる。(イ)は鍔なり。重波紋を打出せる銀板を以て作れるもの断面第5図の如く、圖の下方柄口に當る。長8分5厘、断面の長徑1寸1分、短徑5分7厘餘あり。文様より推せば(イ)の噙出鐔と同一太刀の飾具かと思はるゝも、大さ前者と異なるを以て今俄かに定め難し。(ロ)は鞘口の金物と思はる。同じく銀板なり。圖は口を上に向けて撮影せり。下方に殊缺の附着せるは銅製のものにて、恐らく鞘金具の残缺ならむ。同じ圖版の(ヲ)は鞘を締めし金具即ち胴締の金具にして同じく銀板なり。其の(ハ)(ト)(チ)(リ)の4者は何れも鞘金具の銀板を引き延せるものと思はる。(リ)の向つて右端に近く相對して切り目のあるは此の推測を確むるものなり。

刀装具の残闕としては猶圖版第21に示せる1類あり。博物館台帳に「金板金断片」とあるもの、(イ)は長1寸9分、巾1分5厘あり、(ロ)以下は押出の蛇腹、何れも金板なり。東京帝室博物館所蔵の伊勢國鈴鹿國府村字保子里小字大貝戸車塚發見の環頭大刀、及び吾人の嚮に調査せる河内國北河内郡豊野村大字太秦出土の太刀の柄の間などにこれに類せる金具を巻けるものあり、その用途を推測せしむ。

10. 槍身 東京帝室博物館に藏するもの3口あり。この外江田村池田氏猶1個を保存せり。圖版第22に示すは其の前者にして、中に本邦發掘の上代の槍中普通見るところの廣鋒と狭鋒の兩者を存す。即ち圖中の(ロ)は廣鋒にして完存し、長さ1尺2寸余あり。(イ)は狭鋒に屬し、長9寸なり。其の(ハ)は此の兩型式の中間と見る可きものなり。3口の各の大きさ及び鋒先、袋部の断面は圖版第23に依つて知る可く、圖は後藤君の實測に成るものなり。

11. 鐵鎌 圖版第24に示すところのもの。残闕ありて總數明ならず。圖中(イ)に示すは所謂劍形鎌と稱する類にて、身の長さ3寸9分あり、(ロ)また同型式の鎌を横より見たるものゝ如く、(ハ)は同形式の一變形なり、形稍整ひ、身の全長5寸1分あり。他の多くは身残損し或は莖破損して型式不明なるも特に舉ぐべき別種なきが如く、(ヘ)の如きは主として其の残闕せる莖のみの集まれるもの、但し右肩上に劍刑の身の一部分存する見ゆ。此の劍型以外とも見るべきは(ヲ)に挙げし1本にして、これは寧ろ刀形式とも稱す可きか。

此の種型式の鎌の奈良朝に主として行はれたるものに多きは、今こゝに實例を舉ぐるまでもなし。近時吾人の調査せる山城國宇治郡山科村西野山にて發見せる奈良朝と認む可き古墳より出土せる鎌また此の劍形のもの大部分を占む(「京都府史蹟勝地調査會報告」第2冊参照)

12. 帯金具 3個あり。明治44年の夏、古谷氏同遺跡實査の際發掘者池田氏の藏品中にこれ

を見出し、東京帝室博物館と學習院とに各1個の割愛を受けて滯歸せるより、學界に知らるゝに至れるものなり。圖版第20の(丙)に示すは其の東京帝室博物館所藏品の寫眞にして、全32の拓本は今猶池田氏藏するところの1個に就いて本學今西助教授の手拓せられしものなり。大さ堅8分7厘、横1寸2分5厘あり、薄き銅板に1の蛟龍を薄肉刻してこれに鍍金を施せり。

此の種帶金具の從來發見せられし例としては山城國葛野郡松尾村下山田穀塚（『京都府史蹟勝地調査報告』第2冊所載）及び若狭國遠敷郡瓜生村西塚（『福井縣史蹟勝地調査報告』第1冊「若狭及び越前に於ける古代遺跡參照」等あり。されどそれ等の何れも型にて押出せる類なるに對して此の薄肉刻なるは珍と云ふ可し。

13. 冠其他金具殘片 圖版第25以下の4圖に載せたる金物にして、此の類また次項記する沓と共に本古墳出土遺品中の重要なる一なり。第1に圖版第25のものは金銅製の薄板にして、これに龜甲形の文様を押出し 其の文様線の兩側に小點を刻して、各龜甲の隅に環珞を附せるもの。但し此の環珞は今殆んど失はれて僅かに1部分を殘存するのみ。形また殘闕にて原形明ならざるも、高橋後藤兩氏は圖版第26の如きものならんかと推測せり。而して圖の向つて右端に1對宛の小孔4ヶ所（内今ま3ヶ所殘存）のあるは、左側にあるべきそれと對應して、もと此の金具の曲れる形狀なりしを推定せしむ。金具の裏には革又は布の附着せりと思はる形あ述り。金具の周邊の處々に小形の鉢を打てる孔及び鉢のなほ存せると併せ見るべきもの。然れども今に於いてその革又は布の原形の如何なりしかを想像することは不可能なり。此の遺品全く他に類品を缺くを以て、果して如何なる用途に供せられしものゝ殘闕なるや不明なるも、兩氏はその形よりして或は冠の金具にして、山形をなす峯の部分を正面して、顔面の上の方に當てたるものと見るべきならんと云へり。大さ堅幅の最も大なる部分にて3寸5分、低き所にて2寸2分、現存横の長さ(イ)の部分1尺1寸3分あり。其の部の原形上述の如しとせは總長は恐らく1尺9寸内外ありしならむ。

第2は圖版第27の(イ)に示す帶狀の金銅製品の中央に澤渦形を附せるもの、これまた帶狀部の兩端欠損せり。大さ、帶狀部の幅1寸1分餘、現存長さ9寸4分、澤渦形の高さ2寸9分弱あり。周邊に添ひて點線紋を押出し、帶狀の部分には縱に同じく點線より成る交叉紋を押出して一種の菱形を表はし其の直線の交る處に環珞を附す。澤渦形部には一種の簡単なる華紋を同じく押出せり。高橋健自氏はこれを以てアカンサス模様の變化せしものならむと説けり。蓋し然らむ。此の金具亦た其の帶狀の上下に鉢留の迹と思はる小孔あり。前者と同じく、裏面に革若しくば布の附着せしものなるを推測せしむ。類似の遺品としては出雲國簸川郡鹽治村大字上鹽谷の築山古墳出土のものを舉ぐべく（同地森山白十郎氏藏、拙稿「出雲に於ける特殊古墳」（中ノ上）『考古學雜誌』九ノ五參照）而も他に多く其の存在を聞かず。されどこれを越前國吉田郡吉野村大字吉野境字石船山古墳出土の冠に比較する時は（高橋健自氏著「越前國吉田郡石船山の古墳及發見遺物」（考古界第7編第8號所載）參照）これ亦一種の冠の殘缺かと思はる。或は形より局限せばこれ或は鉢巻、抹額などと系統を等しくする原始的冠物の1なる變に近き

ものなるやも知る可らず。

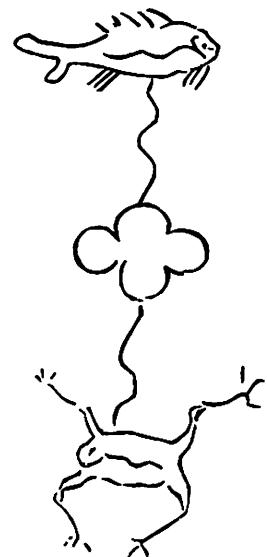
第3は圖版第28の金物にしてこれ亦金銅製なり。(イ)は總高4寸5分あり。幅はふくらみ不明なるを以て今ま求むべからず、されど下底にて5寸内外なり。内部に透し金具ありて瓔珞を附す。形より見て冠帽の金具と思はれ、向つて左が其の前ならむ。此の前に附せる裝飾は半圓球形をなす。縁に蛇腹あり。本來此のまゝの形なりしか又これに總の如きもの附したるやは不明なり。同圖の(ロ)は(イ)の裏に附着せし金具ならむ。(イ)の右下底に同様金具の破片遺存せるが、これは恐らく1寸内外の幅を以て下底を繞れる金物と推定せらる。此の金具に就いて注意を惹くは其の透し彫りの推古時代の佛像佛具に見るそれと全然同じ技巧に出でたることにして打出しの精妙なる古墳出土の遺品中稀に見る處なり。これ又他に殆んど類例なき珍品なり。

圖版第27の(ロ)以下に示す金具に至りては悉く殘闕にして、これより原型を推測することは全く不可能なり。たゞ何れも金銅の薄板にて、菱形紋を押出し、其の點線紋の交る處に瓔珞を附せるは、上述第1第2のものと全然同じ手法よりなれりと云ふ可く(イ)には更にこれに加ふるに捉手形の耳状の小金具を以てす。(ロ)に示すは其の稍大なる一の分離せしものゝ如く、而もこれには第6圖に示す如き浮草に蛙と魚の精妙なる打込み圖は現はすは注意を惹く。

14. 背 一對あり。共に金銅の薄板製なり。圖版第29に示す(イ)は其の側面、(ロ)は底部の裏面なり。以て形狀を見る可く、全長約1尺2寸あり。表面背面共に龜甲形紋を押出して、これに添ひて點線を刻し、其の隅に小なる瓔珞を附すこと上述冠の第1に擧げしものと全く手法を一にす。もと底部に木材等を附せしことは、今猶この部に8個の小孔あり、内に鍍金製の方錐形の釘の遺存するものあるに依りて明なり。背の發見は多く其の例を聞かず、たゞ僅に出雲簸川郡今市町大念寺境内古墳の副葬品の記録中『加禰の履』なる目あり、また周防國三田尻桑山古墳の發見品の圖録に遺品を載すのみ共に同じ種類のものなりしが如きも今存せず。本遺品が珍奇なるものとして學者に珍重せらるゝは宜なりと云ふべし。

15. 土器 発見の土器の現存せるものは僅に2個にして、而も其の一は殘缺せり。共に齋盆なり。完全なる一は蓋坏にして、他は提瓶の口部の破片なり。普通に見る型式にして擧ぐべき特徴なし(圖版第30の2及第31の1参照)

16. 馬具類 彎2種、鎧1對、環鈴1個を數ふ可し。中に就いて研究上興味あるは彎の一にして、形狀圖版第31に示す如く、其の鏡板は兩端の曲れる稍磬に近き形をなし、周圍に小鈴を附し、表面には鍍金薄肉刻にて流麗緻密なる變蛟蚊龍紋かと思はるものを表はす。(圖版第32参照)文様の手法よく六朝時代の特色を示して、製作の珍奇なる未だ他に類例あるを聞かざる



第6圖 江田發見の金具に現はされた絵

ところのものなり。巻の二は圖版第33に載せたる輪形鏡板の普通に見る形の完存せるもの、鏡は所謂輪鏡にて恰も今日の西洋鏡の形に似たる輪状の簡単なる形式なり。環鈴1個は銅製にして、圓環の3方に石入大形の鈴を附せるもの、此の種の遺品は本邦各地の古墳より發見を傳ふる多き遺品にして（圖版第34のI参照）、此の地に近き玉名郡高瀬町附近の出土品（大槻弘毅氏保管）丹波國何鹿郡以久田村古墳（京都帝國大學藏）下野國足利郡足利町字助戸發見（東京帝室博物館藏）品等は其の僅に2～3の例なり。

要するに本古墳の副葬品は上述の如く、内に頗る重要な遺品を含み、それ自らの研究に多大の價値を有するもの、吾人は高橋、後藤兩氏の厚意に依り比較的詳細にこれを錄し得たるを喜ぶ。

遺物の説明を終ふるに當り、附記すべきは前回擧げたるものに就いて訂正すべきを發見せし事なり。即ちそれは本墳出土の遺品として擧げし(6)の方格八乳鏡が實はその副葬品にあらずして、同古墳出土の6面の一は小形の四獸鏡と思はる事實なりとす。古谷氏が『東洋時報』誌上に於いて鏡を論せる際は(1)より(5)に至る5面のみを擧げ、此の1面に及ばず。大正2年吾人の博物館に就いて調査せる際は嚮に示せる方格八乳鏡その1面の内に數へられて示されたり。然るに其後熊本縣の囑に應じて高橋氏の撰定して撮影せる寫眞は今ま圖版第34に示せるものを含めり從つてこれを採るべきが如し。此の種四獸鏡また手法より見て本邦模造と認む可く、最も其の類多くして今一々數ふるの繁にたへず。なほ序を以て一事の補訂すべきは同じく其の(1)に擧げし神人畫象鏡と同一遺品を出せる塚を山城國愛宕郡鞍馬村經塚とせしも、其の後該品を藏する京都帝室博物館に就いて調査せる處に依るに、もとこれを錄せる臺帳に誤りありしが如く、實は同國綴喜郡飯ノ岡トヅカなるを知れり。併せ載せて訂正す。

17. 後論 以上吾人は項を分ちて本古墳の構造と其の發見の遺物に就いて略述せり。既に注せる如く明治6年に於ける發掘の不用意なりしが爲、發見遺物の副葬状態を明にする能はず、研究上の遺憾少なからざるも、如上の記述に於いて本古墳の本邦墓制の研究に與ふる裨益の大的なる又自ら認め得るものあり、而して内に海外の影響として數ふ可きものゝ多きは先づ舉ぐべき事なり。

本邦に於ける石人の分布は九州に限られ、特に筑後肥後の兩國を主として豊後の一部に及べるのみ。是等の遺物の支那漢代墳墓の表彰たる石人の影響の及べるものにして、又我が埴輪土偶との系統上の連絡を示すものなりとは、其の分布の地理的位置よりし、又た墳墓に於ける樹立の位置に於いて考へ浮ぶべきもの。これは濱田博士の早く雑誌『藝文』2ノ1の誌上支那發掘の土偶を論せる際說かれたる所にして、高橋健自氏の説（同氏著「支那發掘の土偶及其埴輪との關係」〔考古學雜誌1ノ11所載〕）また其の支那の石人との關係を認むる點に於いて一致して、略ば定説と見る可きが如し。本古墳に於いて埴輪圓筒の存すると共に此の意義ある石人の存在は其の點より大陸の影響を認む可き重き事實の一に數ふるを得而して更にこれを發掘の遺物に徵するに、既に詳記せし如く、内に支那將來の鏡鑑の5面を藏するあり硬玉、玻璃、沓、

轡等に於いて質料製作等の彼地に待てりと思はるもの少なからず、殊に刀剣には猶劍をはじめ銀象嵌の銘文ある太刀を見る等は其の著しき舶載品と云ふを得ん。由來吾人が我が上代の古墳出土の遺品を研究するに當りて感することは、其の支那文化の影響の何れに於いても可成濃厚に認めらるゝことなるも、中に就いて本古墳の如きは其の最も顯著なる一と云ふを得可く、被葬者の特に彼の地との深き關係を想定せしむ。

されど翻つて他面に於いて、其の墳の構造を見るに外様の前方後圓の型式を襲ひ、また横口式の家型石棺を主軸とする點の如きは本邦上代に特に廣く分布せる墓制にして、殊に其の前方後圓墳の外形の如きは、その起源及び發達に就いて未だ明快なる研究を聞かざるところなりとは云へ、（此の墓制の起源に就いては濱田博士の興味ある一學說雑誌「國華」第28編第3號及び「歴史と地理」第3卷第2號に見ゆ）從來他に殆んど類例を認めざるもの（近時西村眞次氏は雑誌『大觀』誌上に「世界文化の三大潮流」と題する一文を草して、此の墓制の關係を西方に求めんとせしも、探る可らず。又朝鮮の慶州附近に存する瓢形墳は一見これと類似せるが如きも、實は雙墓と呼ぶ可く、此の墓制とは系統を異にせりと信すべき理由あるものなり。從つてこれまた除外す）暫くこれを以て本邦墓制の一特徴を見るべきなり。棺の構造に於いては、其の類型として、墓の外形と共に吾人は先づ古來有名なる筑後國三井郡一條村の石神山のそれを擧ぐ可く、石人の存在せることに於いても符節を合するを見る。此の種の石棺としては猶、山陰道の出雲地方に類例の存するあり、例へば同國能義郡荒島村大字久白の若塚古墳の如き、また八束郡朝酌村の石棺の如き共にこれに近し（拙稿「出雲に於ける特殊古墳」〔考古學雑誌第9、10兩卷所載〕参照）。其の外形は本邦棺の一大型式群をなす家型の組合せ式と異なるなきも、其の横口式なるは一種の特色とも云ひ得べく、別途の系統なりとも解せらる。）されど此の種の實例はなほ畿内、東海に於いても其の例証を擧ぐるを得可く、著者の郷里なる河内國南河内郡古市町輕墓西山の掘抜棺の如き、同郡西浦村大字藏之内西方徳樂山の石棺、同山田村山田の傳山田麻呂墓の石棺、同中野村御龜石石棺、同國北河内郡打上村石寶殿の如き其の前例の著しきもの（喜田博士「河内輕墓の掘抜石棺」〔歴史地理19ノ2〕、同上「南河内の珍らしい石棺」〔同誌19ノ3〕、高橋健自氏「河内に於ける一種の古墳」〔考古學雑誌4ノ4〕、拙稿「河内打上石寶殿」〔同誌4ノ7〕、同上「再び河内打上石寶殿に就て」〔同誌7ノ6〕、同上「お龜石、石寶殿と鬼俎鬼廁」〔歴史地理23ノ5〕等参照）更に遠く離れて伊豆國田方郡にも實例の紹介せられたるものあり喜田博士及び高橋健自氏等の調査に依り明となれり〔考古學雑誌5卷参照〕。是等の内河内古市、同西浦の2石棺は『日本後紀』に載する延暦20年の菅野眞道の奏言に見ゆる歸化人藤井、船、津三氏祖先の塁域なる野中寺南方の寺山の地にあり、又打上のものは太秦村の東方にありて同じく歸化人の關係を思はしむ。而も是れは單に推測にとゞまり、同型の棺の未だ大陸に存在の傳へらるゝなく、その分布の僅少とは云へ本邦各地に亘れるよりせば、これ亦た我が棺の型式に最も多き家型式の一變形と認む可きにて、殊にこれに附屬するに隧道を以てせる所我が國に最も多き石室内に石棺を藏する式と直接封土に棺を藏するものと

の中間の位置若しくば兩者折衷の式に屬せるは明白なり。かゝる見地よりせば此の墳墓の營造者は古代の我が國文化の享有者なりしことを肯定するものと云ふの外なし。喜田文學博士は擱に本古墳の棺の寫眞を繪葉書として知人に頒てる際、説明して

（棺）前方後圓式古塚の後丘に露出し、前方に向つて開口す。（中略）古墳は筑後人形原なる筑紫國造磐井の墳と稱するものと相類し、埴輪あり、石人あり、石室は普通の石棺形にして、一方に口を開き、其の前に切石を以て小隧道を設く。我が古代の帝王陵と支那古代の王者の墳との制を折衷せるものにして蓋倭人王の墳の一か

と云へるもの。其の墓制の折衷式なりと説けるところ如上吾人の觀察に近きものあるを覺ゆ。

然らば此の墳墓は果して何人の墳墓にして、其の營造の年次は何時頃なるべきか。喜田博士の説の如くこれを倭人王の墳とすべきものなるか如何。これ地方人士の最も聽かんと欲する所にして、またこゝに当然考察すべき重要な問題なりとす。江田の古墳に就いて如上の問題に解釋を加へたる最初の人は古谷君に從へば福原岱郎氏なるが如く、『九州史談會報』第2號誌上に於いて「西域美術輸入年代の實蹟」と題し、主として怪獸圖に就いて觀察する所あり、本古墳出土銀象嵌の刀に論及して、

怪獸圖の我邦に現存せる最古のものは雄略天皇頃のことと、朝鮮を経て輸入せるものあり。第16圖（略）は肥後國玉名郡江田村の古墳より出でたる古刀の面に刻せるものにして、其の銘文に據りて時代と出所との大略を知るを得べく……。云々

とし、暗に其の年代を雄略帝前後に比定せり。されど所論固より詳細ならず、其の銘文に依る時代と出所の考證また記するところなし。高橋健自氏が明治41、2年の頃「本邦鏡鑑沿革考」を草して『考古學雑誌』に連載せられし際（其の全部は氏の著『鏡と劍と玉』に収められたり）、この古墳發見の古鏡の或種のものを論じ、支那六朝代の例證として擧げられたり。從て氏の説また此の福原氏の見解に近きものなるを類推せしむ。されどこれ又特に此の古墳のみを限りて研究の對象とせしものにあらず。蓋し此の點を考證力説せしものは上來屢記する所ありし、先輩古谷清君なりとす。氏は先づ『東洋時報』誌上に此の遺物を詳述し、實地調査の後更に『考古學雑誌』2ノ5に於いて「江田村の古墳」と題してこれを繰返し、特に銀象嵌の刀身に注意して、大和石上神寶の七技刀と比較研究する所あり。

- (1) 石上神寶が星野博士の研究の如く魏の文帝の泰初年間のものとせば同様式の此の刀亦た略ぼ同代に比定すべきこと
 - (2) 象嵌の銘文に4尺~~透~~刀とあり。これを全長と見れば、現存刀身の長さ曲尺にて3尺あり、莖の缺損を2寸と推測するに於いて、從來稱せらるゝ魏尺の1尺は今の7寸餘に当ると云ふに合し、此の刀の魏代に成りしを推測せしむること
- の2點を擧げ、時恰も白鳥文學博士の「倭女王卑彌呼考」の『東亞之光』誌上に發表せられて、『魏志』に見ゆる里程並に女王に關する新見解より、其の居地を鹿兒島熊本の間に比定せられしを以て、此の假定を進めて、『魏志』に見ゆる景初2年女王の使の得たる5尺刀2口に

連想し、地名玉名或は投馬國の内ならざるべきかと云ひ、更に百尺竿頭一步を進めて、

- (1) 江田發掘の古刀に見えたる銘文中なる張安なるものは、魏使張某の一族なるか。
- (2) 江田發掘に係る古刀は魏帝より特に女王に賜ふ爲に作られたるものなるべきか。
- (3) 江田發掘に係る古刀は魏帝より倭女王に賜りたる 2 口刀中の 1 口にして恐らく女王より其の一族又は重臣に與へたるものなるべし

との 3 種の假定説を得、これを綜合して、

江田村發掘の古墳は魏時代のものにして、其の位置と云ひ、其の發掘品と云ひ、之れ等は恐らく魏志倭人傳に見えたる女王の一族若しくは其の重臣の墳墓に非ざるなきかと結び(東洋時報) 147号31頁)、『考古學雑誌』に於いては更にこれに加ふるに、實地調査の結果古墳構造の宏大なるを以てし、又墳の主軸の『魏志』の倭人傳に其の俗を記して「有・棺・無・槨」とある文意に契合して、自己の論據を固からしむるものとし、(同註 2 / 5) 38頁卑彌呼自身の墳と認むる傾向の加はれるを見たり。爾來 10 年斯學の面目一新せる今日に於いて古谷君が果して此の説を保持せらるゝや否を知らざるも、地方史家には此の見解に同して、以て斷案と認むるものすらあるが如し。されど本古墳の年代は果して斯く簡単明快に解し得べきものなりや。古谷君は刀劍殊に象嵌の刀以外の多數の遺物の示す年代に就いては殆んど考慮せられざりしも、これ等を副葬せる墳墓の營造年代を定むるに当りては、其の一々の示す年代は刀身と同じく資料として價値あり、後の追加なりとの明証なき以上、その墳墓は多くの遺品の示す最も新しき年代以後の營造と見るべきこと今改めて繰返すの要なし。此の見地よりして如上の各種の副葬品の示す所果して何れも魏代に比定して誤りなきものなりや。余は現時の知識の程度に於いて明白にこれを否定せむと欲するもの、我が多くの先輩學者の所説のまた恐らく然るべきを信ず。殊に其の古墳の宏大なるを以てし、また内外の構造を『魏志』の文と對比して論據とせらるゝに至りては確かに我が國各地の遺跡の實際と相反するものあり。

本古墳の大きさは既に説けるが如く、其の總長 140 尺に過ぎず、我が前方後圓型の墓制の代表と見る可き應神、仁德兩帝陵を中心とする時代の陵墓とは到底比較すべくもあらず、各地に散在せる同式墳に對比するも寧ろ小形の部類に屬すべきは余の明言し得る所にして、次に擧ぐる表にても知るべく、内部石棺の構造また特に壯麗と稱す可きものにあらず。彼の筑紫一條の石神山の棺の遙にこれより優れるを思ふ。

| | | | | |
|----------|------|--------|------|-------|
| 應神天皇陵 | 前後の長 | 1350 尺 | 後圓の徑 | 798 尺 |
| 仁德天皇陵 | 同 | 1614 尺 | 同 | 816 尺 |
| 山城久津川村車塚 | 同 | 516 尺 | 同 | 285 尺 |
| 全 飯岡村車塚 | 同 | 285 尺 | 同 | 135 尺 |
| 若狭瓜生村西塚 | 同 | 222 尺 | 同 | 90 尺 |
| 日向西都原姫塚 | 同 | 168 尺 | 同 | 90 尺 |
| 同 一本松塚 | 同 | 270 尺 | 同 | 168 尺 |

| | | | | | |
|--------|------|---|------|---|-------|
| 同 | 第二號塚 | 同 | 276尺 | 同 | 138尺 |
| 江田船山古墳 | | 同 | 140尺 | 同 | 80尺内外 |

構造よりせば吾人は寧ろ其の副葬品の豊富なるに比して規模の小なるを不思議に考ふるを至当なりと信ず。又た内部構造の主軸に就ては、こゝには從來の稱呼に倣ひ棺と呼べるも、其の支那の字義に依る棺に当れるや否やは氏の如く輕々に斷すべきにあらず。抑々棺槨墳の名稱に就いては前年喜田博士と高橋健自氏との間に議論沸騰せし事あり（『考古學雑誌』第4卷、第6卷、第7卷、『歴史地理』第25卷、第28卷、第30卷参照）、今猶用例の一致を缺く憾あるも、少くも『魏志』に載するところの棺を以て此の主軸に當て、論據となす如きは誤れるものと稱して可なるべく、况んや本古墳の所謂棺には上述の如く、氏の採れる名稱に従へば槨の一部を形成する羨道の明に存して、それ自らに於いて論據を破壊するものなるに於いてをや。

更にこれを氏が最も重要視せる象嵌の刀身に就いて見るに、其の銘文中には上に注記せし如く昔と讀まるゝ文字あり。此の字劃は明瞭の度に於いて稍他の文字の以下にあり、從つて六朝の晋と明言するを躊躇するも、氏の以て比較研究の資料とせる大和石上神宮の七技の刀は明に西晋の泰始4年のものにして、魏代の遺品にあらず、其の殘缺せる莖の寸尺の推定より刀の銘文と對比せられし如きに至りては、附會の嫌あり。後藤守一君は古墳出土の多くの刀身に就いて身と莖との長さの比較を試みたる結果、普通兩者が4と1の比を示せるに徴して、此の刀は寧ろ莖6~7寸ありしと見るべしと云へり。從ふ可しされば此の2項より刀身を魏代のものとすることは、殆んど可能性を有せずと云ふ外なし。况んや此の刀を以て氏の如く景初2年卑彌呼の得たる刀に当つるに於てはその兩者の示す刀の長さに明に相違ありて、其の事實にあらざるをかたれり。若しそれ君が推定を進める據所となせる白鳥博士の『卑彌呼考』に至りては當時學界の注目せし處にして、論旨の深遠なる幾多の傾聽すべき所說を含める高説なりしは云ふを待たざるも、これ亦要するに有力なる一箇の學說たるにとゞまり、『魏志』の倭人傳は博士の解釋の可能なると共に、また内藤文學博士の卑彌呼即倭姬命なりとするの見解をも成立せしむるもの（同博士「卑彌呼考」〔藝文第1年〕参照）なり。從つてこの説を以て古墳の年代を律するの根底とする如きは避く可きことにして、文献の殆んど徵するなき我が上代に於いては、寧ろ遺物の研究よりして、其の示す事實に基き、如上の解釋の當否を決す可く、考古學的研究の眞意義こゝにあるべきや必せり。而して此の見地よりする現時我が考古學界の趨勢は、鏡鑑沿革の研究を中心として魏代に於ける我が文化の中心の畿内なりしこゝと、また彼の文化の影響の濃厚なる程度に於いて同地を主なりと見るに略ぼ一致するに近づきつゝあるを思はしむるものなり。

近時に於ける我が上古墳物の研究上著しき進歩を見たるは支那古鏡鑑の年代に關する研究となす。故富岡京都大學講師をはじめ高橋健自氏中山醫學博士等の熱心なる考究は幾多の成果を収めて、略ぼ其の沿革の大系を立し得べきものあるを見るに至れり。從つて本古墳の如き豊富なる鏡鑑を藏せしものにありては、此の方面より推定の一標準を得るの光明を有す。而して故

富岡氏の年號銘ある古鏡を標準とした銘文圖様よりせる綜括的研究に依れば、本古墳發見古鏡の大部分を占むる繪模様式神獸鏡はこれを六朝中期に比定す可く、畫象鏡稍古くして魏晉の間にあり、獸帶鏡を以て六朝代とせり。(同氏遺稿『古鏡の研究』参照) 其の見解大体に於いて嘗て高橋健自氏の比定せる處と一致するもの、確實なる根據を有して信憑すべきなり。これに對し中山醫學博士は其の獨特の圖様の研究より出發して、此の古墳發掘の鏡を考察して、何れも氏の漢魏式の特徵を有せりとし、後漢中期の作と解せられたり(同博士「芝崎の□始元年鏡と江田の六神四獸鏡」[考古學雜誌9ノ10] 及び「所謂六朝神獸鏡に就て」[同誌9ノ11、12] 參照) 兩者の所說頗る相背馳せり。吾人は中山博士の鏡鑑研究に就いて、其の幾多傾聽すべき示唆を含めるを認むるに躊躇せず。されど博士の有せらるゝ支那古鏡鑑に関する資料は一部分に限られ、而もこの資料を根底として1種の豫測を得て、所說屋上屋を重ねらるゝの類あるを憾とするもの、博士の体系は一型式の永續を豫想せず、所謂細線式四神鏡を主として王莽代に限られたりとし、また六朝銅像の式を移せる四佛四獸鏡を以て後漢に比定して、此の如き佛教の影響先づ鏡に現はれしを認容するに於いて初めて成立するところのものなり。然れどもこれは支那學者の賛同するところならざるべきは、餘りに明白なり。吾人はその有する僅少なる支那遺物の知見に基き博士の此の鏡の年代に從ふ能はざるを憾む、然らば上述せる本古墳の構造及び遺物は基の年代に就いて、また性質に於いて如何なる價値と事實を示すべきものなりや。こゝに鄙見を開陳すべきの順序とはなれり。

これを論ずるに當りて豫め述べ置くの要を認むるは次に擧ぐべき所論のまた單に一個の推定を下せるに過ぎずして決して全きを夢想するものにあらざる事なり。我が考古學界の進運は近時頗る著しきものありと云ふも、猶ほ此の如き問題を解決せむとするには資料の不充分と未開の學野の餘りに多きを痛切に感ずるもの、從つて余輩の見解は他日新資料の發見によりて補訂せらる可きものあるは言を待たず。要するに現在の知見の程度に於ける最も合理的と思考する解釋を加ふるのみ。切に識者の批判を冀望するものなり。

先づ第1に考察すべきは墳墓の外形となす。前方後圓の墓制に就いては既に後論の初に論及せる如く其の起源及び變遷を明にせず。從つて其の永續の年代を確定すること至難なるも、喜田文學博士が『皇陵』所載の「上古の陵墓」に於いてまた其の「古墳墓年代の研究」(歴史地理第24第25兩卷)にて注意せし如く、絕對年代の明確なる應神、仁德兩帝陵が其の最隆盛期に當り、下つては安閑天皇陵に其の確實なる一點を示し、推古の世聖德太子の御墓(實は太子の御生母穴穂部間人皇后の御陵として築かれしものに太子を合葬せしなり)に至りては既に圓墳の制に據れり。固よりこれは當時の大和朝廷の中心地に於ける變遷にして、直ちにこれを移して、種々事情を異にしたる可き地方の墳墓を律するは早計なるべきも、これを考慮の内に入るゝに於いてまた自ら其の墓制の行はれし限界に推測を加へ得べく、前方後圓墳は少くも奈良朝に降るべきものにあらずと云ふを得む。

第2には其の石棺の構造なりとす。嚮に此の種の棺の類型として擧げたるものを見るに、其

の多くは遺物を缺き、畿内のものが單に構造上より高橋健自氏をして古墳時代の末期即ち奈良朝に近きものなりとの推定を加へしめたるのみ（同氏著上舉「河内に於ける一種の古墳」参照）吾人は此の高橋氏の高説の可能性の大なるを信ず。されどこれあるの故を以て直ちに江田の古墳の例を律するを欲せざるなり。兩者は系統上に於いて確かに關係を認めらるゝも、手法に於いて自ら相違の存せるを以てなり。これを棺の外形の家型式なる點を探りて觀察せむか、此の式の棺は吾人の見聞に徴するに所謂石室式墳墓（多くの學者の認めて古墳時代の後期となすものにして、大体に於いて信ず可き理由あるもの）に其の例證多きものなり。高橋健自氏は其著「遺物上より見たる上古の家屋」（歴史と地理3ノ2）に於いて同一の見解を發表して以て古墳の年代考定の標準とせらるゝものゝ如く、喜田文學博士の研究また夙にこれを以て新しき系統なるを注意せり、なほ此の棺と羨道との關係に就いて見るに、既に構造の條に説けるが如く、そは明に石室の玄室を略して石室に直接に羨道を附せるもの、型式より見て到底構造上起源的のものにあらず。我が墳墓には石室内に石棺を藏する式と、直接封土中に石棺を埋葬するの類あり。その何れが果して原形式なりやまた兩者が別々の系統に屬するやは今輕々に斷じ能はずとするも、本古墳の示す構造は明に兩者の中間にありて、系統上の解釋よりせば我が墓制の初頭に置き得べくもあらず。折衷の結果が、一型式より他に移るの過渡期にあるを示すもの、從つて亦これを比較的後の時代と解すべきなり。こゝに於いて吾人の最も興味を惹くの事實は此の内部構造の主軸の彼の筑紫人形原の石神山古墳石棺との一致なりとす。此の古墳は既に擧げたる如く、單に石棺のみならず。外形に於いても、石人の存在せる點にても全く一致するものにして比較研究上尊重すべき遺跡なり。石神山の石室古く開口して遺物の徵するなく、その墳墓年代に就いての考察を缺く。されど注意すべきは古く奈良朝に成れる『筑後風土記』に此の塚を記して、筑紫の國造磐井の墓なりとの古傳を載する点にあり。『風土記』は其の性質上好んで奇傳を探るの傾向あり。從つてその傳へを盲信する能はざるは史家の一様に注意する所なるも、此の條の如きは石人と關聯するに於いて必ずしも全然棄て去るべきにあらず、また年代推定の一の傍證となるを思ふ。磐井が我が繼体天皇即ち西暦六世紀の上半に九州北部に據りて韓土と通じて反亂を企てたる事は史上著明の事實にして今説くを要せず。其の墳塋なりとせば營造の年次正に當代に置く可きものなり。これと相一致せる構造を有して同じ九州に存する本墳從つてまた年代の推測と性質との推定に傍證を得るものと解せらる。

更に吾人は其の觀察を遺物の方面に轉ぜんか。先づ對象として最も有力なるものに鏡鑑あり。既に繰返せる如く本古墳出土の遺品6面中、5面は支那製にして内3面は繪模様式神獸鏡、他は畫象鏡、獸帶鏡各1面なり。繪模様式神獸鏡の特徴は其の内區に於ける神獸の配置、手法と其の外區に於ける廻轉走龍の類を現はせる一種の繪模様とにあり。此の後者に近き圖様は既に後漢代の畫象石に類例を見るも鏡鑑に現はれしものとして年代の確實なる遺物は余の知れるところ西晉の泰始9年（故富岡氏所藏品）を初となす。内區の神獸の配置に就ては、本報告書圖版第9のIに收めし一鏡は後漢代の元興元年、永康元年、熹平2年等の神獸鏡に相似て

古き形式を傳ふるも圖版第8のIの神獸鏡の内區は頗る緻密精麗の度を加へ南齋建武5年鏡（故富岡氏藏）と殆んど同一の配置を有し、技巧また相一致するもの、此の鏡の神像に代ふるに六朝銅佛像を以てせる遺品（備中國都窪郡新庄村古墳及上總國君津郡清川村發掘品）の存することまた注意を惹く。所謂六神四獸鏡なる名稱を以て呼ぶるゝ同式鏡（同上圖版）は高橋氏の既に早く説ける如く、彫刻の手法頗流暢にして、六朝末に起れる海獸葡萄鏡の手法と似たるものあり（同氏著『鏡と劍と玉』第48頁）、其の精巧なる六朝鏡の代表的作品の一と云ふて可なり。神人畫象鏡は其の手法の後漢代に墳墓の表飾として盛行せる石闕畫象石を移せるものなること殆んど疑なきを以て、これは少くも後漢末及び以後の製作となすべきが、本古墳の發見品は内區圖様の猶奇古なるところ此の種鏡中の古き型式と認むべきか。内藤博士は嘗て此の鏡の銘文中、「氏作鏡」の上の2字を「公孫」と釋してこれ或は3國代に遼東に據れる公孫氏に關係あるべきかと云はれし事ありしも、既に説ける如く字劃上また、章句上此の推讀は可能性に乏しきを以て論據とはなし難し。獸帶鏡は其の配圖に於いて漢代の古式を襲へり。これ中山博士の漢代説を生ずる所以なるも、此の鏡に於ける外區の旋轉せる唐草紋はよく六朝代の特色を現はし、葡萄鏡の手法に近きものあり、内區の神獸の手法また漢代の獸帶鏡とは到底同一視すべきにあらざること多くの學者の認むるところなり。

是等5面の支那鏡に對して本邦鏡作部の鑄造と認む可き1面の古鏡に就いては、此の如き推測を進むるの據所に乏し。されども故富岡氏の「本邦仿製古鏡に就いて」（同氏著『古墳の研究』所収）論ぜられしところに從へばこれは漢末より六朝に多く行はれたる四獸鏡を模せしものと稱して可なるが如く、本邦模造鏡に類品の最も多き一なり。勿論六朝代のものと思はる。

以上説ける見地より吾人は本墳出土の古境に關して古く高橋健自氏の説かれたる説に賛し、また故富岡氏の研究に從はんと欲す。されば鏡の示すところの本古墳の營造は早くも六朝初期に遡能はざるものと云ふ可し。若しそれ富岡先生が繪模様式神獸鏡の文様の分子に南方的色彩多きと、銘文にこれを証するものありとして其の製作地の南方なるを説かれしは（同氏著『古鏡の研究』第12章「支那古鏡圖說」（補遺）参照）、興味ある學説にして、他日其の事の確証せらるゝに於いては、同式鏡3面を藏する本古墳の性質の考究に更に光明を與ふ可けん。

遺物にて次に考究に値するは刀劍殊に象嵌の刀身なりとす。此の刀の珍奇なるは既に遺物の條に細説せし所なるも、其の最も重要な銘文は剥落多く、釋讀し易からず、今明確なる年代を示す章句を認むるを得ず。支那に於いて古く此の種技術の秦漢若しくばその以前に存し、また六朝に行はれたる事、現存遺品よりし又文献上徵証あるに於いて、此の剥落せる象嵌より製作年代を局限することは容易の業にあらず。されど其の銘文中既に再三擧げし如く晋と思はるゝ文字のあるは、或は其の年代を示すものかとも解せられて、著しく注意と興味を惹く。上述古谷君が此の問題解決の鍵として採用せる大和石上神宮の同じ象嵌の銘ある七技刀の西晋武帝の泰始4年ものなること明にして、これは『日本書紀』神功紀52年秋9月の條に見えたる百

濟使者の献じたる7技刀なること、高橋氏の説かれたるが如きを以て（『考古學雑誌』5ノ3）見る時は、此の刀また型式より相近き時代の將來なりと解すること一概に排し去る可きにあらざらむ。此の點に於いて古谷氏の推論に従へば、六朝の兩晉頃のものとの解釋を得ん。たゞ今に於いて明瞭を缺く晉の1字よりこれを六朝初期に定めんとするは猶余の踟躕する處、これが研究は更に深き支那金石學上の知識を以てする銘文の解釋と、豊富なる支那考古學上の實例よりするの比較考察とを要すべく、今輕々に斷じ得べきにあらず、將來の研鑽に待つことゝせむ。

發見刀身の一類をなす環頭太刀は、同じ遺品の耳飾と共に、其の類品の分布の範圍に於いて、特に朝鮮南部との關係の考察に少なからざる感興を與ふ。所謂狛劍の起源の支那にあるべきは既に説けり。

耳飾の裝飾また其の手法より見て支那の技巧に負うべきは推測に難からず。されども本古墳に見ると同じ類品の特に朝鮮南部、加羅、新羅の故地に發見を傳ふる多く、また内地には往々例を見るは、その同一文化の所産なるを類推せしめ、手法を一にせるものは略ぼ相近き時代の製作に成るを思はしむ。朝鮮南部の遺跡の年代及び性質に就いては近時我が學界の研究の進轉頗る著しきものあり、先に擧げたる同地の遺跡に就いて見るに其の耳飾を出す新羅の積石塚の如き、また加羅諸國の古墳の如き、前者は往々勾玉を伴出して日本との交渉を濃厚ならしめ、後者にありては壯麗なる石室の構造、齋壇土器の類全く本邦の石室墳墓に見ると異なるなし。大正7年濱田教授一行の調査せる星州郡星山洞の古墳の如きは其の著しき例にして、其の耳飾及び太刀の最も相似たるもの、而も齋壇に至りては内地の遺品に比して一層進歩せるを認めたり。古の比自体の地なる昌寧郡昌寧面校洞に於ける所見また一致せり。是等の遺物の示す事實より考へ、またこれを彼地の歴史に推すに、是等の遺跡は各地に於ける中心の確立して其の文化の進めるの時而して我が勢力の韓半島に及べる際若しくば影響を與へつゝありし時期のものと認むべく、未だ充分國の躰をなすに至らざりし三國若しくば其の以前に遡り得べからざるや必せり。果して然らばこれと同一遺物を藏する本古墳の年代また略ぼ推測し得べきにあらずや。

第4には所謂硬玉と 玻璃との問題なり。此の兩者に就いては遺物の條下論及するところあり。これを從來の見解に據れば玻璃玉の存在は少くも其の營造を以て西暦5世紀以後とせざるべからざるに歸するも、其の根據の疑を容る可きは既に述べたる如し。されど又思ふに、此の古墳には各地に共通なる小玉の多數に發見せしのみならず、本邦にて特殊の發達を遂げしと信ぜらるゝ勾玉に此の質を見るに於いて其の技術の我が國に傳はり、これを造り出すの熟練を豫想す。從つて彼地に大いに其の製法の起らざりし時代のものとするは不可能にてはあらざるも、これを其の技術の流行せりとの記録を存する5世紀以後と見るの自然的なるに如かざらん。

第5に本古墳遺品の重要な部分をなす、冠、帶金具、沓、轡の鏡板其他の金具に印せる文

様の性質を検するに、其の巻の鏡板の文様の如き、帶金具の透し彫りの蛟龍の如き、支那六朝代の手法を認むるもの多く、殊に其の恐らく、冠の上部の金具かと思はるものゝ透し彫りの如きは我が飛鳥時代の遺品に見る唐草紋に酷似して、六朝藝術特有の手法を示せり。冠と思はるゝ金具の一に見ゆる革紋様の如き高橋氏はこれを以てアカンサス文様の變形と認められたりと云ふ。數へ来れば何れも支那六朝藝術の反映ならざるなし。彼の捉手形の1小金具に現はるゝ浮草に蛙を圖せる打込み畫の如き流暢なるものは、これを到底漢3國の世に求むべきにてはあらざるなり。

第6になほ吾人は鐵の示す型式をも一考すべき要あるを思ふ。本古墳發見の鐵中、所謂刀形のものゝ奈良朝に例多きは既に述べたり。東京帝室博物館にありて銅鐵と共に鐵鐵に就いて研究を試みつゝある後藤氏に従へば、所謂平根式のもの古く、かゝる刀形、劍形のものは鐵としては普通我が古墳出土品にては後期に屬すべきものと解せらるゝと云ふ。未だ其の論據の詳細を聞くを得ず、氏の我が古墳の後期の如何なるものなりや明確ならざるも、高橋氏の説に依るとせんか、吾人の見聞またほゞ同じ結果を示しつゝあり、また以て本古墳の年代考究に資す可し。

論じてこゝに至り、更に此の古墳が外形に比して内容の特に豊富なるの綜合的事實の我が墓制の變遷上に占むる位置に想倒して、この點よりまた年代の推測に資すべきものあり、地方的事情を考慮して亦如上の見解と略ば同一の歸結を得べきを思ふ。されどこれをこゝに論ずるには論旨餘りに多岐に亘り報告の範囲を過ぐるを以て他日の機會に譲りすべて省略に従はん。

要之以上の所論にして大なる誤なきに於いては、本古墳の示す事實は支那六朝代の營造と認むべきものにして、これより歸納して吾人は其の年次を同代の中期即ち西暦6世紀前後に推定するの當れるに近きを思ふ。

年代の推定の困難此の如し。況はんやそのこゝに葬られし人の如何なる人士なりしやに至つては銘志の存するなき本墳に於いて永久にこれを明にする能はざるべし。遺物に耳飾あり、また武具多し。副葬狀態の不明なる此の古墳に於いては被葬者の一人なりしか果た二人以上なりしやすら疑を挿まる。唯本古墳の性質に關聯して最後に一考すべきは、その遺蹟遺物の示す事實が頗る特殊なるものあるに係らず本邦各地の墳墓に見る同一性質を備ふる點なりとす。墳の構造に就いては既に後論の初に説けり。

その遺物に就いて見るに、鏡に於いて、甲冑に於いて、玉に於いて、本邦各地の古墳出土品に共通の性質を示し、特殊なる珍品に於いても猶類例の認むべきを見る。この點よりすれば本古墳の被葬者は當代の大和朝廷の治下にありし日本人の一豪者の墳墓なることを明言し得べく、この事はやがて又、我が大和朝廷が六朝の初期より中期に亘り舊日本全土に權力の確立して、韓半島に及び同一墓制を營ましむるに至れるを告ぐるものと云ふべけむ。

論議多岐に亘り顧みてやゝ報告の躰を脱せるを思ふ。後論を要約するに、本古墳營造の年代はこれを支那六朝の中期に比定すべく、被葬者は海外と深き関係に立てる人士なるべきも、而

も大和朝廷の治下にありし日本人祖先の一豪族なりしと云ふにあり。

報告を終ふるに當り、本古墳出土遺品の記述に當り、東京帝室博物館學藝委員高橋健自、同技手後藤守一兩氏の厚意を受けたる多きを感謝し、また本學教授濱田喜田兩博士の指導に待つありしと、文學士古賀徳義及び矢野寛両君の厚意を負ひしを特記せむとす。

【補 訂】

本報告を草し終りてこれを編者に送附せる後、東京博物館の後藤君の注意に據り、其の玉類に關する記述中誤謬あるを發見せり。こゝに同君の調査に基き補訂す可し。

誤の著しきは勾玉なり。本古墳發見の勾玉は從來 7 個と記録せられ、硬玉 4 個、玻璃 2 個、蠟石 1 個より成るとせり。これは古谷清君の記述を始め、大正 5 年熊本縣廳のこれを藏せる博物館に請ふて撮影せる寫真（即ち圖版第10に示すもの）また然りしが、近く同館に於いて調査を重ねたる結果、其の硬玉の勾玉 4 個の中の 2 個は他の遺跡の出土品の混入せしものなるを發見せりと云ふ。從つて本古墳出土の勾玉は實は 5 個なりしなり。而して後藤氏に從へば、本文吾人の以て蠟石製なりとせる徑 1 寸 5 分の肉太丁字頭と、形の歪める徑 7 分の頭部の孔の比較的大なる一とが硬玉製にして、共に綠色透明なるも、前者は稍表面分解して透明ならざる部分あり、蠟石製の一は徑 7 分弱の頭部に刻線なきものにして帶褐暗綠色を呈すと云ふ。また其の玻璃製の 2 個の内、細長き一は色濃碧色にて透明なるが頭部大なる他の一は水色にして表面分解し稍々不透明なりと。余の博物館に就いて是等の玉類を見たるは大正 5 年春にして、本文其の記憶に依り草せしが、今ま後藤君の精密なる調査に依り、これを訂し得るを喜ぶ。なほ管玉に就いても氏は詳細なる實測圖を送られたるを以てこゝに附載を請ふことゝせり。（圖版第12 参照）これに依るに何れも孔は中央を垂直に略ば同じ太さにて貫通せるを見る。色は大形のもの概して濃碧なるも、小形は淡碧のもの多きが如し。また氏は嚢に小玉 42 個中に數へたるものゝ内、大なる 1 個を以て玻璃製の管玉と認められたり。併せ錄す。

玉類に關する補訂の序を以つてこゝに附記の要を感ずるに至れるは其の遺物中象嵌の太刀の銘文なりとす。本文既に説けるが如く、高橋健自先生は近くその初の句を以つて百濟の蓋^{ハシ}國王に當てんとし、或は又日本製としてこれを解せられつゝありと云ふ（後藤守一君の書翰に據る）興味ある所説として、正に依つて其の銘文を再考すべし。本文中吾人の特に注意せる晋人なる句に就いて見んか。此の 2 字の畫信ずべしとせば、これは明らかに兩晋の世に其の國人の自國に於いて自らを示すに使用する文字にあらず凡そ其の用例は次の 2 個の場合に限らる可し。1 は晋時代又はその後に晋以外の國人、即ち朝鮮或は日本其の他その影響を受くる處に於いて彼を指すに用ふる場合、例へば彼の隅田八幡宮の鏡銘に見ゆる穢人の如く、この場合それは晋の國の人と云ふ義なり。第 2 の場合は支那本土に於いて晋滅びて後、次の代になりて、先代を呼ぶの稱呼たることこれなり。從來の見解即ちこの太刀を以つて支那人の手になるものとせば、第 2 の用例を示すものにして、從がつてこれより其の製作の年代は早くも西紀 420 年を遡る能

はざる可し。されど今ま此の銘文に於いては、その字句の用例寧ろこれを第1の場合と解するの或ひは妥當性に富めるにあらざるやを思ふ。此の見地よりして吾人は未だ其の所説の詳細を聞かざるも高橋氏の新説に深き興趣を覺ゆるものなり。但し是れ固より晋人なる文字の確實を豫想して然る後生するところの見解なり。今ま銘文に於いてこれを確め能はざるは既に説けるが如し。吾人は本文説ける所の張安なる人名のあるに考へあはせ、今に於いて俄かに輕々しくこれを論定するの危険なるを思ふ。更らに將來の考究を期するものなり。それ太刀の性質此の如く未だ明瞭を缺くも、この遺品の年代に至りては六朝代のものなること誤りなきを信ずる點は嚮と異なるところなきなり（大正9年8月17日補訂）

【追記】

江田古墳出土の象嵌刀に關しては、本報告中、發見副葬品の重要なとして稍々詳細に記述を試みたるも、其の性質に就いては、銘文剥落の爲、明瞭を缺くもの多くして他日の考究に待つ外なかりしを遺憾とせり。其の後玉類に關して補訂文を草するの機會を有せるを以て、此の遺物に就いても2、3考へ及べるところを附記せしが、更にこゝに稍進んで銘文に關する新なる考察の結果を錄して、本文の誤を訂すを得るに至れるは余の私に光榮とする處なり。

余は本文に於いて高橋氏の所説を擧げしも、猶從來の見解に従ひこれを支那の製作品として取扱ひたり。ついで補訂に至りて、更にこの點に考慮し、銘文中の晋人なる2字を確なるものと想定して、その見地より高橋氏の説の妥當なるを察せり。而して今や其の銘文全体に亘れる考察に於いて、匁草の上より晋人なる文字に疑問を抱き、寧ろこれを否定せんと欲するも、其の製作の國土を支那以外に求めんとする氏の説に賛して、暫くこれを韓土に置かんとするに至れり。請ふ先づ銘文の解釋を新にして、以て推定の概要を叙せむ。

象嵌銘の今日認め得べき割に就いては後藤君の精査に成るものを本文中に圖示せり。今まこの示す處を確なりとして新に解釋するに、初に特記す可きは、既に注意せし如く其の文体の純粹の漢文体にあらざるが如きことこれなり。従つて簡単に彼の語法上より字割の剥落せる部分を補足解讀すべからず、明なる文字を通じて全文の意を豫想し僅に補ふべく、頗る困難を感じたり。豫め諒察を請ふ。以下記する所憶斷推察多し。

〔圖の第1行に當る部分〕 現存最初の1字歛は歛字に近し。これ高橋先生をして上の缺字と續きて蓋歛の解釋を與へしめしものと推測せらるゝも、象嵌の割果して歛なりとせば是れは西の古字として用ひらるゝもの、されば高橋氏の推定は成立せず、同一の論法に従へば百濟にある汾西王に當つべし。たゞこれは歛の字を確と認めての論なり。更に實物に就いて調査を要す。此の1行の文字を推測するに一見、□太王世に……奉る（恐らく恩を受けて奉仕せる意にてもあらんか）晋の人、名は……、八月中」と解す可きが如し。されどそのEを晋と讀むはやゝ附會の如くにも見ゆ。皆とも釋し得。且つこゝに名を舉ぐは後と重複するの感あり、その名と云ふ字も後に明に人名を誌せる張安の上にこれなきより見れば或は各なるやも知る可から

す。果して然りとせばこの行は「□□太王世に……れる皆の人各々工に巧なり、8月中」とも讀む可きを穩當とせむか、Eθ字の畫に就いて緻密なる考案を要す。

〔同第2行に當る部分〕此の行にて注意す可き字句は4尺^辻なり。この3字は字劃最も明瞭にして、古谷氏の解してこの刀の長さを示すものとせしものなること既に本文に説けるが如し。案するに辻なる字支那漢六朝の金石文に多く見當らず。其の用例の著しきものは吾人の知れるもの僅に越前常宮所藏の太和の韓鐘の銘のみ。其の文中に

鐘成内節傳合入金七百七十三^辻 古金四百九十八^辻 加入金百十^辻

とあり。此の用例より見る時は、辻は明かに物のある目方若しくは容積を示す単位に用ひられし文字と解す可し。常宮の韓鐘に就いてはこれを新羅の太和とする説と、唐の太和とする見解との兩説あり、其の後説信す可しとして、唐代の支那の度量衡の単位にこの如きものは見當らざるが如し。従つてその示す性質明瞭を缺くも、これより或は辻が古く朝鮮に行はれたる一種の目方を測るの標準なりしとの推測を加へしむ。本刀の辻字、上に連ねる用大鐵金併の5字に併せ考ふればまた同じ用例なりと認めて可なるを以て、その上に續く尺なる字劃は百域は其他の數字の剥落若しくば缺けたるものと見るが適當ならむ。即ち「大鐵金（銅？）併せて400（？）辻を用ひて」の意にて「刀八十を練る」と續くものならん。

〔圖の第3行〕前行末練の字を重ねて次の□□3寸が蓋し其の鑄刀の長さと見る可く、十^寸とある或は我が上古にある八掬などと同じ意味の文字にてはあらざるか。此の行、銘文比較的明瞭なり。即ち前者につぎ「□□三寸の上好の利刀を練る、此の刀を作る者は長壽にして子孫□□日の恩恵を得る也」

〔圖の第4行及5行〕前者に續ける丁朱其^能統の5字は一見、丁朱は人名にして、其の出來たる刀を統ぶるを示せるが如きも、上文に依れば此の製作の刀は單に一口ならざるが如きを以てすべて1人が統ぶると見るは如何にやと思はれ、殊に其の第4字の^能なる文字は所の字の別體として古くかく書したるや否疑問なり。丁朱また丁未なるやも知る可らず。されば前者は統と接合して1熟語をなすものにして、何等か別途の意味あるにてはあらざるか、但し今實物を見る能はざるを以て疑を存す。次の3字は作刀者にして、更に4字がその姓名ならむ。或は上の1字「名」とも解され「作刀者の名は」と續けて、次の3字を名と見るべきかとも考へらるゝも、今暫く前者に從ふ。この姓名明ならざるも支那人のそれと解するに不適當なることだけは推察し得、後藤氏の示せる所に從へば各伊太於となるも明に解する能はず。書者張安也は暎かにして其の名は支那人通有の類なり。

以上銘文に關する遂次の考案にして大なる誤なしとせば、文体の著しく漢六朝代のそれと趣を異にして、一種別個の体をなせることを知る可く、此の點は彼の石上神宮の7技の刀と頗る異なるものあり。今にして嚮に深くこの事に注意せず、漫然支那製作と認めたりしの失考なりしを知れり。然らば其の製作の國土はこれを何れに求むべきや。此の場合先づ問題に上るは當時支那文化輸入の仲介に立てる韓土なること自然の勢なり。高橋氏の着目宜なりと云ふ可し。

氏の高説の詳細は未だ聞くを得ざるを以て明ならざるも、齒の字を齒と解して百濟の蓋齒王に當てらるゝにありとせば、未だ俄かに取る可らず。寧ろ汾西王の齒と見るべきこと上述の如く、共に1個の推測のみ。尤も氏もまた早くこの點に留意せらるゝ如く、後藤君に從へば其の姓名よりして本邦製作と考へんともせられつゝありと云ふ。余はその隅田八幡宮の鏡との類似よりして、此の考察の意義あるを読む。但し上に注意せし達なる特殊の文字を使用せることゝ、他方張安なる支那人の名あるよりして早く支那人の入れる韓土（谷井文學士の調査せる朝鮮黃海道鳳山郡の漢種族の墓より張撫夷等の銘ある埠を發見すること學界に周知せらる。張安よりもその一族にてはあらざるべきも、また以て張氏の朝鮮に入れることを窺ふを得ん）に比定することのより妥當性に富むを思ふ。象嵌の馬の圖の存在また然るにてはあらざるか。論じてこゝに至り、更に本古墳發見の多くの副葬品の性質を顧みるに、既に記せる如く、韓土との關係を認め得べき類少ならず、刀の彼の製作を傳へたりとするの偶然ならざる考へしむ。

若しそれ其の年代に至りては更に銘文の精密なる調査を遂げ、他に類例を求めて推定を進むべく、實物を見るの機會なき今に於いて輕々に断ずる事を避く可し。彼の高橋氏の推測の蓋齒王と云ふ比定にして當れりとせば固より明瞭に支那の劉宋代のものとなるべきも今疑を存す。追記を終るに當り後藤君の書信より示唆を得て此の刀に就いて少しく研究を進め得たるを喜ぶと共に、これに關する内藤先生の懇切なる指導を銘記せんとす。（大正9年8月20日）

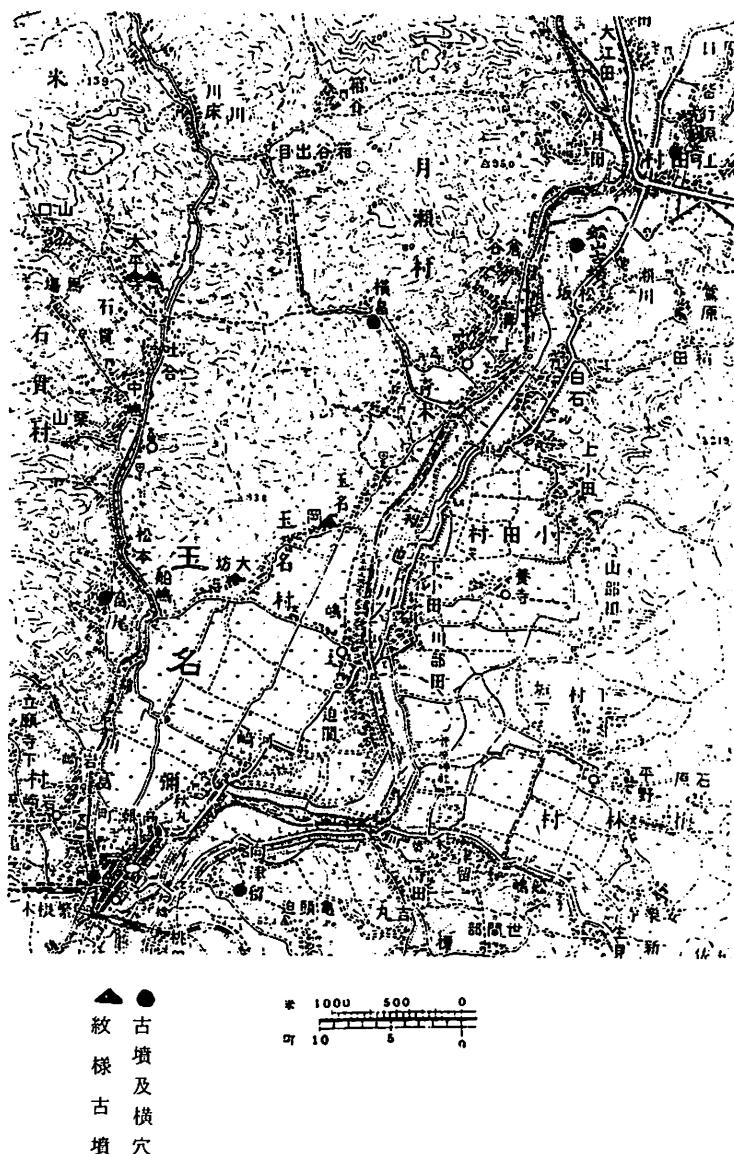
【再記】

本文及び補訂追記は何れも昨年8月稿する處に係り、當時手許にありし資料に據つて立論せしものなるを以て記して未だ精ならざるの憾あり、殊に其の副葬品の南期鮮の古墳發掘品に對する關係に於いて然るを感じること多かりき。然るに昨秋朝鮮總督府古墳調査の囑託を受けて濱田博士に隨從彼地に至り博物館に就いて從來發見の資料を調査するの機會を有して、著しく遺物の知見を擴め嚮の足らざる點を補ひ得て更に其の年代の推定を確むるものあるを知れり。恰もよし嚮の稿せる報告は諸種の事情の爲未だ印行を終ふるに至らざるを以て、こゝに編纂者古賀文學士の許容を得て「再記」一篇を草して、主として如上の事實を錄し本編を補ふと共に併せてその上代日鮮の文化研究上に占むる意義に就いての管見を附し編末に掲載することゝせり。彼此對照を得ば著者の欣幸とする所なり。

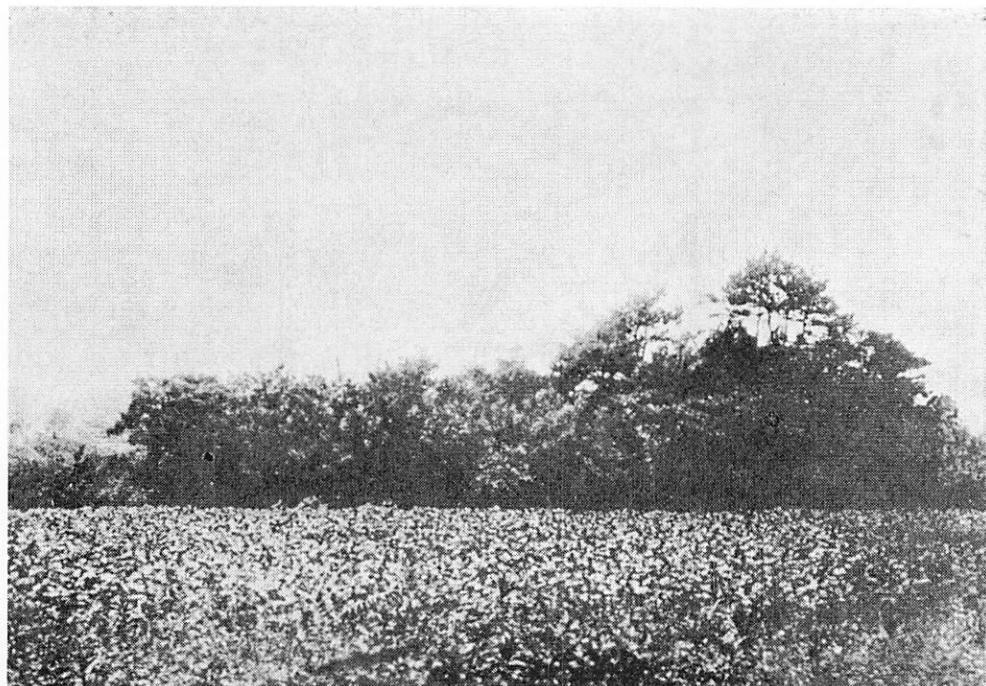
さて本文江田の古墳の副葬品中珍奇なる類として注意せし沓、冠、耳飾等の内、耳飾に就いては既に南朝鮮に類品の出土の頻々なるを注記せしが、今次調査の結果に依るに冠、沓の2者にも頗る相似たる遺品あり、彼地遺跡發掘の學術的なるに於いて本文單に形より推測せしに過ぎざりし用途の確めらるゝものあるは愉快とする處なり。先づ之を沓に就いて見るに、大正6年谷井文學士一行の全羅南道羅州郡潘南面新村里第9墳の一甕棺より發見せし金銅沓（今ま朝鮮總督府博物館勤政殿に出陳、寫眞は次記の冠と共に『朝鮮彙報』大正7年度分に載す）の著しき例を擧ぐ可し。圖版第35は此の沓の一の見取圖なりこれを圖版第29に示す本古墳發見品と

對比せんか何人も其の全く同一の技巧に出でたるを肯定すべけむ。此の種の沓はなほ慶尙南道昌寧郡昌寧面校洞の古墳出土品中にも其の例あり、また小嬰珞の垂下せるものとしては昨年11月馬場・小川兩氏の調査せし同道の梁山郡梁山面北亭洞古墳より出土せる一に於いて其の好例を見る。冠に就いては羅州潘南面の同じ甕棺内の副葬品に著しきものあり。圖版第21に示せる同形の半小判形に近き金具の周圍に帶狀の輪あり、左右前の3ヶ所に複雑なる立擧を有して、此の縁と立擧には點線の紋を押し出し小形の歩搖を附せり。梁山の古墳よりもまた略ぼ同じ構造にて更に精巧の度を増し、兩金具を連ねるに綾を以てせし冠存して、其の冠の外輪の左右には耳飾に似たる金銅製の瓔珞を垂下せるあり、珍とす可し。潘南面出土の冠は既に注記せし『朝鮮彙報』所載の圖にて明なる如く、中心部の半小判形の金具の兩側面は江田の遺品の透し彫りなるに對して薄板に珠點を以て華紋を打出せる式にして（圖版第36参照）、稍手法を異にするも外形の同一なるは明にして、其の打出し紋様は圖版第27の（イ）の澤渦形に現はるものと全く同一の構圖に成り、高橋氏の以てアカンサス文様の變形とせし類に屬す。而して此の兩者の金具の形の同じよりせば江田古墳出土品の分離して、それのみにては原形明ならざる冠も、圖版第28の金具を中心にはこれを繞らすに帶狀の裝飾金具を以てせしを認め得べく、彼の澤渦形の突起を附せる金具はまさに此の用に供せられしものと解せらる。これは本文に於いて推測せし處今や新資料に依つて確め得たるを喜ぶ。なお梁山北亭洞の發見の冠の飾り物の狀態より考へらるゝは、江田の古墳の1棺2對以上の耳飾の發見より、嚮に其の第1式として擧げし精巧なる金具の或は、如上の透し金具の環帶の左右に附せし金具にてはあらざるやの疑問なり。金銅冠の外帶部の左右に金冠及び飾りを垂下せるは單に梁山の遺品のみならず、大正8年2月谷井文學士の發掘調査せる昌寧郡昌寧面校洞第7號古墳の冠にも其の例あり、前者即ち梁山の遺品の飾りの頗る精巧なるよりして、此の如き考を容るゝ餘地の存するを思ふ。著者の親しく實見せし梁山北亭洞の古墳の遺骸の一の埋葬狀態は飾りの垂下せる寶冠を載きて沓を履き、別に兩耳の邊に耳飾を存して江田の遺骸の狀を推測せしめたり。但し既に述べし如く江田古墳出土の複雑なる耳飾は單に2個のみならず他にも殘缺あるを以て、棺内2個以上の遺骸を合葬し是等はその各人の佩用せしと解することまた妥當なり此の見地よりせば精巧なる類は婦人の飾りとせしものとして夫婦の合葬なりとの推測をも加へしむ。今ま併せ錄して参考に供す。耳飾の第2式及び環頭太刀の同じ型式の遺品に至りては谷井文學士一行の加羅諸地方古墳調査の進行につれ、特に昌寧校洞の古墳群より數多く發見せられ、塚南面の甕棺にもその例あり、大正7年原田文學士調査の慶尙北道慶州郡内東面普門里の石塚よりも精巧なる類を發見して今ま何れも博物館に出陳せり。なほ此の外にて注意す可きは本古墳出土の帶金具に現はるゝ圖様と同じ蛟龍紋を刀の裝具に薄肉彫りせるものゝ昌寧の古墳出土品中にある事なり。而して同じ様式の刀裝具は内地和泉仁德天皇大仙陵よりも出土せるを傳ふ。圖版第37の2に示すは前者の拓本、また其の1は後者の寫眞なり。圖版第20の（イ）に示す帶金具の寫眞及び同32の拓本に對比せんか何人も其の手法の近似するを認むべけむ。土器、勾玉、鏡の類の同似に至つては今ま一々擧ぐ

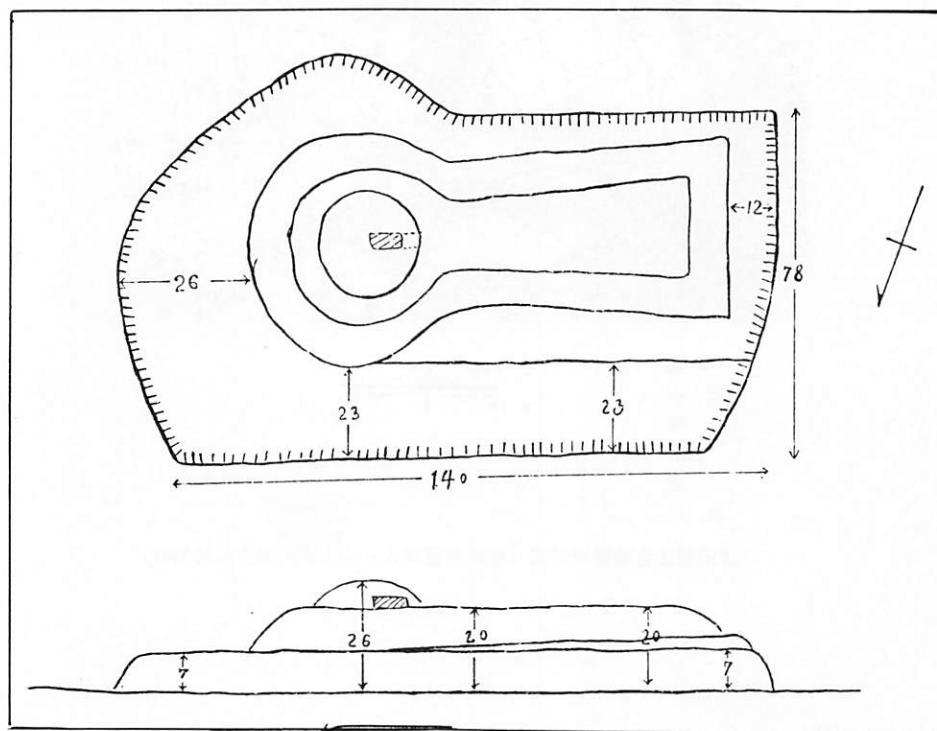
る繁に堪へざるを以て省略に附すべきが要するに如上の特殊の遺品に依つて江田の古墳の副葬品の南朝鮮の遺物との密接なる關係は充分これを証し得たるを信ず。而して彼地の同様の遺物の特に加羅の故地に著しく、また其の一の我が仁徳天皇陵に存せるはやがて本古墳の年代に関する櫛の推定の誤らざりしを示すと共に、當代に於いて廣く是等の地方を抱括せる同種の文化の存在を肯定せしむるに似たり。然らば此の文化の性質は如何之は一の興味ある研究對象として日鮮上代の關係に依つて以て究明せらるべきものなり。輓近學者の所說は此の點に就いて多くは日鮮上代文化の全く同一民衆により作られしものにて我が大和朝廷の治下になるを云ふにあるが如く、裡に傾聽す可き眞理を含むものあるに於いて其の學說を尊重しつゝあり。されど余は如上の同様と共に他面に於いて其の各の間の相違の存するをも注意するの要を信じ、轉々に如上の結論に到着する早計を考慮すべきことなるを思ふ。本編に於いて江田の古墳構造は畿内の墳墓の型式に據れるも内に1種の特色あるを擧げたり。今ま進んで朝鮮の同様の副葬品を發見せる遺跡に就いて見るに加羅諸地方特に梁山、昌寧、星州等の古墳は何れも丸塚にして長方形の石室を主軸とするに對し、羅州潘南面のものは一種の甕棺に埋葬するの型式に屬し、慶州普門里の古墳は積石塚にして各の間に著しき相違あるのみならず、これを當代の我が畿内の墳墓と比較するに型式を異にして、加羅のものは寧ろ一時代遅れし我が六朝末の所謂横穴式石室に近く、羅州の遺跡は更に時代の遡れる前漢末より後漢に亘り九州北部に分布せる金石併用時代の甕棺に似たり。翻つて上來擧げし遺物は其の製作より見て明に支那六朝代の高度の文化の所産の輸入か若しくは模造なることを認む可きを以て、墳墓の構造の右の如き相違は當代に於ける各地の特色ある習俗を示せるものと解し、同様の遺物は内に勾玉の如き特殊の遺品ある多くは同時代の民衆の一様に珍貴なる支那製品に對する欲求の結果得たる金色粲然たる舶載品にて單に彼の文化の影響を示す現象と認むべく、地方には習俗の異なるものゝ存在を許容すべきにてはあらざるやを思ふ。果して然らば是等の地方に存在せる同種の遺物は當代支那の文化の及ぼせる範囲圈に過ぎず、その民衆は例へ本來は同一種族とするも各地に割據して或る特殊性を保持するの狀態にありしとの解釋を加へ得られ。其の更に詳細なる相互の關係に至つては一々の遺跡の構造の示す事實の異同の程度に依り定めらるものとも考ふ。これ確にまた一の可能性ある見解なり江田の古墳の構造より櫛に得たる結論は、今までの考察せる點とは稍その據る處を異にせるが如きも必ずしも然らず俄かに之が變更を來すものあらざるを信ずるも、かく古墳に地方的特徴の存在は當代に於ける大和朝廷の統治權の性質を窺はしむるものとして、また南朝鮮が史上傳ふる如く當代大和朝廷の勢力圈内に屬せりとせば、その性質は如上の遺跡の構造の異同よりして性質を推究す可く、此の點に於いて江田の古墳は興味深き基準たるべきを思ふ。他日調査研究と共に此の推測の當否を決し、進んでその歸結を得んことを期待するものなり。(大正10年3月1日) =熊本県史跡名勝天然記念物調査報告第1図より、付録江田村中小路穴観音調査報告は略=



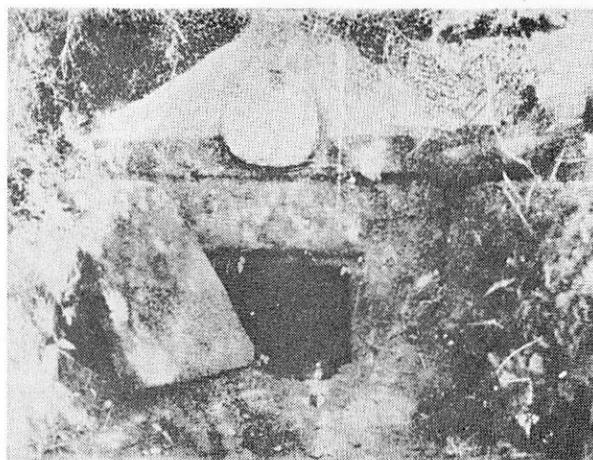
江田船山古墳附近地図（陸地測量部5万分1地形図高瀬号分載）



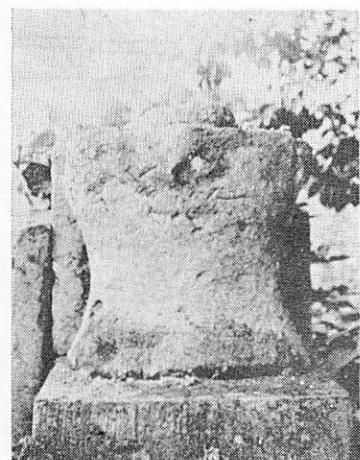
江田船山古墳全景



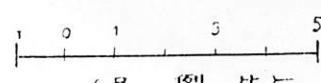
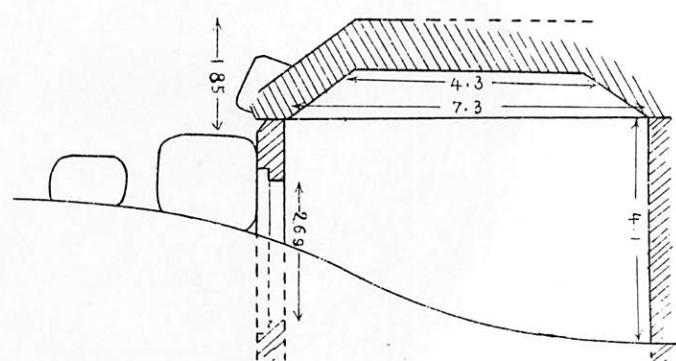
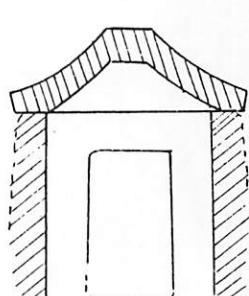
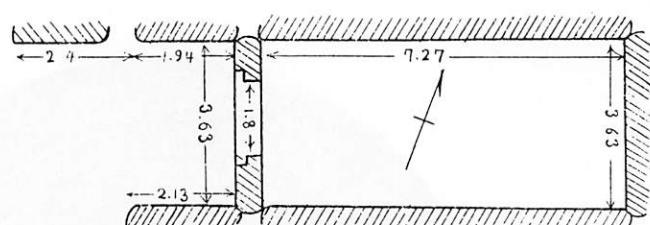
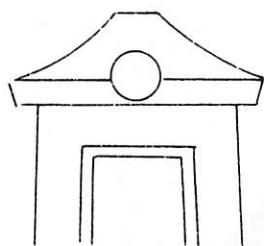
江田船山古墳外形実測図（大正6年1月実測）



江田船山古墳石棺正面



江田船山古墳石人



江田船山古墳石棺実測図 (大正6年1月実測)



神人画像鏡（径7寸4分）東京帝室博物館藏



絵模様神獸鏡（其の1）（径6寸6分）東京帝室博物館藏



絵模様神獸鏡（其の2）（径6寸8分）東京帝室博物館蔵



絵模様神獸鏡（径4寸9分）

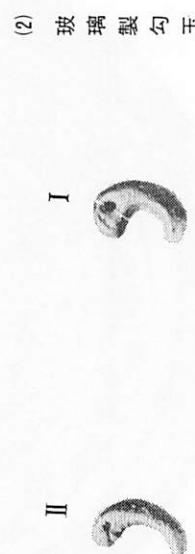
東京帝室博物館蔵



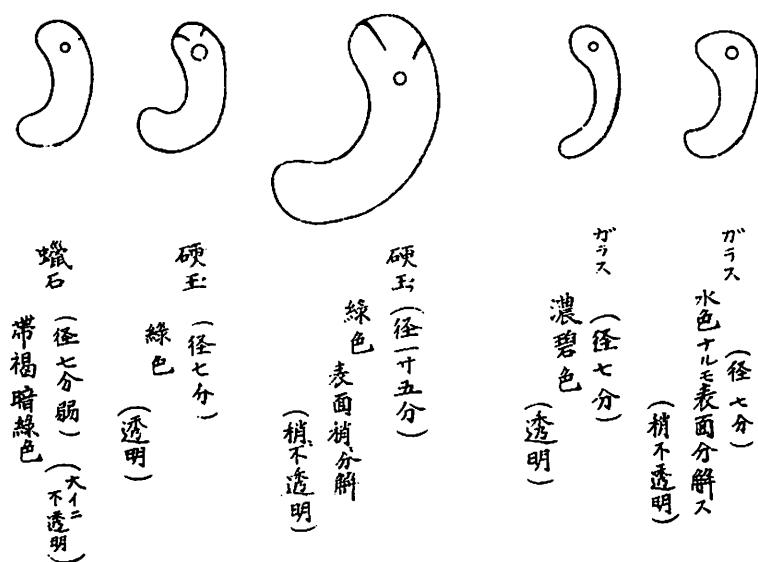
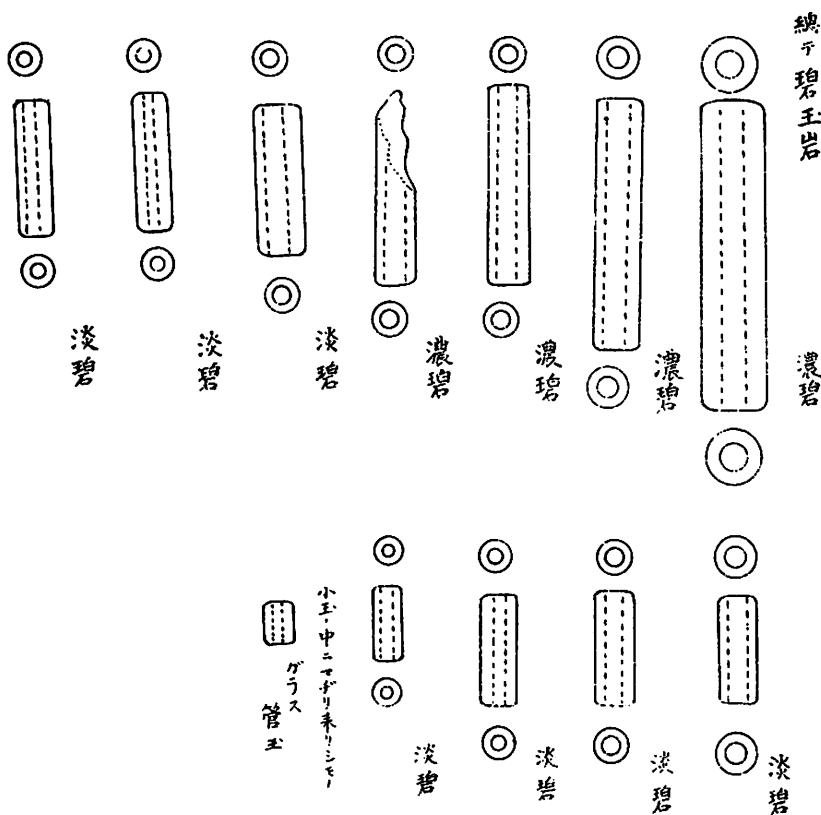
獸帶鏡（径5寸8分）



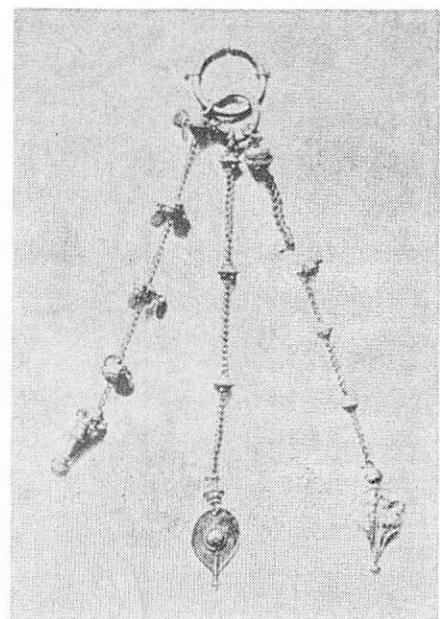
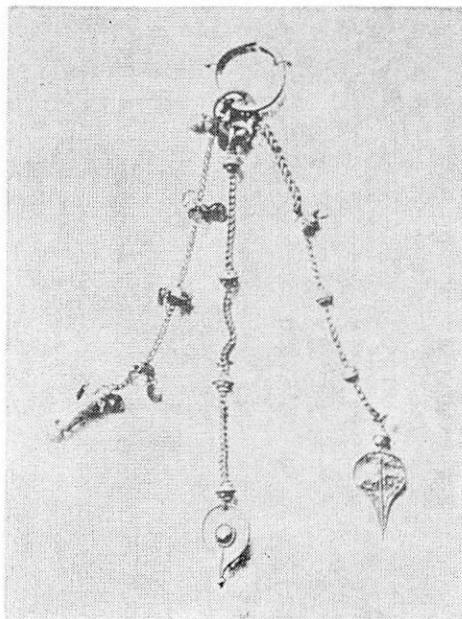
東京帝室博物館藏



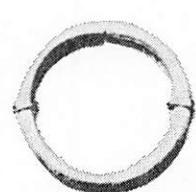
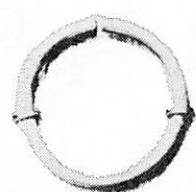
東京帝室博物館藏



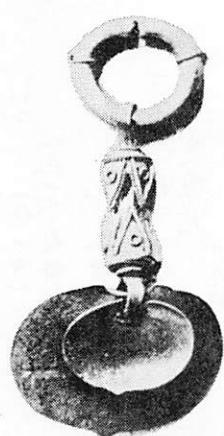
江田船山古墳登見勾王及管玉寒測図 (拠後藤守一氏)



純金製耳飾（長4寸7分）東京帝室博物館藏



(1)
金
環

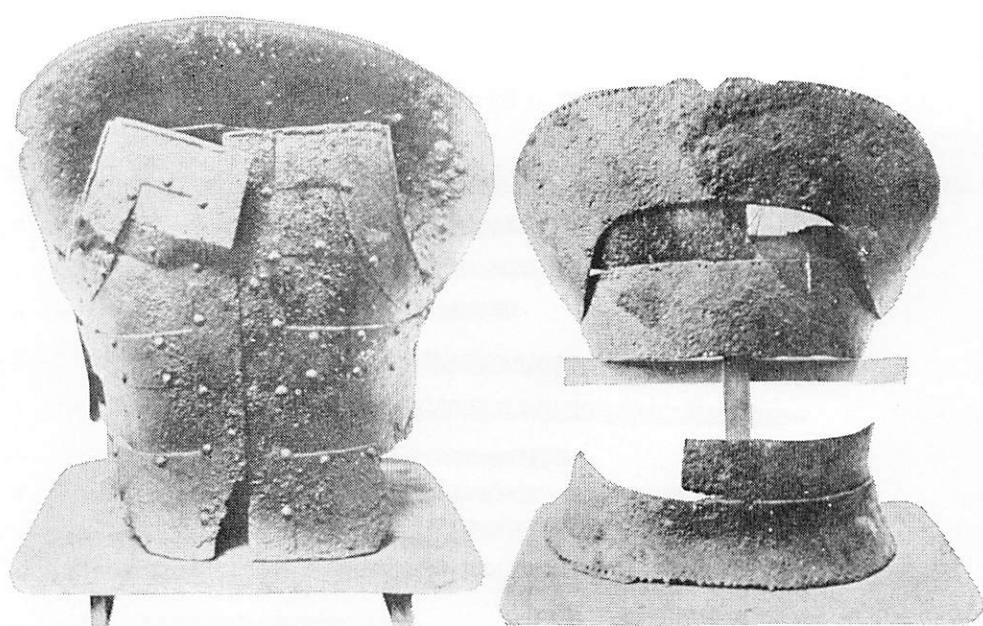


(2)
純金製耳飾

東京帝室博物館藏



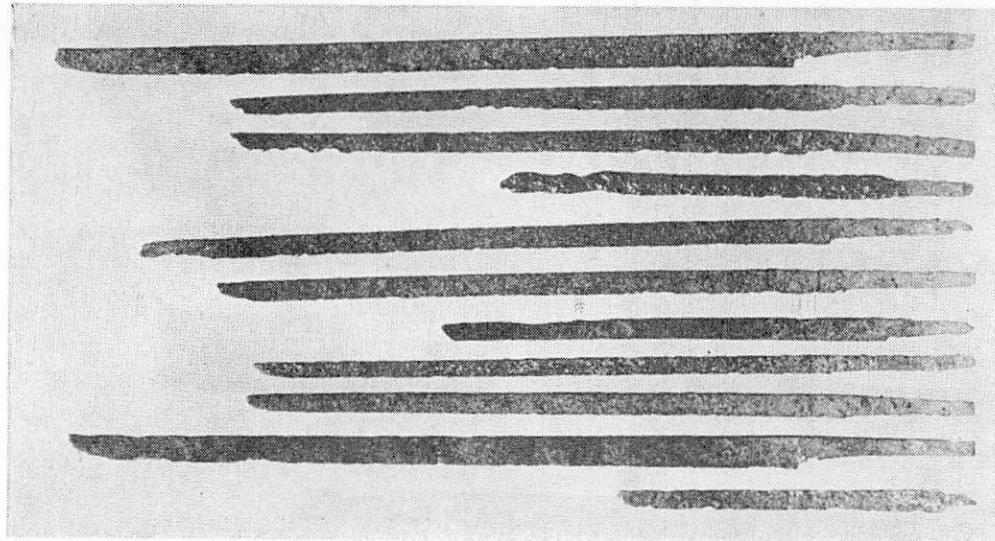
兜（長径 8 寸 4 分）東京帝室博物館藏



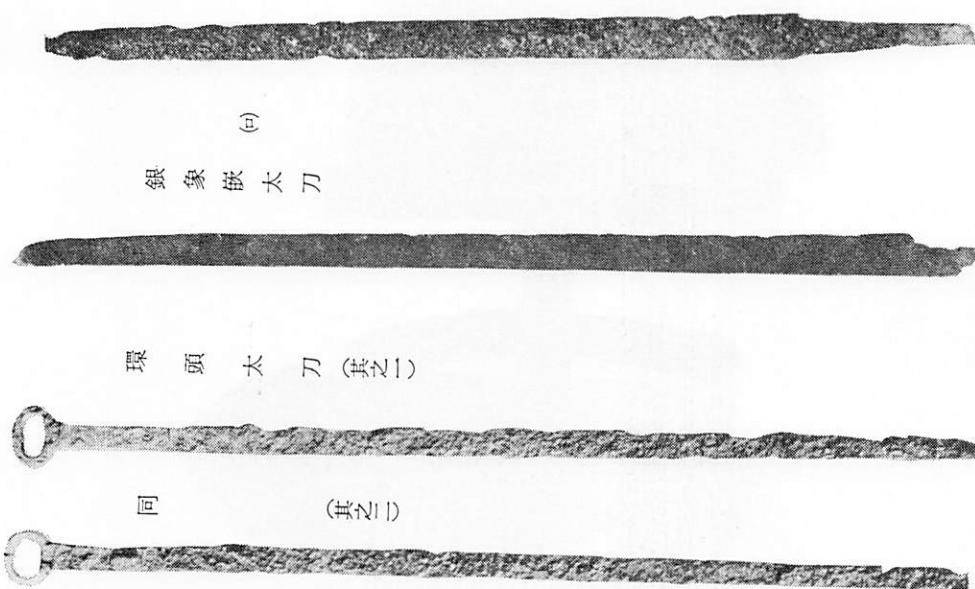
（其の 1）（全長 1 尺 5 寸 5 分）

短 甲 東京帝室博物館藏

（其の 2）（全長 1 尺 5 寸 5 分）



ルヌリチトヘボニハロイ



劍

(イ)

(ロ)

銀象嵌太刀

環頭太刀 (其之一)

同 (其之二)

劍身及直刀身 東京帝室博物館藏

(一尺四寸七分)

(e)

(一尺七寸四分)

(d)

(一尺九寸五分)

(c)

(一尺三寸六分)

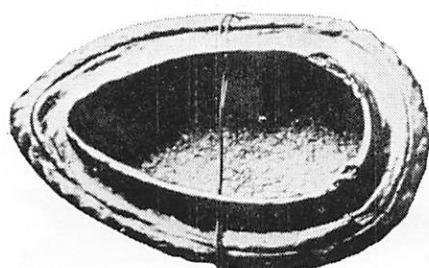
(b)

九寸五分

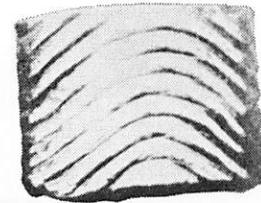
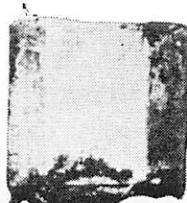
(e)

(d)

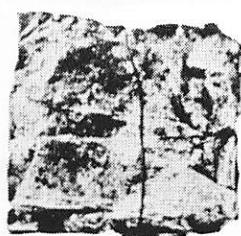
(c)



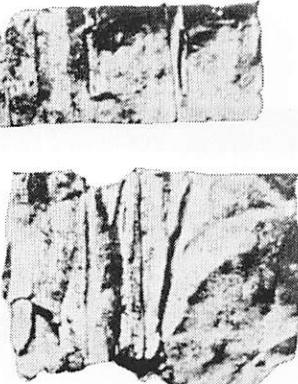
(e)



(f)

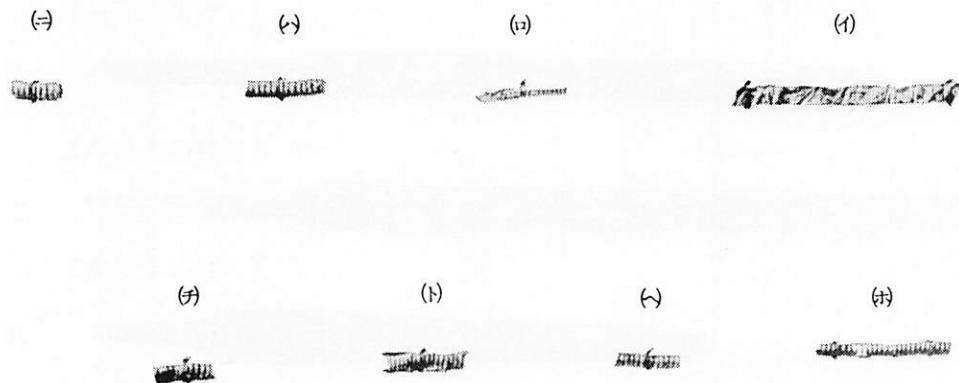


(g)

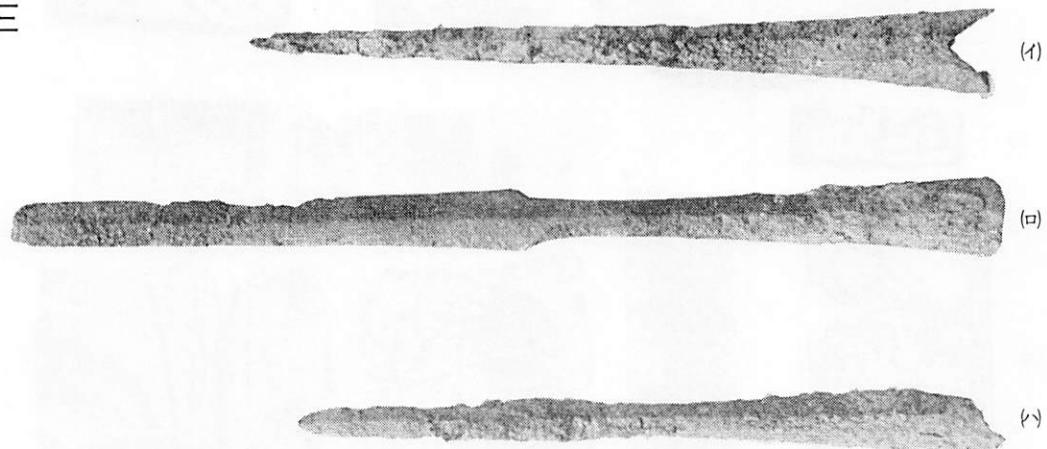


(f)

刀裝具及帶金具東京帝室博物館藏



刀装具片 東京帝室博物館藏

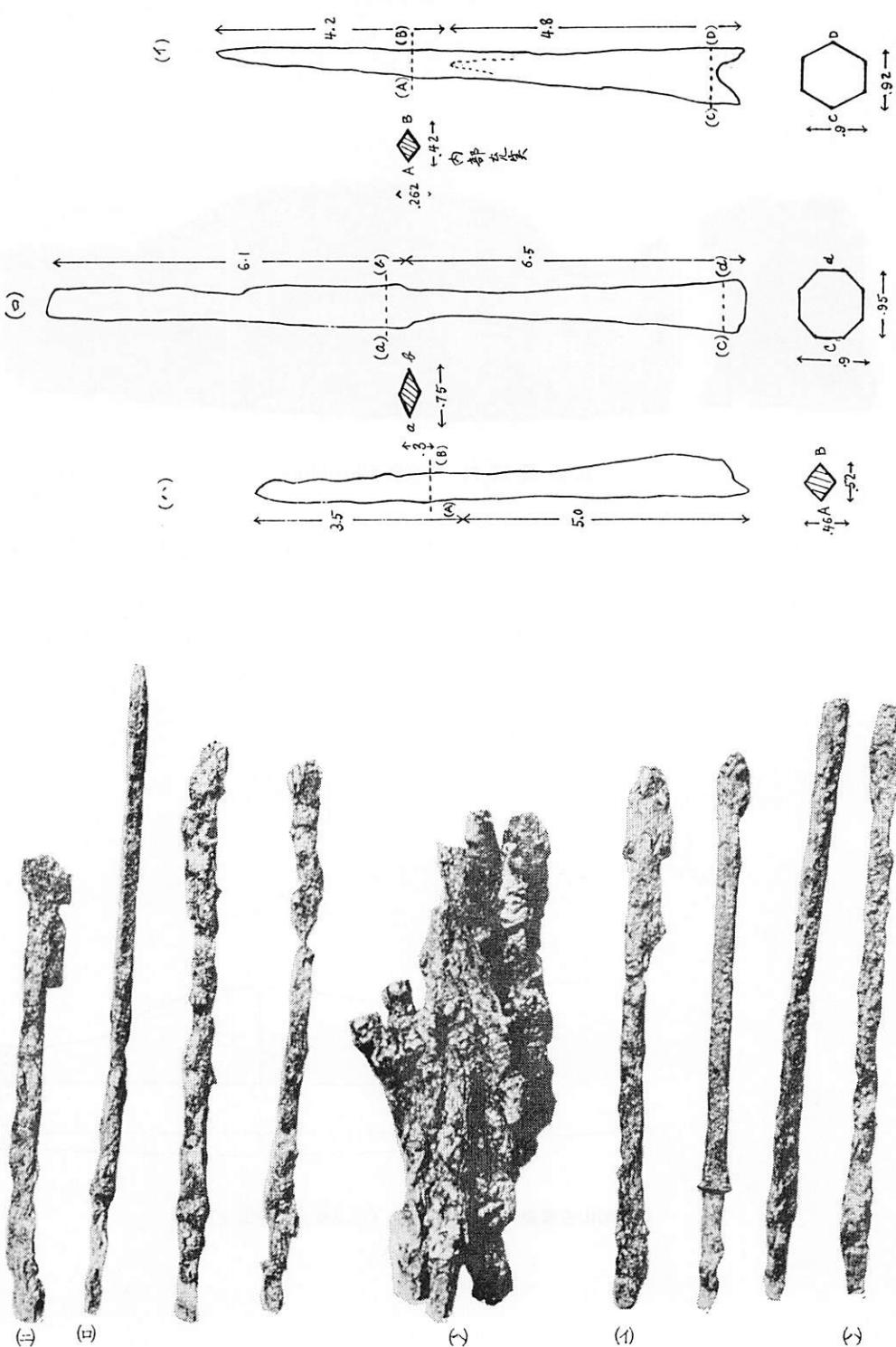


槍身 東京帝室博物館藏

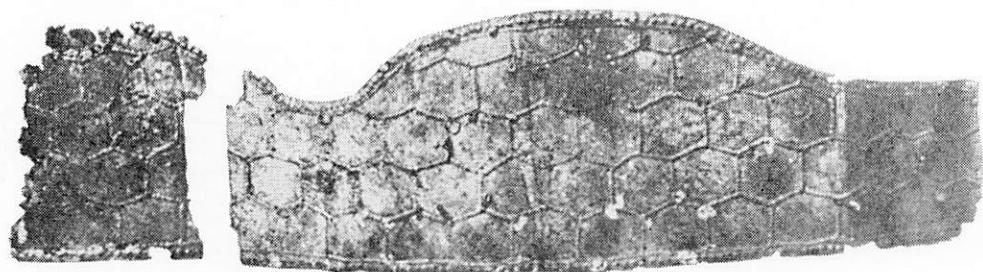
図111 第1版

図112 第2版

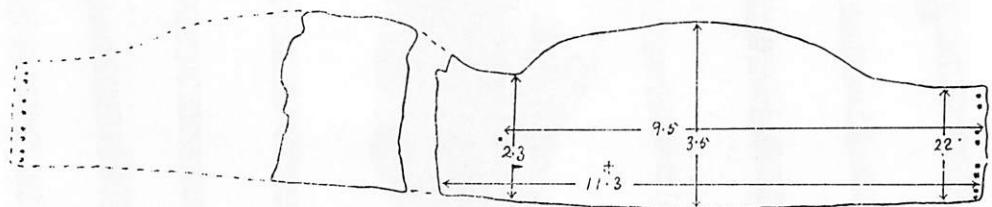
槍身実測図 (尾後藤守一氏)



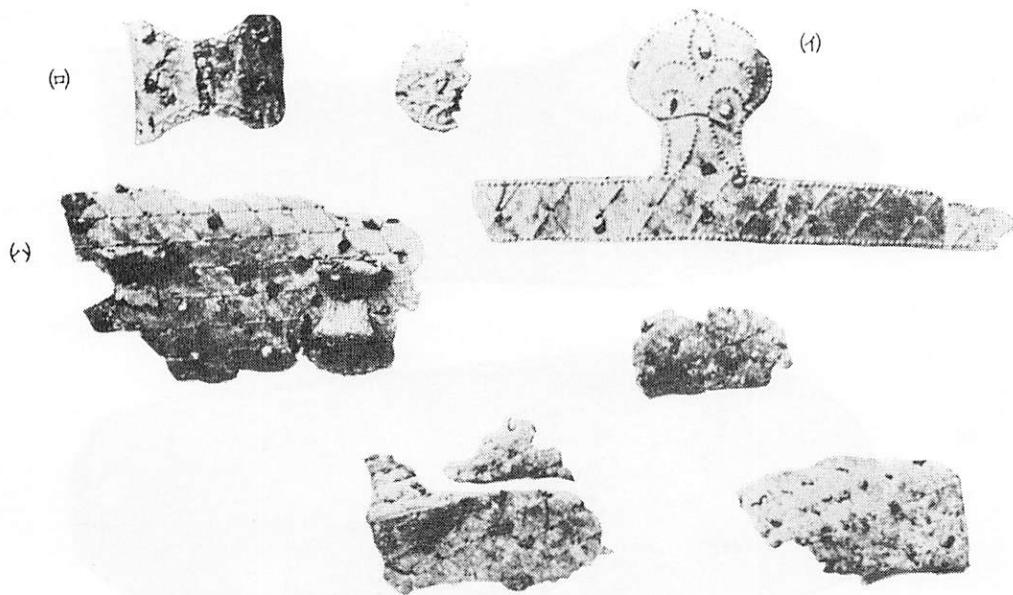
鉄 鋼 東京帝室博物館藏



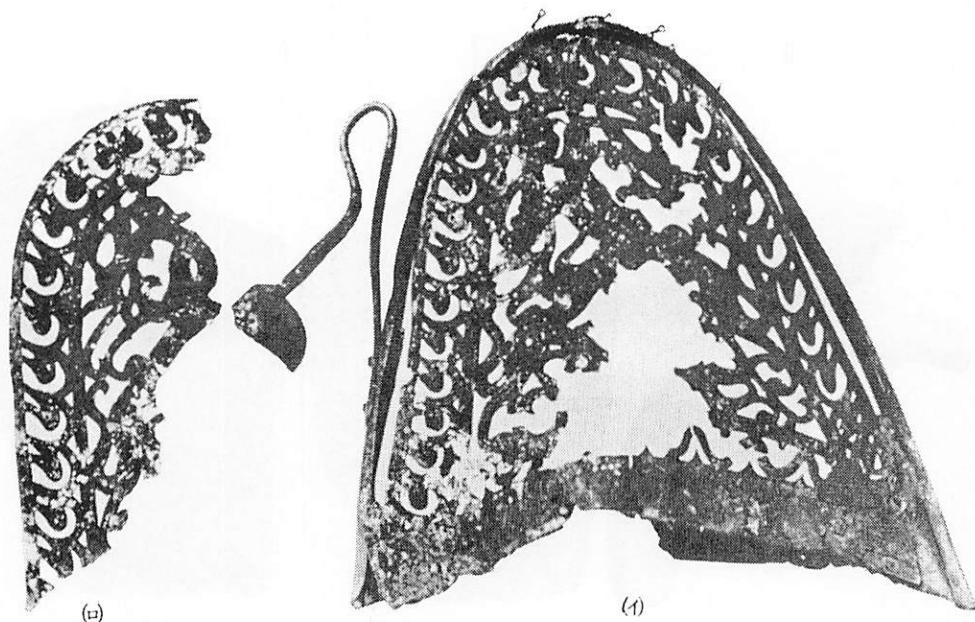
冠金具残欠 東京帝室博物館藏



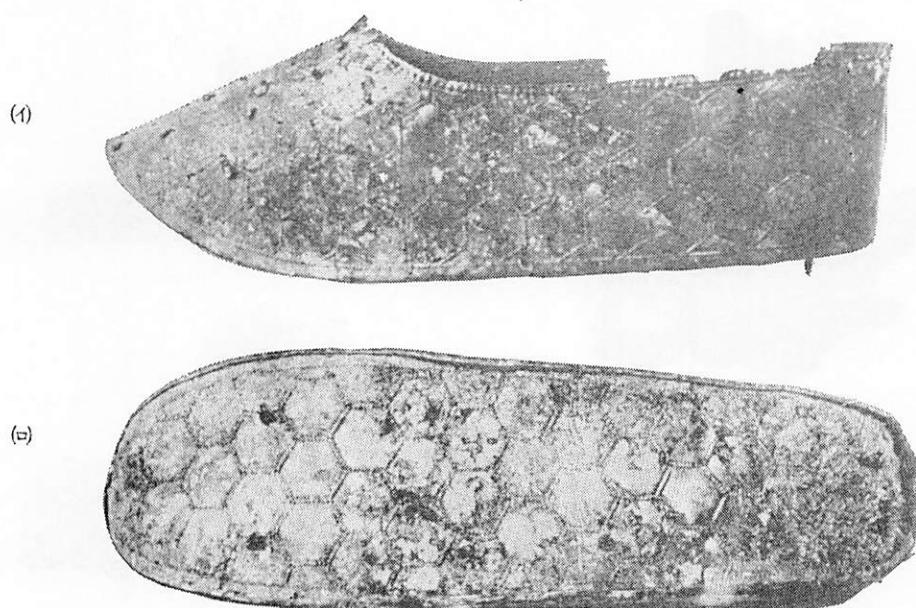
江田船山古墳発見冠金具復原図 (拠高橋・後藤両氏)



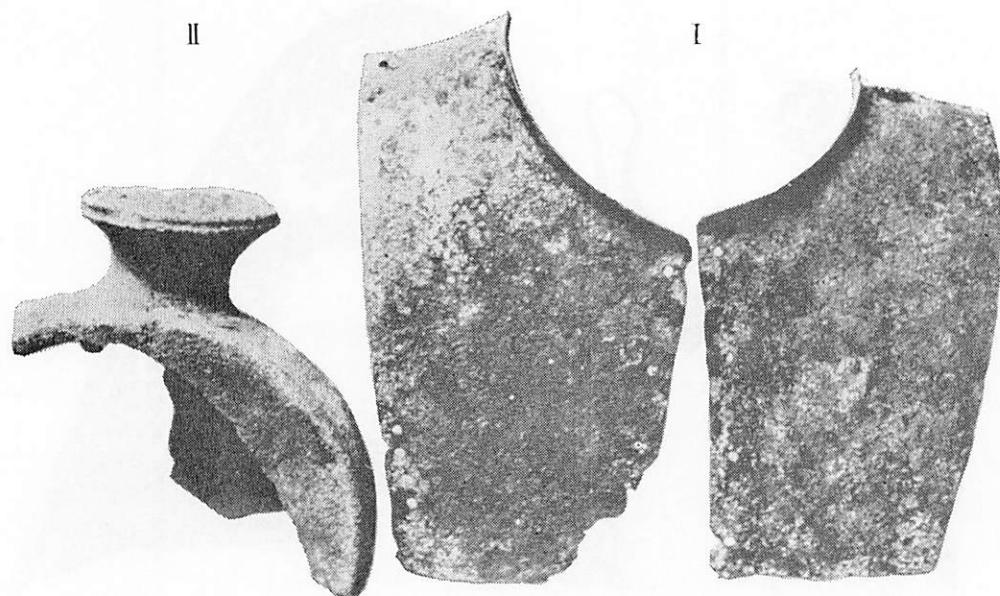
冠及其他金具残欠 東京帝室博物館藏



冠帽金具 東京帝室博物館藏



金銅製沓 東京帝室博物館藏



提瓶残欠

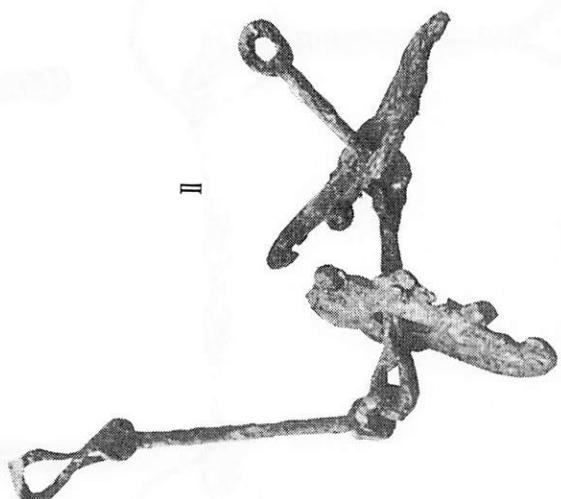
東京帝室博物館藏

頭鎧

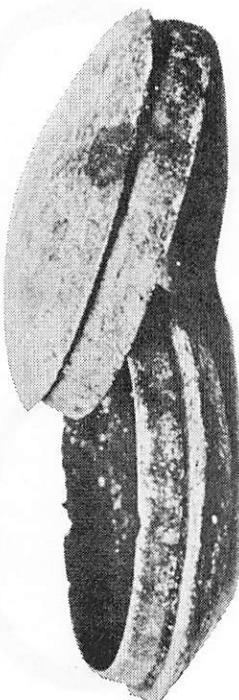
東京帝室博物館藏

轡 (其の1)

II



I



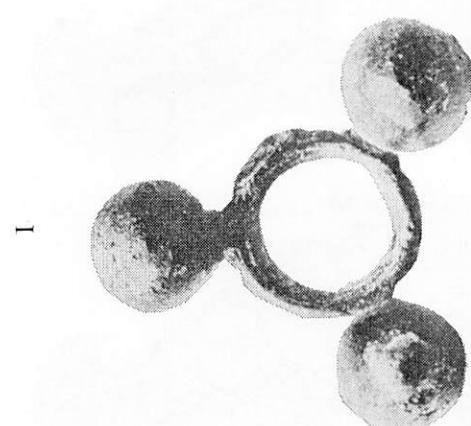
蓋 舊 蓋 壺

(大実)

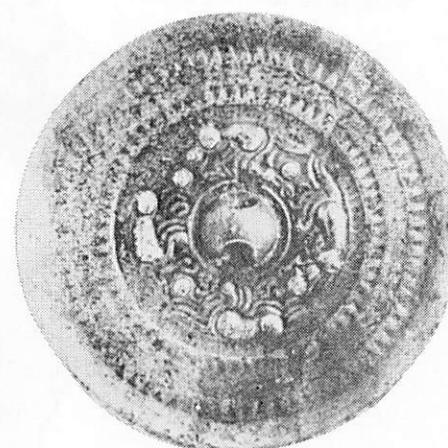


轡 (其の1) 鏡板文様拓本 (大サ称縮少)

図II 第五圖



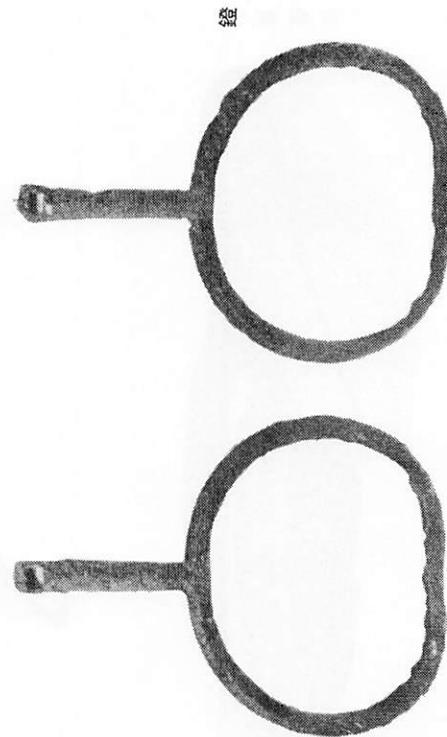
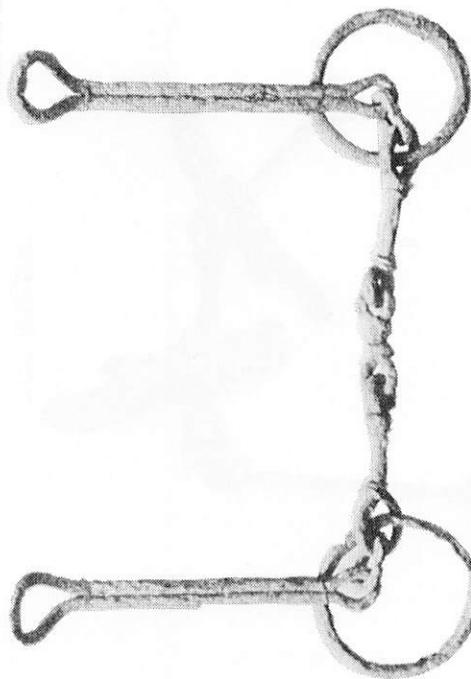
II



東京帝室博物館藏

図II 第六圖

環 (其のII)



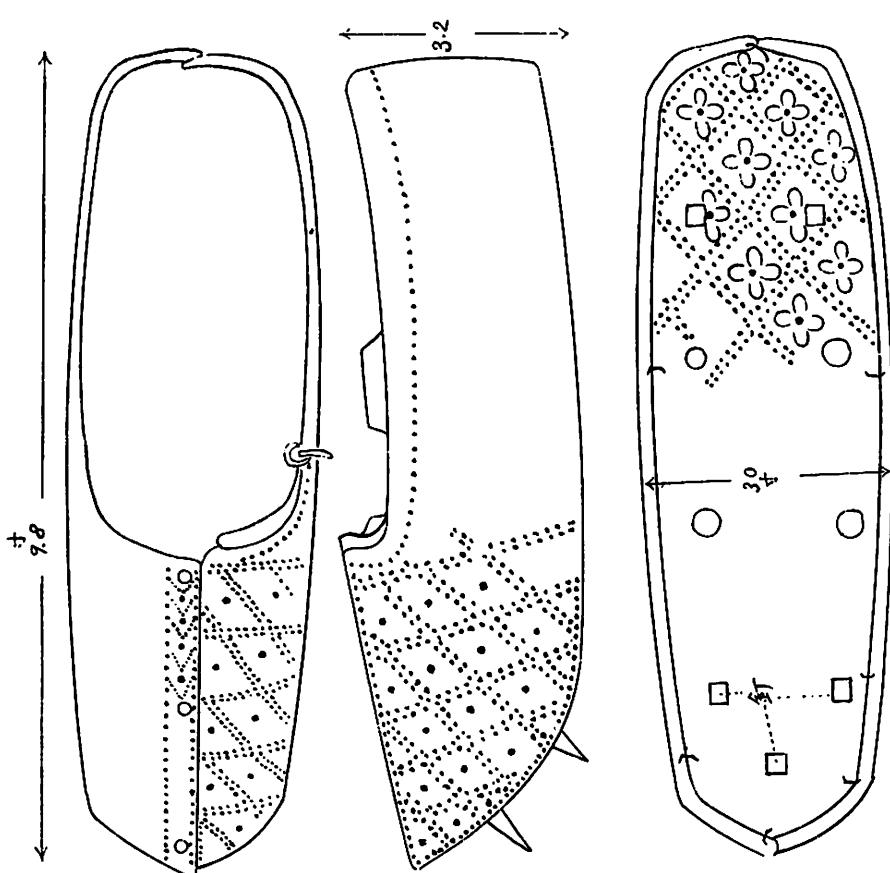
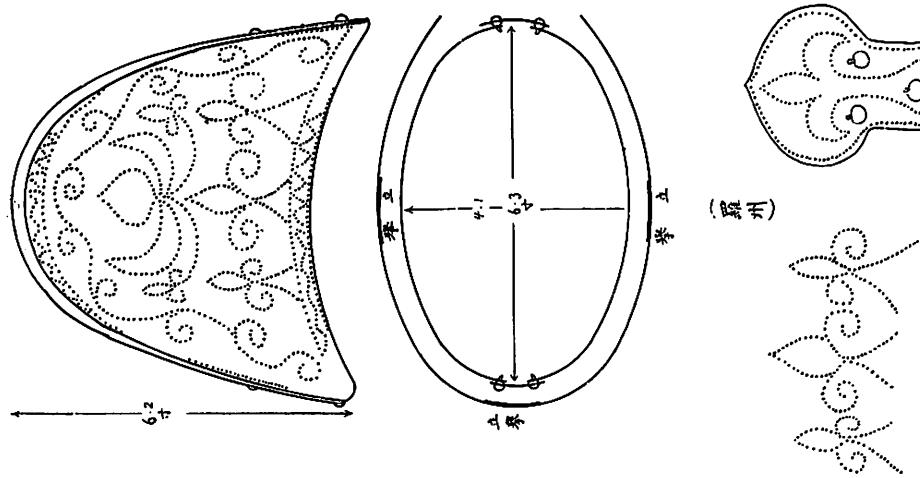
東京帝室博物館藏

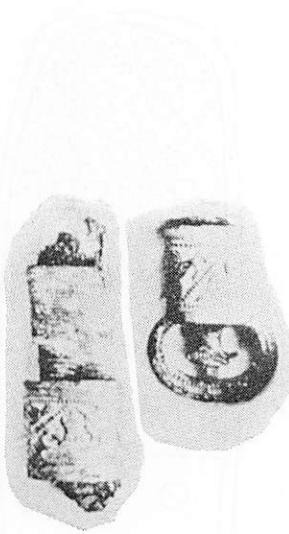
圖三 第三圖

朝鮮羅州銳見金銅製器形狀圖

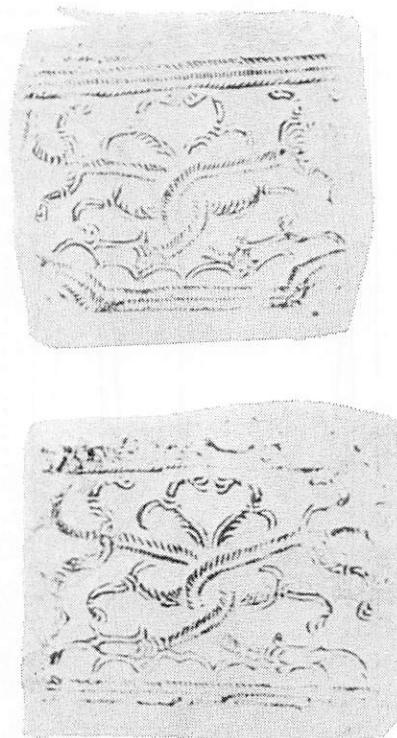
朝鮮全羅南道羅州銳見金銅製器形狀圖

圖三 第三圖





和泉德仁傳德帝陵出土太刀裝具



朝鮮昌寧校洞古墳發見太刀裝具文様拓本

江田発掘大刀及び隅田八幡神社鏡の製作年代について

——日本最古の金石文——

福山敏男

日本に於ける最古の金石文とされる有名な紀伊の隅田の八幡神社所蔵の鏡の銘と肥後の江田古墳発掘の大刀身の背に施された銀象嵌銘の読み方を通じて、その製作年代に關する1つの試案を得たから、こゝにその概略を述べて讀者の批判を乞はうと思ふ。江田の大刀は帝室博物館の後藤守一氏の好意によつて最近實物について精査することが出來た（なほこの鏡は現在東京帝室博物館に出陳されて居り、帝室博物館圖錄第1輯4に鮮明な寫眞が掲げられ、大刀銘も同圖錄第9輯82に殆んど實物以上の鮮明さをもつてあらはされてゐる）。

1. 隅田八幡神社の鏡

先づ私の判讀した銘文を擧ぐれば次の如くである。

癸未年八月日十、大王年、男弟王、在意柴沙加宮時、斯麻、念長壽、遣開中費直穢人今州
利二人等、取白上同二百旱、作此竟

右のうち8字目の「大」は從來「六」と讀まれた學者もあつたが、初めの「癸」字の下部と比較すれば明かに「大」の左文であることが知られよう（この銘文は、他の線や點であらはされてゐる文様と同様に、鏡の雌型に刻み込まれたものと見えて癸・大・意・遣・作の5字は明かに左文になつてゐる）。「男弟王」の「男」は從來讀まれなかつたものである。「斯麻念長壽、遣……」は從來「斯麻念長、奉遣……」と讀まれたものであるが、例へば陶齋吉金錄に載する元興元年の鏡の銘に「命長壽石、位至三公」の句があつて、この鏡の場合はかかる句を襲用したらしいこと、また後述の江田の刀の銘の「長壽」の「壽」字もこの鏡の問題の1字に近似した形をもつてゐたらしいことや、この場合は「奉遣」などの如き不穏當な敬語がある可きではなからうから、「念長壽」なる吉祥句がこゝに插入されたと見るべきであると思はれる。

「男弟王」はヲオトの王と訓み得るから 上宮記に見ゆる乎富等王（即ち古事記の袁本杼命、日本書紀の男大迹天皇、筑後風土記の雄大迹天皇であり、繼體天皇の御名である）に宛てることが第一に考慮されねばならない。ホは發音上オと書かれても差支へなかつたらしいから（書紀などでは「大」とあるからオと訓ましたものらしい）、ヲオトとヲホトは同じと考へて差支

へないであらう。繼體天皇御在世中の癸未年は西紀503年（假りに日本書紀の紀年に従へば武烈天皇5年、即ち繼體天皇の即位前4年に當り、繼體天皇の51歳の御時である）に限らるべきである。

こゝで、後にイハレの玉穂の宮で天の下治ろめした繼體天皇が、その即位前の癸未年に果してオシサカの宮に居られたであらうかと言ふ問題について考へねばならない。天皇の即位の事情については古事記に「（武烈）天皇即崩、無可知日續之王、故品太天皇五世之孫、袁本杼命、自近淡海國令上坐而、合於手白髮命、授奉天下也」とあつて、武烈天皇の崩御の頃までヲホトの王は近江に居られたらしいことを記して居り、更に日本書紀には武烈天皇の崩御の次の年の正月大伴金村大連等が譲してヲホトの王を迎立せんとし、三國（越前）に使者を遣して迎へ、同月中、王は樟葉宮につかれ、2月に即位されたことを記してゐる。しかし、書紀の記事の初めの部分（即位前紀）は後述の上宮記所引の一書に據つて書かれたものらしく、後の部分（元年條、但し終の御系譜を除く）はオホトの王を近江から迎へて手白髮命に合せまつたと云ふ古事記の記載や、またこの天皇の御代に物部大連アラカヒや大伴連金村が筑紫君石井を討伐したとある同書の記事の如きものを唯一の材料として、これらの人物を點綴して書紀の編者が構作したものとしか考へられない（この部分が如何に支那的思想の濃厚な文飾によつて満された流麗な漢文で書かれてゐるかを見れば充分であらう）。書紀に天皇を近江からではなくして、更に遠い三國から迎へ奉つたとあるのは、恐らく書紀の編者が上宮記に引く次の書の記事から構想したものらしく思はれる。

汎斯王、坐彌乎國高島宮時、聞此布利比賣命甚美女、遣人召上自三國坂井縣、而娶所生、伊波礼宮治天下乎富等大公王也、父汎斯王崩去而後、王母布利比弥命言曰、我獨持抱王子在無親族部之國、唯我獨難養育、比陶斯奉之云、爾將下去於在祖三國命坐多加牟久村也即ちウシの王の妃フリヒメはウシの王の薨後、ひとり近江の高島宮にあつてはその子ヲホトの王子を養育し得ずして、王子を伴つて妃の母三國の命のますタカムクの村——書紀には「高向者越前國邑名」の註がある——へ下られたことを云つてゐる。この書の、こゝに引用された部分にはフリヒメやヲホトの王のその後の御動靜を記してゐないから武烈天皇の崩御の頃はヲホトの王は果して書紀の云ふ如く三國に居られたのか、或は古事記の云ふ如く近江に居られたのか明かでない。書紀の文は上宮記所引の一書に據つて作られた如く思はれるから、この書にオホトの王は幼時三國の命のますタカムクの村に居られたらしく記されてゐることから、武烈天皇崩御の頃までもそこに居られたとの想定から出發してゐるらしく、古事記の方はオホトの王は高島宮で生まれられたと云ふ記文のみを見て、同じ場所で生長されて武烈天皇崩御の時に及んだと云ふ想定から書かれたものであるらしい。従つて歴史的事實が問題とされる場合、紀記の説は共に多少の疑はしい點を持つてゐる。

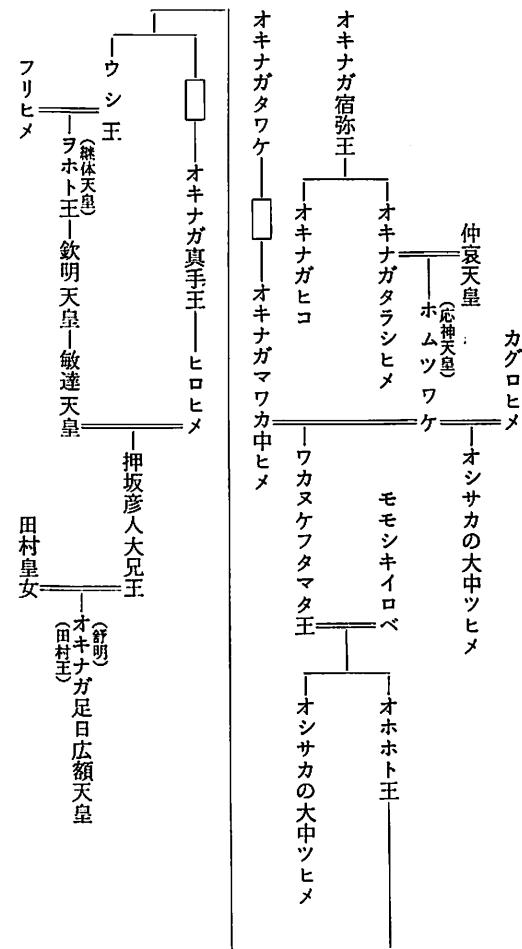
鏡の銘のオシサカの宮は恐らく大和のオシサカであらうと思はれる（近江や越前の地方にオシサカの地名があつたらしくはない）。應神天皇の妃カグロヒメの御女にオシサカの大中ツヒ

メがある。その姪で（ヲホトの王の御祖父に當らせられる）オホホトの王の御妹（即ち允恭天皇の皇后）の名もオシサカの大中ツヒメとして記されてゐることに注意しよう。オホホトの王や大中ツヒメの御母はモモシキイロベ——上宮記所引の一書ではモ、シキマワカヒメとなつてゐる——であるが、モ、シキは地名であらうけれども、オシサカとは異なるものと思はれるから、

後者のオシサカの大中ツヒメのオシサカはその生れられた地の名ではなく、御生長後の宮の名と思はれる（大中ツヒメの同母妹が田井の中ツヒメ、田宮の中ツヒメ、藤原のコトフシの郎女と云はれてそれぞれの御生長後の御住居と思はれる地名を冠してあることを参照すべきである）。然るにこの後者のオシサカの大中ツヒメの御子孫の御名にオシサカを冠する方は見出されない。

一方舒明天皇の御父がオシサカの彦人大兄王と呼ばれたことや、その妃の田村皇女の御墓は押坂の墓と呼ばれ、その御子舒明天皇——御名のオキナガ足日廣額のオキナガの稱（もともと近江の地名である）はその御先祖の（倭建命の御子）オキナガタワケ、その御孫たる（應神天皇の妃）オキナガのマワカナカヒメやオキナガの眞手の王（その御子ヒロヒメ即ち敏達天皇の皇后の御墓は息長の墓と呼ばれ近江國坂田郡にあつた）を経て傳へられたものであり、天皇の御名の田村王はその御母田村皇女の御名を

繼承されたものである——の御陵は押坂内陵と稱されてゐることから考へると、彦人大兄王はオシサカの宮に居られたと思はれる。このオシサカの宮は應神天皇の皇女オシサカの大中ツヒメ又は天皇の御孫オシサカの大中ツヒメのオシサカの宮を傳へられたものと見ることが出来るから、少くともオホホトの王の時代から繼體・欽明・敏達三天皇の御代にもオシサカの宮が何等かの形で存在したことは考へ得られることであらう。從つて前述の如く、ヲホトの王が武烈天皇崩御の頃までも越前又は近江に居られたとする説が充分の確實さをもたないことが云ひ得られる以上、ヲホトの王が即位前のある時から既に大和に居られ、癸未年にはオシサカの宮に居られたと推定することも不可能ではない。從つて鏡銘の癸未年を西紀 503 年に比定し、大王を仁賢天皇或は武烈天皇に、男弟王を男大迹王即ち繼體天皇に擬し奉ることも一つの存在の理



由を持ち得るであらう。

オホホトとヲホトは即ち大ホトと小ホトであるから、オホホトの王は始めからオホホトの王と呼ばれてゐたものではなく、もとは單にホトの王であつたであらう、そしてその御孫にその名が傳へられて同じくホトの王と云はれたがために、さきのホトの王を大ホト、いまのホトの王を小ホトと呼び奉つたものであるらしい（かゝる例は大ハツセと小ハツセ、大サヽキと若サヽキ、大ケと小ケなど、當時の天皇の御名に於いて見出されるところである）。かく考へて「男弟王」をヲトの王と訓むことによつて、オホホトの王、即ちそのもとの御名と思はれるホト（或はオト）の王に比定し、オシサカの宮をその同時代のオシサカの大中ツヒメのオシサカの宮に宛てることによつて、癸未年を西紀443年、大王を允恭天皇にあて奉らうとする主張もあるかも知れない。しかし上代の發音に於いて、上につゞく場合にはホとオとは必ずしも明かには區別されなかつたにしても、ヲとオとは嚴密に區別されてゐたらしい（オとヲは、例へば姉のオケツヒメ、妹のヲケツヒメの如く、そのまゝ大と小を意味する対照的なことばである）。それ故に男は當時に於いてもヲと訓まれた筈であり、オまたホとは訓まれなかつたらしいことを考へると（若し男がオと訓まれたならばこの短い銘文の中にオの音に意と男の二種の字ヲ用ひた理由が説明されないではないか）、この説は支持され得ないものであらう。

次に鏡銘の他の部分について考へると、斯麻は例へば神功皇后46年紀に見ゆる斯麻宿禰などに關係づけて考へやうとする學者もあるが、それは疑はしい。「開」は古くカフの音があつたらしいから（例へば甲は物部荒甲の場合はカヒと訓まれてゐる）、「開中」はカフチ即ち後の用字法による河内であらうし、「穢人」はアヤヒト即ち後世の漢人と書かれるものに當ると思はれる。從つて開中費直穢人は河内直漢人を指すであらう。そして河内直が日本書紀に引く百濟本記に「加不至費直」と書かれてゐる、百濟人らしい百加博士、陽古博士の手になつた所謂元興寺塔露盤銘にも「山東漢大費直」や「意等加斯費直」の如く、後世日本では費又は直の一字でアタヒのカバネをあらはしたもののが、こゝでは費直の2字で書かれてゐるのは、それが百濟からの歸化人の手になつたものであることを語るかに見える。こゝに見えるカフチのアタヒも歸化人又はその子孫であらうから、この鏡の作者も銘文の作者も恐らく百濟系の歸化人であつたらしく思はれる。

以上の考察の結果を要約すれば、この鏡の銘は大王（仁賢天皇？）の御代の癸未年（503年）にオホトの王（繼體天皇）がオシサカの宮にました時に（恐らくその臣の）シマが河内のアタヒの漢人、今州利の2人をしてこの鏡を作らしめたことを云つてゐると思はれる。

2. 江田古墳發掘の大刀

江田發掘の大刀の銘文の判讀し得たのは次の如くである。

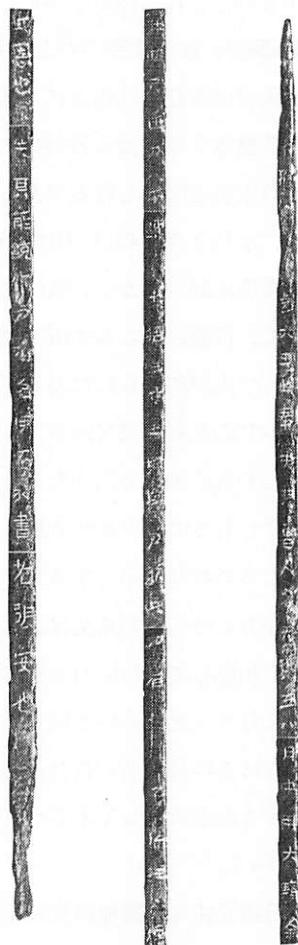
治天下復□□□歎大王世、奉□典□人名先□亘、八月中、用大鎧釜并四尺延刀、八十練六

十据三寸上好□刀、服此刀者、長壽子孫注(?)ミ得其恩也、不失其所統、作刀者名伊太加、書者張安也

こゝでは「治天下」や「八十練」の如き日本風の句があり（支那の古鏡の銘文などには百練の文字は見ゆるけれども八十練などの句は見出されないやうである）、人名の无□豆や伊太加なども日本風であるのを考へると、この刀も隅田八幡神社の鏡と同様に日本で造られたものと思はれる。「不失其所統」の句は宋書に載する昇明2年（478）の倭國王武の上表の「驅率所統」の句と似て居り、「所統」の用字さへ一致してゐることも参考さるべきである。

この銘文の作られた年代を考へるための唯一の手懸りは云ふ迄もなく「猿□□□歎大王」である。日本の歴代の天皇の御名に「歎」の語を有せられるのは瑞歎別王即ち反正天皇のみである。ミヅハワケのワケは例へばヒコサシカタワケ、タケトヨハヅラワケ、タケヌナカハワケ、ヒコイナコシワケ、ミカドワケ、オチワケ、イトシワケ、イハツクワケ、イハチワケ、イハコリワケ、マカワケ、ヌタラシワケ、イコハヤワケ、トヨトワケ、トヨクニワケ、オホタムワケ、オシワケ、オキナガタワケ、アシカガミワケ、イナヨリワケやオホトモワケ（應神天皇）、オムヤワケ、ハヤフサワケ、イザホワケ（履中天皇）の如く古い時代——恐らく西紀2世紀末から5世紀の初めに亘る頃——の一種の尊稱であつたと思はれるから、當然純粹の御名はノヅハであつたであらう。然るに古事記や日本書紀によつて知られるやうに反正天皇はタヂヒの宮にまして天の下を治ろしたのであるが、タヂヒは後世には丹比の2字を宛てることを通則としたが記紀には多遅比とも多治比とも書かれ、古事記にはまた蝮とも書いてゐる。最後の蝮は和名抄や新撰字鏡ではハミ或はノヅチと訓ましてゐるから、タヂヒと訓むのは恐らく古い時代のよみ方であるらしく、從つてタヂヒに蝮の文字を宛てることも、古事記の編者が好んでかゝる文字を使用したとも考へられないから、その原史料にさう書かれてゐたのを踏襲したものと思はれる。從つて天皇を書紀は多遅比瑞歎別天皇、古事記は蝮之水歎別命と呼び奉つてゐることも考慮すれば、この刀の銘文の猿の字は恐らく蝮の異字であらうと推定し得られるであらう。

從つて猿の下の1字は恐らく宮であらうし、更にその次の2字はミヅの音に當る2字であつたと思はれる。それ故にこの銘文の冒頭には「治天下猿宮（ミヅ）歎大王世」と書かれてゐたらしく（ミの音には弥の字を宛てたのかも知れない）「タヂヒの宮に天の下治ろすミヅハの大



肥後國江田村発掘大刀象眼銘

「王の世」とよまる可きものであると考へ得られる。

反正天皇は宋書の所謂倭國王珍——梁書には珍(即ち珍)を弥に作るが、ミヅハのミの音を示すものとすれば弥の字が正しいであらう——に當らせられるが、倭國王珍の使は元嘉15年(西紀438年)に宋に到つたとあるから、天皇の御在位中の實年代が知られるが、書紀によれば反正天皇の御在位は僅かに5年であつたと云ふから、御在位年代の上下限は西紀438年を中心とする前後5年を出る筈がないことも推定される。従つてこの大刀の作られた年代も5世紀の前半の末頃と限定し得るであらう。元嘉15年以前に於いて、大和朝廷の使者は義熙9年(413)晋に、永初2年(421)宋に、元嘉2年(424)宋に、同7年(430)宋に、即ち少くとも4度も南支那に到つてゐる。殊に元嘉2年度の使者の名は宋書には司馬曹達と記されてゐる。かくの如く、百濟のみならず南支那との直接の交通が行はれるやうになつてゐた日本で、かゝる銘文をもつ大刀が造られたとしても少しも不自然ではない。その銘文の作者が歸化人らしい張安であつたことも、我が國の上代に於ける學術的な智識や専門的な技術の所有者たちが一般的に歸化人やその子孫であつたことゝ一致するものである(またこの大刀が肥後から出土したのは、必ずしもこの地で製作されたと考へる必要はなく、恐らく大和又は河内で造られて、この地にもたらされたものとする方が穩當であらう)。

即ちこの大刀の銘文は、タヂヒのミヅハワケ大王(反正天皇)の御世に、无<口>亘なる者が刀工伊太加をして1口の刀を造らしめたことを語つてゐると思はれ(8月中とあるのは、前述の鏡に八月日十とあるのと同じく、8月が鏡や刀を造るによき月として考へられてゐたらしいから、正確にこの月に造られたとする必要はあるまい。8月とのみあつて、何の年としてないのも、このことを旁證してゐるやうである)、その實年代は5世紀前半の終り頃にありとすべきであらう。

所謂元興寺塔露盤銘文の原形と思はれるもの、即ち

戊申(年)始請百濟主名昌王、法師及諸師等、故遣上釋令照律師、惠聰法師、鍛盤師将德
自味淳、寺師丈羅未大父、賈古子、瓦師麻那文奴陽貴文、布陵貴文、昔麻帝彌、令作奉者、
山東漢大貴直、名麻高、垢鬼、名意等加斯貴直也、書人百加博士、陽古博士、丙辰年十一
月既、爾時使作金人等、意奴彌首、名辰星也、阿沙都麻首、名未沙乃也、鞍部首、名加羅
爾也、山西首、名都鬼也、此四部首爲將、諸手使作奉也

の成つたらしい推古天皇4年(596)を溯ること1世紀半(大刀の場合)及び1世紀(鏡の場合)の前に作られたと思はれるこれらの銘文が、その文體に於いてはいくらかの古拙さはあるけれども、この露盤銘と殆んど共通し類似した用字法をもつてゐることは、1つの注意るべき現象であらう。

——昭和8年11月17日稿——

(考古学雑誌24巻1号=昭和9年1月=掲載)=筆者は當時造神宮使序(内務省内)に勤務=

船山古墳とその遺宝

三木文雄

銀象嵌で造刀銘のある刀身をふくむ船山古墳出土の多彩な遺物の一括は、まだわが国に考古学が学問としての緒につくかつかぬかの明治6年の前半、少なくとも6月以前に発掘せられていながら、そのほとんどの出土品が、当時の博覧会事務局の善処によって収納せられ、現に東京国立博物館に伝えられる僥倖な運命をもったものといえる。その後わが国の考古学の開拓者などによって専門誌上をにぎわし、諸学者の実地踏査を呼んだが、大正6年、京都大学の浜田、梅原博士の調査が行われ、その前篇は同年の執筆になる梅原博士の玉名郡江田村船山古墳調査報告上・下が熊本県史蹟名勝天然記念物調査報告第1冊として、大正11年出版された。その後2次大戦の終末期に再び同博士が当時の時点において学術的調査を行い、若干の遺存遺物をも採集して船山古墳の再検討を考えられたようであるが、その機の熟さないままに、新収の遺物をも加えて昭和39年度に新しく国宝に指定せられた。これを機会にこわれるままに未熟ながら諸先輩の業績にたよって、本古墳出土遺物の重要な点ならびに、その出土古墳の性質をさぐってみよう。

古墳出土品というと、直ちに鏡・玉・剣をふくむ遺物を思いうかべるが、それも時期によってとりあわせにちがいがあり、かつ他の類をもふくむこというまでもない。この船山古墳は一口にいうとその大部をふくみもっているといってもいいすぎでない。実際にゆたかな遺物のバライチにとむ一群である。その第一にあげられるものにはいわゆる漢式鏡6面がある。

(1) 神人車馬画像鏡 四つの珠文囲ある円座乳の間に、鉢をはさんで脇侍を伴う神仙像を向いあっておき、その左右に騎馬像6と、二頭立と三頭立の方向を異にする車馬をかさねたにぎやかな図柄は、雲文の縁の草文風にかわり、かたくあらわれている。銘に「公□氏作鏡四夷、多賀國家人民息、胡虜殄滅天下復、風雨時節五穀孰、長保二親得天力、傳告後世樂無亟、乘雲驅馳參鶴四馬、遵從羣神宜孫子」とある。同范鏡が福岡県と京都府下から出土しているほか、同類鏡は早く漢代のものからわが国にいくらか伝えられている。

(2) 獣帶鏡 「宜子孫」の3字を加える草文の鉢座をとりまく二重の素文囲と外縁との間のせまい主文帶には、乳間に朱雀と玄武並に竜虎その他の獸形の身を半肉彫風に、その端を細線式に表している鋳上りのよいもので、わが国出土の例は少ない。早く仁徳天皇陵前方部より出土したものと伝えられ、今ボストン美術館に所蔵するこの種のやや大形鏡はよく知られた一つである。



1. 画文帶神獸鏡

(3) 画文帶神獸鏡 脇侍を伴う神仙像を上下と左右に一方から見るように浮彫し、その間の四乳をめぐって大きな竜虎を表すきわめて精緻な出来で、半円方格帶の方格内に「吾作明竟、幽凍三商 配像万彌 統(カ)徳序道、敬奉賢良周克無□ 白牙挙樂 衆□主陽聖徳光明 富貴安樂 子孫番昌学(カ)者高連 士至公卿 其師命長」の4字句宛の銘文をよみとることができ。六朝初期の中国鏡と見られるが、中国に例少なく、かえってわが国に多く出土し、宮崎から広島、岡山と大阪への瀬戸

内をつたって見出されており、さらに三重県から北は福井、東は静岡、栃木の各県の広い範囲に同范鏡がゆきわたって分布している。(図1)

(4) 画文帶神獸鏡 やや大形で乳はなく一神仙と二神仙を左右と上下に対置して、その間に四獸を配する主文ならびにそれをめぐる半円方格帶および外縁の禽獸文の表現にいたるまで、繊細でありかつ力強い肉づけのあとが見えるが、鋳上りが鋳造後の手ずれのみとは思われないなりとでもいってよい感じをうかがわせる出来上りになって銘文はよみとれない。

(5) 画文帶環状乳神獸鏡 図柄は前鏡と大差ないが、やや小形の絵文様縁の四神四獸鏡である。図文の一部がいわゆる環状乳にかわった様式を異にするこの種鏡は、かなり多く出土している上、同范鏡が九州地方に分布する傾向があるといわれる。

(6) 四獸鏡 広い外縁に対するせまい内区の小乳の間に、くずれた獸形をうきぼりに表した小形鏡で、前の双面がいずれも出来のよい中国鏡であるのに、これだけはわが国でつくられたものをふくんでいる。

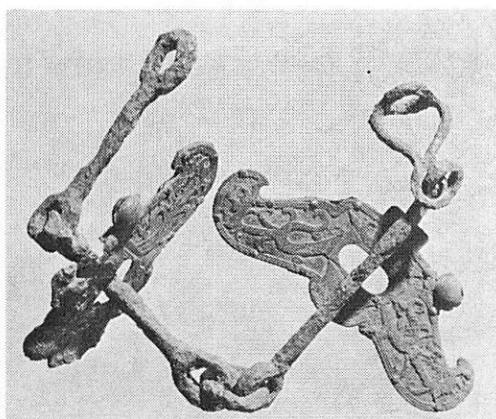
ついで玉類には丁字頭の古い形をつたえる硬玉の勾玉のほか、ガラス勾玉と蠟石勾玉のとりあわせから碧玉管玉などをもって、この古墳の伝統的性格を教えるとともに、より新鮮味のある装飾品類にふれる前に、本古墳に決定的な重要性を与える刀剣について記してみよう。

本古墳の鉄製品は一般的に腐蝕が少なくてきわめてよくのこっている。刀剣と鉾をあわせて23口の大量が出土しているということは、この古墳の築造された時点における対外関係の緊要な状勢に応じたものといえそうである。そのうち在銘の大刀は、刃部の関よりに花形座と馬を線の象嵌で表わすというかつて見ない装飾があることに注意せられるとともに、その背に「治

天下猿□□□歎大王世云々」の75文字を銀象嵌し、福山博士の考証によると、「蝮宮瑞歎別大王」とよみ、反正天皇にあて、「その大王すなわち天皇の時勅命に依ってよくきたえた立派な刀をこしらえさせた。この刀をおびるものは子孫の末まで繁栄がもたらされる」という意に解せられ、御在位5年の間を前後とする西紀438年を中心とした絶対年代を推しうるものであるとともに特筆に値する。この外高麗劍の名で知られている内反りの大陸的な素環頭大刀2口のうちの1つは環頭に銀を被せたものと、鐔、鍔、鞘口その他銀の刀装の部分品が数あって、今は身のみとなってのこっている他の刀剣および鉢にも、その装具の優秀なものをふくんでいたことが思われる。

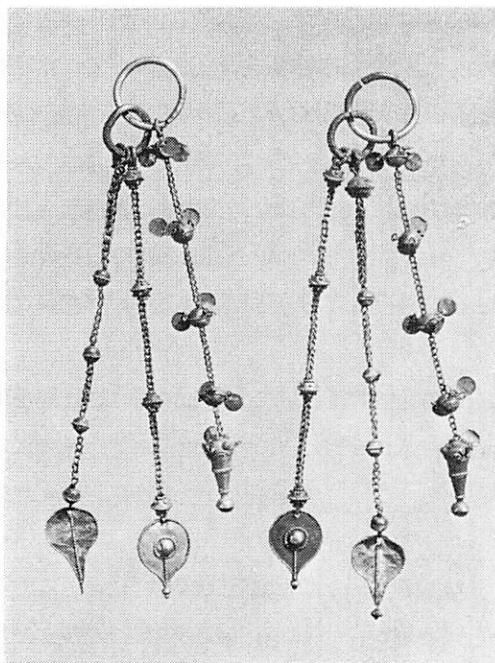
それとともに型式的にはととのった横板矧鉢留の衝角式冑を伴って、2領の同じ横板矧短甲が出土しており、その一つは革とじであったことが注意にのぼる。それは頸甲の革とじであることとも相応じて、先の刀剣および鉢の多量とともに、この古墳を性格づける特質をもつものであるといつてよい。

さらにこの古墳の性格を特徴づけるものに馬具がある。とくに中国漢代の轡に見られるような、中央に小さいつなぎを入れた三つの部分からなるかわった「はみ」の鉄製素環の轡とともに、「はみ」は二つなぎの一般の形でありながら、これまた同様中国漢代に行われたS字形の鏡板に似て、f字形鏡板(図2)とよばれているものには、浮彫で龍紋をあざやかに表わし、かつ金鍍金したきわめてすぐれた工芸意匠のものをふくんでいる。一つは鉄素環轡のはみの構造といい、他の一つに見られる鏡板の様式といい、いずれも漢代の中国要素をふくみもっているとはいえ、これを直ちに中国輸入とは考えがたいにしても、5世紀以降のわが馬装が高勾麗ないしは南鮮新羅の系統を引くと単純にきめがたい複雑さを、この船山古墳は教える。



2. 轡 鏡 板

ところが著しく南鮮の要素をもって直接伝えられた細金細工の金製耳飾や、金鍍金の冠から簪にいたる身体装具が本古墳をさらに著しく特徴づける。金製耳飾の一つは太い親鑲にハート形垂飾を花萼形の組合せ根緒をはさんで金の板金で結んだところの、鎖を用いない短かい形のもの(図4)と、細い親鑲から球形根緒4個をつらねた3条の長いくさりをのばし、1条の鎖の根緒にはそれぞれ小形の歩搖をかざり、鎖の端に浮子形垂飾をつけ、他の2条は歩搖なしの根緒で葉形垂飾をかざった長い形のもの(図3)とが、ともに発見せられておる。どちらかというと、長い形のものが、金にかぎらず銀でつくられたものもあり、鎖のつくりも簡素化され、わが国でつくったと思われるものを含んで、愛媛県から和歌山県、遠くは長野県、千葉県に亘る広い



3. 金製耳飾



4. 金製耳飾

分布が見られるのは、それらの用いられたところとともに時の長さを示しているものといえる。しかしこの船山古墳出土の二対の金製耳飾は舶来品である。この外に金環一対も出土していることをつけ加えておく。

ついで冠が3個出土しておって、その一つは冠帽であり、他の2個は頭の縁をとりまく帶形の天冠である。後者の一つは正面上縁を山形にととのえたやや広い金銅板の全面に珠文を連續打出しの亀甲形文様をかぎり、その隅々に針金で歩搖を結びかぎったものと、もう一つは同じ技巧の打出しの菱形のかぎりをつけた金銅の細板の中央に、同様珠文連續打出しの三葉文飾りの、側面觀宝珠形立上りがあり、ところどころに歩搖をかぎったものとの二つの天冠は、ともに新羅、任那で行われた立飾りのすばらしいものに比べると、単純な構造のかれにならってわが国でつくられたものかと思われる。

前者の冠帽は竜文を透彫し、金鍍金した2枚の金銅板をせまい腰巻から拋物線状に立上らせた棟をなす伏板にとりつけた袋形の帽で、片側に蛇行状の針金の先に球形の装飾をそえている。構造上にいくらかのちがいがあるとはいえ、愛媛県妻島や福岡県宮地獄および静岡県などから出土し、宮地

獄のものはつくりがとくにすぐれているものなど、例がないではないが、いたって少ないもので、新羅や任那に見る本来のものは樹皮製品の類であったが、こうした金銅透彫冠帽はおそらく輸入品でないかが思われる。

また竜文を薄肉浮彫した帶金具も出土しておって、京都市穀塚出土に似て、福井県西塚出土の同文の押出しのものと異り、大阪府七觀山古墳出土や奈良県新山古墳、奈良県猫塚古墳出土の透彫ともちがった様式のものであるのは、さきのf字形金銅竜文浮彫装飾の巻境板と同好で、大陸的要素がつよく、この古墳の性格を価値づける。

もう一つ薄い金銅の底板に、同じ金銅薄板をはぎあわせて覆った金銅の沓が出土している。全面に亀甲つなぎ文様を連点文で打出し、かつ歩搖を針金で結びとめ、底に太い角の釘 9 本をうちつけていた異様なつくりになったものがある。同じ亀甲つなぎ文の金銅沓が滋賀県高島町稻荷山古墳から、またうろこ形の打出文様の金銅沓が千葉県木更津市から出土している事例の他にもなお若干加えうるにしてもその数は少ない。新羅の飾履塚や金冠塚、達西面55号墳、潘南面古墳更には任那の夫婦塚等から優れた類品が出土しておって、それらとの関係のほどがうかがわれる。

出土遺物のすべてをつくしたとはいえないが特徴的なものについて見て来たところからしても、冠帽や天冠、金製耳飾から金銅帶金具に金銅沓など、著しく新羅色濃い遺物の組合せをもった古墳が、島根県、滋賀県、福井県、千葉県その他に求めることができるとても、この船山古墳出土遺物ほどの組合せをもったものはない。この船山古墳出土の遺物の示す日本的な特質と新羅的要素に加えて、さらに中国的な伝統さえのこしている。複雑な性格を含みもったものとして特に関心がそそられるといえよう。

以上記述した諸種の遺物の解説によって、この古墳の被葬者は畿内の主權者と密接な関係を考えさせ、かつ進取的な外交にたけていたと思われる性格を推しえられるものがあるとともに、その被葬者の在世のころが大刀銘の示す西紀438年から 5 年を前後する時以前にさかのぼることができないことが知られた。それについてなお若干の議論に答えなければならない。ある時期以降の古墳の年代のよりせまい限界をきめる強いてがかりを与える須恵器 2 個が出土しているが、九州大学の小田富士雄氏の教えにしたがえば、その蓋坏と提瓶とはともに形がかわっておって、九州地域での須恵器の系列に組入れて理解しがたい特殊なものといわれ、よりどころにしがたいというと、これを一応除外するほかない。それぞれの遺物に個性的な特徴をもちあわせたおびただしい遺物を出土したこの船山古墳とは、一体どんな人をうすめたどんな古墳であったらうかを追求することによって、その問に答えうる糸口を見出しうる。先述のごとく梅原博士の大正 6 年の調査の後、さらに戦争末期に第 2 次の学術調査による再検討が日の目をみない今日、筆者の見たその古墳は著しく封土がけずりとられてもとの形を推しがたいまでになっている。諸先学の果した過去の業績と現在の考古学的認識の上に立って、その復原的考察を加えてみるのもあながちむだではなかろう。

菊池川左岸の台地上にある古墳群のうちのやや内陸よりにつくられている一つで、群中もっとも大きい。諸資料の多くは、全長47m（熊本女子大乙益教授は全長42.43mと計って相違がある）という前方後円墳としては大きい方に属するとはいえないが、この地方においては大形ということになる。後円の径27m、後円部第二段丘より前端やや高くなる前方部の幅は約24m というと、せまくてなお高すぎない前方部をもつ古式な外形といえるが、前方部の高さ6.06m の第二段築成で、後円部は前方上面の高さの上に、さらに後円丘を第三段築成してその高さ 7.87m の墳丘というと、古式のうちでもやや下った時期の前方後円の外形と見られ、かつもと

空溝かと推定できるものをそなえていたのでなかろうかと考えられている凹地が周囲をとりまいている。しかしかかる内陸よりに築成された古墳の墳丘周囲をとりまいている凹地が、空溝というよりも水溝を考えさせる可能性がないではないが、充分な調査が行われない今きめがたいというより外なかろう。

さてかかる前方後円墳の後円部中央第二段丘上、すなわち前方部上面とほぼ同じぐらいかややひくい位置に石室等の被護なしに直接封土中にうずめられている主体の石棺は、相接する側石相互の端を稜角に切りこんで組み合わせる畿内地方の組合式家型石棺の構造と異って、底石の上面にみぞをほり、長側石のうちに短側石をいだく形で4枚の切石を組み合わせて身を形づくるという、粗製組合箱形石棺A類型の構造をとり、蓋は屋根形を呈して前後および両側に各各1個ずつの縄掛突起をつくりつけた雄大な組み合わせの家型で、さらに妻の小口に矩形の大形の入口と見られる孔を切り開いたいわゆる横口式家型石棺という、九州地域に限って見られる特殊な形態をとっている。(図5)それに併せて、前方後円墳の主軸の方向とややかたむいてこの石棺の開口部のある前方を、クビレ部に向けた方向をとるという(考古学大系第3巻小林・近藤両氏古墳の変遷による)配慮が見られることは、この古墳にあってきわめて重要な点といえる。かつ粗製組合箱形石棺では往々前か後、まれに前後の両側か、さらには長側石の外側に同じ板石で小石室をつくりそえたものを見かけることであるが、この石棺は組み合わせといながら、切石の家型石棺であって、入口を切り開いた前面にあたる妻側に棺身の幅と同じ広さに切石を積上げて羨道と見られるものがつくられているという特殊な構造さえそなえていることが重ねて注意せられる。墳丘には埴輪円筒があり、



5. 石 棺



6. 石 人

かつこの周辺地域にもと本古墳をかざったものかと推しうる丸彫りの短甲の石彫立物（いわゆる石人）（現高50cm）がある。（図6）

これら遺蹟のもつ諸要素から、(1)畿内の古式といいながら段築といういくらか下った時期に相当する前方後円の外形をとっている。(2)同じ九州地域で行われた福岡県月の岡古墳等の竪穴式石室の被護ある長持形石棺よりはおくれた形の、蓋が家形を呈する切石の組合式石棺であり、かつ九州的な妻側の小口に矩形の口を切り開いている特殊な石棺であることは、福岡県石人山古墳、同浦山古墳や佐賀県西隈古墳に例を求めることができる。(3)組合式横口家型石棺が、後円中央第二段丘上の前方部頂とほぼ同じ高さかやや低目の位置に構造せられていることは石人山古墳と近い。(4)短甲形の石造物いわゆる石人は丸彫であることは、福岡県石人山、石神山古墳により相近いことを考えさせる。ところが(5)この石棺を直接封土に納め前方に羨道と見られる切石づくりの構造のあることは、石人山古墳の縁泥片岩の扁平な板石の小口積になる横口式石室の被護をもっているのとは異なる。石棺または木棺を石室をもって被護する方式は、古式古墳の一般的通性であり、中期にいたって木棺を被護する粘土包みの構造を別にしても、仁徳陵前方部や奈良県御所市室大墓、福岡県月の岡古墳等の長持形石棺において見られる外護の短いが竪穴式石室をもつものよりも、京都府久津川古墳のように同じ長持形石棺ながら直接封土中に埋められたものが、棺の型式ならびに出土遺物などの上から併せ見ても、ついで行われたことが知られる。とすると切石づくりの羨道のみをのこした船山古墳は石人山古墳におくれるといってよい。(6)船山古墳のいわゆる石人は短甲のみのものであって、頭部をもつ石人山古墳のそれより古い形式と考えられており、石神山古墳のそれとかえってひとしいが、石神山古墳の三体の棺のとくに船山古墳のそれに近い家型石棺について見ると、直接封土に納められている仕方はひとしいが、底を船形に削っていることの古様さがあり、石人山および船山両古墳の石棺に先立つことが考えられないでない。(7)後円部の中央に前方部上頂と同じ高さの高い位置に石棺をおいた石人山古墳では、棺の方向が主軸の方向に向いているに、船山古墳ではいくらか低目である上に、主軸の方向とはいくらかかたむいて、クビレ部に向っているというちがいがある。前方後円墳本来の埋葬施設の構造は、特に主体が粗製組合式石棺または組合式木棺の場合には、東頭位の東西の方向を保って主軸の方向に支配せられない傾向があるとはいえ、その多くは主軸の方向に直角か平行につくられて、前方後円の外形にマッチした構造である。それが新しい外来の構造をとり入れたもっとも早い時期の一つ、福岡県周船寺町丸隈山古墳の古式な横口式石室においてさえ、前方部上頂と同じ高さの後円部中央に、前方に羨道を向けてつくられるという、前方後円の外形を無視しない。しかしこの前方後円の前方部の高さと同じ高さの後円部上に、その石室を被う封土は、円墳を思わせるような錯覚をさえ考えさせ、石室と前方後円墳の外形との不調和な組合せが感ぜられないではない。こうして初期の横口式室と前方後円形とのアンバランスな組合せが、時とともに次第に止揚せられて、後円中央に構造するにしても、もっとも短い矩離の方向すなわちクビレ部に入口の方向を向けて融和を計ろうと

する傾向が見えはじめ、かつ主体の位置は低くさがって、前方後円墳の外形全体のうちにとけこんでくるのである。そうした考え方からすると石棺直葬の船山古墳が、被護石室の遺影とも見られる前方部につくりつけの羨道を伴った石棺の前方部の方向がクビレ部に向っていることから、石人山古墳より一步おくれるものと見てよい。

要するにいわゆる石人では石神山古墳に近く、石人山古墳に先立つ点をもつとはいえ、棺埋存のことでは石神山古墳にひとしく、石人山古墳におくれるといえる。横口式石棺の構造では石人山古墳に近く石神山古墳につぐ。墳丘における石棺の位置並びにその方向および被護石室の有無の諸点から、船山古墳は石人山古墳についだより新しいことが理解でき、それは既述の大刀の銘の指示する年次以降というと齟齬するものでないことがわかる。岩波日本歴史2巻の古墳文化の変質において和島誠一氏は、船山古墳を後期古墳としてとらえながら、前記大刀銘の考証から反正天皇の438年を中心とする御在位5年を前後するという福山説と異った、書紀紀年の406—410年説をとっておる。それはこの船山古墳を石人山古墳の前におこうとする前提に因由しているものと見られるふしがあるが、前述したところから、両古墳前後の関係を逆にした考えが理論的に穏当と思われないのでない。それはさらに低いながらも丘陵端の背上につくられている石人山古墳と、台地上とはいえ内陸よりであり、かつ空（？）周溝かとさえ考えられる周囲にのこる凹地のある船山古墳の立地の上からもこの考えを補足するといえよう。前方部頂に短い形の竪穴式石室内に長持形石棺の構造のあった仁徳陵を5世紀初頭の年代にあてることを認める今日の学界の趨勢に大過がなければ、その墳丘に古式な外形をとるというも、横口の組合家型石棺で棺前面に直接つくりつけの羨道のある本古墳は、横口式石室の被護をさえもつ石人山古墳が、竪穴式石室に被護された長持形石棺の主体で中期的様相をもつ同じ九州における筑後川流域の月の岡古墳よりも後出のものであることはいうまでもなく、したがって5世紀初頭にのぼしえられないということになろう。くりかえすなら、船山古墳は石人山古墳にさえ一步おくれることが先述のとおりとすると、それならその下限のきめてはどこにあろうか。筑後風土記に見える国造磐井の墳墓と考えられている福岡県八女市岩戸山古墳に比べられて、よりその年代をしづらうるものがある。岩戸山古墳の主体はまだ明らかにせられていないが、その墳形と石人および石造物ならびに埴輪の出土などから、いくらかその性質をうかがいう。この埴輪の形制は後期的な要素をもっていること、石人は丸彫りの小像があるとはいえ、扁平板状の石彫につくられていることは、前方部ひろくかつ高くなった墳丘の外形をも併わせ考えて、船山古墳よりおくれるといってよい。石人山古墳におくれ、岩戸山古墳に先立つ船山古墳の相対的編年が浮び上ったわけである。筑後風土記に伝える6世紀初頭の国造磐井の墳墓岩戸山古墳に先立つ5世紀代、それも造刀の銘の西紀438年の上下5年以後の時代に比べうるというきわめてかぎられた年代が推しえられる。

5世紀代後半に象嵌銘大刀造刀の由来の示すように、畿内の主権者と密接な関係にあって保守的な性格をもち、緊急な対外関係に応じられるように多量の武器と武具をそなえて、菊池川

の流域を支配していながら、一方では進歩的な微笑外交にもたけて、中国南部から鏡をうけ入れ、かつは金色まばゆい新羅の宝物を心ゆくまで手中におさめえた、近代的感覚の持主をおさめた墳墓がこの船山古墳であったと推しうる。それは奥ふかい有明湾のどもとどころをおさえるという、きわめてめぐまれた地の利を占めていたということも見おとすことができない。国造磐井のように大陸の虎威をかり、筑後平野を天下ときめこんで、大和の王権にさからおうというほどの野人であり、傍若無人な威力をもちあわせていたものとはことなり、かえって広い世界的視野の上に立つ、洗練された船山古墳の被葬者は、6世紀という時代の下った岩戸山古墳の墳丘よりもより小さくつくられているということも理解できるような気がする。稿を草するにあたり、鏡については同室の西田守夫君に、古墳については熊本女子大乙益教授の教えをうけた。

東京国立博物館美術誌「MUSEUM」昭和40年7月号)より転載

船山古墳と銀象嵌大刀

亀井正道

1. はしがき

船山古墳の出土品は、明治6年に発見後、直ちに本館の前身である博覧会事務局に購入され、爾来百余年を経過してきた。古墳や副葬品については、すでに梅原末治・三木文雄の両氏、銘文については福山敏男氏等の諸先駆が詳細に論じられている。⁽¹⁾副葬品は、墳頂部に位置した家形石棺内出土という条件が幸いしたためか、鉄器類の保存状態も非常によい。そのうち銀象嵌大刀は、象嵌が銀であるため文字面の錆化が早く、度々文字を研ぎ出すと銀に磨耗をきたし、象嵌文字の剥落等を起すおそれがある。そのため釈読には甚だ不便ではあるが、安全な方法が考えられるまで、できる限り研磨等の手を加えずに保存し、後世に伝えることを第一義として保管してきた。⁽²⁾

ところが、昭和53年後半、埼玉県行田市稻荷山古墳出土の鉄剣銘の発見を契機として、船山古墳の出土品、就中銀象嵌大刀の銘文に改めて強い関心が向けられることになった。稻荷山の剣と同様に、船山の大刀もX線を照射すれば、不明な部分や象嵌の剥落部分まで判読できるのではないかという、希望的観測が一部にあるようである。しかし船山の大刀は、稻荷山出土剣のように象嵌が刀身の平に施されているのではなく、棟にあるためX線の透過は不可能で、効果を発揮し得ない。東京国立文化財研究所の協力で、これに代る方法を模索している段階で試行されたのが、別掲の石川陸郎氏による赤外テレビによる方法である。赤外テレビを金属に応用したのは始めての試みで、赤外ランプも1個だけであったし、その他の機械設備も十分でなかったため、此の度は十分な効果をあげるまでに至らなかった。しかしこの機会に最近古墳の周辺の調査で判明した新しい事実や、殆んど知られていない遺物発見直後の状況、およびその後の経過等についても、併せて触れておくこととしたい。特に銀象嵌大刀については現状を詳しく紹介し、後日の研究資料として広く提供しておくのが、保管の任にあたる機関としての責務もある。したがって、ここではなるべく私見をさしはさむことをひかえ、資料を忠実に提示することとしたい。

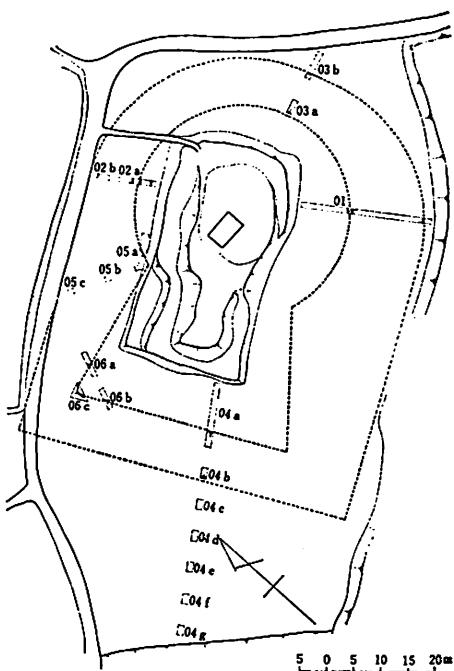
なお末尾に船山古墳関係の文献目録を加え、大方の参考に供した。ただし他の遺跡や遺物を研究する過程等で、船山古墳の出土品に言及した文献は無限に広がるので、直接取扱ったもののみに限定することにした。大刀の銘文は、特に古代史の叙述に当って多かれ少なかれ言及され

るので、他の訳説を引用解説した類のものは採録からはずした。その配列は単行本と雑誌類に分け発行年次順に配列した。

2. 船山古墳の位置と形状

菊池川左岸の玉名郡菊水町大字江田の台地上には、船山古墳を中心とする古墳群が存在する。この古墳群は、船山古墳が主墳でありかつ著名なことから、船山古墳群と呼び慣わされてきた。しかし古墳群の命名の仕方としては適切でないという反省から、最近は小字名をとって清原古墳群の名が提示されている。ここには船山古墳のほかに、長さ47㍍の塚坊主前方後円墳、特異な前方部を持った長さ53㍍の虚空蔵塚古墳がある。塚坊主古墳は昭和23年頃梅原末治博士によって発掘され、横穴式石室の内部に、三角形の装飾文をもった平入りの家形石棺を納めてあることが確かめられている。虚空蔵塚は従来円墳または方墳と考えられてきたものであるが、昭和50年の調査によって、前方部が極めて低く、周辺を堀によって区画した形状の前方後円墳であると推定され、古墳群中における性格が今後問題になるものであろう。このほか舟形石棺を出土した京塚や、家形石棺・石製腰掛・埴輪刀等も発見されているので、嘗てはほかに小古墳の存在した可能性が強い。さらに東北約1㌔には切石の巨石を使った複室構造の横穴式石室をもつ、国史跡江田穴観音古墳等も見られる。⁽³⁾⁽⁴⁾⁽⁵⁾

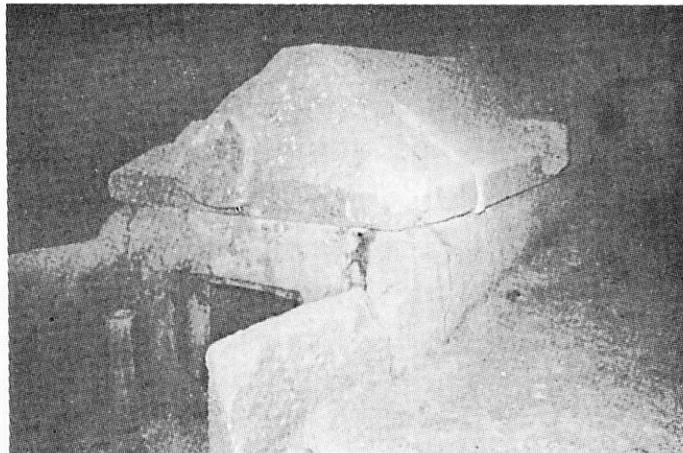
その中で台地のほぼ中央に位置する船山古墳は、他の前方後円墳と同じように前方部を西南に向けて位置している。早くから封土の周囲が削られていたため、墳丘の大きさは全長46㍍前後と考えられてきたが、昭和50年に環境整備事業に伴って堀の調査が実施され、周囲をめぐる盾形の堀が確認された（第1図）⁽⁶⁾。それにつれて墳丘の大きさは全長61㍍、後円部径40㍍、前方部幅40㍍を有することが明らかになった。前後両部の径はほとんど等しく、高さは現状で後円部が約7.9㍍、前方部約6.1㍍で大差なく、前方部の発達したプロポーションを持っていると言ってよい。すでに知られているように、墳丘は前方部が2段、後円部が3段に築成されている。この調査で東側の堀から朝顔形・普通形の円筒埴輪が発見され、従来墳丘上で埴輪破片が採集されていた事実を裏付けている。



第1図 船山古墳平面図（拠文献10）

埋葬施設は後円部中央の第2段盛土上に設置され、入口を北西側くびれ部にむけて開口している。その構造は妻入りの横口式家形石棺と呼ばれるもので、底石を置き、左右の長側石の小口に短側石を入れて身を組合せ、上に屋根形の棺蓋を乗せている（第2図）。石棺の内法の長さ約2.2㍍、幅1.1㍍で、棺蓋の高さは比較的高く、前後左右に各一個の縄掛突起を造り出し、身の小口、つまり妻側には割り込みのある長方形の入口を造っている。この入口は明治6年の発掘当時は蓋石で密閉されていたらしく、今石棺内に残る板石の一枚はこの閉塞用のものであろう。入口の前面には棺身と同じ幅に切石を立て、羨道のような構造がある。

このような形式の横口式家形石棺は、福岡県広川町石人山古墳、久留米市浦山古墳、同石櫃山古墳、佐賀市西隈古墳、熊本県城南町石ノ室古墳等のように、福岡県・佐賀県の一部、および熊本県に存在する特殊な



第2図 船山古墳横口式家形石棺

構造のものである。石人山古墳、浦山古墳、西隅古墳では石棺を覆う横穴式石室を構築しているのにくらべて、船山古墳の石棺は、石室がなく直接土中に埋納されている点が異なる。さらに妻の入口前面に板石を立てた羨道を造りつけている点は、形式的にはより後出のものであることが注意されると共に、横穴式石室と同様に、追葬が可能な構造であるという事実は重要である。

船山古墳は出土遺物と遺跡の重要性から、昭和26年に周辺の塚坊主・虚空蔵の2古墳と共に国の史跡に指定された。指定に伴って家形石棺は覆屋を設け、保護されて今日に至っている。

3. 発見の経緯と出土の遺物

さて船山古墳は、明治6年1月4日、当時玉名郡江田村の池田佐十によって発掘され、多数の遺物を出土したものである。発見から1月程経た同年2月25日付の白川県から司法卿並びに司法大輔宛の文書によると、⁽⁸⁾発掘の時には「石室戸米に掘当候ニ付、石戸を引放し、室中を窺候処、右之宝器存在候（下略）」とあって、石棺入口は封鎖されていたことがわかる。したがって、石棺内に副葬されていた遺物は、それ以前に掘り出されることなくほぼ完全に取り出され、白川県と明治新政府の適切な処置によって、博覧会事務局に買い上げられ、帝室博物館を経て現在に引き継がれているわけである。なお余談ではあるが、前述の文書には「金銀等ト違

（新）
ひ、異常之器物ニ而、清律ニテハ古器鐘鼎ノ民間ニアル可キ物ニアラサレバ、其物器、官ニ入
レ候由、相見申候、天冠等異常之品々ニ付、司法省へ差出可申哉、又者尊貴者之古墳歟茂難測
候ニ付、其儘埋蔵いたし置可申哉」とあるように、異常のものであるから司法省へ差出するか、
そのまま埋蔵した方がよいか、取扱いに苦心している有様が手にとるようにわかる。恐らく明
治新政府下の、埋蔵文化財保存対策第1号といってよいであろう。

それはとも角として、白川県からの伺について、出土品は大蔵省に差出するにという指令
（9）
通りに提出されたらしい。一方明治5年に漸く開館した博物館は、翌6年3月19日には博覧会
事務局に合併されており、提出された物件は大蔵省から博覧会事務局に廻されたらしく、明治
6年5月18日に正式に受け入れている。現東京国立博物館収蔵品で、各方面から引継または購入
されているものでは、明治5年に寄贈された染織品2点が最初で、同6年には陶器1点、漆工品1点がそれぞれ引継ないし寄贈を受けている。船山古墳の出土品は、考古品としてばかりで
なく、博物館収蔵品として購入第1号に当るわけである。

収蔵後、銀象嵌大刀は工芸的な面から若林勝邦氏等の注意をひいたが、さほど学界の注目を
あつめるまでには至らなかったようである。その後明治43年に古谷清氏が、古墳ならびに出土
品全体に注目し、後述するように象嵌の文字についても釈読を試み、かつ遺物の内容がきわめて
特殊であることから、魏志にいう女王卑弥呼に関係をもつものではないかと推測した。

これが船山古墳ならびにその出土品全体について詳述した最初のものである。大正5・6年頃、浜田耕作・梅原末治両先生は熊本県下の装飾古墳調査の際に、本古墳の調査を併せて実施のし、梅原先生は同時に帝室博物館所蔵の遺物をも観察し、その結果を「江田村船山古墳」および「玉名郡江田船山古墳調査報告（上）」としてまとめた。下篇も続いて完成されたが、種々の都合によって、この両篇は大正11年5月に『熊本県史蹟名勝天然記念物調査報告第1冊』として刊行された。これは出土遺物についても詳細に触れられているため、その後の船山古墳研究の指針となったものである。梅原末治博士は、昭和19年1月に再び家形石棺の調査を行なった際、棺の内外から各種遺物の残片を採集されていたが、出土品一括が昭和39年度に重要文化財に、同40年度に国宝に指定されるに際して本館に寄贈された。その品目・数量および採集場所はおおむね左の通りである。

| | | |
|---------------------|-----|------------|
| 1 碧玉管玉（破片共） | 14個 | 棺内10個・棺外4個 |
| 2 ガラス丸玉（破片共） | 27個 | 棺内23個・棺外4個 |
| 3 水晶丸玉 | 1個 | 棺内 |
| 4 琥珀玉破片 | 1個 | 棺外 |
| 5 銀空玉 | 1個 | 棺内 |
| 6 金銅製品小破片 | 数個 | 棺外 |
| 8 鉄地金銅張飾金具（馬具） | 1個 | 棺外 |
| 8 鉄地銀張飾金具破片（辻金具破片等） | 一括 | 棺外 |

| | | |
|----------|-----|----|
| 9 鎏破片 | 4 個 | 棺外 |
| 10 鉄鎌破片 | 一括 | 棺外 |
| 11 鉄鎌破片 | 一括 | 棺外 |
| 12 須恵器破片 | 12個 | 棺外 |
| 13 土師器破片 | 29個 | 棺外 |
| 14 臼齒 | 1 個 | 棺内 |
| 15 カキ貝破片 | 一括 | 棺外 |

以上通りである。このうち鉄地金銅張飾金具は長さ4・8^ミ、幅2・2^ミで、馬具の革具の飾金具であり、鉄地銀張飾金具破片の中には辻金具の脚と思われるものが認められる。須恵器破片はいずれも小破片であるが、中に蓋壺の口縁部、叩文をつけた甕、高台付の壺底部等があり、壺口縁部は明治6年発見の蓋壺より形式的に新しいものである。これらが元棺内にあって二次的に棺の外に出されたものか、あるいは墓前祭等に使用されたものか明らかでない。土師器は壺状のもの、糸切底を有するもの等があるが、いずれも時期的に降るもので、埋葬には直接関係のない墓前祭等に使用されたものであろう。臼齒は人の下顎左側第3大臼齒で、性別不明、咬耗が進み少なくとも30才台以上、恐らく中年以後のものであろう¹³。この歯は前述のように石棺開口後に採集されたものであるため、二次的な混入かも知れないという疑が持たれたが、新しいものではなく、古墳築造当時のものと考えてよいであろうという。してみると被葬者の年令の一端を知り得たことになり、僅かに1本であるが貴重な資料と言える。

船山古墳の出土遺物については、明治6年発見のものを含めて更に詳細に検討を加える心があると思われ、とくに装身具、馬具、須恵器等についてその感が深い。しかしここではそれについて触れるのが本旨ではないから、省略することとした。ともあれ、狭い石棺内に直刀・剣・鉾合せて24口、短甲2領、鏡6面、冠帽4個分、垂飾付耳飾2組等、いかにも副葬品の数量が多い。それだけではなく、装身具や馬具類自体の中に時間的な差を推測せるものがある。それを裏書きするように、横口式家形石棺の妻側に羨道状のものを附加した埋葬施設の形態は、横穴式石室と同様に追葬が可能で、複数の被葬者の存在を考えさせる。

4. 銀象嵌大刀の形状と発見後の取扱い

船山古墳出土の多数の優れた副葬品の中でも、一際異彩を放って注目されるのが銀象嵌大刀である。この刀は平棟、平造の直刀の形式を示し、現在茎の半以上を欠失しているので、現存長90・7^ミ、(刃長85.4、茎5.3) となっている。身幅は関に近いところで3.93^ミ、中央部3.48^ミ、棟厚は同じく関に近いところで0.93^ミ、中央部0.76^ミで、身幅、棟厚共切先に向って遞減する。切先は直刀としては少しふくらのつく姿をもち、また切先に近いところが反りとも言えない程極くわずかに外反し、この時代の直刀がほぼ直線をなすか、わずかに内反気味のものが

認められるのとは異なって、特徴のある形態を示している。船山古墳出土の直刀の中で、これに形態・大きさの頗る似たものが他に2口ある。1は長さ113.9^ミ（大刀A）、2は111.8^ミ（大刀B）で、茎の長さは各々21.5^ミ、20.9^ミ、茎には3個の目釘孔を穿っている。この両者から推定すると、銀象嵌を施した刀の長さは約105^ミとなろう。しかもこの3口は、同時発見の他の直刀に比べて遺存状態が一段とよい。特に環頭大刀2口とは、鋳化の工合に明らかに差違があると言ってよい。狭い石棺内では、副葬位置による鋳の程度の差を考えるのは不適当で、埋葬時期を異にする複数の被葬者のうち、もっとも新しい副葬を示すものと推定することも可能である。それはとも角として、この刀には刀身と茎とに木質が附着しており、鞘および柄の存在したことを示している。鞘は金属の貴金属や足金物を使用しない木装大刀で、栃木県大平町七廻り鏡塚出土の玉纏大刀と同じ形式になるものであろう。しかし大刀Aには茎の棟にだけ糸の繁巻の痕跡が残されている。このような糸の遺存の仕方から推定される柄の形状は、茎の両側に柄木を当て糸で繁巻にしたもので、柄間は比較的細く、鞘口に接する柄元および柄頭は、別造りにして固定したものであろう。その形状は七廻り鏡塚のものと同じであるが、七廻り鏡塚のものは柄木が一本造りになっている点が異なる。また船山古墳出土の大刀A・Bには、茎の刃闊に近い部分に小さい方形の削り込みが存在する。改めて銀象嵌大刀の茎を見ると、残存部に認められる不整形の凹みは単なるきずや鋳による欠損ではなく、拡大してみると明らかにタガネ状のもので削った状態を呈している。この削り込み方は三者共似ているが、大刀B、大刀A、銀象嵌大刀の順に難になっている。つまり他の2口にも存在する小さい削り込みを、同様な方法で作ったと見るのが妥当である。言うまでもなく茎に作られたこの小さい削り込みは、柄に装着する勾金を通す孔として作られたものであるから、銀象嵌大刀を含めた船山古墳の3口の木装大刀は、玉纏大刀である可能性が強いと言えるのである。

この3口の大刀はあらゆる点で似ているので、同一作者または同一工房による製作と考えられる。もしこの推定が正しければ、銀象嵌大刀の製作地、製作後の移動の問題と関係して、その歴史的評価に重要な意味をもつことになる。

ところでこの大刀の銀象嵌の文字が、奈良県東大寺山古墳出土の金象嵌中平銘大刀や、埼玉県稻荷山古墳出土の金象嵌鉄劍のように、出土後銹落し等の処置の結果判読出来るようになったものか、あるいは発見当時からある程度分っていたものか、保存状態とも関係して頗る気になるところである。幸に前述した発見直後白川県から司法卿江藤新平等にあてた何書によると、出土した大刀のうち1口には、「^(櫛)宗ニ凡七十字斗の小文字アリ」と註記されている。つまり発見当時から櫛の象嵌の文字が、現在とほとんど同じくらいの字数で識別できたことが明らかで、この大刀の遺存状態が非常に良好であったことがわかる。

その後暫くの間この大刀に関する研究や報告の類は見られないが、明治32年に至って若林勝邦氏が注意し、象嵌を施した大刀等の2・3のものについて紹介している。この時にも文字の数は66あることを述べているが、紹介程度の短報であるためそれ以上には言及していない。出

土遺物の項で触れたように、古谷清氏は明治43年に船山古墳の詳しい報告をした際、この大刀にも触れ、象嵌は剥落しその痕跡は磨滅しているので、肉眼の及ばないところは顕微鏡を使って漸く写し取り、判読したという。これによると、文字は解読の有無にかかわらず68字の存在を指摘されており、この大刀の銀象嵌銘について釈読された最初のものと言うことができる。梅原末治博士はこの古谷氏の釈文と、当時帝室博物館に勤務されていた後藤守一博士の釈文とを参考にして、自らの意見を加え56文字が読解できるとされた。

ところでこの刀の棟は、砥石状のものを使って研いだ擦痕が刀身とほぼ併行に残っている。これがいつ頃行なわれたものか記録に残されていない。当時の関係者はほとんど物故されているので詳細は明らかでないが、現文化財保護審議会専門委員尾崎元春氏が博物館に奉職後間もない頃で、侥幸なことに記憶にとどめられていた。それによると、大正末年頃高橋健白先生のすすめでこの刀の鋒を若干落し、さらに昭和3、4年頃高橋先生の命令で、刀の研師茂木実之吉氏が問題の棟の部分を研ぎ出したものであるという。ただしこの時どの程度釈読が進んだものか、あるいはどのような砥石を使って磨いたか等は明らかでない。なおこの時、同様な形態を示す大刀Aも、象嵌の存在を予想して刃闊に近い部分と棟の一部を研磨したらしく、特に棟は丸味を持たせて研いだ痕が残っている。『帝室博物館図録第九輯』に収めた写真は極めて鮮明であるから、この時に撮影した原版を使用したのではないかとも推測される。そうすると同図録の出版が昭和2年であるから、茂木実之吉氏が研ぎ出したのはもう少し前に遡ることになる。

5. 銘 文

さてこの大刀の銀象嵌は、棟の文字のほかに、鋲本の孔の周囲に花文形と、関から9字離れて切先に顔を向けた天馬の形が見られる。鋲本の孔は貫通せず、タガネ状のもので少し掘り凹め、その周囲に花文の象嵌を施したもので、通例と著しく異なっている点が注意をひく。馬形は長さ3.9mmで、その表現は優れ、古代の工芸技術の優秀さを示すものとして高く評価されている。

棟に認められる問題の銘文は、切先から2.2mmの位置から始まり、全体で81.2mmの間に配置されている。各文字の大きさは字体によって異なるが、4ミリ～9ミリの間にあり、7、8ミリのものが多い。この銘文釈読に1つの基準を与えた福山敏男先生の釈文は、昭和9年1月の考古学雑誌に掲載されているが、これには後藤守一先生の協力のほかに、『帝室博物館図録』所収の写真等を活用されたらしい。福山説はその後若干改訂を加えられているが、学生社発行の『文字』所収の一文が一番新しいので、次にその全文を掲げておこう。

天下復口口口歎大王世、奉口典曹人名无口工、八月中、用大鎧釜井四尺達刀、八十練
六十据三寸上好扣刀、服此刀者長寿、子孫注々得三恩也、不失其所統、作刀者名伊太口、

書者張安也

この福山先生による釈読については2・3の訂正を試みる所説はあっても、基本的にはその後長い間拠るべき学説とされてきたのである。しかし前述のように、稻荷山古墳出土鉄劍の象嵌文字の発見を契機として、にわかに「狼□□□齒」は「狼加多支齒」で、反正天皇ではなく、雄略天皇であろうとする説が、ほとんど固定されるまでに至ったと言えよう。果してその通りであろうか。以下少しく実物について検証してみることにするが、話を進める便宜上、私に判読できる部分を掲げれば次の通りである。ちなみに、判読に当っても文字面の研磨を行なうないので、実物について実体顕微鏡で適宜10~30倍に拡大し、光源の位置を移動しながら銀と鉄地金との差を識別し、さらに過去の数種の鮮明な写真と対比する作業を繰返すという、平凡な方法によらざるを得なかった。

□天下狼□□□齒大王世奉事典曹人名无刊工八月中用大鑄金并四尺透刀八十練□十据三寸上好□刀服此刀者長□子孫注ミ得三恩也不失其所統作刀者名伊太□書者張安也

次に象嵌の剥落等問題のあるものについて若干解説を加えておこう。

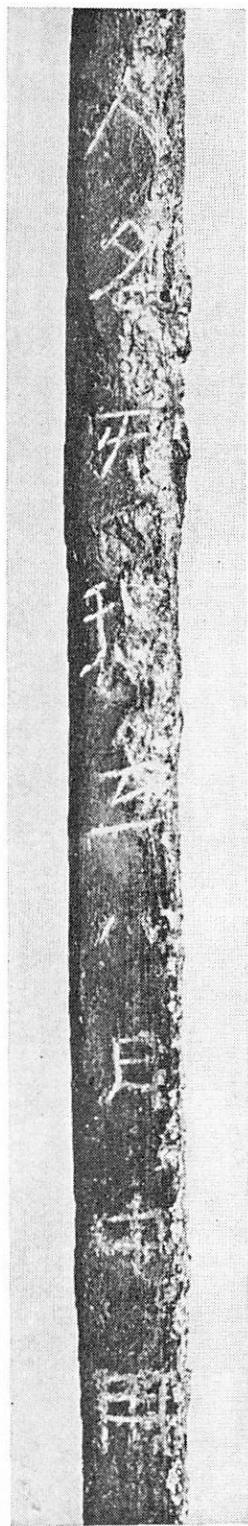
□(1) 現状では「△」だけがやっと見えるだけで何とも判読し難い。後に続く文字との関係から、従来「治」と読まれている。

天(2) 左半分は銹によって欠損。第1画は銀線剥落し、タガネの痕だけが残る。第3画も欠いているが「天」としてよさそうである。

狼(4) 常に問題になっている字である。字の右側がぎりぎりのところまで欠損しているが、幸に字画の全形はほぼ推定できる。ケモノヘンは問題なく、第5画の横一は右下りになる。赤外テレビの映像には微細なキズの反射のためか、ここが「サ」のように見える。この下の通常「隹」とされている部分は、右図のようにフルトリではなく、現状は「E」で、「曰」の右側縦棒のない形と思えばよい。横棒は3本で、中央の縦棒はない。一部の写真で縦棒のように見えるとされているのは、わずかのキズによる光線の反射である。字のすぐ右側が欠損しているので、「E」の3本の横棒がさらにのびれば、丁度欠けているところにフルトリの縦棒があったのではないかという疑問が起る。仔細に観察すると、この3本の横棒のうち一番上は現位置で確実に終り、完存している。一番下もほぼ確実、中央がやや不鮮明である。そのすぐ右側に欠損部には、字体から推定すれば縦棒があって、「曰」になる可能性の方が強いであろう。フルトリの縦棒から、下の「又」に続いているという見方もあるが、これは当らない。以上のような観察が正しければ、この字は「狼」とするのは難しく、「狼」となる可能性が強い。これを何の異体と見るか、また何と読むかは遽かに決め難い。

□□□ (5・6・7) 4から8の間隔は3.2 μ 。文字を判読し得る他の場所で3字分の間隔を計測すると、字の大きさや文字の配置の仕方によって多少の差はあるが、おおむね3.5 μ 内外である。したがって、4~8の間隔は、推定されているように3字分に当るものとして

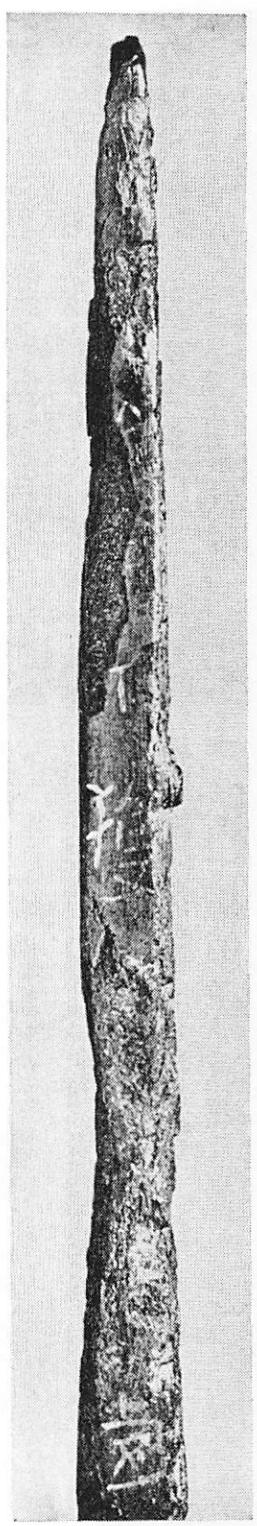
拾
又



20



10



15

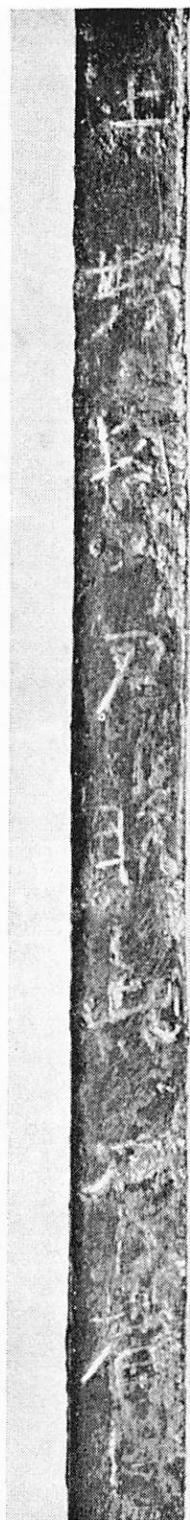
船山古墳銀象嵌大刀銘 (約2.4倍)



35



45



50



30

40

船山古墳銀象嵌大刀銘 (約2.4倍)



船山古墳銀象嵌大刀銘 (約2.4倍)

よい。ここは欠損のため象嵌、タガネ痕共残っていない。

歯(8) これも色々と論議のある字だが、左端が欠損している。したがって「止」の第3画の存否は甚だ微妙で、ないと見る方がよさそうだが断定はできない。なければ「歯」とする公算が強く、歯の異体とするには少し無理がある。『異体字弁』等によると、「歯」は「西」の異体であるから、このような点も一応考慮する必要があるかも知れない。また「歯」であれば「歯」とする読みが再び浮び上ってくるかも知れない。

世(11) 第3画の上部が、第1画の横一よりあまり出ていないのは欠損によるものである。また第2・3画を結ぶ第4画の短かい横棒は、銀線が剥離して見にくいため、「也」「世」とも見える。しかしタガネの痕がわずかに残っているので、「世」として間違いない。

奉(12) 「奉」として問題ないが、赤外テレビに写ったものは、光源の位置による反射のためか第4画の縦棒が2本に見える。写真等機械操作を間に挟んだ判読の際、注意を必要とすることを示している。

事(13) 銀線を残しているのは「中」の部分だけで、そのためか文献4等では「為」とも読まれている。よく見ると、縦の棒のタガネの痕はもう少し上までのび、さらにその少し上に、第1画に当る長い横一のタガネ痕が明瞭に残っているので、「事」と読んで大過なさそうである。

典(14) 左端が欠失し、第6画の横棒の左端も一部銀線が剥離してタガネ痕だけになっているが、「典」とすることには異論はない。

曹(15) 左右が欠損して見ずらくなっている。第5画の縦棒はタガネの痕として残っているので「曹」としてよからう。

□(19) 文献4では「利」とされている。現在判明している字体は右図の通りで、偏は「禾」のようにも思えるが、第4画がなく、第5画はタガネ痕かと思える点が存在するが判然としない。また縦棒の下端が左へ曲っているので「𠂇」のようにも思えるが、第2画の上端は上に出ない。旁は「刂」のようでもあるが、第2画がなく第1画の位置が少し上過ぎる。「利」のほかに、「刂」とした場合前後の続き工合はどうなるであろうか。



工(20) 象嵌では「互」となっており、「互」とも読まれている。「工」を「互」とする例は多く、角川書店の書道大辞典によると、『東魏盧賀蘭墓誌』等にもその例があるので、ここでは「工」としておく。ただし埼玉県稻荷山古墳の鉄劍銘を見ると、「互」の読みも捨て難い。

鎌(21) 福山説では「鎌」とされ、また「鎧」とする意見もある。象嵌では右図に示した通りで、旁が果して「奇」となるか「寿」となるか遽かに決定し難いが、ここでは「寿」に従っておく。



釜(22) 第1画の点が落ちているが、「釜」で誤りない。

透(23) 「透」、「延」とする説もあるが、象嵌の方は「透」となっている。これは『碑別字拾遺』等に「延」と同じとされている。

□(36) 「六」と判読されているもので、あるいはその通りであるかも知れない。現状ではほとんど何も見えないが、『帝室博物館図録』の写真等では短い線が2本認められる。

据(38) 文献4では「振」。また「据」と読む意見もある。現状は、旁の「君」の第1画の折れた縦棒の銀線が剥落しているので、少しわかり難いが、タガネの痕が明瞭に残っているので問題ない。むしろ「口」が锈のため不明瞭である。

□(43) 「利」あるいは「校」と推定されているものである。現在判明している字体は右図の通りで、タガネ痕だけの部分もあるが、偏は「禾」にはならず、「ヰ」あるいは「ヰ」と推定される。第4字の字体から考えて後者の可能性は少なそうである。旁に見られる方向を異にした2つの点は、少し理解に困るが、これは現状でも、また文献3の古い写真によっても間違いない。さらにその右側に、少し左傾したタガネの痕と見られる縦棒があり、その下端は左に曲っている。タガネや锈によるキズ痕かと見られなくはないが、下端は明らかにタガネ痕とするのが至当で、偶然のキズとするには躊躇を感じる。



服(45) 偏の第1・2画および第3画の一部は銀線が落ち、タガネの痕が明瞭に残る。字体は「朕」で、これは『魏比丘僧智等造象記』にも見られ、服と同じである。

者(49) 字画の上半分の銀線が剥落しているが、タガネの痕はよく残っている。

長(50) 第5画の横一の左端以外は象嵌の銀が落ち、かつ第1画の縦棒は、タガネ痕の部分の锈がさらに進んで深く凹んでいるが、字体はよく判別できる。

□(51) 前後の続き工合から「寿」と考えられているもので、恐らくそれでよいのであろう。ただし現状は象嵌とタガネ痕を合せて、横に2本、縦に1本の線がわずかに認められるだけで、そこから全体の字形を復原できるほどではない。

子(52) 第2画はタガネの痕だけ残る。第3画の横一は左半分がほとんど消え、小部分タガネ痕が認められる。

孫(52) 旁の上部は三角を2つ重ねているが、上方の銀線が剥落している。

注(53) 洋とする意見もある。旁の上の点は、その部分だけ錆びているため明らかでないが、2個の点の存在は考えられない。終りの画の縦棒は下に出でていない。したがって「注」と考えざるを得ない。

得(55) 偏が「にんべん」になっているが、『増訂碑別字』によるとこれは『唐武懷亮墓誌』にある。他にも「イ」と「ヰ」とは通じて使用されている例がある。

恩(57) 第1画の銀線が剥落しているだけで字体は明瞭。

也(58) 第1画の始の部分だけ銀線が少し剥落している。

不(59) 第1・2・4画は銀線剥落し、第2画の点は少し不明瞭である。

失(60) 第4画の下半分が、錆のため周辺まで銀線と共に剥落している。しかしタガネの痕が薄く断続的に残っているので、「失」として誤りない。

所⁶² 象嵌の字体は「所」となっている。これは『増訂碑別字』によると『斎張龍伯造像記』に「所」とされている。

作⁶⁴ 偏の第1画は銀線剥離、第2画は錆で欠失。旁は第3画の縦棒と第4画の点の銀線剥離し、第5画は不明。字体と前後の関係から作でよからう。

者⁶⁶ 第1・2・4画は錆で銀線剥落し、タガネの痕がわずかに残り、第3画の横一も右半分を失っている。

名⁶⁷ 「名」、「各」あるいは「咎」とも見える。「咎」は『増訂碑別字』によると「咎」となり、また「咎」とすると、読みは下に続き、名前的一部分になってくる。しばらく通説に従って「名」としておく。

伊⁶⁸ 偏は錆によって第1画は少し欠失、銀線は剥落している。旁の第1画の縦に折れた部分も銀線が剥落し、タガネの痕も断続している。

口⁷⁰ 「利」「加」「於」等と読まれているものである。第1画は銀線剥離、その周りも錆で剥落しているが、偏は「禾」でよさそうである。ただ第3画の縦棒下端が左へ曲っているのが多少気になる。このため上の第1画の銀線が剥落して見にくいくことと相俟って、「加」や「於」という読みが出てくるのであろう。旁は銀線の剥落した点が一個認められるだけで、他は錆のため全く分らない。

者⁷² 第3画の左端および、第6・7画の銀線が剥落している。

6. あとがき

船山古墳と銀象嵌大刀の現状は以上の通りである。銀象嵌の銘文のうち第4字を「獲」と読むためには、第1に「佳」の横棒が1本省略されていたと考えなければならない。第2は「佳」の第5画の縦棒が、省略または右横の欠損部にあったとするか、どちらかの場合を推定する必要がある。第1の省略は「長」「書」等横の画の多いものは省略が行なわれているので、可能性があるが、第2の推定は可能であろうか。どうしても「獲」と読むためには、このような用例を博搜する必要がある。現状ではむしろ「獲」とする可能性の方が強くなってくる。「獲」とした場合に第8字と関連して何と読み、大王を誰に比定するか等、その解釈をめぐって依然として問題は残る。すでに指摘されているように、埼玉県稻荷山古墳出土の鉄劍銘と、治天下、大王、奉事、典曹人、八月中、八十練、等あまりにも対応する似た語が多い。これを1つの根拠にすれば、心情的には「獲□□□歎」は「獲加多支歎」と読みたくなる。しかし事実の示すところには如何ともし難い。改めて各分野の専門の方々に検討をお願いしたい。

ところで、銀象嵌の文字面は、金象嵌と違って大気の汚染等も影響するためか、磨いても短時間に黒く変色してしまう。しかし、長期に亘って銀白色に光った状態を保持し、かつ刀自体の保存や展示・研究等に支障のない確実な保存処置が施される日も近いであろう。そうすれ

ば、改めて文字を磨き出すことも可能で、文字が見易くなれば、稻荷山剣の研究と相俟ってさらに釈読も進むであろう。

銘文の問題も重要であるが、さらに興味をそそることは、船山の3口の大刀はその特徴から同一作者・同一工房の製作と推定される事実である。その外装は当時の一般的な刀装であった木製で、しかも玉纏大刀であった可能性が強い。古墳時代に文化の周辺地域に優れた遺物が存在したり、あるいは畿内と同種類の資料が存在すると、両者の間に直ちに分与、下賜の形態を想像するのが、現今流行的学説の如くになっている。はたして船山の3口の大刀が、同一作者または同一工房によって製作されたものとする推定が容認されるならば、同一石棺内に存在している以上、3口の大刀は同時に移動ないし副葬されたと推定することが自然である。この問題は銘文の釈読と同様に、歴史的評価にかかわる重要な問題であるから、他の方面からさらに検討して頂きたいと思うのである。「獲加多支國大王」の時に、畿内で作られた金と銀の象嵌の刀剣が、東の稻荷山古墳、西の船山古墳の被葬者に前後して下賜されたとする推定は、話としては大変興味深いが、そのためにはなお証明しなければならない幾つかの問題があろう。

先にも一言したように、本稿は船山古墳と銀象嵌大刀の現状の紹介と解説を趣旨としたものである。銘文そのものの釈読等に関しては、一考古学徒が短時間でなし得るところではないから、資料を提示するにとどめ、これを契機にしてさらに論議の深められることを期待したい。船山古墳の出土遺物が、明治新政府と白川県の賢明な措置によって、掛替のない多数の遺物、就中銀象嵌大刀が何等損傷を受けることなく保存されてきたのは、誠に僥幸であると言わなければならない。これには先人の深い配慮があったことを銘記しておきたい。それにつけても、最近船山古墳の近くには資料館も新設され、古墳の重要性が愈々認識され、旧に倍して保護の手がさしのべられているのはよろこばしい限りである。

本稿を草するに当って、東京国立文化財研究所の御援助を得たほか、資料の探索披見等に当って、青木繁夫、石川陸郎、小田富士雄、乙益重隆、小野山節、小林弘邦、杉山由己利、花岡興輝、樋口秀雄、村松徹の諸氏から種々御教示・御援助を頂いた。記して謝意を表する次第である。

〔文 献〕

- 1 梅原末治「江田村船山古墳」「熊本県史蹟調査報告」第1回 大正7年
- 2 梅原末治「玉名郡江田村船山古墳調査報告」上下「熊本県史蹟名勝天然記念物調査報告」第1冊 大正11年
- 3 帝室博物館編「帝室博物館図録」第9輯 昭和2年
- 4 樋本社人「古墳時代の金石文」「日本考古学講座」第1巻 河出書房 昭和30年

- 5 菊水町教育委員会編『菊水町の史蹟』 昭和39年
- 6 文化財保護委員会監修『原色版国宝』 每日新聞社 昭和43年
- 7 福山敏男「江田古墳発掘大刀と隅田八幡神社蔵鏡の銘文」『日本建築史研究』 墨水書房 昭和43年
- 8 福山敏男「金石文」 上田正昭編『文字』 社会思想社 昭和50年
- 9 川口勝康「江田船山古墳大刀銘」「書の日本史」第1巻 平凡社 昭和50年
- 10 菊水町教育委員会編『船山』 文化財調査報告書 第1輯 昭和51年
- 11 文化庁監修『重要文化財』28 每日新聞社 昭和51年
- 12 川口勝康「瑞刃刀と大王号の成立」 井上光貞博士還暦記念会編『古代史論叢』 上巻 吉川弘文館 昭和53年
- 13 井上光貞等「鉄劍の謎と古代日本」新潮社 昭和54年
- 14 川口勝康「五世紀史と金石文——ワカタケル大王の時代——」「鉄劍の謎と古代日本」 新潮社 昭和54年
- 15 若林勝邦「銀象嵌を施せる鉄刀及鍔に就て」 考古学会雑誌第3篇1号 明治32年
- 16 若林勝邦「我邦古代ノ直刀ニ施セル裝飼及ヒ彫刻」 国華155号 明治36年
- 17 古谷清「江田の古墳と女王卑弥呼」 東洋時報147号 明治43年
- 18 古谷清「江田村の古墳」 考古学雑誌2巻5号 明治45年
- 19 高橋健自「日本上代の象嵌」 工芸1巻1号 大正13年
- 20 福山敏男「江田発掘大刀及び隅田八幡神社鏡の製作年代について——日本最古の金石文——」 考古学雑誌24巻1号 昭和9年
- 21 花岡興輝「船山古墳の古文献」 石人5巻7号 昭和39年
- 22 三木文雄「船山古墳とその遺宝」 ミュージアム172号 昭和40年
- 23 金錫亭「日本船山古墳出土の大刀銘文について」 朝鮮学術通報4巻2号 昭和42年
- 24 次沢啄光・馬目順一「船山古墳出土品の年代の系譜」 日本の中の朝鮮文化32号 昭和51年

〔註〕

- (1) 文献1・2・7・8・22参照
- (2) 保存については東京国立文化財研究所の協力を得て從来から検討されている。
- (3) 文献10参照
- (4) 乙益重隆「熊本県菊水町清原の石製表飾」九州考古学36・37 昭和44年
- (5) 梅原末治「玉名郡江田村中小路穴観音古墳」『熊本県史蹟名勝天然記念物調査報告』第1冊 大正11年
- (6) 文献10参照
- (7) 今の熊本県の北部地域。明治5年6月設置、同9年2月廃止、熊本県に戻す。
- (8) 文献21参照。
- (9) これに対応する国側の公文書が当然存在する筈である。現在東京国立博物館で保管するこの種の書類は、明治7年の分から始まる。明治6年のものについて、国立公文書館で『太政類典』、『公文録』等を仔細に検索したが見当らない。すでに破棄されたかどこかに紛れこんだか、あるいは明治8年の内務省の火災にあったものか、明らかでない。何かの手掛りでもあれば御垂教を賜わりたい。

- (10) 文献1参照
- (11) 文献2参照
- (12) このほか古銭3枚（咸豊通宝・寛永通宝・大正7年1銭）、ヒキガエルの骨1個体分が棺内から採集されているが、本表からははずした。ヒキガエルは体長12^才前後のメスであるという。暗く温い石棺内はカエルの冬眠場所としても適當な所であったと思われるので、何時のものとも断定できない。まして金銅冠金具に線刻された蟾蜍と関係づけるわけにもゆくまい。この骨の同定には国立科学博物館古生物学第三研究室の小野慶一氏を煩わした。記して謝意を表する。
- (13) 臼齒の同定には国立科学博物館人類研究部第一研究室長佐倉朔氏を煩わした。また前記のヒキガエルの骨と共に同博物館人類研究部長山口敏氏、普及課長椎名仙卓氏には種々御配慮を頂いた。記して謝意を表する次第である。
- (14) 現在棟の角が落ちて少し丸味をもっているのは、後述するように昭和初年に研磨した時、後世の刀にならって棟を少し丸くしたものらしい。
- (15) 大和久綱平『七廻り鏡塚古墳』大平町教育委員会 昭和49年
- (16) 船山古墳出土の刀身の中には、他にも木装大刀と認められるものが存在する。
- (17) 文献17参照
- (18) 文献8参照

〔附記〕本稿を草して後、乙益重隆氏の「江田船山古墳と銀象嵌大刀」が歴史公論5巻5号（昭和54年5月）に掲載発表された。偶然にも筆者と同じ題名になっていたので、あわてて「江田」だけはずすこととした。なおこの引用文献によって、別に同氏の「船山古墳出土遺物の国宝指定によせて」（「日本談義」174号 昭和40年）があることを知った。披見する機会がなかったが併せて追加しておく。

東京国立博物館美術誌「MUSEUM」（昭和54年7月号）より転載

あとがき

◎本書の作成にあたっては下記の機関・方々の御協力を得ました。

東京国立博物館、熊本県教育庁文化課、山鹿市立博物館、熊本大学文学部考古学研究室、熊本日日新聞情報文化センター。

白木原和美、甲元真之、堀内清治、金閥恕、田辺哲夫、田添夏喜、西田道世、永田次郎、西住欣一郎、宮本千絵、吉永明、池田栄史、吉本隆夫、島津義昭、佐藤征子

◎本書に掲載した写真は、特に東京国立博物館の御協力に依るところが大きく、ここにあらためて感謝申しあげます。

◎本書に再録した資料編については、特に下記の機関・方々の御指導と御協力を得ました。

東京国立博物館、日本考古学会、熊本県教育委員会、青潮社、熊本県立図書館、梅原郁、福山敏男、三木文雄、亀井正道

編集委員 原 口 長 之 (山鹿市博物館長)
隈 昭 志 (熊本県文化課文化財調査係長)
松 木 健 郎 (熊本県文化課技師)
福 永 光 降 (菊水町教委文化課主事)
池 田 道 也 (菊水町教委文化課学芸員)

熊本県江田船山古墳

熊本県文化課文化財調査第二係長 桑原憲彰

プロローグ

今から 115 年前、地元池田佐十氏を中心に、船山古墳の後円部に埋納された横口式家形石棺の蓋石が開けられた。開けられたというより、蓋石が見つかった時、その蓋石を真二つにたたき割って内部に侵入したのである。その時の蓋石の上半分が、今回の発掘で発見されたが、当時の発掘者の興奮が今も伝わって来そうである。とにかくもたたき割って蓋石を開いた時、一瞬白い煙が立上ったという。永い間内部にたまっていたガスが、噴出したのかも知れない。墳丘裾部の畠地には、猫伏が 5 枚ほど敷かれ、その上に出土する遺物が次々に並べられていったが、金属以外の遺物は、空気に触れると変色し、脆くも形が壊れていったという。あまりの遺物の豪華さに発掘に参加した人々は、驚き恐れたと伝える。その後遺物は国が買い上げ、現在の東京国立博物館に収納されているのは、周知のとおりである。

1. 昭和50年度調査（菊水町教育委員会調査）

昭和50年菊水町は、町単独で清原台地上の古墳群の試掘調査を実施した。この調査は、清原台地上の遺跡整備の資料を得るためにもので、その目的は以下のとおりであった。

- (1) 既知古墳の規模の確認
 - (2) 壊滅古墳の残存の有無とそれらの位置
 - (3) 古墳期以外の原始～近代初頭の遺構の存在の有無とその時期の確認

この目的達成のため、清原台地上の各所に試掘坑を設定しその把握に当った。調査結果は、報告書「船山」（菊水町教委51年発行）としてまとめられた。この調査で、船山古墳については、墳丘のコーナー部や、埋没している周溝部の存在と規模が初めて確認された。そして、現存する残丘から、計測された従来の規模よりさらに踏み込んで、築造時の古墳の規模を把握することができた。

墳長46m, 墳幅26mで前方後円墳らしいという程度の従来の把握から, 調査後, 古墳の規模は下記の数値に改められた。ただし数値は掘り込み面からの計測値である。

墳長61m。後円部直径40m。前方部長21m。くびれ部幅27.5m。前方部前辺40m強。前方部左右辺長27.5m。周隍幅、後円部後隍9m弱、後円部左隍14m強、後円部右隍9m、前方部前隍9m強。周隍外堤計測の全長80m弱。 (報告書「船山」より)

古墳に関する遺物は、円筒埴輪、朝顔形円筒埴輪の破片が東試掘坑等より出土した。その他周溝内堆積土より、各時代の遺物の破片も出土した。

清原台地上の船山古墳を含めた埴輪出土4か所の古墳の築造順を、調査者は、埴輪の焼成、整形の様態から、京塚古墳→船山古墳→塚坊主古墳→虚空蔵塚古墳と推定した。

2. 昭和60年度調査（熊本県教育委員会調査）

調査の目的 50年度の調査で、船山古墳周溝部の存在と共に築造時の形状規模が初めて確認された。そして、試掘によって得られた数値を元に、築造時の墳丘の平面的復元が試みられた。しかし試掘坑の設定数が少なかったこともあって、復元図では左側周溝が右側周溝に比べ幅が広いなど疑問点が残った。このため今年度の調査では、これらの疑問点の解決も含めて以下4点を目標に掲げ、残丘の周辺8か所（No.1～No.8）に試掘坑を設定し、船山古墳の平面的規模の把握に努めた。

- (1) 前方部周溝コーナーの確認
- (2) くびれ部の確認
- (3) 後円部周溝規模の再確認

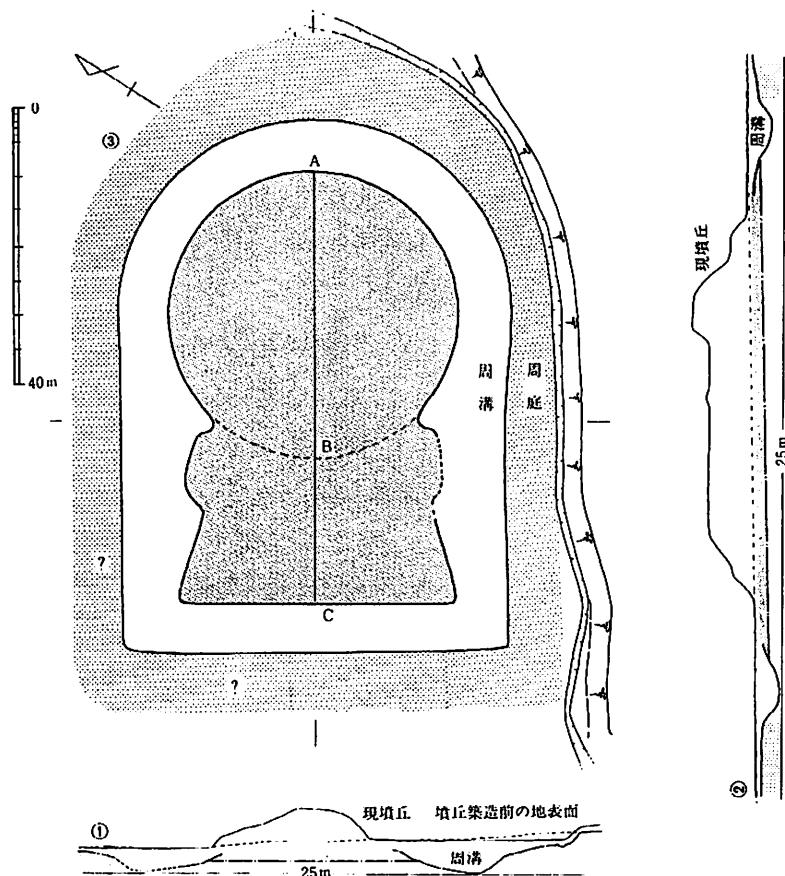


図1 江田船山古墳推定図

(4) 左側周溝幅の確認

今年度の調査によって把握できた築造時の平面的規模は、以下のとおりである。

(1) 従来の規模（昭和50年以前）

形態 前方後円墳（主軸方向N-38°-E）

墳長 46m

墳幅 前方部最大幅 23m

後円部最大幅 26m

墳高 後円部 7.5m 最高部レベル 36.53m

前方部 5.5m 最高部レベル 34.43m

横口式実形石棺の底部レベル 33.60m

(2) 今回の調査結果による規模（図1参照）

形態 前方後円墳（主軸方向N-38°-E）

墳長 62m

後円部直径 41m

前方部最大幅 40m 前方部長 25m

墳高 後円部高10m弱（推定 測点を右くびれ部の傾斜変換ラインにおく）

前方部高 7.5m弱（推定 測点を右くびれ部の傾斜変換ラインにおく）

周溝幅 後円部後溝 7.5m くびれ部13m弱

前方部前溝 7.5m

周溝の深さ

| | 現地表より | 周溝 外縁部より | 周溝 底部レベル |
|-----------------|-------|-------------|-------------|
| 前方部左コーナー 56T | 4.1m | 2.4m | 25.2m |
| 左くびれ部 付近 7T | 4.9m | 2.6m | 25.0m |
| 後円部北側 8T | 3.3m | 1.7m | 26.3m |

表1 周溝の深さ

造り出し

右部造り出し 形態 台形状

突端部長 8m

幅 5 m弱

左部造り出し（左部造り出しあは、かなり搅乱を受けて落ちこみラインをはっきりと確認できなかったので、その現状をもとにし推定した。）

形態 偏平台形状

突端部長 8 m（推定）

幅 3 m弱（推定）

古墳総長（周溝含）77m弱

古墳総幅（周溝含）56m

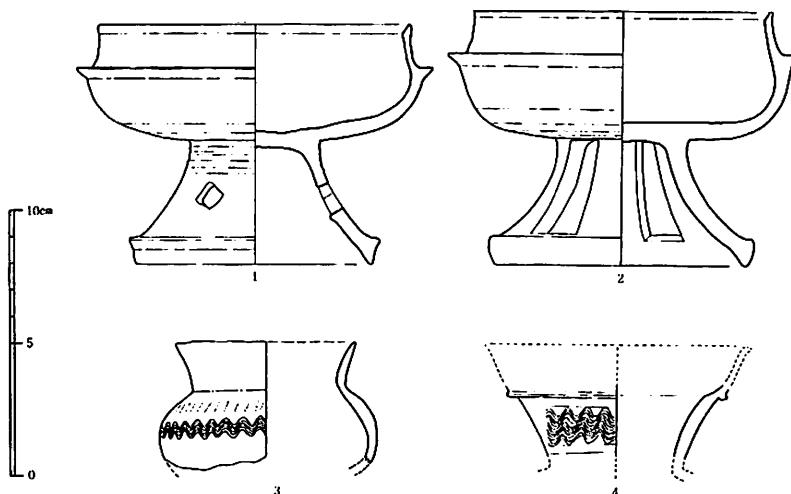


図2 くびれ部出土の高杯その他

新しい発見 古墳の墳丘構造上での新しい発見として、古墳のくびれ部左右に残る台形状の造り出し部がある。熊本県では、くびれ部に造り出し部を持つ前方後円墳の確認は初例である。設置場所は、くびれ部より始まり前方部にとりつけられている。右側造り出し部の形状は、突端部幅が8m、突出幅が5m弱で台形状をなす。左側の造り出し部の形状は、搅乱をうけ明確でないが同様のものであろう。

この造り出し部くびれ部から、埋葬後の年忌祭等の挙行を推定させる、高壙、壺等の供献用遺物が出土した。

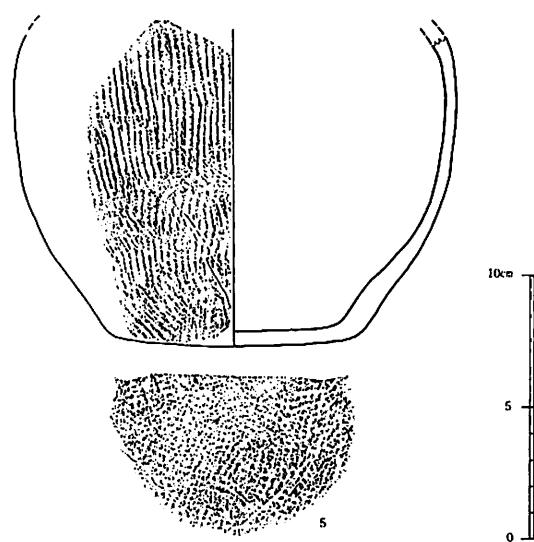


図3 土器実測図（須恵器）

出土遺物 今回の調査では円筒埴輪片の外に、新たに須恵器、土師器、鉄製品などの直接古墳に係わる遺物を検出した。須恵器では高壺3、小壺1、腺1、壺1、甕7、器台1などが、くびれ部および造り出し部一帯から出土している。古墳築造後間もない時期に供献された遺物であろう。

一部須恵器の胎土分析では、陶邑産との結果が出ており、高壺等の形態も陶邑産のものと類似している。従って、今回出土の須恵器を、陶邑編年のI型式3段階に位置づけてみた。ただ平底の壺は、朝鮮半島に見られるもので大陸製の感触も受ける。これらの供献用の須恵器類は、台形状の造り出し部の性格を推定する上での貴重な資料といえよう。

埴輪類（写真1）は、周溝の各試掘坑より葺石と共に出土したが、円筒埴輪、朝顔形円筒埴輪の外、蓋形埴輪片、馬形埴輪片（？）、器財埴輪片が数種出土した。

埴輪類の特色としては、二次調整のための横刷毛目が省略されるものが多いが、一部には横刷毛目の残るもののが認められた。全般的にみると技術的にも丁寧なつくりで、規格性にすぐれ、埴輪製作のための技術集団の存在を感じさせる。

3. 昭和61年度調査

調査の目的 60年の調査が、江田船山古墳の築造当初の規模の平面的広がりの把握を目的としたのに対し、61年度の調査は、立面的規模を把握することにあった。平面と異なり立面は、空中に目印が残る訳でもなく至難の技である。従って今回は、以下4項目を調査の目安とした。

(1) 補石の有無の把握

現状は芯のみの残丘となっているが、葺石が残っている個所はないか。葺石は墳丘の表面を覆うので、葺石が残っていれば、当初の状況を保つものとして墳丘復元の目安になりはしないか。

(2) 墳丘の構造と中心部 主軸線の把握

盛土の状況から、築造当初の墳丘の長軸線の中心点の把握に努める。

(3) 家形石棺内部の遺物の採集

明治6年（1873）の地元民による開棺より、2度ほど石棺内の調査が行なわれているが、遺



写真1 円筒埴輪と高杯

物の残存はないか、あればその採集に努める。

(4) 台形状造り出し部から石棺前庭部に到る墓道の有無の把握

前年度の調査により、くびれ部に台形状の造り出しの存在が確認され、祭祀用遺物が発見されているので、この造り出し部から家形石棺に到る、墓道の存在の有無を確認する。

試掘坑の概況 以上(1)～(4)の目的を達するため、墳丘部に設定した試掘坑の数は、前方部に5か所、後円部に4か所の計9か所で、(図4参照)各試掘坑の調査概況は以下のとおりである。

「No.1 試掘坑」 後円部北側斜面に長さ16m、幅1mの試掘坑を設定した。目的は、周溝から墳丘頂上部までを断ち割って周溝内の流入土の状況、盛土部の構造等を一貫して把握するためである。

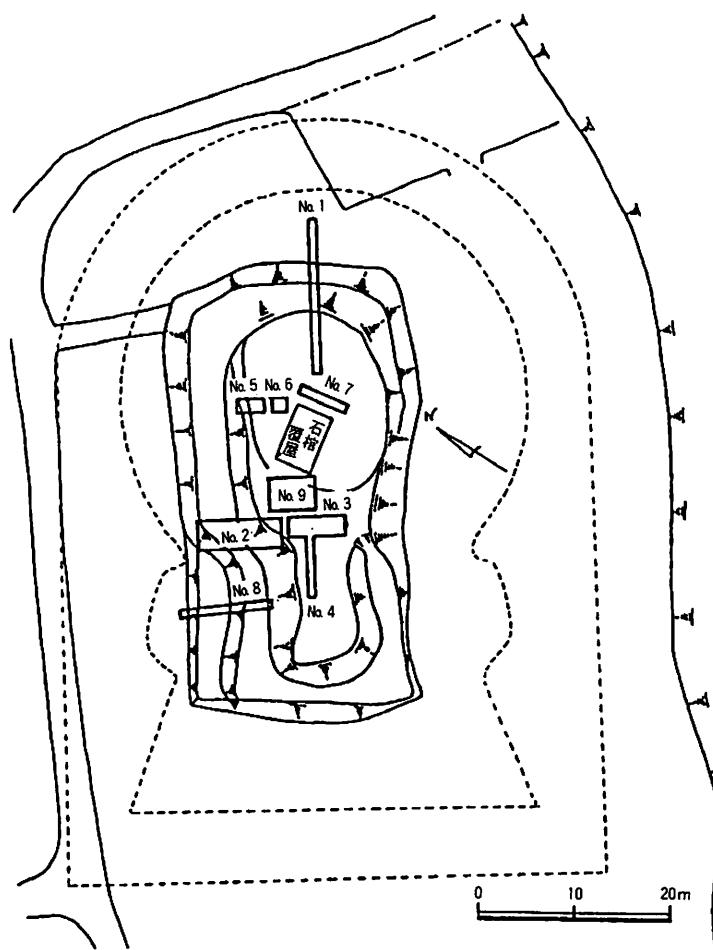


図4 昭和61年度試掘坑設定場所

試掘の結果、以下のことが判明した。後円部北側は、江戸中期頃すでに削りとられ芯を残すのみとなり、裾部を溝が走っていた。その溝が埋め立てられ、現在の段築状のテラスが形成されたのが、1700～1780年頃（溝底より、百間窯製と推定される磁器碗が出土）である。

従って現在残る段築状の帯状の平垣面は、後世、溝の埋め立て時に造成されたもので、古墳築造当時の形状を留めるものではない。土は、再び上部墳丘を削ったり、周囲の土を攝集めたりして盛土とし、畑一枚をせり出したものと思われる。

「No.2 試掘坑」 くびれ部西側斜面に長さ9m、幅3mの試掘坑を設定した。深さ約20cmほど掘り下げると、円筒埴輪片が出土し、さらに、葺石が古墳中腹部及び下部にかけ、三重にめぐらしてあることが確認できた。

「No.3 試掘坑」 前方部と後円部の交わる墳頂部のほぼ中央に、東西方向に長さ6m×幅2mの試掘坑を設定した。ここでは深さ約30cmで黒土部分が現われた。広がりは約2mで、縄文後期の土器小片が多数出土した。この外、同試掘坑の東側部分から、120cm×110cm、深さ70cmの方形の落ち込みが認められた。落ち込みの南端部分には、直径約15cmの穴が存在する。落込みは、ほぼ現地表より始まっており、形状、深さ等が近世墓壙とは異なる。

「No.4 試掘坑」 No.3 試掘坑と直角に南北方向に長さ5m幅1mの試掘坑を設定した。盛土内の黒色土層から、縄文後期の土器小片が出土。周溝部排土のみでなく、不足分の土を周囲の清原遺跡より運んだことが知られる。

「No.5・6 試掘坑」 後円部の石棺覆屋の西側斜面に設定した。（No.5 試掘坑3m×3m、No.6 試掘坑3m×2m）深さ20cm。昭和30年代頃の参道部を確認した。遺物は見られない。

「No.7 試掘坑」 現覆屋裏面の部分で、後円部墳頂の南～北断面の精査を行なう。ここでは盛土の状態の確認が主目的で、後円部における古墳の主軸の一点が確認された。

「No.8 試掘坑」 古墳前方部の西側斜面、No.2 試掘坑より南へ約6mの所に設定した。（長さ10m×1m）葺石、盛土の様子を確認することが目的である。北側断面を観察すると、表土の段築はそのまま盛土断面と重なって、その下部にテラス状の段築基礎の存在が確認された。また、円筒埴輪片、葺石の一部が裾部より出土した。

「No.9 試掘坑」 覆屋南側に3.5m×5mの範囲で設定した。表土は本来の盛土というより、搅乱された土と考えられる。明治6年発掘時の土と昭和30年代の覆屋築造の際の排土で、後の見学者等により踏み固められている。篩だけで精査を行なった結果、小玉9個、粟玉1個及び鉄片、青銅片（馬具、飾り金具か？）が数点出土。また縄文後期土器片や、近世・近代の磁器片（碗片）10数点も出土した。

(1)について

周囲より削り立てられた墳丘各所において、最も削除の少ない部分は、墳丘部に深く切り込んだくびれ部と推定される。このため、西側くびれ部にNo.2 試掘坑を設定、掘り下げた。この

部分は、造り出し部より家形石棺へ到る墓道所在部と推定されるため、(2)の調査も兼ねて行なった。試掘坑によって頂上部近くに一段、中腹部（現墳裾近く）に一段と、二か所に帯状に巡る葺石の所在が確認された。昨年の周溝調査で、周溝内に落ち込んだ多量の葺石と考え併わせると、下段にも墳裾部を堅める葺石列が所在したと思われ、上段、中段、下段の三か所に葺石が巡らされていたことが推定された。これらは、段築部の斜面を堅めていたものと思われる。

(2)について

現残丘上における主軸方向を把握するために、石棺覆屋裏側上手面を削り立て、No.7試掘坑を設定した。下部は、石棺の基礎部分まで掘り下げた。断面には、幅20cm長さ 100cm程の土色の異なる帯状の地層が、現地表のある一点部分に向けて南と北より八の字をなして立上がり、墳丘築造時の頂点部（主軸部）を表しており、後円部における主軸点の把握ができた。前方部での主軸点は把握できなかった。

(3)について

家形石棺の横口と、台形状の造り出し部とはほぼ同方向にあり、墳丘くびれ部を通り最短距離で結ばれる。このため、No.2, No.9の試掘坑を設定し、墓道の把握に努めた。しかし、両者を結ぶ墓道の確認はできなかった。ただ、石棺前庭部の存在等から、かつて両者を結ぶ墓道が存在した可能性は極めて強い。しかし、墳裾部等の削り立てが激しいため消滅したものと思われる。

(4)について

明治6年の遺物の発見以来、戦前戦後を通じて、2回ほど梅原氏等によって石棺内外の遺物の採集が行なわれている。しかし、現在も豪雨後等に、前庭部一帯で青色のガラス玉が発見される。これらは採集され、町立資料館に収められている。今回は2個の表採の外、石棺内外の排土を水洗した結果、石棺内の石の間隙、前庭部等の土より、玉類（瑪瑙小玉1, 管玉3, 玻璃小玉69, 同あわ玉42）115個が発見された。この数は、現在東京国立博物館に納められている玻璃玉90余を上回った。その他、鉄製品（刀子・鉄鏃・馬具片・同飾り金具）等53点も出土した。

まとめ

今回は、調査の目安を4項目掲げたが、その究極の目的は、周辺からの削り立てによって失われた、築造当時の墳丘の立面的把握にあった。つまり、「築造時の墳丘の高さの把握」の一言につきよう。調査によって判明した点は、以下のとおりである。

まず葺石の有無についてであるが、葺石がかつて存在したであろうことは、周溝内に落ち込んだ多量の石によって存在が推定されていた。問題は、現残丘内にその残存が認められるか否かにあった。葺石の有無によって、築造時の墳丘の高さの推定資料となるからである。

現墳丘は、東半分の削り取りが激しいため、築造時推定復元図では、西寄りの残丘となっている。このため、西側くびれ部一帯墳頂付近は、推定復元図上では、築造時の葺石列が残る可能性の強い事が推定され、これがNo.2試掘坑の設定理由となった。

試掘によって、墳頂近くのくびれ部分に帯状の葺石列と埴輪破片群の存在が、また、削り立てが激しくなる中腹付近にも、乱れた若干の葺石の残存が認められた。そして、周溝内に落ち込んだ多量の葺石とも絡めて、墳頂部、中腹部、墳裾部の三か所に帯状の葺石列が、それぞれの段築斜面部を堅めていたことが推定された。またこの事実等から、墳丘には、三段の段築が設けられていた可能性が強くなってきた。

しかし、現在残る帯状の平坦部がすべて築造時の段築ではない。特に、後円部北東側に設けたNo.1試掘坑は、墳丘の内部構造を知るため、墳丘を断ち割るかたちで設定したが、この試掘の結果、今まで前方部より続く中段の段築と考えられていた後円部の帯状の平坦面が、実は後世の盛土であることが判明した。

つまり、この平坦面の下部、1.70m（残存確認面）の所に南北に走る幅2.70m（同）の溝が現われたのである。溝底から、砂に混って1700～1780年に佐賀県有田の百間窯で焼かれた磁器片数点が出土した。この結果、船山古墳後円部の墳丘は、一時期現墳頂部傾斜線面を延長にした墳裾部まで削りとられ、墳裾部を南北に走る溝が設けられていた事が明白となった。溝は水が流れたこともあったらしく、溝底に若干の砂の堆積も認められた。その後この溝は廃棄され、再び墳丘を削り周囲の土を搔き集め、盛土によって帯状の畑一枚をせり出したことを、No.1試掘坑の層序は如実に物語っていた。

なお、北側周溝の隅部の谷頭部に連なる個所に「船山の水抜き場所」と呼ばれる所があるが、これらの溝の所在の名残りを留める伝承とも考えられる。

墳丘を形成する盛土は、周溝を掘った時の排土を盛り上げた様で、周溝内に見られる黄色土が、盛土内に縞状をなし積み上げられ、かなり打ち堅め踏み堅められていた。

しかし、中国の墳墓等に見られる正式の版築とよべるものではない。また、現墳頂部上面に設けられたNo.3、No.4試掘坑によって、前方部墳頂一帯の盛土は、他所から運んで盛上げたものであることが、中に含まれる縄文土器片によって確認された。この黒色土は、船山古墳周辺畠地の表土下60cm位の所に横たわる土で、縄文時代後期の清原遺跡の土である。当然、江田船山古墳もこの遺跡内に位置している。このように、周辺の土をもって盛土としているということは、現表土下4.5m～5mの深さを持つ、当古墳の周溝を掘った排土をもってしても、完全に墳丘が形成できなかったことを物語っている。

また、これらの周囲の黒色土が用いられているということは、逆に盛られた黒色土部分が、すでに墳頂部近くであることの証しでもあろう。

前方部、後円部の墳丘の高さであるが、石棺覆屋裏に設定したNo.7の試掘坑断面層序によっ

て、八の字状の盛土層序の頂点部が抑えられ、後円部における主軸の一方の点が確認された。この結果では、標高 36.53m の後円墳最高所部分において、封土の流失はあまりないことが確認された。なお、くびれ部分の高さは、家形石棺の床面の高さや、残存する葺石列によって推定できるが、前方部における主軸頂点個所は、前方部先端をカットされていることもあり、握めなかった。また、前方部頂点の現況はほぼ水平となっているが、かなりの削平を受けているものと思われ、同所における高さの推定はできなかった。

造り出し部と、内部主体である横口式の家形石棺の入口部は同方向にあり、くびれ部をもって最短距離で結ばれる。このため、造り出し部と石棺を結ぶ墓道の所在が期待されたが、今回の調査では確認できなかった。

江田船山古墳

1989年3月31日 発行

編集 江田船山古墳編集委員会

発行 熊本県玉名郡菊水町

製作 熊本日日新聞

情報文化センター

印刷 凸版印刷株式会社

〒865-01 熊本県玉名郡菊水町教育委員会
TEL 0968-86-3131

〒862 熊本市上通町2-33
熊本日日新聞情報文化センター
TEL 096-327-3121

